

樹種	主なる利用性質	用途	備考
クロモジ	材色、芳香 細枝及び其色	妻楊子 袖垣	黒色を帯び優雅なり
クリノキ	堅硬、紋理、各種強力、狂少	和風家具(火鉢、鏡臺、針箱、煙草盆)、人力車、漆器板物 木地(静岡、山形、宮城、日光、高崎地方)、同丸物木地(京都地方)、枕木、棹(北海道地方)、車輻、鞍、下駄、洋風建築、指物彫刻、挽物(椅子、卓子脚、灰盤)、紡績木管の心棒 船艦用 屋根板、土臺、床柱、流板、鐵木、地形、橋梁 名栗丸太(丹波) 位牌(朝鮮、神位)、粗朶類	灰盤は朝鮮 朝鮮にてクリノキは靈魂と關係多しと稱せらる
クマギ	堅硬、耐摩擦、弾力	籠齒、足駄齒、船腕	
クスノキ	紋理、色澤、香氣 音響	建築裝飾材(床柱、床板、棚板、鏡板)、家具、指物、裝飾材 木魚	特に可なり
ナチダモ	—	—	シホゲ参照
ナナギ	材素白、精緻	房楊子、小楊子、箸、組板、張板	
ナマナラシ	—	—	ドロノキ参照
ナマガハ	紋理、色澤	建築裝飾材(床柱、床板、棚板、落掛、樞)家具、指物、其他、漆器木地、寄木材料、弓材料	朝鮮にても弓材となす
ナマザクラ	色澤	寄木材料	紫丹、マホガニー等の代用となす
	精緻、狂及割少	版木、各種美術彫刻、器械類、挽物木地、漆器木地、各種器具、各種型類	
マホガニー	其他一般 色澤、狂少	折木、木鐘、硝子木型 各種裝飾材(特に船舶用)、器械類	
マメガキ	色澤、堅緻	寄木材料、裝飾用材、木櫛、銃床、定規類	材は通稱クロガキと云ふ

樹種	主なる利用性質	用途	備考
メキキ	堅韌、大材、狂少、割少 色澤、紋理	建築用、車輻、各種器械、細工臺挽物木地、白類、車類(井戸齒輪)、土工具、船舶材料、腕木、大鼓胴、漆器木地、各種家具指物、鏡板、樂器類(胴)、寄木、彫刻材料、其他型類	船舶材料としては曲木の利用亦多し
メジロナシ	木理、色澤	和洋家具、彫刻材料、寄木材料	クラ材の代用料
ヲ	精緻、割難し 堅緻 其他	挽物、漆器丸物木地、小道具(秤、下駄齒、杓子等) 農工具把柄、枕木、鞍骨、紡績用木管 曲木、硝子型	
ウヅキ	白色韌性	荷棒、把柄(主に洋杖)	
ウヅナギ	曲從性、白色	行李	
黒	色澤、堅重、精緻	ヒヤノ、オルガン、鍵、同樂器類、挽物(軸、念珠)、置物彫刻	
エノキ	良材代用	運動具、家具、其他	
エゾマツ	抗壓、抗彎強 木理通直、音響傳導 白色、輕軟 分割、曲從 纖維	一般建築、船舶樂器、響板 箸、包裝箱、燗寸小箱、附木類、障子類、測竿 曲物、曲輪類 バルブ	
エゴノキ	白色(着色自由) 精緻、加工容易、割難 其他	玩具、挽物 挽物(房心、呑口、其他)、パイプ類其他 ネゲ木、鞍、床柱	
鉛筆ビヤクシ	精緻、芳香	鉛筆	特に小刀の切味良
アサハズ	白色、精緻	寄木、象嵌用材、玩具、挽物	泥中に浸すと青色となる
アサメコ	強韌、割狂少	野球バット、木櫛類、其他運動具	
アヲ	白色堅重	箸、木櫛、把柄	

樹種	主なる 利用性質	用途	備考
アカガシ	堅、靱、重 對摩擦、其他 色澤 木理、狂少	槌、杵、楔、車輛、各種齒類、 砲臺、機械臺 皮器、型類、農具類、船具類 樂器類	
アカマツ	色澤、木理、抗 壓、抗彎 對濕 抗張、曲從性 其他	各種建築材、建具材、各種 臺、枕木、敷木、車輛 土工用材、其他一般水濕方 面 繩類、木毛 包裝箱、小箱、指物類	
アカシテ	曲從性、堅靱、 白色	自轉車輞、把柄、曲木細工、 挽物(主に小物或は玩具)、 洋家具	髓線太く、ラック の仕上り美
アヅキナシ	堅靱、色澤、木 理	洋家具、靴型	
アララギ	色澤、紋理	指物材、建築裝飾材、寄木、 貼木、小細工材料、鉛筆、笏	アイメ細工
アサダ	堅靱、白色	各種小運動具、型類、箱(丈 夫)類、經木	
アスナロ	色澤、抗壓、抗 彎 對濕 精緻、狂少、木 瘡少 曲從性	各種建築材、家具材、建具 材、車輛 各種土工、木工用材、枕木、 橋梁 漆器木地、曲物木地、量器 曲輪、曲木	輪島、金澤、津輕、 秋田
サイカチ	材色(黄白)	寄木	
サハラ	木理、色澤、臭 少 割裂性、曲從 性 狂少、輕	ヒノキの代用として箱宮、 丸屋根荒神箱、建築裝飾材、 飯櫃、蒲鉾板、天星、腹星、吞 口捻 屋根板、曲輪、曲物(一般)、 桶類 建具、和洋家具、人力車、茶 箱、木型、量器、漆器木地、下 駄	ヒノキの代用
サロアルミ	白色、臭少 焦難	箸、軸木、經木、織物	着色良
サカタ	堅靱、色澤、割 難	槌物、酒樽締木、挽物、木桶	皮附丸太、床柱
サカキ	色澤、堅靱	木桶、小物木地	

樹種	主なる 利用性質	用途	備考
サンセウ	堅靱	搦木、茶卓、湯呑	
キハダ	紋理、色澤	鏡板、和洋家具、寄木、床柱、 下駄	
キ	輕軟 木理、色澤 糊着、耐水火 其他	假面、建具骨、鬮根 下駄、火鉢、建具、經木 箆筒類、和風家具、小箱(金 庫内小箱等) 浮子、呑口、棺、火藥用炭	
キサ、ダ	輕	下駄	
メ、キ	黄色	寄木類	
ヒ、ラギ	白色、堅硬	算盤玉、木劍、各種駒類、發 類	
モクコク	赤色	寄木、建築材、	琉球にては白蛾に 冒されずと云ふ
モ	白色、無臭 加工容易 割裂性 其他	經木、木具、箸、食糧品用箱、 塔婆、包裝箱 建具、建築材、漆器木地、貼 木練心、指物 笹折、縁木、保存箱、曲物 一般道具類、製紙原料	鼠害に罹ること少 し
モンラン	色澤(灰)、木 理	家具指物、寄木、床柱、小道 具	
セング	輕軟、素白 音響	家具指物、寄木、下駄 木魚、樂器胴	キリ代用
ス	材色、木理 丸肌 邊材白色 心材淡紅色、 木理、輕軟 香氣 大材、耐濕、強 力 割裂性	堂宮、丸屋根、箱宮 磨丸太 天井、箸、一般櫓(特に酒櫓) 建築材、建築裝飾材、建具、 家具指物、小箱、經木、一閑 張、金庫箱、包裝箱、漆器木 地、下駄 食料品箱板、清酒桶(天星、 腹星、呑口にも用ゆ) 電柱、土工材、木工材、舟材、 橋梁、車輛 屋根板、笹折、曲輪、曲物類	吉野杉は特に名高 し 神代木、風蝕材は 特に面白味あり
ミゾキ	白色、精緻	箸類、挽物(主に小物)漆器 木地(丸物)鞍類其他小道具	着色し易し

樹種	主なる利用性質	用途	備考
ミヅメ	堅緻、狂少	型類、織機、挽物、漆器木地(丸物)木製機械、小箱類、洋家具、把柄類、彫刻材、樂器材料(代用)	硝子型にも用ゆ
ミ「ネバ」	堅緻、割難、色澤 強韌	挽物、漆器木地(丸物)、型類、機械類、洋家具、櫛、洗濯用具(朝鮮)車輛材料、棹類、其他	
シホザ	紋理、色澤 曲從性、彈力 堅強、割少	建築裝飾材、和洋家具、箱類、彫刻、運動具、洋大鼓胴其他樂器胴オール、車輛材、枕木挽物	水を吸収すること少し
宗 桧	堅硬、色澤、割少	建築裝飾材、家具指物、小道具、寄木、貼木材、挽物、樂器類(三味線棹)	
シナノキ	輕軟、加工容易	箱類、調車車、洋風家具、洋風建築、彫刻用材、家具(朝鮮)	
シラベ	白色、輕軟 割裂、曲從	箸、包装箱、家具指物 疊縁木、曲輪、曲物類	其他パルプ原料
シラカシ	堅硬、強韌、彈力 狂少、耐濕 音響	敷居其他の埋木、棹、滑車類、車輛、小道具、鉦臺、木路、下駄齒、木製機械、爐、把柄、度器、型類 三味線、柁木	特に水木目を衝くこと少し
シラカンバ	木理、色澤、精緻 曲從性、狂少	置物彫刻、家具指物、洋指物、紡績木管 曲木細工、木型類	
シ「ウ」リ	—	—	サクラに同じ
シキミ	材色(桃、茶) 精緻	寄木、念珠、杖柄	
シヒノキ	丸肌、木理、精緻	床柱、指物、把柄	
ヒバ	堅硬、色澤	木劍、木櫛	
ヒノキ	白色	堂宮、箱宮、丸屋根、葬祭具	材色素白なるため森盛清淨の感あり

樹種	主なる利用性質	用途	備考
	光澤、精緻、芳香、狂少 耐濕、強力	建築材、建築裝飾材、建具、天井、家具指物、木型、漆器木地、彫刻、小道具、量器、度器、製紙用棒 柱、枕木、橋梁、木工用材、桶類、土臺	丸肌の美は磨丸太、色素を含むこと少し
ビヤクシン	材色、精緻、芳香	鉛筆ビヤクシンの代用	小刀の切味良
ヒメコマツ	木理通直、色澤、傳音 精緻、加工容易	樂器、甲板 建築、建築彫刻、一般彫刻、木型、建具、指物、箱類、量器	

竹材の部

種類	主なる利用性質	用途	備考
イヨダケ	稈長、白色	伊豫簾	
ハチク	節底、皮硬、美 各種強力、輕根元、多枝、其他 曲從、割裂 強力	晒竹、模擬材、下見縁、家具、窓 竿類、把柄 尺八(代用)、杖類 竹穂垣、箒 彫刻、圓筒類 籠篋類、籠類、篋、骨(細裂)類、箸 弓類	丸物 割材
ハコネダケ	稈長、硬質 割少、強力	羅字、パイプ、筆軸、其他 籠、扇子圓扇骨、簾、壁下	
ホテイチク	根際節	釣竿、杖、道具柱(柵)、鞭	
籐	竹 真直、彈力 皮光澤、強韌 曲從	洋杖、吊手、其他 編物、椅子、籠、弓、其他道具類卷上	
ウンチク	稈細長、節高、皮色澤	筆軸、洋杖、窓	
ウンモンチク	皮の斑紋	洞簫、明笛、其他笛類、和洋家具(柱)、筒、筆軸、扇骨、其他小細工品	
クロチク	皮の紫黑色	天井、棹縁、釣竿、把柄、笛類、家具、竹穂垣	

種類	主なる利用性質	用途	備考
ヤダケ	節低、細長	筆軸、箭竹、釣竿	
マダケ	皮の色澤 皮の青緑 弾力及各種強 力 空孔 節壁 根元 割裂性 弾力、堅韌 曲從	輸出向家具、飾棚、卓、其他 道具(柱脚) 熊手柄(西の市)、飾竹(正月) 竿類、矢類、梯子、壁下、其他 洞簫、水管、笥 杓、茶入、其他筒類 印材、急須、釜敷、香合、其他 小細工、尺八 箆、茶筌、簾、扇子團扇骨、 箆、梳櫛、箸、傘骨類 弓、箠、小刀、小道具等の券 孫、竹刀、竹胴 下駄表、漆器木地	丸物 割材
ゴマツザ	幹細長、曲從	籠	
メダケ	節底平、節間 長 弾力 空洞 節低平、節間 長 強韌、曲從	晒竹、庇廻、簀子、筆軸 竿 筒類 簾類 箆籠類、行李、團扇骨、壁下	
櫻桐竹	幹細長、弾力	洋杖	
モウソウチク	幹太 柔軟 節 枝 肉厚、曲從	柱、花立、其他 彫刻、材料(筆立類) 杓類、茶入、其他筒類、鉢、 椀、垣、箆、ヒビツダ 母呂骨、籠、行李及其力骨 (框)	マダケ代用
スズダケ	強韌、曲從 幹細長、節低	行李、箆、籠類 窓格子	

(2) 木材化学工藝

木材化学工藝中主要なるもの次の如し。

- 一、木材保存法 (防腐、防蟲、耐火、耐水及硬化法)
- 一、木竹材着色法
- 一、木材塗料使用法 (ヴァニシユ、塗漆、及ペイント)
- 一、木材接合劑使用法

以上の中最重要なるは木材保存法にして殊に防腐を主要とす。現時世界に於ける工場数は恐らく二百以上を算すべく、米國の如きは年々二千萬石の木材を處理しつつあり、我國にも數ヶ所の工場ありて枕木、電柱、鋪木等の處理漸く盛なるに至れり、防蟲は防腐處理に伴ひ其効果を收め得べく、耐火法は英、米に於て一、二の工場存するのみ、耐火硬化法等は未だ實用的に行はるゝこと稀なり。

木竹材の着色法は塗布、浸漬注入により、器具、玩具其他諸種の模擬材を製出す。

木材塗料には酒精ヴァニシユ(或はラック)、油ヴァニシユ及塗漆等あり、殊に漆器は東洋の特産にして産額多し、又ペイント使用は近時洋式建築の増加と共に著しく増加せり。

木材接合劑は從來器具用として主に糊及膠を使用せるも近時はヴェニョアの如き接合木材を製出するに至り爲めに接合劑も亦大に進歩の域に進み諸種製法によるカゼイン糊の使用盛大となるに至れり。

今防腐劑注入材の數量及其使用見込量を示せば次の如し。

防腐劑注入材

品名	單位	枕木	電柱	木煉瓦	其他	合計	備考
クレオソート注入材	石	178,800	145,200	34,800	36,700	395,500	大正11年度見込材積 大正10年度概數
丹漆注入材	本	—	1,991,000	—	—	1,991,000	

防腐劑使用見込量

品名	單位	使用量	備考
クレオソート	石	109,400	大正11年度
丹漆	本	?	
クレオソールニユーム	罐	18,670	大正11年度(1罐1斗入)

(四) 森林土木

(1) 内地國有林

林産物の運搬施設は立木の儘處分する場合若くは官行事業として斫伐する場合等に於て必要に應じ各種の林道を敷設し或は貯木場を設くるものにして又森林管理其他林内交通の必要上歩道を築設す、而して明治三十二年以降大正十年度末迄に築設せる之等の土木設備次の如し。

種 別	延長距離又は廣さ
鐵道	75,548
軌道	654,644
車道	602,338
馬道	136,694
牛馬道	464,006
步道	7,848,116
其他	1,319
合 計	9,782,965
貯 木 場	312,9

尙之を大林區別に示せば次表の如し。

大林區署	鐵道	軌道	車道	馬道	牛馬道	步道	其他	計	貯木場
青森	36,808	95,158	79,219	—	111,351	2,102,553	769	2,425,892	92.1
秋田	15,863	163,270	42,542	908	70,877	1,048,193	—	1,341,653	50.5
東京	—	80,319	177,200	27,359	124,133	1,433,958	470	1,843,439	49.0
大阪	—	45,522	84,342	26,460	26,467	725,946	—	908,737	45.2
高知	22,877	108,186	69,133	4,440	120,773	1,358,792	—	1,684,201	27.1
熊本	—	32,871	133,798	45,411	10,405	618,580	80	821,145	12.6
鹿兒島	—	129,318	36,074	32,416	—	560,089	—	757,897	36.4

(2) 北海道國有林

北海道國有林に於ても産物搬出の爲め各種の土木設備を施し森林鐵道及軌道は大正九年以降、步道は大正十年以降盛に築設せられたり、今大正十一年度末現在の状態を示せば次の如し。

種 別	延長距離又は廣さ
鐵道	28,60
軌道	10,24
步道	193,538
貯 木 場	18,2115

(3) 臺灣國有林

官行斫伐事業地たる阿里山、八仙山、宜蘭の鐵道軌道及貯木場は次表の如し。

箇 所	種 別	延長距離又は廣さ	摘 要
阿 里 山	鐵 道	43,74	軌間二呎六吋、軌條 25 封度、30 封度、40 封度、起點と頂上の差 7,500 尺、機關車 22、貨車 180 内貯木池 9,500 坪
	嘉義貯木場	162,417	
八 仙 山	軌 道	2,5	内貯木池 3,800 坪
	土牛貯木場	7,000	
宜 蘭	軌 道	5,7	軌條 12 封度 内貯木池 16,800 坪
	員山貯木場	39,417	

(4) 朝鮮國有林

營林廠所管の斫伐は主として鴨綠江、豆滿江附近に於て行はれ運搬利便なるが爲め土木施設比較的多からず、而して大正十年度現在の施設次の如し。

種 別	延長距離又は廣さ	
軌 道	14,5	
川 造	236	
貯 木 場	面積	130,400
	軌道	9,8
	鐵道引込線	18

(5) 樺太國有林

種 別	延 長 距 離
軌 道	31,2

第六 林野整理事業

(一) 御料林野

御料林野は當初國有林野中より分割設定せられしものなるを以て之れが取扱は概ね國有林野と均しく先づ境界査定及測量を行ひて地籍を確定し、社寺土地林に對しては古來の縁故を認めて委託林となし、亞で林野下戻りは拂下等を實行して以て林野の整理を圖りたり。

而して下戻処分は明治三十三年五月、御料地及立木竹下付規程を設けて出願せしめ宮内省、農商務省の高等官並行政裁判所評定官中より選任したる審査委員の審議に附し許否を決定せり、又土地特賣に付ては明治三十一年御料地特賣規程、同三十三年社寺上地特賣規程、同四十一年に於て御料地拂下規程を發布し御料林野中大小の團地混淆し經營上支障あるもの並に舊來の縁故關係により民營に移すを適當と認むる箇所を拂下することとせり。然れども之等は多く小面積にして極めて消極的に行はれしに過ぎず、漸次土地利用の進展に伴ひ民間に移すべきものは速に決定の上御料林野經營の基礎を確實ならしむる必要あるを認め大正七年末不要存御料地處分令を發布し爾來十數回の告示をなし以て積極的に拂下を實行したる結果、御料林野の整理事業は漸次進捗するに至れり其詳細は茲に之を省く。

(二) 國有林野

(1) 内地

一、沿革

第一次——明治八年、租稅改正事務局を設け地租改正に關する一切の事務を專管せしむるや、初めて山林原野官民所有區分に關する處分方法を定め亞で翌年官林調査假條例を定め内務省吏を派し國有林の所在、面積、立木等を調査し圖面を作製して官林臺帳を調製せりと雖實地と符合せざるもの多く境界の明確を缺きたる爲め紛争絶えず國有林野の管理經營上支障甚多かりき。

明治十四年農商務省山林局の置かるゝや翌年、官林境界線實測及製圖順序並官林境界調査心得を定め府縣及山林事務所をして境界調査を行はしめ隣接地主、地元戸長の立會、土壘其他の標識を設置せり、同十七年地租條例及同取扱心得書を定め一般地主をして段別及野取繪圖を提出せしめ尙官吏を派し所謂地押調査を施行せしめたりしが之亦粗略にして未だ官民所有の境界を明確ならしめ能はずして止みぬ。

第二次——明治二十三年政府は官民有區分の急進を決し三十七年に至る十五ヶ年間の繼續費八十五萬餘圓を投じ官有林野實況調査(要、不要存調)、部分林調査、官有林野境界調査(境界調及測量)等の事業を開始し大林區署之れが實行に當りたるが經費及技術員の都合により豫期の如く進捗せず遂に第三次の整理計劃を立つるに至れり。

第三次(特別經營事業)——明治三十二年、國有林經營上百年の大計を定むる計劃を立て翌年行ひたる實況調査の概果に基き現國有林野七百九十二萬三百二十八町歩の内不要存置林野七十四萬千五百七十六町歩を賣却し其收入二千三百二萬二千五百十三圓を得て要存置林野の施業を行ひ將來國家の一大財源たらしめむとせり之れ即ち國有林野特別經營事業にして以下其成績概要を説明すべし。

二、特別經營事業

(イ) 事業成績

本事業は前記沿革に於て述ふるが如く明治三十二年に於て其實行に着手し爾來着々之れが進捗を圖りたるが大正十年度に至る實行期間は現に二十三年に達し略臨時的業務を終了せしを以て十一年度以降經常事務に移すべき時期に到達せり即ち境界査定、測量及施業案編成等は勿論造林に於ても新植事業の全部を了り整理處分の如き豫定收入二千三百餘萬圓に對し既に六千五十九萬餘圓の收入を見以後約二千萬圓を收入する見込あり依て茲に總事業を打切り之を通常經營に移付するに至れるものにして其成績次表の如し。

特別經營事業實行成績表

種別	期間	數量	經費	平均單價
整理處分	明治32大正10	1,053,264	3,169,006	3.009
三角測量	" 34—39	1,930	153,917	79.750
周圍測量	" 34—10	3,745,305	1,088,998	0.291
境界査定	" 34—10	787,228	907,097	1.522
施業按編成	" 32—10	4,106,651	2,526,125	0.615
人工植栽	" 32—10	301,993	10,953,087	36.269
天然生育	" 32—10	53,667	246,494	4.592
造砂防植栽	" 32—10	7,001	1,749,721	249.924
苗圃	" 32—10	7,587	3,697,078	487.291
固定防火線	" 32—10	2,383	524,445	220.077
臨時防火線	" 32—10	74,096	1,860,742	25.113
成林撫育	" 40—10	254,671	1,049,445	4.121
林處理費	" 32—10	—	3,700,838	—
計		—	23,781,850	—
林道	" 32—10	7,690,648	12,990,639	1.689
河川疏通	" 32—10	78,538	189,604	2.414
土貯木場設備	" 35—10	370	1,570,464	4,244.500
木砂防設備	大正3—10	214	1,797,523	8,399.640
處理費	明明43—10	—	2,067,462	—
計		—	18,615,692	—
施業林買上	" 33—10	2,430	77,323	31.820
林業試驗	" 33—10	—	1,411,183	—
林業共濟組合	大正8—10	—	23,939	—
學生養成	明治32明治37	63(15)	22,244	570.256
林業講習	" 32—37	115(24)	97,458	238.047
外國出張	" 33大正10	41	224,740	4,406.667
下戻調査	" 35—10	—	655,544	—
事務費	" 32—10	—	5,669,246	—
計		—	6,669,232	—
總計		—	58,424,362	—

備考 學生養成、林業講習數量欄括弧内數字は給費に依る卒業生又は修了生を示す。

(口) 事業実行状況

事業実行成績概ね前表の如くなるが尙各事業毎に実行状況を述べれば次の如し。

整理処分——国有林野の存廢区分調査は明治二十三年度乃至三十七年度間に施行せる實況調査成績に基き七百三十五萬餘町歩を要存置とし、七十四萬餘町歩を不要存置として處分の方針なりしも當時の面積は實地と大差ありしを以て一實測を遂げ訂正を加へ、且民有下戻、社寺境内編入、土地組換等を行ひたる爲め前記面積を著しく減少せり、今大正十一年度末に於ける成績次の如し。

1. 要存置林野面積	4,168,768町歩
1. 不要存置林野面積	896,275町歩
内 賣却處分面積	788,753町歩
賣却未済面積	107,522町歩

以上の賣却代金は特別經營費に充當せられ豫期以上の計画を遂行し得たるものなるが當該資金は一面に於て日露戰役軍事費、北清事變事件費、歐洲大戰臨時事件費等に繰替融通せられ、以て國庫財政上貢献する處勢からざりしものあり、又該處分に依り從來全國に散在せる国有林野を整理統一せしが爲め將來の保護管理費を節約し得るのみならず、拂下林野は公用又は公益事業、市町村學校等の基本財産、其他植林、牧畜開墾地として重用せられ延て國民經濟の發展に資するもの勢がらざるべし、今前記各種の處分成績を示せば次表の如し。

自明治三十二年度
至大正十年 度 不要存置林野賣拂處分成績表

賣 拂 種 別	箇 所	面 積	價 格
公用又は公益事業のため	1,217	23,157	1,183,993
市町村基本財産のため	39,116	161,236	10,203,585
小學校基本財産のため	10,675	25,598	1,784,087
上地林を其の社寺に	22,769	16,355	6,839,274
部分林を分收權利者に	38,453	53,222	4,619,900
産物の採取又は土地使用の慣行ありたる 林野を其の採取又は使用者に	20,139	116,151	7,479,337
鑛業の爲使用せしめたる林野を採掘權者 に	385	1,062	166,356
保安林を其の直接利害關係者に	354	2,577	294,511
耕地整理施行地區に編入し又は耕地整理 地區外工事を施すべき林野を耕地整理組 合又は整理施行者に	2,915	560	110,163
開墾牧畜又は植樹の爲貸付したる林野又 は豫約開墾土地を事業成功者に	74,544	59,144	2,095,893
前項以外の特賣	249,096	198,580	16,494,934
公 賣	40,477	124,071	10,782,105
計	500,140	781,713	62,051,141

測量及査定——国有林野の査定測量等務は本事業開始前にも屢次企劃せられたるし、經費及技術者の都合により常に豫期の成果を収め難かりしものなり、依て之を境界査定、三角測量、周圍測量の三業務に區別し三十四年度以降特別經營事業として大に功程の進捗を圖りたる結果十年を期せずして從來困難とせられし事業を大成し今や常に境界の錯雜紛亂を免れ、侵蝕濫伐の被害を防止し得たるのみならず、其面積確定したる結果將來国有林經營上受くる効果は洵に偉大なりと謂ふべきなり。

施業案編成——施業按の編成は明治三十二年度以降十箇年間に之を編成するの豫定なりしが時勢の進運に伴ひ當初計畫外に置きたる森林に對しても適當なる施業按を要求するに至り、大正十年度に至る迄の編成面積は四百十萬六千五百一町歩、檢訂面積四百三十一萬二千七百七十二町歩、經費二百五十二萬六千二百二十五圓にして僅に離島を除きたる大部分の要存置林野に對し施業按の編成を完了するに至れり、抑、施業按の編成たるや森林を法正状態に導き其利用を永遠に保續し、國土の保安其他公益を保持する目的を以て森林經營の基礎計畫を確立する、所謂林業百年の長計の依て生まるゝ所なれば、之が大成を見たるは国有林經營上慶賀に堪へざる所なりとす。今や四百十有六萬町歩の要存置国有林に於ける林木總蓄積は十三億七千八百八十五萬餘石、其の主伐標準量は主伐面積四萬七百五十餘町歩、主伐材積千八百三十五萬餘石、間伐材積百六萬餘石なるも、施業按の既定計畫を實行するときは將來の林木總蓄積は現在に比し三倍すべく、年伐量の如きも主伐面積五萬餘町歩、主伐材積六千六百餘萬石、間伐材積千三百餘萬石の大きに達し、即ち年伐材積は主伐に於て現在の四倍餘、間伐に於て三十二倍に達すべく、而も林種改良の結果、現在の林相は全く一變するに至り現實蓄積の大部分を占むる不優位林木は法正なる優位林木に更新せらるべく、即ち其の樹種別生産額に至りては針葉樹は現在に比し約十倍し、彼の昨今漸く缺乏を告げつゝある特殊潤葉樹の如きも著しき増加を來すべき見込なりとす。

造 林——〔人工植栽〕——特別經營事業に依る實行造林面積は三十萬千九百九十三町歩、此經費千九拾五萬三千八十七圓にして、總造林費の約半額に達す、而して植栽樹種は針葉樹に於ては杉、扁柏、赤松、黒松、落葉松、潤葉樹に於ては樺、樟、栗、樺、榲、胡桃、厚朴を主とし、其面積歩合は針葉樹八割強、潤葉樹二割弱なり、(針葉樹は扁柏三割四分、杉赤松各二割四分、落葉松一割四分、黒松四分、潤葉樹は樺三割三分、樟二割九分、栗九分、樺八分、榲七分、胡桃二分、厚朴一分、其他一割一分の割合) 而して前記三十萬餘町歩の造林地が將來幾許の價値を産出すべきやと云ふに各樹種が輪伐期に於て伐採せらるゝものとせば杉は大正八十七年度、扁柏百九年度、赤松、黒松、落葉松六十九年度、其他針葉樹百二十九年度、樺八十九年度、榲、胡桃百五十九年度、樺七十三年度、栗、厚朴其他潤葉樹六十九年度に於て全

部伐採し盡さるゝとなり此間の主間伐收穫は材積八億一千九十九萬石、金額五十一億一千二百六十五萬圓に達すべし、又赤松は四十七年度に伐採せらるゝを以て、人工造林地の四十七年度に於ける材積及價額總生長量は材積六億四千二百五十七萬石、金額十三億五千五百八十二萬圓に達すべく、明治三十二年度乃至大正四十七年度の六十箇年間に於ける平均間伐收穫は材積約二百二十四萬石、金額三百七十八萬圓を算することゝなるべし。

〔天然生育〕大正十年度迄の特別經營による造林面積は五萬三千六百六十七町歩、此經費二十四萬六千四百九十四圓にして、補植樹種は杉、扁柏、松、樺、榎、栗、樟、其他とし其面積歩合は潤葉樹、大部分を占む。今前述人工造林地と同様の想定を試むるに、輪伐期に依り伐採せらるゝ場合には材積五千七百七十萬石、金額一億四千六百八萬圓に達すべく、又大正四十七年度に於ける林木蓄積は二千七百六十八萬石、價額五千六百三十五萬圓にして、此間收得すべき間伐收穫は材積千五百七十九萬石、金額千六百七十五萬圓となるを以て、天然造林地の大正四十七年度に於ける總生長量は材積四千三百四十八萬石、價格七千三百十萬圓に達するものと謂ふべし。

〔砂防植栽〕國有林野砂防設備の内、工事を主とする砂防工は經費の都合上大規模の實行を見ざりしも造林を主とする砂防植栽は明治三十二年度以來著々進捗し、崩壊地、禿地、飛砂地に造林して、森林造植の目的を達しつゝあり、彼の山陽地方國有林の禿地が翠色を呈するに至れるが如き、秋田縣本庄海岸、石川縣大聖寺海岸、鹿兒島縣吹上の濱等の砂丘地が漸次安定したるが如きは本事業の餘澤に外ならず、而して明治三十二年度乃至大正十年度間の造林面積は七千餘町歩、此經費百七十四萬九千七百二十一圓なり。

〔其他事項〕以上三種の造林事業に使用せる苗木は主に官營苗圃の養成に係り其施業面積七千五百八十七町歩、大正十年度末成苗數九億二百十八萬本、經費三百六十九萬七千七百八圓に上れり、而して本苗木は一部經常部造林に融通せられ又は拂下けたるものありて間接に當該地方一般植林の奨励に資せるは勿論、前述三十六萬二千餘町歩の無立木造林の完成が國土保安並治水に及ぼせる間接的效果は實に絶大にして其他防火設備の火災警防上に於けるが如き、下草落葉枝條等の生産が地元の燃料肥料の供給を緩和せるが如き何れも該事業の効果として數ふる事を得べし。

森林土木——藩制時代には伐採制限を勵行したると、運材上河川を利用せしにより林道を開き、或は河川改修をなしたるもの稀なりしが林木の利用は一に運搬設備の完成に在るが故に特別經營事業の進捗に伴ひ漸く土木事業も擴張の機運に向ひ或は貯木場を増設し、或は各地に砂防工事を實行するに至れり、而して當初以來大正十年度迄の實行經費は千八百六十一萬五千六百九十二圓にして之を特別經營の總支出に比すれば約三分の一を占む即ち次の如し。

〔林道開設、河川疏通〕本事業開始後二、三年間に先づ全國に車道九線を開設し續いて積極的經營の地歩を固めんとせしに、偶日露戰役に際會して一頓挫を來し、次で三十九年度に至り官行斫伐及官營製材事業等利用の通

展に伴ひ、土木事業の擴張を促し三十九年度乃至四十四年度間、漸次青森縣下津輕半島の橋林を繞りて四十一哩餘の森林鐵道を開通し、茲に我邦森林鐵道の嚆矢をなせり、爾來鐵道を開通せるもの秋田縣下長木澤及仁船國有林、高知縣下魚梁瀨國有林等にして、十一年三月末現在の總延長實に八十五哩餘を算し、尙輕便軌道の敷設に依りて官行斫伐操業上の便を圖りたるもの全國各地方に散在し、其延長八百二十五哩に及び、實に國有林運搬設備の樞軸を占むるに至れり、其の他車道、木馬道、牛馬道、或は巡視歩道の如き漸次築設せられ、是等の總延長三千二百二十六里に達し、國有林運搬設備も漸く面目を一新したるの概あり、而して當初以來大正十年度に至る林道經費は合計千二百九十九萬六千三百三十九圓にして、實に森林土木費の約七割に該當せり、今其内譯を示せば次の如し。

林道種類別延長經費表 (大正十一年三月現在)

種 類	延 長	經 費	備 考
鐵 道	35	689,547	明治三十二年乃至大正十年度の二十三年間に涉る林道新設の實行成績を示す
車 道	338	5,538,516	
木 馬 道	319	1,596,168	
牛 馬 道	78	347,276	
步 道	198	615,278	
計	2,531	573,638	
計	3,499	9,360,662	

又特別經營開始當時に在りては水運は唯一の運搬設備たりしを以て、河川疏通を計劃せしも、元來水運は其作業確實を缺き、堤塘、橋梁を破壊し、或は農耕地に損害を招く處あるが故に、漸次陸運設備に改善せられ、國有林中現に河川を利用せるは殆ど數ふるに足らず、而して大正十年度に至る實行は七萬八千五百三十八立坪、經費十八萬九千六百四圓なり。思ふに以上の運搬設備は國有林中大團地にして、且林木蓄積の豊富なる地方に施工せられ、未だ全般に普及せずと雖、之を森林利用上より觀察すれば單に未利用状態なりし森林資源の開発を促したるのみならず、國有林の總蓄積十有三億石中、林木の利用度を昂進せしめたるもの其三分の一に及び運搬費節減に依り國有財産を増嵩せること少くも九千萬圓を下らざるべし、又運搬設備の發達は官行斫伐及官營製材事業の施設を促し、從來之に依りて搬出せられたる國有林産物の數量、約一億石に達す、尙廣く民材及一般物資の搬出に供用せられ、地方民に便益を與へたるもの少からず、從て林木利用の集約並に需給の調節等を期し、森林植伐の均衡を圓滑ならしめ、延ては森林收入の増大を招致して國庫財政上重要視せしむるに至れるは實に特別經營事業の施設に負ふ所大なりと謂ふべし。

〔貯木場設備〕特別經營事業開始以來林道の開通に伴ひ各所に貯木場設置

の必要を認めたるを以て、明治三十七年、森林土木事業中より獨立せしめ爾來著々計畫を實行して之が擴張増設に努めたり、而して青森、増川、岱野、龍代、木津川、田野、鹿兒島の各貯木場の如きは其規模稍大なるものにして、其他各主要林道の起終點には何れも其設備を見るに至り、三十二年度以降大正十年度迄に設置せるもの、面積三百七十町歩、經費百五十七萬四百六十四圓なり、當時官營製材事業發達し來り、國有林利用の途を開き、木材工業の普及に資するや民間事業類々として簇出し、延て今日の盛況を誘致するに至れるは特別經營事業成績の一端として閑却すべからざるものとす。

砂防設備 國有林野に於ける砂防工事業は、明治三十年砂防法發布以來、各地に施行せられたるも、其範圍、主務大臣の指定區域に限られ、一般森林地に施工する運びに至らざりしを以て、四十三年農商務省に於ける公有林野造林獎勵及荒廢地復舊事業の創始と共に治水上重要な關係ある林野の地盤保護に努むることとなり、大正五年度以降十年度迄六箇年間に期し、國有林野中六十餘流域に亘りて砂防設備を行ひ爾後繼續施行して今日に及び、其の大正三年度以降十年度に至る實行成績は二百十四箇所經費百七十九萬七千五百二十三圓に達せり、而して國有林野の砂防設備は民有林野の施設と併行して施工せざれば所期の成果を収むること困難なるは勿論なるも既往の實行に徴するに成績顯著なるものなきにあらず就中足尾國有林の如きは復舊の跡歴然たるは何人も首肯する所にして、其の他の地方も亦國土保安並治水上に影響を齎らせるは疑なき所なりとす。

森林買上 國有林野經營上、土地買上を必要とするは將來國有林として真正なる保護管理の下に置くべき要あるもの又は民有地との境界整理の要ある場合にして、特別經營事業開始以來前述の如き施業林の買上を實行せるものとす、而して大正十年度迄に買上げたる施業林は面積二千四百三十町歩餘、經費七萬七千三百二十三圓に過ぎず、從て施業上顯著なる効果を認め難きも、本買上箇所の約八割は吉野川流域の荒廢民地に該當し、他は境界整理の爲にせるものにして、何れも國有林經營上無形の利益を収めたるもの少からず、尙林道、貯木場敷地、苗圃敷地として買上たるものは明治四十一年度以降に於て面積約五百四十八町歩を算し、何れも事業經營上其の效果決して没却すべからざるものあり。

林業試驗 特別經營事業開始と共に、林業上諸種の試驗を施行するの必要を生じしかば當時林野整理局は民有地を買上げて目黒試驗苗圃を創設せり、是れ即ち林業試驗場の前身にして、漸次事業を擴張し、最近仙臺、熊本に二支場を設立し、明治三十二年度乃至大正十年度間の經費總額、百四十一萬千八百八十三圓に達す、而して此間、物理、化學、木材工藝、森林施業、造林保護、氣象及混農林業等に付調査研究を進め、隨時其成績を公表して斯業界を指導し殊に四十四年度に於ける鍛冶屋澤木工所の後を承け林業試驗を續行して本邦、潤葉樹木の利用を促進したるが如き、或は木材乾燥、製炭種苗改良等に於て直間接に當業者を誘掖したるが如き、我邦林業の發展に貢獻せる所尠からざるべし、尙林業試驗場は十一年度に於て本省直轄の下に

獨立せしめらるに至れるは將來の發展上一段の地歩を固くしたるものとす。

下戻調査 國有土地森林原野の下戻處分は社寺土地處分又は改租當時に於ける官民有區分の誤謬を訂正し、其の正當なる所有者に復歸せしむるを以て目的とし、明治二十三年以來之が實行に著手せしも、取扱の形式一定せざりしを以て三十二年下戻法の發布を見、次で調査機關を特設せしが、三十五年度以降之を特別經營の事務として處理することとなり、而して下戻申請件数は二萬二百七十三件の多數に及び、其目的物は面積二百七萬餘町歩、立木二千五百三十八萬餘石に達せり、爾來調査の進捗に伴ひ三十七年度に於て全部下戻處分を完了せしも、不許可處分により行政訴訟を提起したるもの千九百二十六件、大正十年度迄の經費總額六十五萬五千五百四十四圓を費やして、既に大部分を完結し今や僅に未解決のものを餘せるに過ぎざるは洵に喜ばしき現象なり。然るに下戻許可を得たる林野は申請者之を保護管理し、相當收益を擧げたる者少からざりしと雖、不許可の爲め行政訴訟を起して勝訴となりたる林野の如きは多年の失費により林木の伐採、林地の分割等行はれ、申請者は遂に何等得る所なきに至れるものあるは林政上甚遺憾とする所なり。

學生養成、林業講習及外國出張 特別經營事業の創始當時に於ては施業編成、林野測量及び造林等の業務執行上、斯道専門技術者を要すること急且大なりしを以て、明治三十二年乃至三十七年度間、農科大學林學部學生生徒に學費を支給し其養成に努め、又中等教育修了者を募集して林業講習生を命じ、森林技術を練習せしめ學生生徒養成者三十九名、講習生三百八十名を得、之が爲支出せる經費十一萬九千七百二圓なり、尙特別經營期間中林業林政上の研究視察の爲海外派遣吏員は留學生十名、視察員四十一名にして、此經費二十二萬四千七百四十圓に達せり。以上各種の吏員が國有林野の事業上直接貢獻する所多大なりしは云ふ迄もなく、爾來廣く官界民間上下の間に在職して活動を續け、延て國運の進展に資せるものありしは一に本特別經營事業の賜物と謂はざるべからざるなり。

(ハ) 結 論

之を要するに國有林野特別經營事業は、全國各地に散在せる國有林野を整理し其不要存置林野は之を拂下げて本事業の經營資金に充て、要存置林野に對しては官民有の境界を査定し、其面積を測量し、以て森林經營上最合理的なる施業按を編成して國有林經營の基礎計畫を確立すると共に、從來の無立木地に造林して森林を増殖し、禿裸地崩壞地等に砂防設備を施工して國土保安に資せしめ、運搬設備を完成して林産物の利用を増進し、又試驗場を創設して林業上の指導獎勵に努め、或は民有下戻處分を進行して官民係争の累を解決せる等、我邦國有林經營上根本的革新の機運を促進して永遠の基礎を確立するに至れるのみならず、延ては維新以來衰微せる林業界に對し廣く規範を示して植林の獎勵に資し、愛林の思想を鼓吹し、或は

勞働觀念を誘致して地方民の經濟を潤はし、或は民間製材、木工業の勃興を促し、或は運材事業を革新せしめたる等、爲に民業の發達を促したること尠からず、而して其實行期間、經費亦決して短少ならずと雖、單に之を國有林の收入狀況に付て見ると特別經營開始當時の森林收入は僅に百七十三萬餘圓に過ぎざりしが、大正十一年度(豫算)には約三千二百二十餘萬圓、即當初に比し方に十八倍に激増せるものにして、洵に隔世の感なき能はず、若し夫れ更に將來を豫想せんか、自今十年後に於ける森林收入は約四千三百萬圓に昇騰する見込にして、進で現實國有林が第一次更新を一掃するの時期近づくに從ひ其收入正に億を以て數ふるに至らむとす、即ち本事業が將來の國富を増進し、林産物の需要供給を調節し國民經濟上影響を與へたるが如きは實に本事業實施の效果に外ならざるものと信す。

(2) 北 海 道

北海道國有林野の整理事業は之を國有、公有、私有、未開地の四に區分するを目的とし永久國有林として存置を要する區域は其境界を査定實測し將來之を經營して國土の保安並に林利の増進を圖るべく、又農耕に適する林野は之を適當に處分して開拓の進捗を圖るの計劃を立て明治四十一年以降之が調査に著手し大正十年迄に完了したる面積三百四十七萬五千二百五町歩に達せり、其區分内譯次表の如し。

區分種別	調査済面積	備 考
國有林豫定地	2,641,793	
公有林豫定地	349,041	
私有林豫定地	188,907	
未開地豫定地	295,474	

(3) 臺 灣

臺灣の山野は古來曾て丈量せられたることなく林政確定上不便尠からざりしを以て爰に臨時林野調査事業を施行すべき必要を認め明治四十三年に於て關係諸規則の發布を見、大正三年迄に權利申告通數十六萬七千餘通に對して夫々調査實測を遂げ其面積九十七萬三千餘甲に就き高等及地方林野調査委員會の裁決を経て官民有の權利を決定せり、而して之が實行は民政部殖産局林野調査課に於て主管し其確立せるものは夫々土地臺帳、地圖官林臺帳及官林圖を編成し地籍の基本となせり、其五ヶ年間に要せし經費豫算約五十八萬二千圓内外なり。

以上の結果に基き林野の特別處分、整理事業即ち要存、不要存の區分、不要存林野の緣故拂下並林野の處分、各種許可地の整理及民林確立、要存置林野の境界及施業法確定等を施行することとなり大正五年以降數年に亘りて約四十一萬七千圓の豫算を以て實行せり、蓋し該整理事業は實に林野經營の根本にして官林經營は勿論民林の利用開發、國土保安の維持上最緊要

なる事業に屬し頗良好なる成績を以て完了せり。

今官有森林原野中大正十一年末迄に許可したるものを示せば次の如し。

種別	官有財産管理に 豫約受渡 る同上	官有財産 管理に る同上	造林 獎勵	糖業獎勵	年期貸渡	計
件 數	2,261	236	62	2	26,047	28,606
面積(甲)	86,322	923	30,269	2,157	100,590	220,261

又大正十一年度に於て不要存置林野及開墾地を拂下たるもの次の如し。

種別	保 管 林	緣 故 地	開 墾 地	合 計
拂下				
件數(件)	10,241	6,832	33	17,106
面積(甲)	21,082	5,836	26	26,945
價額(圓)	745,439	243,259	1,352	990,051

(4) 朝 鮮

沿革——明治四十一年韓國政府が森林法を制定發布するに當り森林山野の所有者をして三ヶ年以内に地籍届出をなさしめたるが之を以て國民有區分をなし難がりしが爲め四十三年全道に亘り速成的林籍實査を開始せり其結果として略林野分布の狀況、從前國有林野等の位置並に其見込面積等を知り得たるを以て之を基礎として明治四十四年度以降國有林區分調査を開始し更に大正六年度より林野整理調査に著手せり。

國有林區分調査——本調査は國有林經營又は國土保安等の爲將來國に於て保存の要あるものと否らざるものとの區分を調査決定し其不要存林野に對しては之を一般に開放せむとする目的なり、從て之が實施に方りては先づ要存不要存の區分標準を樹て軍事、學術、國土保安、國有林經營上存置の要ある箇所及二千町歩以上の集團地等を要存置豫定林野とし、之に該當せざるものを不要存林野とし此内緣故者を有する林野を第二種と稱へ何等緣故者を有せず一般に開放し得る林野を第一種と稱せり、而して林野總面積千五百八十八萬町歩中、要存豫定林野は五百四十三萬町歩、第一種不要存林野は九十七萬町歩、合計六百四十萬町歩にして廢地九百四十八萬町歩は民有(三百九萬町)と第二種不要存林野(六百三十九萬町)の見込なるか區分調査に於ては前者に對して其要存不要存を區分することとせり、斯くて總督府直屬事業は明治四十四年度より、營林廠所管の事業は大正二年度より著手し大正八年度末迄に完了したる區分調査済面積次の如し。

種 別	要存豫定林野	不要存林野	計
所管區域			
本 府	千町	千町	千町
營 林 廠	2,986	780	3,766
計	1,772	—	1,772
計	4,758	780	5,538

林野整理調査——本事業は土地調査令に依り調査をなさざりし林野及林野内に介在する林野以外の土地に付調査測量をなし所有權を確定するを目的とし分ちて調査及査定のごとなす、而して調査は府尹、面長が當事者の申告に基き一筆毎に實地其所有者並境界を調査測量し、調査書及圖面を作成して之を道知事に報告する業務にして査定とは道知事が以上の報告を審査し所定の基準に據り所有者並境界を査定するを謂ふ、而して其結果は公告したる上三十日間査定簿を一般の縦覽に供し若し不服あるものは公示期間満了後六十日以内に林野調査委員會に申立て公正なる裁決を求めしめ、其申立なきときは査定の通り確定するものとす。

以上の如き計劃を以て大正六年準備調査を行ひ翌年朝鮮林野調査會の制定を見爾來繼續施行せるが調査見込等數三百五十萬筆の内大正九年度末迄に實査せるもの二百十五萬七千筆(内査定公示五十四萬筆)に達せり、然るに此内調査委員會に不服の申立をなしたるもの七千八百件の多きに上り其裁決僅に五百九十件を了したるに過ぎざりしを以て大正十年、同會に專屬職員を置き以て事務の進歩を圖るに至れり、其詳細は次表の如し。

年 度	實査筆數	査定公示	林野調査會處理成績			
			前年より 繰 越	受理件數	處理件數	翌年へ越
大正 6	492,436	—	—	—	—	—
7	778,273	461	—	—	—	—
8	497,719	104,935	—	946	29	917
9	388,459	434,139	917	6,857	561	7,213
計	2,156,887	539,535				

備考 不服申立は忠清南道其半ばを占め慶尙南道、京畿道之に亞ぐ。

(5) 權 木

權木に於ては從來森林調査として其面積、林況等を調査せしことあるも特に林野整理事業を行はず。

(三) 公有林野

(1) 整理統一

舊藩時代一郷又は一村の共有にして郷山、村受山、所立山、家業山等と稱せしもの所謂今日の部落有林野にして是等の森林は明治九年地租改正の際多く民有地に編入せられたるが明治二十三年、市町村制實施せられ從來の村は大字として之を存し此大字に於て所有せる山林を町村に引繼がず其儘保有せしもの所謂今日の部落有林野なりとす。

而して之等の林野は縣、郡、市町村有等他の公有林野に比し最荒廢を極めたるを以て明治四十年森林法の改正せらるゝに及び大に其整理統一に努むることとなり、同四十二年公有林野に關する調査方を各府縣に照會し翌年治

水問題の攻究せらるゝに當り訓示、通牒、講話等により各府縣大に指導獎勵に努めたるが部落民の多くは未だ統一の眞意を解せず其整理を嫌忌すること甚しく今日尙充分の成績を収め難し、而して大正十年現在統一面積次の如し。

府縣別整理統一面積表 (大正十年現在)

地方	統一面積	統一以外 離權面積	未済面積	地方	統一面積	統一以外 離權面積	未済面積
東京	5,341	1,086	2,700	山形	23,509	1,360	50,493
京都	41,460	1,778	43,953	秋田	81,394	6,447	108,432
大阪	706	450	15,680	福井	21,275	16,899	23,003
神奈川	1,657	606	5,508	石川	6,388	11,269	3,687
兵庫	29,374	4,744	178,420	富山	25,490	2,648	10,510
長崎	5,094	1,455	22,322	鳥取	37,842	2,701	24,584
新潟	44,690	14,424	123,518	島根	25,087	15,312	6,237
群馬	828	971	2,749	岡山	69,435	4,820	52,476
千葉	7,534	6,463	1,612	廣島	34,621	22,632	31,948
茨城	764	1,098	5,985	山口	1,374	481	1,735
栃木	1,946	1,622	844	和歌山	44,224	6,546	14,546
奈良	6,575	7,590	3,899	徳島	9,181	3,506	—
三重	7,737	6,609	65,337	香川	7,998	695	5,158
愛知	58,004	13,723	13,871	媛	36,975	4,950	9,975
静岡	7,643	10,960	53,782	高知	14,662	10,647	9,461
山梨	52,797	7,335	44,058	福岡	9,890	260	48,125
滋賀	8,128	1,615	11,161	大分	9,288	3,500	64,558
岐阜	18,150	19,319	52,928	佐賀	4,517	1,357	13,350
長野	78,030	52,040	136,989	熊本	63,726	615	38,393
宮城	180,362	16,427	243,205	宮崎	2,913	850	81,928
福島	49,737	1,519	36,631	鹿兒島	9,508	960	25,436
岩手	77,300	14,185	93,468	沖繩	883	312	12,816
青森	20,447	763	44,678	合 計	1,245,101	308,498	1,897,942
	624	2,949	57,790				

備考 本表は見込面積なり。

(2) 入會整理

舊藩時代、合壁山、共有山林等と稱せられ一村又は數村の人民互に入會して落葉、下草等を自由に採取したる慣行ある山林は明治八、九年、地租改正に際し多く民有に歸せしめられたるが、此入會權が他日如何に林業經營上の障得を招きしやは當時想到するの遠なかりしなり。

同二十三年市町村制施行に際し何れも市町村若くは部落の財産に屬せしめ其推定面積凡 543 萬町歩の多きを算したるが林況頗る荒廢を極めたるを以て同四十三年生産調査會、及治水調査委員會を設けらるゝに當り之を審議し翌年更に入會整理法案を起草せられたるも今尙之れが發布を見ず、從て各府縣に於ては極力之れが整理を勸奨しつゝありと雖前者と同じく地方民の舊慣株守により意の如く進歩せざるは大に遺憾とする所なり、而して大正十年末現在次の如し。

入會地 { 整理済 223,555町 未済 292,121町 } 共用廢止地 { 廢止済 876,640町 未済 978,704町 }

(3) 管理區分

公有林野——荒廢の狀況上述の如くなるを以て當局者に於ては或は部落有林野の統一、或は入會地整理に努めたるも其成果を収め難きを以て舊森林法中に營林方法の指定造林命令等を規程せり尙同四十年改正森林法の發布せらるゝや公共團體又は社寺代表者をして森林又は森林として管理すべき土地に付施業按又は施業要領を定め其認可を受けしむるとし、茲に於て各府縣は一定の期間内に管理區分の實行を督勵せりと雖智力財力の伴はざりし結果にや合理的區分をなすもの少く中には相當の成績を収めし府縣なきにあらざるも未だ決定せざるもの多し、今大正十年末現在決定面積は次の如し。

決定面積 1,074,455町 内 { 森林として管理するもの 645,865町 森林として管理せざるもの 428,590町 }

未決定面積 1,023,829町

社寺有林野——其性質公有林野と異なるを以て特に規定を設け管理區分の完成に努めたり其面積次の如し。

決定面積 16,559町 内 { 森林として管理するもの 12,876町 森林として管理せざるもの 3,683町 }

未決定面積 22,091町

(四) 公有林野官行造林

(1) 緒言

由來本邦の森林中荒廢最甚しきを公有林とし其實測推定面積五百七十六萬餘町歩にして實に我國林野總面積の四分の一を占むるに拘らず大部は今尙舊慣に泥み管理經營共に完からず多くは濫伐暴採に流れ地力益々頹廢して林相の惡變、山地の崩壞を來し其禍害年と共に甚しきものあり。政府茲に鑒むる處あり之が造林獎勵に付ては夙に施設を怠らず明治四十三年植樹獎勵に著手し翌年度以降治水事業として部落有林野の整理統一並入會關係地の整理解消を勸奨し、管理區分を明にして施業の確立に努め尙補助金を交付して荒廢地の復舊並植林の速成を圖り來りしも公有林野の無立木地は尙二百七十七萬町歩に及び其内速に造林を要するもの約百萬町歩を存するの狀況にして從來の實績に徴するに單に市町村の力のみを以て此廣大なる林野の造林を速成せむこと到底至難なるは勿論、現状の儘之を放置するは實に國富を暴殄するに止らず天然資源に乏しき我國土の利用上一日も看過し能はざる處なり如斯公有林野造林の進捗せざるは畢竟木材の世界的缺乏を告ぐる今日實に遺憾とする處にして地方公共團體の財政其他の事情に依るものなるが新に五大強國の班に入り激烈なる經濟競争の覺悟を要する帝國の前途に對し眞に憂慮に耐へざるものと云はざるべからず。

以上の關係より政府は大正九年議會の協賛を経て新に公有林野官行造林法を制定し八千萬圓の國費を投じて市町村有の無立木地三十三萬町歩に造林を行ひ之に依り二十六億圓の収入を擧ぐるの計畫を策立し以て國家の富源を養ふと共に國土の保安、維持、木材需給、調節を圖り、一面には市町村に對して基本財産を造成せしめ自治行政の鞏固進展を期することとなれり。

(2) 計畫の梗概

我國公有林野の實測推定面積は前述の如く百七十六萬三千餘町歩にし、内立木地三百五十九萬町歩、無立木地約二百七十七萬三千町歩なるが更に其の無立木地を所有別に分つときは市町村有約七十四萬町歩、部落有百二十五萬餘町歩、其他十八萬餘町歩にして之を從來調査せる管理區分、並に土地利用趨勢より推測するに從來森林として經營の要あるもの其約五割即百萬町歩の見込とす、然るに此内治水費の補助に依り造林せらるべきものを除くも尙六十五萬町歩の無立木地を殘存し從來行はれたる公有林野の造林に徴するに單に市町村の資力のみにて之等林野の造林を完成すること到底至難なるを以て其内地況上天然生育に依り成林せしめ得る見込のもの及他日土地所有者の資力にて人工造林を行ひ得る見込のもの等約五割を省き且つ治水費に依る造林も治水上重要關係ある地域以外に於て三十三萬町歩を劃し國は公共團體との契約に基き收益を分収する條件の下に造林を行ふ計畫を樹て第四十二次帝國議會に該法案及豫算を提出したるか衆議院を通過し貴族院に上程審議中、議會の解散に會ひ不成立に終れるを以て更に翌大正九年七月第四十三次帝國議會に提出、貴衆兩院共滿場一致を以て可決確定し同年七月二十七日法律第七號を以て公有林野官行造林法を公布せられ大正九年十月一日より之が實施を見るに至れるものとす。

本計畫によれば市町村は契約期間中土地を提供し、輕易なる保護取締をなす義務を負ひ、國は相當の實行機關を設置し、國費を以て造林を施行し植伐期間を通じて其の施設經營の任に當るものとす、今其の計畫の綱要を記述せば次の如し。

- (イ) 面積 三十三萬町歩 { 人工植栽地 三十萬町歩 防火線、林道、除地等 三萬町歩 }
- (ロ) 期間 百〇二箇年 (但大正十二年に於て當初計畫を變更)
 - 第一期 { 自大正九年度 至大正二十七年度 } 十九ヶ年 植栽事業
 - 第二期 { 自大正二十八年度 至大正百十年度 } 八十三ヶ年 撫育及伐採事業
- (ハ) 造林樹種 杉、扁柏、松、落葉松、樺等
- (ニ) 年植面積 大正九、十兩年度は造林準備として造林地の選定の契約締結、測量、造林案の編成、苗木養成等を行ひ、十一年度より新植を開始するものにして其の最近改訂に係る年植計畫面積次の如し。
 - 自大正十一年度 至大正十七年度 } 新植毎年 12,000 町歩

自大正十八年度 至大正十九年度	16,000	町歩
自大正二十年度 至大正二十一年度	20,000	町歩
自大正二十二年度 至大正二十七年	24,000	町歩
計	300,000	

(ホ) 実行機関 全国に三十箇所の公有林野官行造林署を設置し大林區署監督の下に造林、土木、伐採等を行ふ（但し造林署の管轄に屬せざる區域は小林區署之を施行するものとす）。

(ハ) 經費、國の支出、公共團體の負擔
第一期 四千四百餘萬圓 } 計八千餘萬圓
第二期 三千五百餘萬圓 }

土地を提供する外、保護費及諸税金を支出するのみにて副産物及撫育間伐材の無料採取をなし得るにより差引現金支出總額約一千五百萬圓の支出に過ぎざる見込。

(ト) 収入見込 伐採収入總額は二十六億餘圓の豫定にして大正二十六年以降八十五ヶ年間に取得し約此二分の一即ち十三億餘圓は市町村にて取得することとなる、今假に百町歩の土地を提供すれば總収入平均八十萬圓内外にして其二分の一即ち四十萬圓は其の市町村の取得となる見込。

(3) 豫定地選定標準及面積

公有林野官行造林豫定地選定標準として決定せられしもの、内最主要なる事項次の如し。

- (イ) 選定すべき林野の種類は次の各號に該當するものたること。
1. 市町村又は其の組合の所有に屬する林野にして入會の慣行解消せられ管理區分確定したるもの。
 1. 未だ入會整理管理區分を完了せざる市町村有又は其組合有林野にして近き將來に於て其の完了を見るべきもの。
 1. 部落有林野にして近き將來に於て市町村有に統一せられ入會整理及管理區分を了すべきもの。
- (ロ) 面積の最低限は一市町村内の一團地見込百町歩とすること、但し三十町歩以上の團地其の附近に存在する場合は便宜併合することを得。
- (ハ) 造林地は從來の無立木地（散生地にして疎密度二割を超えざるものは之を無立木地と看做す）たるべきこと。
團地に介在若は孕在し又は之に接續する立木地にして操業上相互便宜とするものは之を造林地に併合することを妨げず。
- (ニ) 次の各項に該當する個所は之を除外すること。

1. 保安林及治水其他國土保安上重要な關係ありと認むる個所。
1. 市町村の資力を以て造林し得べき個所。
1. 沓梁地、隈笹類密生地、砂地、石礫地、荒廢地、過度の乾濕地其他造林の容易ならざる個所。
1. 隔絶散在地・火災其他の危害最も甚しと認むる個所等管理保護の困難なる箇所。
1. 官行造林を爲すに於ては當初其の林野を賣拂ひたる趣旨と矛盾する虞ある國有林野の拂下個所。

次に官行造林豫定地面積に付ては大正八年各府縣知事に照會し調査したるに九年二月十日現在面積十四萬五千六百町歩に過ぎざりしも同年五月再調査方照會調査したる同年十月末現在は千五萬八千六百七十七町歩となり次で各大林區署長に照會し府縣廳調と林區署調とを綜合せしめたる結果同十年三月二十日現在二十七萬四千二百九十四町歩となり、同十年九月末現在二十三萬一千七百六町歩、同十一年三月末現在三十三萬一千五百五十四町歩となり、其の後の増減を調査せるに十二年三月末現在三十萬九千五百五十町歩にして、略當初計畫の豫定面積に到達せるも尙多少餘裕を存するを以て希望ある市町村は可成速に地方廳又は造林署、大林區署に申出をなすを可とす、今十二年三月末現在豫定地面積の内譯を示せば次の如し。

大林區署	市町村有		部落有		計	
	市町村數	面積	市町村數	面積	市町村數	面積
青森	98	29,279	68	16,098	166	45,377
秋田	69	16,439	48	10,497	117	26,936
東北	207	64,538	79	29,037	286	93,575
大高	267	54,492	140	25,327	407	79,819
熊本	33	7,558	12	4,755	45	12,313
鹿兒	52	12,107	94	17,794	146	29,901
鹿兒	32	6,954	23	14,275	55	21,229
計	758	191,367	464	117,783	1,222	309,150

備考 本表豫定面積中の部落有に屬するもの凡三割八分に上るも整理統一事業は漸次進歩中に付官行造林の實施には差問なき見込なりと云ふ。

(4) 契約の締結

官行造林の實施を希望する市町村は可成地方廳を經由し所轄大林區署に要項を具し申請の手續をなすを便とす、而して關係官署に於て之に基き必要の調査を遂げ造林契約の締結を至當と認むるときは大林區署長は地方長官と協議の上造林箇所、植栽樹種、契約の存續期間及收益分収歩合を定め公共團體に之を提示す、公共團體は之を市町村會に附議し決定の上は市町村制の明文に遵ひ監督官廳の許可を得て其の寫を添付し其の旨大林區署長に通報するを要す、茲に於て大林區署長は主務大臣に對し稟伺の手續をなし認可を経、茲に造林契約成立したるときは造林契約書を作製し雙方署名捺

印し各一通宛領収し置くものとす、而して大林區署に於ては此の契約に基き地上權設定登記の手續を了し、本契約に従ひ造林を施行するものなり。尙植栽すべき樹種、作業種、伐期其他の施業計畫に付ては大林區署長に於て公共團體の希望を聞き地方長官と協議の上之を定む、如斯公有林野官行造林は從來市町村に於て資力其他の關係より造林を行ふを得ず空しく無立木地又は散生地たりし土地に對し國は相當の管理機關を設け苗木養成より新補植、手入、枝打、防火線及簡易道路の築設、測量、施業計畫案の編成其他凡て多少經費を要する事柄に付ては國費を以て之を行ひ、最後に伐期に至れば材積を調査し之を賣却する等一切の事業を遂行し取得したる金額を國と公共團體と大體兩者折半するものにして公共團體は其の間單に土地を提供し其の土地に對する公租公課を納め（但し大正十三年一月山林局長より大藏省主稅局長に照會の結果官行造林地に對しても森林法第十二條を適用し納稅義務者の申請に依り三十年以内地租を免することを得ることとなり）餘り經費を要せず然かも當然土地所有者に於て負ふべき輕微なる保護取締即ち火災の豫防及消防、盜伐、誤伐、侵墾其他の加害行為の豫防及防止、有害鳥獸の驅除、境界標其他標識の保存、大林區署長の指定による看守人の配置等を實行せば可なり。

尙公共團體は造林地に於ける下草、落葉、落枝、樹實及菌茸類、手入の爲め伐除する枝條類、並植樹後二十年間の間伐木は全部無償にて採取することを得るのみならず造林地に於ける土石處分並造林地の使用貸付も承認を認めれば差支なき限り之を許可せらる。

斯の如く官行造林は元來市町村の爲め企てられたる計畫なるを以て頗る民本主義にして何等面倒となきのみならず市町村にて行ひ得ざる造林を國が代て行ふものなるが故に決して之を強制するが如きことなく市町村の申請に基き適當と認めたる場合に之を引受けらるゝものとす、從て收益分収歩合の如きも可成市町村に多くの基本財産を造成し得る様大體折半によるが如き他に多く類例を見ざる頗る有利の契約にして採草其他從來と何等異なる處なく些の不自由を感ぜずして市町村は不知不識間に巨額の財産を造成し得べし、加之國に於て造林せらるゝときは植栽の日より造林木に對し市町村は收益分収の割合に應じて共有權を取得するものにして此一事と全く他に類例なき處なり、即ち普通他人の山に地上權を設定し又は借地造林を行ふ場合は其植栽木は伐採迄は植栽者の所有に屬し決して其地主が共有權を取得するが如きことなく伐採に臨み地代として相當の金子を分つた普通とす、彼の府縣郡等が模範林又は基本財産林を造成する場合の如きも其の分収歩合は三分、七分又は二分、八分にして伐木の際地主たる市町村に取得の三分又は二分を分與するを常とす、然るに官行造林は前述の如き有利なるものなるが故に市町村は造林木に對し半分の權利を有するものと云ふべし。又官行造林は國に於て地上權を設定するも造林上支障なき限り無料にて使用貸付を許すのみならず林木伐採後は其跡地を市町村に返却するは勿論、將來市町村が自ら造林經營の能力充實せる場合には有利なる條件にて造林地を其儘譲渡することを得ることとなり居れり。又一面市町村有林野

の内無立木地又は散生地に對しては早晚造林施行の要あるも市町村費又は夫役に依るとせば其負擔は實に容易のことに非ず、從て多大なる無立木地又は發生地を有する市町村にして財力に乏しく新に造林を行ふ能はざるか又は物價騰貴の爲め年々の新植を繼續し得ざるか又は補植手入面積意外に嵩まり或は多くの夫役を課せざれば新植に着手するを得ざるが如き場合に於ては寧ろ此際速に官行造林に依り其目的を達成するを以て適切の處置と思惟す。

(5) 官行造林の現況

大正九年本事業實施以來政府は趣旨の普及宣傳に努めたる結果一般の氣受頗る良く、徹底せる施設として全國各地方官民に歡迎せられ一面には近時地方費の膨脹に耐へざるものあるが爲め事業實施の速かならんことを申出づる向多く已に造林豫定地として選定せるもの十二年三月末現在、1,223箇町村、面積約31萬町歩に及び其内契約締結済のもの、432ヶ町村、面積101,230町歩に達し尙目下手續中のもの尠ならず。

(1) 施行機關

官行造林課及官行造林署——大正九年九月大林區署分課規程改正各大林區署に公有林野官行造林課を置き課長及課員を任命す。

大正九年九月乃至十一年五月間に三十造林署の設置を完了し署長及署員を任命せり、而して現在に於ける造林署の名稱、位置、及管轄區域次の如し。

大林區署	公有林野官行造林署	位置	管轄區域
青森	青森	青森市	青森縣、秋田縣ノ内北秋田郡早口村大字早口字早口澤ノ内小字澄川、丁間澤、沼ノ澤、逆澤、鹿角郡七瀧村大字上向(字物草澤ヲ除ク)
	一ノ關	岩手縣西磐井郡一ノ關町	岩手縣(氣仙郡、二戸郡田山村、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡久慈町、長内村、夏井村、侍濱村、中野村、種市村、大野村、山形村、大川目村、字部村、野田村、山根村ヲ除ク)
	高田	岩手縣氣仙郡高田町	岩手縣ノ内氣仙郡、上閉伊郡
	仙臺	仙臺市	宮城縣(刈田郡七ヶ宿村大字湯原ノ内稻子山ヲ除ク)
秋田	秋田	秋田市	秋田縣(由利郡、平鹿郡、雄勝郡、北秋田郡早口村大字早口村字早口澤ノ内小字澄川、丁間澤、沼ノ澤、逆澤、鹿角郡七瀧村大字上向「字物草澤ヲ除ク」)
	横手	秋田縣平鹿郡横手町	秋田縣ノ内由利郡、平鹿郡、雄勝郡
	山形	山形市	山形縣(西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村ヲ除ク)

大林区署	公有林野官行造林署	位置	管轄區域
東京	山前橋塚 静岡市 上田市 長野市 松本市 飯田 新潟	福島縣安積郡郡山町 前橋市 神奈川縣中郡平塚町 静岡市 長野縣上田市 長野縣長野市 長野縣松本市 長野縣下伊那郡飯田町 新潟市	福島縣、宮城縣ノ内刈田郡七ヶ宿村大字湯ノ原ノ内字稻子山 群馬縣、栃木縣、埼玉縣 神奈川縣、山梨縣(南巨摩郡、西八代郡ヲ除ク) 静岡縣、山梨縣ノ内南巨摩郡、西八代郡、長野縣ノ内上田市、小縣郡、南佐久郡、北佐久郡、埴科郡 長野縣ノ内更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、新潟縣ノ内 中魚沼郡 長野縣ノ内諏訪郡、東筑摩郡、西筑摩郡、北安曇郡、南安曇郡、松本市 長野縣ノ内上伊那郡、下伊那郡、 新潟縣(中魚沼郡ヲ除ク)山形縣ノ内西置賜郡小國本村、北小國村、南小國村、津川村
大阪	岐阜 京都 福井 大阪 岡山 山口 鳥取 松江	岐阜市 京都市 福井市 大阪市 岡山市 山口市 鳥取市 松江市	岐阜縣(吉城郡、大野郡、益田郡朝日村、高根村ヲ除ク)愛知縣 京都府、滋賀縣、三重縣(南牟婁郡、北牟婁郡ヲ除ク) 福井縣、石川縣、富山縣 大阪府、兵庫縣、和歌山縣(東牟婁郡、西牟婁郡、日高郡ヲ除ク)奈良縣、 岡山縣 山口縣、廣島縣(比婆郡、双三郡ヲ除ク) 鳥取縣 島根縣
高知	德島	德島市	德島縣、香川縣
熊本	熊本 佐賀 大分	熊本市 佐賀市 大分市	熊本縣、福岡縣 佐賀縣、長崎縣(南松浦郡、北松浦郡笛吹村、柳村、前方村、平村ヲ除ク) 大分縣(大野郡、小野市村、重岡村ヲ除ク)
鹿兒島	鹿兒島 延岡	鹿兒島市 宮崎縣東臼杵郡延岡町	鹿兒島縣(大島郡ヲ除ク) 宮崎縣、大分縣ノ内大野郡小野市村重岡村

備考 以上造林署の管轄に屬せざる公有林野官行造林に付ては小林區署に於て林區署官制(明治三十六年二月)第一條第二項に依り其の事務を管掌するものとす。

駐在員又は囑託員を設置したる府縣——造林地の選定、造林契約の締結其他府縣事務と關聯する事項多き府縣廳に官行造林事業費所屬の大林区署列

任官を駐在せしめ或は又府縣職員に本事務の取扱を囑託せり其の内譯次の如し。

九年度設置(駐在員) 岩手、宮城、秋田、福島、群馬、神奈川、新潟、長野、静岡、京都、奈良、兵庫、岐阜、岡山、山口、鳥取、島根、徳島、熊本、佐賀、鹿兒島の一府二十縣。

十年度設置(駐在員) 山形、栃木、長野、福井、三重、廣島、福岡、大分、宮崎の九縣。

十一年度設置(駐在員) 青森、和歌山、長崎の三縣。

十二年度設置(囑託員) 造林豫定地の僅少なる山梨、愛知、富山、石川、滋賀、香川、愛媛、沖縄の八縣

職員——公有林野官行造林事務に従事する職員に付ては大正九年九月九日勅令第三七一號を以て農商務部内臨時職員設置例を公布し爾後定員の改正あり現在定員次の如し。

山林事務官 専任 二人 (奏任)
山林技師 十九人 (考)
山林屬、山林技手 四百二十四人 (外任)

(口) 事業實行狀況

測量準備——契約締結地に對しては大正九年度より順次測量及造林案編成調査等造林實行の準備に着手し大正十二年三月末日迄に測量及造林案編成外業を了へたるもの306ヶ町村、面積七萬三千餘町歩に達し爾來引續き施行中なり。

新植——大正十一年度より新植に着手し豫定面積一萬二千町歩、實行町村數237にして大正十二年度以降は當初の計畫に依れば新植面積毎年二萬四千町歩の豫定なりしが行政整理の爲め一萬六千町歩に減縮し、更に今回の大震災により一覽財政緊縮の爲め十二年度新植豫定を一萬二千町歩に変更せられ今後大正十七年度迄は引續き毎年一萬二千町歩宛、十八、十九の兩年度は一萬六千町歩、二十、二十一の兩年度は二萬町歩、爾後大正二十七年迄は二萬四千町歩宛を毎年新植し茲に豫定計畫たる三十萬町歩の新植を完了し結局當初計畫第一期(新植期間)を四ヶ年繰延ぶることに改訂せられたり。

補植及手入れ——一回補植は新植の翌年、二回補植は新植の翌々年施行の豫定にして、手入れ杉、扁柏にありては新植の年より五ヶ年間及七年目に於て毎年一回宛都合六回施行、其他の樹種は三ヶ年間及五年目とに於て毎年一回宛都合四回施行の計畫にして已に夫々實行中に屬す。

苗圃——新植及補植用苗木自給の計畫を以て大正九年度より苗圃を開設し爾來引續き實行中なるも尙近時適當の民苗を存する場合は一部之に依ることとせり。

其他の事業——以上の外保護設備及簡易道路の開設修繕等の事業に付ては大正十一年度以來引續き實行中にして十二年度迄に新設したる簡易道路約87,500間に達す。尙施行規則第六條に依り造林地の保護及産物の採取に關

し規定(條例)を設け承認を與へたるもの十一年三月末迄に78ヶ町村、同規則第八條により看守人の配置をなし届出ありしもの117ヶ町村に及べり。

(6) 官行造林の効果

歐洲戰亂の經濟界に及ぼせる影響は茲に架言の要なきも林業方面に於ては木材の需要著しく激増し價格亦暴騰を來せるを以て建築材料として一般に木材供給の潤澤ならんことを切望せらるゝに拘らず歐洲方面の木材需要も一層甚しき状態なるを以て木材需給關係は益々危殆に陥り之れが調節上等閑に附し難き感あり、而して我國林野面積の四分の一を占むる公有林野をして永く不生産的狀態に置くは國富の増進と國土利用上一日も忽にし能はざる處なり蓋し新に官行造林計畫の策立實施を見るに至りし所以にして其實行後の効果を列舉せば大要次の如し。

- (イ) 從來荒廢せる公有林野を一變して法正なる森林地たらしめ得ること。
- (ロ) 將來其の成林に依り需要激増の傾向ある木材の供給をたらしめ得ること。
- (ハ) 市町村は殆んど無收穫の林野を提供する外何等の費力を投ずることなく造林地の伐採に伴ひ巨額の収益に浴し得ること。
- (ニ) 本計畫の遂行に依り國は相當の収益を得、市町村は最も安固なる基本財産を造成し得て自治體の根柢を鞏固たらしめ得ること。
- (ホ) 第二次造林は官行に依ることなく収益の一小部分を割き市町村自ら造林を遂行し得るに至るべきこと。
- (ヘ) 官行造林事業實施に伴ふ經費の支出により其地方經濟を裕かならしむること。
- (ト) 官行造林實施の結果其地方に於ける民有林等の發達を促進すること。
- (チ) 水源涵養、治水其他國土保安上に及ぼす效果の著大なること。

以上の外尙食糧問題の根元たる灌漑用水、經濟動力の本源たる水力發電及軍需用材等に対し有形、無形に與ふる效果は頗る多大なるは信じて疑はざる處なり。

(7) 附 記

官行造林關係法規——主要法規次の如し。

名 稱	公布年月日	番 號
公有林野官行造林法	大正 9. 7. 27	法 律 第 七 號
公有林野官行造林地に付森林法を適用するの件	9. 9. 9	省 令 第 三 十 三 號
林區署官制改正	"	勅 令 第 三 百 七 十 三 號
公有林官行造林法施行規則	9. 9. 21	省 令 第 三 十 二 號
公有林野官行造林法施行期日	"	勅 令 第 四 百 二 十 五 號
公有林野官行造林令	"	勅 令 第 四 百 二 十 六 號
公有林野官行造林法施行手續	9. 10. 1	調 令 第 九 號

造林地選定標準、造林契約の條項、施業計畫書に關する取扱、豫定案、造林臺帳、處務規程其他の處理に付ては大正九年十一月四日林第3,101號を以て各府縣知事及大林區署長に依命通牒を發せられたり。

官行造林事業成立の大要——本事業は明治四十年以降山林局内の一懸案たりしも大正七年末漸く之を將來企畫の重要事項中に加へられ爾來之が計畫に着手せるものにして大正八年四月大林區署長會議の際事業施設に付協議を遂げ八月更に地方林野主任官を招集して意見を徴したるに各府縣共々に贊同の意を表せり、斯くて同年十二月閣議の確認する所となり第四十二次帝國議會に官行造林法案及之に關する豫算を提出せられたるが不幸にも衆議院を通過せしむるに議院解散の爲不成立に終り翌年七月第四十三次帝國議會に再び提出せられ貴衆兩院とも滿場一致を以て可決確定せることは前述の如し。

官行造林の趣旨普及——大正九年度山林局に於て官行造林のすゝめ二萬五千五百部、官行造林の葉、二萬六千四百部を印刷し關係市町村其他に配布したる外、大小林區署、造林署、府縣廳の關係職員をして須要地方に於て官行造林事業の趣旨を説明せしめ地方民の諒解に努め之を徹底を期せり。

黨國農事協會に對する回答——羅馬に於ける同協會より我國公有林野官行造林に關する法律其他を翻譯刊行し之を農商務省に寄送し來ると共に該法に關する參考書類の送付方を依頼し來りしが之等の書類は同協會に於て翻譯の上更に他の各國公共機關に配布の目的なりと謂ふ、依て山林局より大正十年九月二十日法案に對する主務大臣の説明、衆議院委員長報告の各要旨並印刷せる官行造林の要旨及官行造林のすゝめを發送したり。

第七 森 林 施 業

(一) 國 有 林

(1) 内 地

内地國有林中要存置林に對する施業案編成に就ては明治十九年本區署官制實施以來提唱せられたる處なるも遅々として進まざりしが明治三十二年特別經營事業として實施せらるゝに及び編成業務は大に進捗し今や殆ど全部の編成を終了するに至り地籍の異動に伴ふものゝ如き特殊の事情あるものゝ外編成未了のものあるに過ぎず。

作業方法は用材仕立の場合には針葉樹にありては杉、扁柏、赤松、黒松、羅漢柏、落葉松、樺、樺、唐檜、白檜、潤葉樹にありては櫟類、樟、櫻、栗、胡桃、栲、檜、鹽地、厚朴等を主とし、又薪炭材仕立の場合には檜、樺、其他雜木の萌芽更新を行はる、而して施業仕組の概要は次表の如し。

施 業 仕

區別	事業區數 (圖地數)	總面積	地種別	皆伐喬林	數段喬林	前更喬林
施業案 に依る もの	316	4,033,183.13	普通施業地	1,819,367.56	91,847.12	104,618.37
			準施業制限地	7,310.54	660.85	—
			施業制限地	136,722.52	4,568.56	2,421.17
			除地	—	—	—
			未利用林	7,936.94	—	—
小計	—	—	1,971,337.56	97,076.53	107,039.54	
豫定基 案に依 るもの	3	51,560.89	普通施業地	31,403.00	—	—
			準施業制限地	—	—	—
			施業制限地	—	—	—
			除地	—	—	—
小計	—	—	31,403.00	—	—	
其他に 依るもの	(15,232)	82,757.86	—	22.95	—	
合計	319 (15,232)	4,167,500.88	—	2,002,763.51	97,076.53	107,039.54

次に施業案編成の結果による新伐標準量は次表の如し。

國 有 林 新 伐

大林区 署名	面積	材 積 (石)		備 考
		針葉樹	闊葉樹	
青 森	11,701.24 (532.26)	895,303 △ 102	3,438,456 △ 114 竹 129	1. 面積欄()は散生地 []は復伐地
秋 田	6,381.77 (186.93) [291.26]	877,866 △ 729	2,025,501 △ 2,941 粗 78	2. 材積欄△印は部分林、社 寺保管林等に於ける民牧 材積
東 京	12,999.27 (868.53) [504.47]	521,570 △ 14,855	4,418,903 △ 17,639 竹 997 △竹 9	3. 本表は國有林野初期植伐 編入量總括表に依り算定 す
大 阪	2,442.51 (12.47) [31.57]	598,255 △ 65,460	716,322 △ 4,212 竹 9,159 △竹 661	
高 知	1,698.38	728,617	715,188	

表 (大正十一年四月一日現在)

皆伐喬林	矮 林	中 林	竹 林	作業種設 定なきもの	計	備 考
170,049.47	192,634.86	118,519.60	355.77	22,557.69	2,519,950.44	地種別面積合 計と總面積と 一致せざるは 畝以下四捨五 入の結果に依 る
42,499.63	3,008.63	—	—	270,467.73	323,947.38	
97,359.23	9,188.19	762.57	55.01	329,763.27	580,840.52	
—	—	—	—	393,260.26	393,260.26	
—	—	—	—	207,249.25	215,186.19	
309,908.33	204,831.68	119,282.17	410.78	1,223,298.20	4,033,184.79	
17,990.42	—	—	—	—	49,393.42	本表は「國有 林野初期植伐 編入量總括 表」に依る
—	—	—	—	294.40	294.40	
—	—	—	—	1,486.00	1,486.00	
—	—	—	—	387.07	387.07	
17,990.42	—	—	—	2,167.47	51,560.89	
110.58	—	—	—	82,624.33	82,757.86	
328,009.33	204,831.68	119,282.17	410.78	1,308,090.00	4,167,503.54	

標 準 量 (大正十一年四月一日現在)

大林区 署名	面積	材 積 (石)		備 考
		針葉樹	闊葉樹	
熊 本	2,120.97 (114.46) [47.52]	497,910 △ 11,752	705,533 △ 3,267 竹 8,346 △竹 70	
鹿兒島	3,406.60 (86.07) [259.28]	401,268 △ 59,814	1,815,286 △ 19,788 竹 3,749 △竹 19	
計	40,750.74 (1,800.32) [1,134.10]	4,520,789 △ 152,712	13,835,189 △ 47,961 竹 22,371 △竹 759 粗 78	

(2) 北 海 道

北海道國有林に對する施業案の調査は明治二十九年度に開始し當初は假施業案を調製し三十五年以降は簡易施業等に改め更に明治四十一年以降森林整理案の計畫に基きて施業案の編成を行ふこととなれり。今施業案編成済面積及施業仕組の概要を示せば次の如し。

施業案編成済箇所面積		年 伐 量		備 考
事業區數	76 ^町	面 積	26,674 ^町	
林 地	1,834,953 ^町	材	針葉樹 4,042,976 ^町	1. 大正十一年度 末現在 2. 國有林事業成 績に依る
除 地	28,553 ^町		闊葉樹 2,079,980 ^町	
計	1,863,506 ^町	積 計	6,122,953 ^町	

尙施業の概要を知る爲調査稍古きも北海道廳刊行「北海道森林一斑」に依りて掲記せば次の如し。

作業種別	施業林面積	更 新 樹 種	輪 伐 期
皆伐喬林	80,136 ^町	ヤマナラシ、カバ類、イタヤ、ナラ、ヤチダモ、セン、シナノキ	40—60年
前更喬林	112,857 ^町	エゾマツ、トマツ	100年
擇伐喬林	762,201 ^町	エゾマツ、トマツ、トド、エゾ、ナラ、セン、シナ、ハリギリ、イタヤ	同齡年 120年(30—40) 150年(30—50)
矮 林	1,663 ^町	カシハ	20年
計	956,858 ^町		

上表の如く其作業法は大部分擇伐喬林作業に屬し之れが更新法は主として天然更新によるの外立地の關係其他必要に應じ人工植栽を行ふ、而して事業區劃面積は事業區二萬町乃至四萬町、林班七百五十町、小班三百町乃至四百町にして今後檢訂の場合には林班を平均二百五十町歩となす見込にして將來一層集約となるに至るべし。

(3) 臺 灣

臺灣國有林に於ける施業案編成業務は未だ進捗せず大正十二年三月末迄の調査済面積次の如し。(但1甲=0.町9724)

地方別	國有林	森林調査済	施業案編成済	摘 要	
臺北州	330,820	17,290	67,421	内營林所作業地域内 4,164 甲	
新竹州	305,244	71,202	—		
臺中州	487,457	289,305	—		同上 4,197 甲
臺南州	195,144	26,476	—		同上 1,476 甲
高雄州	432,443	76,079	—		
臺東廳	211,319	309,991	—		
花蓮港廳	447,128	114,148	—		
計	2,409,560	804,491	67,421		

(4) 朝 鮮

朝鮮の國有林野 6,113,000 町歩の内、要存豫定林野面積 5,256,000 町歩あり其の内 3,127,000 町歩は總督府の所轄とし他の 2,129,000 町歩は營林廠の所管とす。

總督府所管——本國有林に對しては明治四十四年以降林野區分調査圖(縮尺五萬分の一)に依り簡易なる施業案を編成し來りたるが大正八年に至り積極的に假施業案編成の方針を樹て爾來著々調査の歩を進めつゝあり而して明治四十四年より大正十年度に至る迄の編成面積は 482,000 町歩なり。

營林廠所管——本國有林に對する施業案の編成は大正二年度以降同十一年度迄の十ヶ年間に簡易施業案を速成するの計畫を樹てて實施し大正九年度以降更に調査機關を擴張して大に其進捗を圖れり、而して大正元年以降大正十年度に至る間に調査済のもの 1,215,000 町歩に達す。

更新は弱度の擇伐法に依り稚樹の發育を計り天然更新を行ふこととせるも其の成績を一層確實ならしむる爲人工造林を併せ施行するの緊要なるを認め大正八年以降テウセンカラマツの造林計畫を樹てたり。

以上「朝鮮の森林」より拔萃す。

(5) 樺 太

樺太調查——明治三十八年日露戰捷の結果其一部邦領に歸するや之を十區に分ち森林の概況を調査し四十一年度之を完了せり其結果次の如し。

林 種 別	面 積	蓄 積
針 葉 樹 林	2,104,462 ^町	1,385,788 ^{千石}
闊 葉 樹 林	483,750 ^町	8,932 ^{千石}
針 闊 混 滑 林	371,898 ^町	94,833 ^{千石}
未立木地	燒跡地	80,958 ^町
	其 他	311,644 ^町
計	3,352,712 ^町	1,480,621 ^{千石} 17,295 ^{千石}

亞で四十二年より十ヶ年計劃を以て亞庭灣内、西海岸、東海岸に於ける經濟上優位の森林約六十五萬町歩を撰み事業區調査を開始せしが四十四年度に至り都合上之を中止せり。

經營調査——大正二年、十五箇年計劃、樺太國有林經營方針を樹立せり即ち全領土を三十箇の經營區域に分ち此内より開拓豫定地を控除したる殘地に付事業區及保安林の調査を完了せむとする計劃なりしが大正五年度に至り始めて林種區分及施業案編成調査を開始せり、斯くて大正七年に至り該計劃を十ヶ年に短縮し大正十年後調査班を十五組に増し調査中なるが十二年五月迄の功程次表の如し。

(大正十二年五月末現在)

事業区	調査済面積(町)				調査済蓄積(千石)	
	施業地	施業制限地	除地	計	針葉樹	闊葉樹
長濱外十三	846,248	260,161	73,218	1,169,627	345,271	40,100

現在面積——樺太林野面積は概況調査當時三百三十五萬町歩と稱せられしが其後減じて三百三十二萬八千町歩となり此内殖民地及同豫定地四十三萬町歩、大學演習林八萬五千町歩、除地三萬町歩を控除せば將來國有林たるべき林地は二百七十八萬七千町歩なり、然るにツンドラ地二十五萬二千町歩及山岳上都界にして施業制限地並に保安林豫定地等の見込面積約四十六萬町歩と推定せば實際森林經營豫定地は二百七萬五千町歩の見込。
 殖民地及同豫定地——國有林中農耕及牧場地、市街、村落宅地等となす目的を以て最初四十三萬町歩を豫定せしが大正十二年末迄の處分件数(424件、戸数10,825戸)面積298,264町歩、材積81,340,870石に達す。

(二) 公有、社寺有、私有林

(1) 内地

内地、公、社寺、私有林に對する施業計畫樹立の概況を示せば次の如し。

管理區分面積 (大正十年末現在)

所有別	森林として管理するもの	森林として管理せざるもの	計	未決定積	備考
公有林	645,865	428,590	1,074,455	1,023,829	本表は大正十二年度林政要覽に依る
社寺有林	12,876	3,683	16,559	22,091	
私有林	—	—	—	—	
計	638,741	432,273	1,091,014	1,045,920	

備考 本表は林野整理事業中に概説したるものなり。

施業方法假定面積 (大正十年末現在)

所有別	施業案	施業要領	管理方法	計	備考
公有林	480,369	409,253	483,306	1,372,855	同上
社寺有林	4,389	6,796	41,050	52,235	
私有林	—	—	—	—	
計	484,685	415,947	524,356	1,425,090	

森林法に依る指定面積 (同上)

種別	森林法第十條に依り施業方法を指定したるもの	森林法第二十七條の指定を爲したる保安林	合計	未決定面積	備考
	所有別	町			
公有林	8,183	228,072	1,609,110	1,644,970	同上
社寺有林	288	5,939	58,462	56,493	
私有林	21,200	—	21,200	—	
計	29,671	234,011	1,688,772	1,701,463	

前表中私有林に對する施業案編成の狀況は之を詳にすること能はざるも近時一定の計畫の下に作業を進むるもの漸く増加の趨勢に向ひつゝあるは事實なり。

(2) 北海道

北海道の公有林中、模範林は明治四十年全部施業案の編成を了し、他の公有林に在りては附與を受けると同時に施業案の編成を爲すべき豫定にして明治四十四年以降順次編成し來り割讓前園に於て編成せる箇所は暫く之に依ることとせり、今施業面積及年伐量を掲記せば次の如し。

公有林施業面積及年伐量

種別	公有林		計
	公有模範林	其他の公有林	
事業区数	15 ^ヶ	25 ^ヶ	40 ^ヶ
施業面積	147,158 ^町	373,066 ^町	520,224 ^町
年伐量積	面積	4,267 ^町	13,405 ^町
	針葉樹	64,880 ^石	454,793 ^石
	闊葉樹	490,516 ^町	1,133,429 ^町
計	555,396 ^町	1,588,222 ^町	2,143,618 ^町

其他の森林に於ける施業案編成に就ては未だ説明すべき施設なし。

第八 林業指導奨励

(一) 内地、北海道

(1) 沿革

公有林野——荒廢其極に達せる公有林野に就ては各府縣夙に之が恢復に努め既に明治十五六年度より或は林野樹木植付規則、或は森林蕃殖奨励費下

與規則又は共有山林保護令を發したるも未だ其目的を達し難かりしを以て四十三年度公有林野造林獎勵規則を發布し相當の補助金を下付することとせり、翌年治水事業の開始せらるゝに當り治水事業費補助及補償費として大正十八年迄十九年に亘り2,635,千圓の補助金を交付することとし、目下頗りに之れが指導獎勵中なり。

特種樹種——特種樹種の増殖に付ては舊藩當時相當の獎勵を加へられたるものにして即楠木、下駄用材として朴、榎、箆、箆用材として桐、樺、檜柄として榎、製炭材として樟を植栽せしめたるは普く人の知る處なり、明治に入りても尙屢斷片的に之れが獎勵方を令達せしも其樹種は概ね建築、薪炭用材に限られたるが如き觀ありしを以て明治四十四年度以降、樟、樺、漆、栗、胡桃、榎、厚朴、白楊、榎等に對し補助金を交付して造林せしめ大正二年度迄之を繼續せり、其結果として樟模範林3,364町歩、漆樹模範林40町歩、護謨林4町歩を完成せり。

其他——以上の外、林業に關する智能を一般に注入せむには講習講話によるを捷徑とするを以て明治三十一年林務講習規則を設け林區署職員に講習を行ひ、又四十三年森林主事教練規則を設けて森林主事の教練に力めたり、公有林野の整理統一を完成せんが爲め同四十四年より大正四年度迄地方の官公吏を集め公有林野整理開發に關する講習會を開催せり、尙各府縣に於ては林業講習會を開き、製炭法傳習を行ひ或は吏員を地方に派して巡回講話、實地指導をなす等銳意林業思想の普及に努力せり、此他尙、林業組合の組成、地方山林會の設立、共進會、展覽會等の開催は何れも林業獎勵上の施設に外ならざるなり。

(2) 政府獎勵施設

現時實施しつつある政府の林業獎勵事項次の如し。

(イ) 公有林野造林補助

大正三年六月公有林野造林獎勵規則に基き政府は府縣の支出する公有林野管理區分案、入會整理案、部落有林野統一案、施業計劃案編成に要する費用及市町村、市町村組合、町村組合等の公有林野造林、防火線造設、入會整理、部落有林野統一の實行に要する費用の補助金に對し獎勵金を交付するものとす。

其交付を受けむとする府縣は申請書に前記各施設の目的に應じ夫々事業案及費用豫算書(又は補助豫定書、補助金交付規程、或は費用豫算書、府縣行造林規程等)を添へ農商務大臣に提出するを要す、若し豫算の流用、補助の目的變更、補助率變更等をなす場合には同大臣の認可を受くるの必要あり、而して補助を受けし府縣は翌年七月末日迄に事業成績表及決算表を作り同大臣に報告するの義務を負ふ。

(ロ) 樹苗養成補助

大正八年五月樹苗養成獎勵規則に基き政府は毎年度豫算の範圍内に於て府縣の樹苗養成に要する費用及府縣の支出する樹苗養成補助金に對し其約四分の一内外の獎勵金を交付するものとす。

其交付を受けむとする府縣は申請書に樹苗養成豫定書(又は補助豫定書、補助金交付規程)を添へ前年度三月末日迄に農商務大臣に提出するを要す、補助金の交付を受けし府縣は豫定書記載の樹種、經費總額(又は補助豫定書記載金額、補助目的、補助率等)を變更せむとするときは同大臣の認可を受くる必要あり、又當該府縣は翌年八月末日迄に事業成績表及決算書を作りて同大臣に報告すべき義務を負ふ。

(ハ) 竹林造成補助

大正八年五月、竹林造成獎勵規則に基き政府は毎年度豫算の範圍内に於て竹林の改良、新植の費用として府縣の支出する補助金に對し其約四分の一の獎勵金を府縣に交付す。

府縣は申請書に補助豫定書及補助金交付規定を添へ前年度三月末日迄に農商務大臣に提出するを要す。而して交付を受けたる府縣は補助金總額、補助の目的、補助率等を變更せむとするときは同大臣の認可を受くる必要あり、又當該府縣は翌年八月末日迄に事業成績表及決算書を作り同大臣に報告の義務を負ふ。

(ニ) 山林會補助

大正八年五月山林會補助規則によるものにして全國又は府縣を區域として社團法人により組織せられたる山林會に於て、實施する講習講話、實地指導、品評會、共進會、諸調査、研究、試験其他農商務大臣の特に必要と認めし事業の費用に對し毎年度豫算の範圍内に於て補助金を交付す、山林會は前年度末迄に事業及經費の明細豫定書並該年度の總豫算書を添付し申請すべく、又補助金を受け施行したる事業に付ては成績書及決算書を作り該年度總決算書を添へ翌年八月末日迄に提出するを要す。

(ホ) 森林組合設立獎勵補助

國土保安の目的を以て設立せらるゝ森林組合の施業、工事、其他事業計劃に關する調査、設計の費用に對し政府は毎年度豫算の範圍内に於て一町歩に付五十錢以内の獎勵金を交付す、獎勵金を受けむとする森林組合は申請書に總會の決議録寫、地區實況圖、施業工事其他の事業計劃の調査及設計に關する説明書及決議録寫等を添付するを要す、其交付指令を受け調査及設計を完了したるときは請求書に調査設計費精算書を添へて差出すべし若し完了後三ヶ月を経るも請求せざるときは指令の効力を失ふ、斯くて獎勵金を受けたる事業に就ては著手の時期及著手後の施行順序を定め交付の日より二ヶ月以内に施業案、造林計劃、林道又は河川工事其他の事業に付地方長官の認可を受くるを要す、其詳細は明治四十四年四月森林組合設立獎勵補助規則に依る。

(ヘ) 考

大正十一年度各府縣に於ける前記獎勵金額を示せば次の如し。

大正十一年度各種獎勵金交付調表

地方	樹苗養成	竹林造成	山林會補助	地方	樹苗養成	竹林造成	山林會補助
東京	662	—	—	秋田	3,549	—	3,751
京都	450	—	1,469	福島	1,181	500	1,236
大阪	135	368	784	石川	2,289	210	1,051
神奈川	883	503	—	富山	1,080	421	535
兵庫	1,890	790	1,074	鳥取	450	790	1,555
長崎	253	495	1,800	島根	516	1,210	225
新潟	3,419	342	2,372	岡山	3,408	2,107	1,065
埼玉	837	131	652	広島	720	843	755
群馬	2,161	398	1,980	山口	885	527	946
千葉	617	740	1,212	和歌山	270	527	609
茨城	184	—	—	徳島	1,558	972	964
栃木	3,146	1,693	1,183	香川	348	421	463
群馬	—	—	588	愛媛	740	527	537
三重	765	276	600	高知	2,723	—	696
静岡	447	790	1,165	福岡	675	527	—
山梨	4,746	527	1,020	大分	825	1,569	264
滋賀	1,718	79	940	佐賀	552	737	—
岐阜	1,884	4,742	3,152	熊本	429	527	900
長野	4,257	277	600	鹿兒島	1,425	1,177	1,101
富山	3,161	502	600	沖縄	2,182	416	600
宮城	1,701	—	727	大日本	178	79	—
福島	832	1,108	1,106	山林會	—	—	3,700
岩手	1,071	—	600				
青森	1,775	—	2,185				
山形	1,306	—	1,374	計	64,275	27,848	48,127

(3) 地方獎勵施設

道府縣に於ける林業獎勵施設は各地方同しからざるも之を概括的に説明すれば何れも地方費を以て數名の林業技術員を特置し獎勵苗圃を各地に設けて樹苗を養成し無償又は有償にて民間に配付し造林用苗木供給の潤澤を圖るの外民間養苗に對し相當の補助金を與へ、市町村又は組合等の施行する公有林野造林並に一般竹林造成等に對し補助金を交付して之れが獎勵に努め或は模範林を造設して一般に造林の範を示し或は時々巡回講話又は活動寫眞撮映等を行ひ森林思想の向上を促がし或は特に教師を招聘して製炭、竹細工、推草栽培、五倍子繁殖、山葵栽培、搗栗製法、其他木工等の講習、實地指導を行ひて林業及副業の發達を期し、一面には有志者を糾合して地方山林會を組織せしめ府縣之と連絡を執り前記各施設の外月々會報を發刊して地方林業の普及を圖り又隨時山林會又は品評會を開催して地方林業の發展を促進すべき手段を講じ併せて各種の試験、調査、指導、仲介等の業務を執りつゝあり、其各地方に於ける施設に付ては頗る重複の嫌あるを以て爰に之を省く。

(4) 平和記念植樹

大正三年より大正八年に亙る五ヶ年間は世界に於ける今古未曾有の動亂時

代にして幸にも各聯合國の奮戦努力により茲に平定を告げたるは萬民の齊しく欣祝する所なり、此時に當り帝國森林會は之れが記念事業として全國一般に植樹を實行せしむるの最時宜に適せるものとし「平和記念植樹」と題する小冊子を全國官公衙、學校、會社、會館、組合等に配付し極力之れが勸奨に力めたる結果大正九年中實行したるもの千百三十七件、植林本數七百萬本の多きに上り豫期以上の好果を收め得たるを以て更に該成績を印刷に附し關係各方面に配付せり、其概要次の如し。

事業種類	數件	面積又は延長	本數	事業種類	數件	面積又は延長	本數
造林	626	2,602.4016	6,367,001	施業案編成	7	1,546.9727	—
植樹	56	内容不明	—	境界査定	1	120.0000	—
	413	—	181,930	防火線設置	7	4,782	—
並木植栽	54	内容不明	—	砂防植栽	2	0.5000	19,474
	26	4,053	3,786	記念公園設置	3	0.3529	680
竹林造成及改良	17	4,5918	1,850	苗木養成配付	10	—	2,927,420
天然造林	4	195.7900	—	山葵栽培	2	—	—
保護手入	8	103.2900	—	栽樹日制定	4	—	—
部落林統一	7	6,487.0900	—	計	1,137	—	—

尙該記念事業の實行者中其成績優秀と認めらるゝ者に對し次表の如き表彰を行ひたり。

府縣名	授賞數				記念事業實行件數	府縣名	授賞數				記念林業實行件數
	銀牌	銅牌	褒狀	計			銀牌	銅牌	褒狀	計	
北海道	—	5	11	16	53	青森	—	1	2	2	8
東京都	—	—	4	4	7	山形	—	—	3	3	6
大阪府	—	1	4	5	11	秋田	—	—	1	1	2
神奈川	—	—	2	2	2	福島	—	2	7	9	17
兵庫	—	1	—	1	1	石川	—	—	4	4	28
長崎	2	6	5	13	45	富山	—	—	3	3	9
新潟	—	2	2	4	10	鳥取	—	—	—	—	—
埼玉	1	1	7	9	27	岡山	—	1	8	9	50
群馬	—	—	—	—	—	広島	—	—	6	7	47
千葉	1	2	6	9	38	山口	—	1	4	5	16
茨城	—	—	—	—	—	和歌山	—	1	1	2	17
栃木	—	1	2	3	7	徳島	—	1	—	1	3
群馬	—	—	—	—	—	香川	—	—	1	1	1
三重	—	—	1	1	2	愛媛	—	1	3	4	45
静岡	1	2	1	4	8	高知	—	1	3	4	22
山梨	—	2	4	6	14	福岡	1	1	—	2	9
滋賀	—	2	4	6	16	大分	1	1	4	6	13
長野	—	3	17	20	65	佐賀	1	—	4	5	16
富山	—	6	16	23	53	熊本	1	5	6	12	25
宮城	—	6	20	26	150	鹿兒島	—	—	—	—	132
福島	—	3	11	14	48	沖縄	—	—	—	—	68
岩手	2	—	6	8	27	計	13	66	200	279	1,137

(二) 臺灣

烏林野中街庄部落附近のものは概ね濫伐濫墾地にして漸次荒廢の度を加へ河川の汎濫、土砂流出等國土保安の影響頗る甚大なるものあり、加ふるに一般島民の造林思想極めて幼稚にして益々荒廢に傾かむとするを以て總督府に於ては明治三十八年先づ試験苗圃を臺北に設け爾來樹苗の下付、林野の貸付(樟樹造林獎勵規則、豫約拂下によるもの)、及造林の指導獎勵等を行ひ民營造林の發展を促がせり、其施設概要次の如し。

民林獎勵苗圃の設置——民間造林事業獎勵の目的を以て特に苗圃を設け養苗を行ひ大正十一年度に於て各州廳を通じて二十三ヶ處、施業面積六萬坪、苗木九百八十四萬餘本、經費二萬七千餘圓(平均一本二厘八毛)を養成せり樹種は甚多く樟、相思樹、ネム類、チーク、木麻黃、赤松等を主とし杉、扁柏、椰子、蒲葵、有加里、護謨、茄苳其他數十種に上る。

種苗の配付——民行造林獎勵上種苗の無償配付は大に與て力ありと謂ふべく樟樹造林獎勵用及一般獎勵用として明治四十年以降大正八年迄に無償下付したる苗木約七千萬本、種子三百數十石に達す、而して大正十一年度無償配付したるものは苗木三百八十九萬本、種子四十六萬石餘にして個人團體等四千四百人に上れり。

熱帶植物栽培獎勵——林業試験場に於ける試験成績に鑑み熱帯有用植物栽培の有望なるを認め大正元年度以降棉花、椰子、麻栗、香茅、其他の種苗を海外原産地より購入し無償配付の上之が植栽を獎勵せしが成績良好にして麻栗、椰子の如き最有望なるが如し、而して其配付數量は石、箇、匁、封度等各單位を異にするを以て茲に之を省く。

(三) 朝鮮

古來林政不備にして禁令治からず山火の厄、火田の害相亞で起り、一般民衆亦濫伐濫採を事として積極的植栽を行はず、年々林相の衰退、林地の荒廢を招ぐに至れるを以て舊韓國政府當時より試験造林及諸調査を開始し始政後漸次積極的施設の方針を以て進み明治四十四年森林令の發布となり諸般の施設計劃稍其緒に就くに至れり。

明治四十年以降京城附近其他の赫禿地に國費造林を行ひ又各道に於て地方費模範造林を實行し、而模範林を經營せしむると同時に國費地方費にて養成したる種苗の下付を行ひたり、且國費地方費にて技術員を置き殖林事業を指導せしむる外「殖林手引」を配付して造林樹種の選定、養苗及造林方法、其他注意事項を周知せしむる等銳意獎勵に努むる處あり、又一面に於て不要存國有林野は造林を條件として民間に貸付け事業成功後無償讓與の制を設け特に造林速成を促がせり、其施設及成績次の如し。

林術員配置——明治四十三年總督府に殖産局山林課を置き地方廳に一名乃至二名の林業獎勵事務に従事する國費吏員を配置し更に地方費にて樹苗養成、林業指導に當らしむる爲め漸次相當技術員を設置するに至れり、其詳細は別項にあり。

種苗下付——造林促成上樹苗の供給を潤澤ならしむべく官營を以て苗圃を

設け其生産苗の一部は民間に供給し造林獎勵に資せり、即ち苗圃の部に述ぶる如く地方費苗圃は大正八年には全鮮に亘り四十八ヶ處、面積百八十四町歩に達せり、而して之等苗圃養成苗及購入苗の下付は無償又は有償にて明治四十二年以來毎年續行し大正八年迄に苗木二億萬本、種子千七百石に上り逐年増加しつつあるも希望者盛むなる爲め之を充すに足らず、樹種はアカマツ、ニセアカシヤ、クヌギ、クリ、白楊類にして年度別種苗下付表(挿木を含む)次の如し。

種苗	年度		大正								計
	明治	44	1	2	3	4	5	6	7	8	
苗木(千本)	4,503	8,500	14,543	14,576	18,600	25,274	34,577	22,317	28,417	17,498	190,607
種子(石)	249	193	129	138	209	270	53	92	46	1	1,342

模範造林——一般に植林の模範を示す目的を以て大正四年以降各道に於ては地方費造林を行ひ大正八年度末迄に約百ヶ所、面積六千數百町歩に達す。又面に於ても模範造林を行ひ併せて基本財産の造成を計れり、大正八年末迄に決定せるもの前者は約二萬數町歩、後者は六萬町歩に上る。

記念植樹——愛林思想を涵養し殖林を獎勵せむ爲め明治四十四年併合第一回の神武天皇祭を期し全鮮に亘り實行せしに相當の好果を收め得たるを以て爾後年中行事の一として年々同日を期し官署、學校、其他諸團體が中心となり一般有志來集の下に行ひ道側、庭園、空地等より漸次山野に及ぼし其本數實に二億萬本の多きに上り將來連續舉行せらるべし、其年度別植栽數次の如し。

區別	年度		大正								計
	明治	44	1	2	3	4	5	6	7	8	
面積(町)	1,551	3,388	4,219	4,522	5,128	6,844	7,275	6,501	7,019	46,747	
本數(千本)	4,652	10,165	12,431	13,567	15,384	20,476	21,824	20,402	21,057	99,958	

(四) 樺太

樺太は現在に於ては大部分國有林野に屬するを以て特に林業獎勵に對する施設なし。

第九 保安林及營林監督

(一) 保安林

(1) 沿革

古來國土保安其他公益上密接の關係ある森林は特に格段の保護を加へられ伐採の制限又は禁止せられたるものにして舊藩時代田山、水山、田林、砂留林、河除林、雪除林、風潮林、養魚林等の名稱を附せられたり、明治初

頭、廢藩置縣の令出づるや林制一時に弛みたるを以て同四年官林規則を定め水源涵養林の取扱等を指示せられ、同六年水源涵養、土砂扞止を要する箇所と漸次拂下ぐるも支障なき箇所との調査を開始せしも多くは机上の推測に過ぎず、同九年官林調査假條例の發布せらるゝや稍具體的に國土保安の爲禁伐となすべき森林の種類及測量、造林、斫伐の方法を規定し一小區づゝ調査を取纏むることゝせり、當時の禁伐林と稱せられたるもの是なり、然るに民有林は年々荒廢に傾けるを以て同十五年及十七年民林中國土保安に關係ある箇所の伐木停止、及夫等の箇所に於て伐木せむとする者、礦物土石を採掘せむとする者の處分方に付諭達を發せられ更に同二十年、二十三年に至り農商務省は民林の内、水源涵養、土砂扞止、風潮除、類雪止等國土保安に關係ある箇所は地方廳と大林區署と協議の上決定し之を報告せしめたり。

三十年森林法の發布せらるゝに及び保安林制度は漸く具體的となるに至れるも之等保安林の編入解除は所有權に及ぼす影響大なるを以て其處分は公平にして調査周到ならざる可らず。故に地方森林會なる特設機關を設け之を審議せしむることゝし同年該規則の發布を見たり。

而して當時北海道、沖縄及多くの島嶼の如きは文化著しく遅れつゝあるを以て森林法を適用せられざりしも保安林に關する規程のみは之を適用することゝせり、又伐木を禁止せられたる場合の直接損害、補償額算定に付ては「保安林損害算出規定」を設けられ、其他保安林取扱に關しては保安林取扱心得、同臺帳規程、保安林簿規程等を制定せられ法規稍整備するに至りに。

明治四十年森林法の改正せらるゝや、森林法施行規則、同施行手續の發布を見從來の保安林に關する取扱心得は凡て之等の内に規定せられ之れと同時に北海道保安林に關する特例を發布せられ以て今日に及べり。

(2) 保安林面積

本邦に於ける保安林總面積は百七十七萬四千町歩にして其内譯次表の如し。

(1) 所有別面積 (大正十年度末現在)

方面別	内地	北海道	樺太	臺灣	朝鮮	計
御料林	16,235	45	—	—	—	—
國有林	406,881	351,478	—	118,137	—	—
公有林	467,033	38,695	—	—	—	—
社寺有林	11,263	2	—	—	—	—
私有林	290,992	714	—	899	—	—
計	1,192,405	420,934	—	119,036	41,569	1,773,944

備考 1 保安林面積中内地、北海道の分は第三十八次農商務統計、臺灣は大正十年度臺灣林業統計書、朝鮮は大正十年朝鮮總督

府統計年鑑に依る。

- 保安林面積歩合は第一表に基き計算せり。
- 第一表と第三表の面積の一致せざるは町以下四捨五入の結果に因る。

(ロ) 林野面積に對する保安林面積歩合

保安林總面積の總林野面積に對する歩合は四分に當り内地保安林の林野面積に對する歩合は七分北海道は八分、臺灣は四分、朝鮮は最少し、即ち次表の如し。

方面別	内地	北海道	樺太	臺灣	朝鮮	計
御料林	2.8	0.0	—	—	—	—
國有林	9.6	11.5	—	4.5	—	—
公有林	13.3	6.4	—	—	—	—
社寺有林	8.7	0.0	—	—	—	—
私有林	3.6	0.0	—	0.0	—	—
計	7.2	7.7	—	4.3	0.3	4.0

(ハ) 種類別面積

方面別	内地	北海道	樺太	臺灣	朝鮮	計
土砂扞止林	683,999	19,578	—	34,291	264	738,132
水源涵養林	424,361	361,010	—	65,012	20,696	871,079
水害防備林	2,950	—	—	319	260	3,529
墜石防止林	509	44	—	128	—	681
類雪防止林	5,700	39	—	—	19	5,758
防風林	12,477	9,497	—	1,307	88	23,369
飛砂防止林	8,850	1,833	—	10,625	52	21,360
潮害防備林	8,540	61	—	87	99	8,787
魚附林	24,277	12,871	—	4,456	553	42,157
航行目標林	1,261	782	—	—	10	2,053
公衆衛生林	84	8	—	—	—	92
風致林	19,398	15,213	—	2,811	19,528	56,950
計	1,192,406	420,936	—	119,036	41,569	1,773,947

(二) 總府縣別

地方	土砂防止林		水源涵養林		水害防備林		礫石防止林	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
東京	22	116	130	7,066	—	—	—	—
京都	2,512	4,525	169	489	56	15	—	—
大阪	166	410	1	5	—	—	1	2
奈良	338	4,281	296	3,524	2	55	—	—
兵庫	2,945	8,794	241	2,845	26	4	—	—
長崎	1,380	1,113	1,005	3,909	2	20	1	9
新潟	5,573	92,334	319	6,462	2	2	1	2
埼玉	3,603	5,567	418	728	—	—	—	—
群馬	14,524	28,949	134	7,156	225	50	10	11
千葉	109	52	2	1	40	2	—	—
茨城	27	53	68	283	101	41	—	—
栃木	1,678	12,260	75	17,079	5,997	773	—	—
群馬	408	770	5	397	—	—	22	54
三重	445	1,242	89	675	35	3	—	—
愛知	2,898	488	2	12	10	—	—	—
静岡	2,378	9,778	13	92	—	—	—	—
山梨	2,630	19,699	197	50,277	2,879	322	—	—
滋賀	10,549	22,174	161	570	—	—	1	11
岐阜	28,910	162,882	90	1,740	109	11	114	59
長野	17,847	52,055	186	9,032	1,325	422	8	26
富山	1,028	5,203	315	10,234	8	204	3	10
石川	4,127	38,427	361	17,999	1,684	227	62	153
福井	693	9,309	242	5,099	1,556	156	19	30
青森	122	2,676	79	7,360	—	—	—	—
山形	1,082	30,086	208	76,424	4	21	5	14
秋田	203	8,518	361	36,385	67	30	—	—
福島	2,016	3,269	22,122	43,559	—	—	—	—
宮城	1,447	1,304	5,169	19,124	—	—	7	2
岩手	7,720	79,664	940	16,975	1	1	—	—
青森	2,033	3,455	214	7,880	1	—	21	8
山形	993	343	251	243	9	—	5	1
秋田	22,482	14,323	31,465	45,000	—	—	103	91
福島	15,014	15,536	73	662	—	—	—	—
山形	1,868	5,394	8	6	3	5	—	—
山形	637	2,514	360	5,780	—	—	—	—
山形	5,090	5,639	262	1,039	262	33	4	4
山形	2,742	4,965	—	—	—	—	—	—
山形	7,050	21,922	467	2,033	—	—	—	—
山形	118	232	32	1,270	66	6	—	—
山形	71	568	245	5,721	—	—	—	—
山形	10	697	34	894	382	103	5	17
山形	47	84	23	1,670	3	2	—	—
山形	1,575	305	1,012	3,251	5	400	—	—
山形	417	1,885	53	2,855	103	26	44	13
山形	43	81	62	344	—	—	1	3
山形	107	53	65	214	139	16	—	—
山形	192	19,578	265	361,010	—	—	3	44
計	177,914	703,577	63,289	785,371	15,102	2,950	440	553

備考、箇所ありて面積なきは単位未滿のため省きたるによる。

箇所面積 (大正十年末現在)

須雪防止林		防風林		飛砂防止林		潮害防止林		魚附林	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	3	9	5	37	30	16	226	159
—	—	—	—	—	—	—	—	45	10
—	—	10	29	—	—	39	288	15	343
148	129	24	72	—	—	5	1	1,154	1,531
—	—	315	220	26	6	—	—	1,880	1,018
1,068	1,108	406	188	916	378	1	—	8	7
—	—	9	5	—	—	—	—	—	—
—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
—	—	494	170	—	—	329	230	157	113
—	—	117	44	1,877	859	37	129	9	87
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	414	290	—	—	7	7	994	915
—	—	8	5	1	4	387	71	4	16
—	—	66	141	1	26	3,330	322	59	169
—	—	21	13	—	—	—	—	—	—
1	35	—	—	—	—	—	—	23	13
45	142	2	—	—	—	—	—	26	17
102	125	7	10	—	—	—	—	—	—
1	—	6	1	—	—	524	948	2,109	1,005
171	670	432	147	—	—	651	534	7	1
49	176	44	71	—	—	16	247	1,774	3,340
1	10	1,243	5,117	1	11	1	35	10	1,097
107	829	5	24	2,067	650	3	254	—	—
35	75	144	64	1,127	2,509	5	1	2	23
1,569	1,518	3	—	—	—	1,550	663	613	576
397	294	770	304	2,952	2,222	25	24	420	116
303	382	29	44	1,185	58	30	3	567	26
111	102	54	60	149	274	610	62	403	95
22	2	1,751	505	31	1	1	1	2,282	1,045
16	111	274	171	—	—	53	15	954	1,987
—	—	16	76	—	—	—	—	189	473
—	—	103	129	1	5	—	—	2,629	1,926
—	—	1	—	—	—	93	332	315	483
—	—	95	25	—	—	156	77	421	1,493
—	—	23	11	8	27	2	1	620	967
—	—	1	—	—	—	5	10	1,891	987
—	—	50	77	1	—	299	140	430	1,388
—	—	581	2,374	—	—	—	—	119	145
—	—	358	137	—	—	—	—	922	1,621
—	—	54	253	—	—	—	—	95	28
—	—	6	11	—	—	6	11	17	39
—	—	18	21	—	—	297	1,398	63	189
—	—	293	510	76	1,781	268	1,378	372	687
—	—	4,654	1,151	—	—	3,259	1,343	31	142
1	39	66	9,497	4	1,833	1	61	69	12,871
4,149	5,739	12,931	21,974	10,428	10,683	12,020	8,601	21,924	37,148

地方	航行目標林		公衆衛生林		風致林		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
東京	—	—	—	—	64	52	216	7,234
京都	—	—	1	1	136	865	3,139	6,117
大阪	—	—	—	—	58	140	271	567
奈良	2	10	—	—	559	6,165	1,261	14,695
兵庫	8	159	—	—	403	351	4,594	13,887
長崎	37	633	—	—	71	39	4,717	6,965
新潟	7	9	—	—	124	57	8,426	100,549
群馬	—	—	—	—	1	1	4,031	6,301
千代田	—	—	—	—	20	218	14,914	36,381
茨城	6	6	—	—	7	23	1,144	596
栃木	16	20	—	—	12	19	2,264	1,535
群馬	—	—	—	—	121	436	7,871	30,547
山梨	—	—	—	—	80	176	515	1,397
長野	11	7	—	—	227	623	2,222	3,760
静岡	—	—	1,212	591	1,212	591	4,522	1,188
山梨	2	1	450	204	450	204	6,299	10,734
滋賀	—	—	843	447	843	447	6,570	70,756
岐阜	—	—	389	918	389	918	11,124	23,720
長野	—	—	12	10	12	10	29,308	167,861
富山	—	—	429	317	429	317	19,904	61,986
石川	17	10	485	1,374	485	1,374	4,469	18,980
福井	27	15	—	—	48	60	7,615	58,232
山梨	1	80	—	—	96	67	4,490	18,575
山梨	—	—	—	—	42	166	1,499	16,464
山梨	—	—	—	—	15	42	3,496	108,343
山梨	3	41	—	—	123	157	2,070	47,804
山梨	—	—	—	—	92	109	27,965	49,695
山梨	18	40	—	—	236	45	11,441	23,475
山梨	3	—	—	—	166	18	10,944	97,169
山梨	7	24	—	—	70	407	3,673	12,367
山梨	9	5	—	—	259	280	5,613	2,426
山梨	—	—	—	—	112	268	55,459	61,966
山梨	1	25	—	—	71	2,538	15,364	19,310
山梨	4	3	—	—	8	139	4,624	7,607
山梨	1	1	3	2	144	285	1,558	9,339
山梨	3	—	—	—	179	217	6,468	8,523
山梨	2	1	—	—	184	882	3,591	6,853
山梨	8	6	—	—	12	36	9,434	24,994
山梨	9	102	—	—	129	264	1,134	3,487
山梨	7	3	—	—	9	10	1,033	8,821
山梨	2	1	—	—	215	228	1,923	3,698
山梨	8	6	—	—	7	12	237	2,055
山梨	4	2	—	—	22	8	2,647	4,026
山梨	2	3	—	—	12	7	1,009	6,396
山梨	4	28	154	81	85	130	1,358	5,023
山梨	19	21	1	—	18	6	8,293	2,946
山梨	6	782	1	8	164	15,213	772	420,934
計	254	2,043	160	92	8,221	34,611	331,882	1,613,340

(二) 營林監督

(1) 内地、北海道

沿革——民有林野經營監督に付ては舊藩時代種々の法規を定めて之を取締り、秋田藩に於ける御定書、尾張藩の山元定法の如き最著名なるものなりき、明治維新の際に林政廢弛、濫伐頗りに行はれしを以て明治四年官林規則を發布するや「松、杉、檜、榎、樺、栗、樟、山毛櫸、鹽地等の木材は國家必需品に付精々培養し、私有林たりとも深切愛育の意を加ふべし」との諭示を下したるも特に具體的監督を爲せるにあらざりき、然るに此間政府の最注意せしは社寺有林にして明治六年太政官布達を以て「社寺境内の樹木は社寺修繕等に用ゆる場合にも限に伐木するを得ず若し止むを得ざる場合には地方廳の許可を受くべし」と令達し爾後屢布達を發して之が取締を嚴密にせり。

明治十五年以降に於ても保存林等に付ては監督を怠らざりしも未だ民有林野の監督並指導獎勵に向て手を下すの餘裕なかりしが漸次世運の進展に伴ひ林政の確立を圖るの必要起り三十年森林法の發布を見るに至れり、然れども民有林の經營監督の條項簡略に失し充分の効果を奏し難かりしを以て之に修正を加へ同四十年改正森林法を發布せられたり現行森林法即是れなり。

概要——即ち現行森林法に於ては地方長官は公共團體又は社寺の代表者をして施業案又は施業要領を定め認可を受けしむることを得べく又之に變更を命ずることを得べし、又民有林中荒廢の虞ある場合は施業方法を指定することを得べく若し指定方法に反し伐木をなしたる者には伐採停止を命じ伐跡地に造林を命ずることを得べし、若し受命者にして造林を怠りたるときは行政官廳之を行ふか又は公共團體に之を行はしめ費用を徴收することを得るものとす。

森林法施行前より荒廢したる林野に對し新に造林したるときは其部分に限り三十年以内内地租を免じ得べし、之等の土地に對しては府縣市町村、其他の公共團體は租税其他の公課を課することを得ざるものとす。

又地方長官は民有林の狀況に依り箇所と期間を指定して落葉、落枝、柴草、土石、樹根、草根、切芝の採取若しくは採掘に關する制限又は禁止をなすことを得べし、而して以上森林法による指定又は命令面積次表の如し

森林法による指定又は命令面積

種	別	11年迄		備考
		累計	11年	
森林法第十條施業方法指定面積		28,890	25	
造林地免租地面積		—	2,377	但之は10年度
森林法第十三條產物採取の禁止制限地面積		15,638	2,311	
森林法33條造林命令地面積	公有	2	—	
	社寺有	20	—	
	私有	154	68	
	公有	4,480	484	
同 107條 同上	社寺有	49	—	
	私有	3,249	499	

(2) 朝鮮臺灣

朝鮮に於ける民有林野の經營に付ては從來殆んど何等の監督を爲さざりし爲め逐次荒廢の度を増進し國土の保安、治水若くは産業開發上之を各人の自由に放任する能はざる狀況に立至れるを以て森林令中新に營林監督の規定を設け、造林を命じ、營林を指定し若くは開墾を禁止制限し其他林政に關し必要なる命令を發する權限を地方長官に付與し、以て森林の荒廢を防止し林利の保續を圖るが爲め民有林經營に對し監督を加ふる途を講じ、之等命令の指定は慣習を斟酌し成るべく苛酷に失せざる程度にて實效を擧ぐる方針を採り來れり。

造林命令は大正十年度以降補助金を交付し主として水源涵養造林を實施せる地方の林野所有者又は占有者に對し執行せり大正八年度末迄に處分せしもの八百八十件、面積四千七百餘町歩に達す、又營林方法の指定は結局森林の使用収益を制限するものなるを以て慎重に調査を遂げ林政上特に必要なる場合に限り指定せり大正八年度末迄の件數九、面積二百九十二町歩にして何れも成績良好なり。

臺灣に於ける營林の監督も略朝鮮に同じ。

(三) 林野開墾

(1) 御料林野

沿革——明治十九年初めて御料地貸與規程を定められ更に二十二年開墾の爲めには十五年以内の年期貸付をなし得ることに改めらる、同二十五、六年の交御料地實況調査心得を定めて存廢區分を行ひ又四十三年御料地施業規定を定めて林業地と林業外地とを區別し各其利用方法を講究し、大正二年更に御料地貸付規程を定められ貸付は凡て之に準據せしむることゝなれり。

内地御料林は主に林業を主とせるも北海道所在のものは内地と異なるを以て林業地と農業地とに區別し、明治二十六年上川御料地貸下手續、同三十一年御料地内農業地貸下規程を定め之れにより貸下ぐるることゝなれり、而して之等農業地は凡て移民制度を採り特に渡航、小屋掛、農具、種子、開墾等の各費用を補給し更に農道設備、教育機關、衛生設備等に對しては相當の補助を與ふることゝし且札幌支廳管内に農業課を置き管理せしめたり。

(2) 國有林野

沿革——國有林野の開墾は明治二年東京府下に於ける貧民救済の目的にて下總國小金原に着手せられたるを始とし、亞で那須野原、天城山、陸奥、盛岡、下野方面の國有原野を開墾せる等其主なるものにして同四年列藩廢止の爲め舊士族の授産方法として益開墾を振作するに至り、當時の開墾適地約二十萬町と稱せらる。

同十一年内務省に於て原野を開墾し華士族をして其業に就かしめ、又資金

を府縣に貸與して物産の増殖を圖り、又修港疏河の工を起して運輸の便を開かむとせり、該計畫中開墾に係るものは經費250萬、面積9,000町歩、移住者13,000にして先づ地を福島縣對面原に相し(地積3,000町、資金65萬圓)猪苗代湖の疏水工事より着手することゝせり、斯くして開墾は異常の發達を遂げたるも一面には森林濫伐の弊を生ぜし原因たりしが故に爾來之れが獎勵を行はざりしが、同二十一年盤梯山の破裂するや罹災者の内移住を要する240戸に對し一戸當三町歩以内の官有山林原野を無料にて貸下げ建築開墾成功後無代下付すべき特例を設けられたり、二十三年官有財産管理規則、官有森林原野及產物特別處分規則の發布あり始めて其準據すべき所を定められ亞で官有林野實況調査内規の制定あり、同三十二年國有林野法の發布となり豫約賣拂を定めらる、同三十八年栃木縣下、洪水被害民移住地として不要存林野450町を選びて豫約開墾を許し、翌年又福島に於ける凶作窮民3,600戸に對し5,700町歩の豫約開墾を許可し、大正四年鹿兒島縣櫻島の噴火による罹災民1,052戸(6,431人)に對し特に要存置林2,963町の拂下をなしたり、而して大正四年に於ては不要存置國有林野整理處分規則を定められ開墾を條件とする賣拂豫約及即時賣拂の一章を設け普通の賣拂處分と併行するに至れり。

大正二年其筋に於て調査せる開墾適地は不要存置林野の内25,864町要存置林野の内59,677町なり。

概況——而して大正十年末現在國有林野開墾箇所面積次表の如し。

年次 又ハ地方	田		畑		宅地		其ノ他		計	
	箇所面積	可	箇所面積	可	箇所面積	可	箇所面積	可	箇所面積	可
大正 8	979	439	3,621	1,054	369	39	584	85	5,553	1,614
9	640	101	2,270	1,100	232	18	275	65	3,444	1,554
10	240	77	925	598	103	8	281	40	1,549	723
青森 大林區	宮城	19	1	19	3	3	—	—	41	4
	岩手	10	15	57	62	2	—	—	69	77
	青森	32	9	172	108	33	1	—	237	118
	計	61	44	248	174	38	2	—	347	200
秋田 大林區	山形	12	21	20	224	—	—	—	32	246
	秋田	4	22	7	42	—	—	—	11	64
	計	16	44	27	266	—	—	—	43	310
東京 大林區	東京	—	—	2	43	—	—	—	2	43
	群馬	7	1	67	7	—	—	2	76	7
	茨城	—	—	1	—	—	—	—	1	—
	千葉	33	1	103	4	3	—	1	140	6
	長野	—	—	26	3	—	—	—	26	3
	福山	60	2	191	21	5	—	4	260	23
計	102	4	403	79	8	—	8	521	84	

年次 又ハ地方	田		畑		宅地		其ノ他		計		
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
大阪 大林區	京	—	1	1	—	—	—	—	1	1	
	都	—	2	2	—	—	—	—	2	2	
	兵庫	1	—	—	—	—	—	—	1	—	
	奈良	—	—	2	—	—	—	—	2	—	
	石鳥	—	—	1	1	—	—	—	1	1	
計	1	1	17	7	—	—	—	—	18	8	
高知 大林區	香川	2	—	8	2	—	—	1	11	2	
	計	2	—	11	4	—	—	1	14	4	
熊本 大林區	長崎	—	—	2	—	11	1	—	13	1	
	大分	—	—	—	—	1	—	23	6	6	
	佐賀	—	—	9	13	—	—	24	1	33	
	熊本	—	—	7	7	—	—	—	—	7	
	計	1	—	30	21	22	2	63	8	116	31
鹿兒島 大林區	宮崎	17	1	71	15	11	—	76	20	175	36
	鹿兒島	39	3	114	30	21	—	125	11	299	44
	計	57	3	189	48	35	4	209	32	490	87

備考 表中箇所ありて面積なきは、単位未滿に付省きたるによる。

* 印を附したるは伊豆七島及び小笠原島國有林野なり。

(3) 民有林野

沿革——封建時代、諸侯の各地に分封せらるゝや米穀生産高を以て食糧とし税制亦米穀によりたるを以て各藩何れも其實收を増加せむことに力め或は開墾を奨め或は防風林を造成して耕地を保護せしむる等各種の政策を採るの外、一面には亦互に武備を嚴にせしが故に食糧自給の計を圖れるは蓋し故ありと云ふべし、維新後に於ても國有地に對しては豫約開墾の途を開き、民有地に對しては餘下年期の規程を設けて開墾を奨励する所あり且逐年各種産業の勃興に伴ひ倍々開墾の氣運を盛ならしめたるが明治三十二年來拂下國有地の内耕地に適するもの多かりしが爲め一時民林の開墾せられしもの亦甚多し、然りと雖林野開墾は國土保安上危險尠からざるを以て明治三十年森林法の制定せらるゝに及び開墾の禁止又は制限を規定せられしが近年人口増殖と共に生産の需要に及ばざる傾向あり依て大正二年農務局に於て全國の開墾適地を調査したる結果公私有山林原野(北海道除)の適地面積次の如し。

田 230,876町 畑 622,049町 計 852,920町

概況——而して大正十年末民有林野開墾箇所面積次表の如し*

年次 又ハ地方	田		畑		宅地		焼畑替		其他形質變更		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大正8	17,876	3,431	76,972	38,500	6,758	674	23,853	5,900	8,043	2,500	133,500	66,925
9	18,984	3,701	85,397	27,129	7,572	702	20,874	4,450	6,506	1,484	121,833	37,800
10	19,596	3,524	70,536	24,974	7,193	563	22,576	5,557	5,974	787	115,877	35,420
東京	24	41	487	107	154	14	2,661	189	5	1	3,331	351
京都	45	3	150	30	84	11	85	1	118	4	482	43
大阪	98	5	110	14	160	11	—	—	6	—	374	—
神奈川	38	4	976	203	154	63	9	1	56	3	1,233	174
兵庫	1,504	146	1,060	171	397	43	70	6	121	9	3,152	374
長崎	228	43	1,219	175	249	19	53	12	91	7	1,840	256
新潟	930	146	1,567	206	180	21	513	77	—	—	3,190	450
埼玉	32	2	1,544	1,476	112	31	5	3	26	5	1,719	1,516
群馬	181	24	2,619	565	94	6	31	7	71	4	2,996	605
千葉	531	46	2,358	885	124	9	41	9	1	—	3,055	950
茨城	579	60	2,793	684	254	17	—	—	25	5	3,651	765
栃木	435	68	785	267	111	11	—	—	—	—	1,331	346
奈良	149	11	144	33	16	—	—	—	8	1	317	45
三重	791	49	1,556	218	91	9	2	—	182	16	2,622	292
愛知	505	51	2,755	322	264	11	4	—	172	17	3,700	401
静岡	157	8	3,513	664	344	14	511	227	130	19	4,655	932
山梨	26	2	503	59	16	2	730	212	282	49	1,557	323
滋賀	178	12	149	15	40	1	—	—	107	9	474	37
岐阜	1,007	121	1,797	123	224	7	83	8	64	1	3,175	260
長野	427	58	1,657	274	158	12	74	20	148	10	2,464	373
宮城	399	53	925	231	108	26	46	3	139	5	1,618	318
福島	594	149	2,657	443	147	17	652	114	238	24	4,288	746
岩手	650	143	764	219	141	19	525	117	338	29	2,418	528
青森	368	117	581	445	67	6	17	5	44	11	1,077	583
山形	447	163	922	112	56	3	830	131	536	20	2,791	429
秋田	561	59	407	51	78	7	434	251	160	9	1,640	377
福井	372	20	168	10	41	1	950	126	75	6	1,606	163
石川	243	26	153	23	29	1	550	182	533	38	1,508	269
富山	708	31	186	19	80	2	421	43	125	2	1,520	97
鳥取	154	35	690	137	17	1	305	37	12	5	1,178	215
島根	326	45	498	44	104	2	337	34	128	7	1,393	133
岡山	402	28	1,192	110	157	18	52	7	86	5	1,889	168
広島	509	56	733	91	105	5	8	1	164	10	1,519	163
山口	238	19	205	22	142	13	31	8	87	10	700	72
和歌山	67	4	619	79	32	2	33	1	32	1	783	87
徳島	129	7	712	92	93	17	—	—	209	9	1,143	126
香川	87	12	357	65	30	1	—	—	41	1	515	79
愛媛	132	11	985	181	96	3	3	—	—	—	1,216	195
高知	171	13	376	27	19	1	2,133	473	335	28	3,034	542
福岡	346	43	434	57	220	16	433	140	146	62	1,579	319
大分	430	39	274	49	71	3	26	9	23	2	824	102
佐賀	450	41	691	50	95	4	53	3	87	4	1,376	101
熊本	324	36	604	152	115	10	2,412	905	40	1	3,495	1,103
宮崎	559	64	1,018	139	224	12	1,450	627	473	37	3,724	879
鹿兒島	2,324	138	7,466	903	1,194	49	5,514	656	238	134	16,736	1,879
沖繩	16	14	751	658	30	3	7	2	—	—	804	678
計	727	1,261	8,426	14,075	476	33	481	909	75	170	10,185	16,447

(4) 開墾禁止制限

沿革——明治初頭、政府は勸農局又は開墾局を設け林野若くは荒蕪地の開拓を奨励せし以來此方針を以て進み同二十三年開墾の確實を期する爲め豫約拂下の制度を設け不要存置林野を提供して益々開墾を勸奨せしも其進展に伴ひ森林濫伐、土砂流失、地盤崩壊等を惹起し國土保安上忽に附し難きを以て同三十年森林法の發布せらるや、開墾の際は府縣知事の許可を受くべく、又主務大臣は箇所の指定、又は禁止をなし得ることゝなれり、同四十年森林法改定の際、保安林以外の森林に於ても區域又は箇所を定め制限又は禁止をなし得ることに改められたり、而して之等制限禁止並に其解除處分は農商務大臣の職權なるも地方長官に委任せられ且其調査方針を示されたり。

概況——各府縣大正十年末現在に於ける開墾禁止約二十四萬八千町歩、制限三百九十一町町歩、合計四百十五萬八千町歩なり、而して之れが内譯を示せば次表の如し。

地方	制限	禁止	計	地方	制限	禁止	計
東京	29,137	1	29,138	山形	51,792	12,113	63,905
京都	240,339	—	240,339	秋田	32,281	9	32,290
大阪	19,429	—	19,429	福井	43,998	—	43,998
神奈川	53,954	—	53,954	石川	4,239	—	4,239
兵庫	314,593	8,829	323,422	富山	115,852	—	115,852
長崎	33,995	1,386	35,381	鳥取	13,917	10,074	23,991
新潟	66,500	65,647	132,147	島根	48	—	48
埼玉	59,018	—	59,018	岡山	238,605	—	238,605
群馬	38,364	13,694	52,058	山島	169,356	—	169,356
千葉	105	97	202	廣島	10,389	68	10,457
茨城	62,994	80	63,074	和歌山	248,565	348	248,908
栃木	72,157	—	72,157	徳島	136,537	1,581	138,118
奈良	89,953	—	89,953	香川	76,007	—	76,007
三重	—	—	—	愛媛	199,192	—	199,192
愛知	84,023	—	84,023	高知	18,193	3,189	21,382
静岡	162,218	3,400	165,618	福岡	2,146	—	2,146
山梨	205,637	—	205,637	大分	146,918	—	146,918
滋賀	104,754	—	104,754	佐賀	48,451	—	48,451
岐阜	128,254	1	128,255	熊本	290,073	12	290,085
長野	154,765	125,866	280,631	宮崎	62,994	80	63,074
富山	13,126	42	13,168	鹿兒島	6,912	1	6,913
福井	34,682	136	34,818	沖繩	20,537	—	20,537
岩手	2,003	46	2,049				
青森	3,199	871	4,070	計	3,910,201	247,566	4,157,767

第十 治水事業

(一) 内地

(1) 沿革及治水關係地

藩政時代に於ては田山、水山、砂留山等の制を設け官民林の伐採を禁止又は制限せしを以て到る處鬱蒼たる美林を存し能く水源を涵養せしと雖、明治初頭以來亂伐頻に起り水旱の序を失ふこと甚しかりしを以て明治四年太政官布告を發して治水條目を定め「堤上堤外竹木ヲ存シ堤腹ノ侵蝕ヲナサルコト」とし、又四年官林規則を發布するに當り「水源ノ山林ハ良材維木共濫伐ス可ラズ」と厳令し、同九年官林調査假條例を定むるに及び水源涵養、土砂防止上必要なる森林を特査することゝせり、又民林に對しては同十七年太政官達を以て國土保安に關係せる民林は伐木又は礦物土石の採掘を制限又は停止せり。

當時政府は頻年の水害に顧み廿九年河川法を發布し同卅年砂防法を發布して治水上砂防設備をなましむることゝせり、尙不要存國有林野處分に際し大林區署長は地方廳及土木監督局長と熟議を遂げ治水上遺棄なきを期せり、然るに四十三年に到り關東地方に大洪水起り非常の慘害を招きしを以て政府は臨時治水調査會を設け四十四年以降大正十八年に至る繼續事業として諸般の施設計畫を實行することゝなれり、而して其の治水關係地調査成績以下二表の如し。

治水關係地調査箇所面積 (大正十年現在)

地方	森林		原野		既墾地		其ノ他		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
東京	47	36,505	46	5,953	—	—	93	42,458		
京都	30,361	341,481	11,396	2,154	—	—	41,757	343,635		
大阪	141	532	—	—	—	—	141	532		
神奈川	66,698	66,656	6,441	18,650	4,818	288	77,957	85,594		
兵庫	22,402	371,122	1,934	8,775	6,945	2,285	31,281	382,182		
新潟	19,878	29,153	10,702	13,331	75	14	30,656	42,498		
埼玉	461,450	162,852	4,545	622	2,884	263	468,879	163,687		
群馬	1,024	33,547	452	4,793	—	—	1,476	38,340		
千葉	37,273	46,126	15,044	10,388	1,071	167	53,388	56,681		
茨城	245	39,437	231	8,797	3	5	479	48,239		
栃木	262	99,681	108	9,699	3	200	373	109,580		
奈良	159,171	154,729	3,418	1,812	217	15	162,806	156,556		
和歌山	282,227	121,859	25,879	901	—	—	308,106	122,760		
徳島	345	97,640	93	3,369	—	—	438	101,009		
香川	604,884	363,230	151,781	92,078	753,314	45,616	1,509,979	500,924		
愛媛	274,073	263,012	78,420	29,890	279	12	321,772	292,914		
高知	265,842	120,971	36,758	3,682	—	—	302,600	124,653		
福岡	887	342,355	—	—	—	—	887	342,355		
大分	471,258	258,647	438,885	176,683	841	182	910,984	415,512		

地方	森		原		野		既築地其ノ他		計	
	箇處	面積	箇處	面積	箇處	面積	箇處	面積	箇處	面積
宮城	3,609	39,556	2,343	17,258	67	255	6,019	57,069		
福島	216,606	60,156	46,570	19,325	857	1,593	264,033	81,074		
岩手	678	10,881	120	3,532	29	10	827	14,423		
青山	620	292,613	236	398,004	—	—	856	690,617		
山形	7,780	160,228	418	2,385	200	66	8,458	162,679		
秋田	697	5,733	748	5,807	5	2	1,450	11,602		
福井	44,547	78,757	—	—	—	—	44,547	78,757		
石川	257,793	51,850	38,920	1,589	6,267	572	302,980	51,011		
富山	1,478	129,373	—	—	—	—	1,478	129,373		
鳥取	12,100	26,310	5,532	14,528	1	2	17,633	40,840		
島根	364	343,909	—	—	—	—	364	343,909		
岡山	7,157	248,998	1,417	1,515	299	3,525	8,873	254,038		
廣島	687,359	233,760	—	—	—	—	687,359	233,760		
山口	4,150	28,193	—	—	—	—	4,150	28,193		
和歌山	112,823	285,076	24,131	31,269	22,192	2,229	159,146	318,574		
徳島	402,439	168,415	16,063	806	359	29	418,861	169,250		
香川	6,665	81,360	539	143	—	—	7,204	81,503		
愛媛	21,676	282,420	2,305	16,497	—	—	23,981	298,917		
高知	118,123	95,050	119	24	152	65	118,394	95,139		
福岡	1,138	2,751	237	1,426	52	169	1,427	4,346		
大分	828	29,877	509	34,410	—	—	1,337	64,287		
佐賀	90	34,329	122	63,621	—	—	212	97,950		
熊本	897	90,704	159	6,528	—	—	1,056	97,232		
宮崎	491	135,951	156	15,532	13	28	660	151,511		
鹿児島	424	3,400	253	2,807	—	—	677	6,207		
沖縄	495	21,768	192	117	269	69	956	21,954		
計	4,578,495	5,870,953	927,223	1,028,760	801,272	57,611	6,306,990	6,957,324		

備考 三重縣に於ける治水關係地は砂防法山地諸作業取締規則（内務省達）公有山林取扱規定に依り取締れるを以て四十四年五月林第二三六八號次官通牒に依り調査せざりしものなり。

治水關係地調査及監督費

年度	俸給	旅費	雜給及雜費	休職俸給	賞與	計
明治44	61,816	5,000	37,969	1,206	—	110,833
大正1	73,727	4,295	39,310	1,672	—	124,547
2	60,608	2,407	27,009	1,349	—	97,229
3	58,759	3,344	28,290	1,583	—	96,395
4	59,537	2,846	29,470	1,543	—	98,559
5	60,252	3,171	28,205	1,943	514	100,007
6	59,956	2,618	29,638	2,158	494	101,026
7	58,662	2,701	31,338	2,228	1,425	104,181
8	75,430	5,057	48,727	8,509	1,178	152,445
9	117,815	4,793	63,256	18,587	475	218,994
10	146,350	7,621	82,681	23,372	803	285,059
計	832,912	43,854	445,893	64,152	4,887	1,489,274

(2) 砂防設備

(イ) 農商務省主管

治水上最重大なる悪影響を及ぼすは林地の崩壊なるを以て内地國有林野中其處ある箇所に對し比較的簡易砂防工事を施し植樹と相俟ち治水の効果を收めむ爲め明治三十二年特別經營事業として面積5,000町歩、經費1,388,280圓を豫定し着手したるが後三十七年豫定を4,742町歩、經費818,107圓に変更し又大正二年以降は足尾國有林の復舊事業を併せて實行し既に完了せり、今其の成績を示せば次の如し。

自明治三十二年度至大正十年年度砂防植栽實行済表

砂防工	新植面積	經費總計
40,673町	7,001町	1,749,721圓
6,037町		
18,648町		

本事業の最顯著なるものは足尾國有林の復舊事業にして該森林は元天然の美林なりしか足尾銅山に於ける用燃料の需要激増の結果として附近一帯、千數百町歩の私有林は勿論、一萬數千町歩の國有林は大部分伐盡せられ而も爾後の造林に付ては何等の施設なく一面には烟害の爲め附近數百町の林地は一帯に地皮剝落して山骨露はるゝに至りしを以て、同卅年續毒調査會を設け之れが復舊策を定め鑛山主に命令を下すと共に國有林に對しては直接所轄大林區署に於て卅九年以降大正二年に至る間、盛に造林及砂防工事を執行し經費四十七萬餘圓を費せり。

足尾以外の國有林も單に植栽のみにては充分ならず、從來土木費にて砂防工事を施行したるが大正五年度以降大正十年度に至る六ヶ年間に於て全國有林内の重要流域百二十河川に對し總額206萬圓の豫算を以て砂防設備を進行することとせり、而して大正五年度以降大正十年度の實行は六十一河川、經費總額1,598,712圓にして尙益々施設を要するものある爲引續き施工中なり。

(ロ) 内務省主管

内務省直轄砂防工事の實施せるもの次表の如くにして其他鳥取、名古屋、秋田、下關、横濱、神戸の各土木出張所管内には直轄事業なし。

主管 年次	東京土木出張所		大阪土木 出張所	新潟土木出張所		
	富士川 流域	鬼怒川 流域	淀川流域	庄川流域	神通川 流域	信濃川 流域
明治16-18	—	—	—	—	—	—
11-44	—	—	—	16,346	—	—
14-38	—	—	935,890	—	—	—
44	52,050	—	—	—	—	130,248

年次	東京土木出張所		大阪土木出張所	新潟土木出張所		
	富士川流域	鬼怒川流域	淀川流域	庄川流域	神通川流域	信濃川流域
1	72,071	—	28,050	—	—	—
2	74,874	—	31,914	—	—	—
3	85,215	—	30,381	—	—	—
4	51,802	—	36,099	—	—	—
5	27,515	—	38,707	—	—	—
6	49,681	—	37,360	—	—	—
7	86,178	51,551	36,601	—	—	15,452
8	66,684	31,964	39,636	—	9,347	93,856
9	71,286	41,467	46,842	—	43,330	121,338
10	117,044	52,164	46,780	—	27,601	58,774
11	100,370	58,259	45,466	—	24,516	44,915
計	854,759	235,496	1,353,726	16,346	104,794	473,583

(3) 荒廢地復舊

國有林に對する荒廢山野の復舊事業として各地に砂防設備を行ひたることは前項記載の如くなるが民有林野に對する具體的事業は明治四十四年より著手せられ荒廢地復舊費補助規則を制定し大正十八年迄に（豫算額三百九十五萬圓）約四萬町歩の荒廢林野を復舊すべき計畫を以て目下實行中なり、而して既往に於て要したる經費及事業成績以下二表の如し。

既往荒廢地復舊事業成績及補助費

年度	施業面積		決算額		
	地盤保護工事	地盤保樹	國庫補助	地方費負擔	計
44	173,057 (4,000) 250	82	23,467	8,691	32,158
1	492,639 (15,667) 783	218	96,979	34,216	131,195
2	579,546 (24,618) 681	67	86,256	46,426	132,682
3	647,624 (113,362) 50	422	97,699	49,935	147,634
4	699,541 (232,745) 974	809	126,570	68,359	194,929

年度	施業面積		決算額		
	地盤保護工事	地盤保樹	國庫補助	地方費負擔	計
5	942,922 (35,849) 55	1,031	123,514	80,520	204,034
6	1,139,107 (68,219) 232	899	160,534	80,881	241,415
7	979,797 (146,990) 2,127	797	178,446	85,566	264,012
8	1,317,416 (170,514) 2,127	980	302,792	133,638	426,480
9	1,152,732 (148,784) 2,150 2	753	407,532	158,333	565,864
10	1,475,021 (110,285) 784	751	440,670	189,477	630,147
計	9,499,402 (1,071,033) 9,808 2	6,808	2,004,457	926,093	2,970,550

荒廢地復舊事業成績及補助費決算額（大正十年）

地方	施業面積		決算額		
	地盤保護工事	地盤保樹	國庫補助	地方費負擔	計
京大	72,111	33,733	20,450	5,718	26,168
神奈川	1,519	—	2,000	2,319	4,319
兵庫	6,752	28,751	6,766	2,124	8,889
新	65,538	—	13,323	3,332	16,660
潟	182	—	—	—	—
立	(2,138)	42,000	8,600	6,411	15,011
埼	1,005	—	—	—	—
玉	(9,997)	—	10,000	500	15,000
立	3,278	—	—	—	—
群	(2,081)	6,262	5,275	1,395	6,670
馬	291	—	—	—	—
立	—	11,080	40	404	444
千	—	—	—	—	—
葉	—	—	—	—	—

地 方	施 業 面 積		決 算 額		
	地 盤 保 護 工 事	地 盤 保 護 植 林	國庫補助	地方費負擔	計
栃 木	立	可	■	■	■
	6,391	—	24,501	12,577	37,078
奈 良	20	—	8,223	2,056	10,279
	26,229	—	2,375	124	2,999
三 重	7,761	1.8611	25,923	9,996	35,919
	209,967	—	8,627	2,181	10,808
愛 知	26,863	0.3708	19,892	9,317	29,209
	15,732	—	16,665	5,001	21,666
山 梨	(61)	—	21,680	10,440	32,120
	400	—	13,666	3,583	17,249
滋 岐	189,889	—	5,946	2,973	8,919
	76,905	—	9,920	3,391	13,311
長 野	3,343	—	6,159	5,520	11,679
	(13,788)	—	420	420	839
宮 城	762	—	8,723	4,034	12,757
	12,518	25.0024	6,889	1,722	8,611
岩 手	138	358.9606	3,503	2,306	5,809
	6,160	—	5,179	7,405	12,584
青 山	—	30.8300	8,319	4,702	13,021
	2,755	—	35,141	9,125	44,266
山 形	(798)	—	10,022	2,506	12,528
	10,018	—	34,548	9,556	44,103
秋 田	62,871	77.3800	13,360	17,562	30,922
	335	2.8200	15,000	10,000	25,000
石 川	(23,006)	—	13,449	5,499	18,948
	6,832	—	10,000	2,771	12,771
富 山	79,730	4.0308	16,000	6,030	22,030
	70,888	—	15,000	7,514	22,514
廣 島	26,191	—	12,000	3,000	15,000
	148,924	—	54	54	108
山 口	93,660	20.5920	1,000	250	1,250
	116,370	0.1420	2,028	721	2,749
和 歌 山	2,812	10.2310	—	—	—
	3,906	—	—	—	—
香 川	(48,504)	—	—	—	—
	91,339	87.1402	—	—	—
愛 媛	31,507	—	—	—	—
	—	7.2400	—	—	—
大 分	(1,488)	—	—	—	—
	65	—	—	—	—
佐 賀	(2,258)	1.5114	—	—	—
	—	—	—	—	—
宮 崎	—	—	—	—	—

(4) 既墾地復舊

本事業も亦治水事業の一部として四十四年に於て開始せられ耕作開墾の爲め水害の因をなしつつある既墾地を保安林に編入し森林状態に復舊せしむべき目的を以て之に補償金を與ふる計畫を立てたり、即ち政府は斯る土地を保安林に編入したるときは其當時の既墾地價格と類地森林の素地價格と

差額の範囲内にて其損害を補償し、尙保安林に於て造林又は地盤保護工事を命ぜられし爲作物を收穫し能はるとき、又は收穫を減じるときは其損害を補償することとし大正十三年迄に經費九十一萬餘圓、面積六千二百町歩の既墾地を森林に復舊せむとせり、從來實行の成績次表の如し。

年 度	種 別	箇 所	面 積	補 償 金	摘 要
1	土 地 物	92	3.5210	1,966	土地は田、畑、切替畑、宅地、焼畑等にして作物は
2	土 地 物	329	15.7925	6,846	桑、茶、楮、三椶、梨、桃、柑
3	土 地 物	900	52.9113	18,219	橘、洋桃、其他の果樹類
4	土 地 物	925	67.9526	34,875	
5	土 地 物	411	94.0022	15,418	
6	土 地 物	217	35.8812	17,772	
7	土 地 物	411	47.0026	9,560	
8	土 地 物	668	72.6304	55,140	
9	土 地 物	381	44.8404	25,381	
10	土 地 物	240	36.8422	11,565	
計	土 地 物	4,574	471.4114	196,741	
				11,892	

(5) 其他の事業

治水上必要なる民有保安林、開墾禁止制限地に對し取締上標柱建設の必要あるを以て治水事業の一部として明治四十四年度以降十九ヶ年間に三十九萬圓を府縣に配付し其建設、補修を勵行せしむることとせり、而して大正十年迄に各府縣を通じて其面積三百四十八萬町歩、新設九萬八千本、補修四千本にして之に要せし經費十萬三千餘圓なり。

又山岳地方の氣象観測は治水並森林經營上重大の關係あるを以て之亦治水事業の一部として明治四十四年度以降全國重要なる二十箇川の上流山岳地方に森林測候所を一流域に三箇所宛、總數六十箇所を設置する計畫を立てたり、而して大正十二年二月迄に河川數約三十、測候所數三十九を算する至れり。

尙其他治水事業の一部として森林組合設立獎勵、公有林野の造林獎勵等をも實行し必要の職員を山林局及府縣に配置し遺憾なきを期せり。

(二) 朝鮮、臺灣

朝鮮——の林野は治水上最深き關係を有し毎年豪雨到る毎に水害を惹起し人畜の死傷、工作物の流失潰滅、作物の被害、田畠の埋没流失、河身の惡變等其危害の及ぶ處洵に甚しきものあり、蓋し種々の原因あるべしと雖主として水源地の荒廢にあるは疑ふべからざる處なるを以て大正八年度以降治水上重要なる河川漢江、錦江、蟾津江、洛東江、榮山江、大白江、其他の河川流域を調査し之れが復舊見込地約八十餘萬町歩に達し爾來毎年の繼續事業として國費を地方費に補助し漸次各地に土留工を施行することゝなれり、從て將來荒廢山野の復舊を見るに至らば治水の效果著大なるものあるべし。

臺灣——に於て特に治水事業として計劃せられたるにあらざるも水源涵養林造成の目的を以て各地方に於ける樞要の地區を限り明治三十五年以降施行しつゝあり、然れども砂防工事を行ふこと少く杉、扁柏、樟、相思樹及チーク等を造林せり、尙此他、海岸砂防造林、防風林造成等を實施しつゝあるが之等は保安林の部を参照すべし。

第十一 防 雪 林

(1) 沿革及分布

沿革——吹雪防止林は明治二十六年東北本線建設當時造成せられしものにして今や樹高五十尺に達し鬱蒼たる美林を形成す彼の野邊地驛附近のもの即是なり、奥羽本線は同線全通の翌年即ち明治卅九年實施せられ其他の線は其後に於て實施せられしものにして北海道は明治四十二年函館本線に造林せしを嚆矢とす、而して最初土木員により作業せられたるが明治三十七年初めて盛岡營業事務所に林學専門の技術者を置き爾後中央に專任者を設け同四十五年各保線事務所に技術者を配置することゝなれり。類雪防止林は仙臺鐵道局に於て明治四十五年磐越西線及奥羽本線に實施せられしものにして其創設は極めて晩近のことに屬す、其施設年度次表の如し。

線名	年度	備考	線名	年度	備考
東北本線	明治26	日本鐵道會社施行	能代線	大正2	
奥羽本線	" 39	國有鐵道施行以下同じ	陸羽西線	" 7	
磐越西線	" 45		陸羽東線	" 7	
船川線	大正2		羽越北線	" 10	防砂を兼ね
			村上線、大湊線	" 11	

分布——明治四十五年以來各事務所に専門技術者を配置し組織的經營を企てらるや、先づ防雪林設置調査を行ひ十年計劃案を立て爾來著々實施した

る結果今や全線を通じて林地面積790町、延長150哩に達す、即ち次表の如し。

保事	線名	箇所數	林地坪數	延長哩數	植付樹種
秋田	奥羽本線、船川線、能代線、羽越北線	114	539,980	28,02,12	スギ、ヒノキ、カラマツ、クロマツ、アカマツ、アカシヤ
山形	奥羽本線、陸羽西線、長井線	82	403,646	19,26,75	スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、ヤチダモ、クリ
福島	奥羽本線、磐越西線	37	313,467	10,04,89	スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、クリ、ハンノキ
澁川	信越本線、村上線、磐越西線	56	273,375	15,54,08	アカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキ、クヌギ
青森	東北本線、奥羽本線、大湊線	163	725,379	36,26,52	スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、クリ、ドロ、ヒバ、ドイツタウヒ、テウセンマツ、ドイツクロマツ、ハンノキ、ローソンヒノキ、オレゴンパイン
仙臺	陸羽本線	19	116,908	4,08,31	スギ、カラマツ
計			4742,372,755	113,43,67	

又苗圃は以上各線七ヶ所に設け其面積8,307坪に達し植栽に要する各種の苗木を養成しつゝあり。

(2) 防雪林の作用

防雪林の防雪作用は樹種、年齢、幅員、距離及密度、混濁状態、作業法等により異なるを以て今、鐵道省に於て實驗上認知したる方法を掲ぐれば次の如し。

樹種——吹雪防止林にはスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ヒバを主林木としカラマツ、クリ、ハンノキ、ドロ、ヤチダモを副林木として適宜混濁するを可とし、類雪防止林にはアカマツ、クリ、ケヤキ、ナラ、クヌギを主林木としカヘデ、カバ、カツラ、カシラ、ソロ、シデ、アナ、トネリコ、等を副林木として適宜混濁して複雑なる擇伐林形に作業するを良とす、而して單純林は成績佳良ならず生長力強き樹種を以て豫備林を造り更にスギ、ヒノキ、の如きものを間植し次第に豫備木を間伐するを良策とす。

樹齡——樹齡は樹種により差あるは勿論なるが、カラマツ、スギ、マツの如きは六七年にして高十尺以上に達し吹雪防止の效をなすに至るべく、要するに森林の高さが積雪を凌ぎ隣接木の枝條相接觸するに至れば防雪上有效状態に達したるものと断定し得べし、從來雪除撤廢の實例に徴するに防雪林の林齡早きは九年、晚きは廿九年にして十年以上のものは早くより防雪

林の効果を奏したるは疑なき處なり。

林幅——林幅は一定し難きも廣ければ廣き程安全度を増すものなるが普通防雪林の有効幅員は凡廿間と見做し得べく之より狭ければ種々の不利を招くこと多し、故に仙臺局に於ては田地の場合は最小限度の廿間に止め、畑地は止むなくは四十間とし、山林原野は六十間以上として林幅を定めつゝあり、此場合には防火設備又は隣接地との關係上前記幅員外に幾分の餘幅を置くは勿論、又二十間幅に止めたる場合は數年間防雪機を假設し缺點を補ひたり。

線路と防雪林との距離——此距離に就て屢論議せらるゝ處なるが、實際線路に接近過ぎるときは却て降雪の排除若くは防火上不利を招くのみならず、路線に庇陰を與へて濕潤ならしめ、惹て枕木の腐朽を促す等の不利あるが故に線路中心より約30呎乃至60呎の距離を隔つれば可なり、但し林幅小なる防雪林にありては往々其風下に吹溜を誘致し線路に支障を招く虞あるを以て此場合には樹高に應じ一定の間隔を保たしむる必要あり。

植栽——凡て正三角植栽法を執りスギ、ヒノキの如き陰性のものは一町歩7,000本以上、松の如き陽性のものは6,000本、潤葉樹は6,000本以内に定め植付後の補植手入は普通造林に均し、而して十ヶ年平均一町歩當り經費は新植に100圓、補植に12圓、手入に10圓内外を要したり。

成林地撫育——成林地の撫育に就ては先づ掃除伐、技打等を行ひ主林木の生長を助け且樹冠の調整を圖り、亞で林木相接觸するに及び劣悪木を伐採して隣木の生育を促進すると共に若干の收入を擧げ或は省内工事材料に供せり、又是等防雪林を保護するには防火線の築設、監視人の配置、附近の清掃、喫煙、焚火の禁止、地元民との防災協約、害虫驅除豫防等の施設により之れが安全を保ちつゝあり、又防雪林の更新に就ては帶狀更新法（冬期常風の方向を考へ森林を適當の帶狀に區劃し其區劃林地を皆伐し其林幅に應じ二齡以上の異齡林を構成せむとするものにて多くは線路に並行して伐採す）及擇伐更新法（老衰せる上木を伐り其下に發生する稚樹の成木を俟ち森林の永久保護を維持せんとするもの）により實行しつゝあり。

經費——以上の如くして造成せられたる防雪林は現在474箇所、面積790町、延長150哩に達したるが大正元年乃至十一年に費やしたる經費約十九萬餘圓を算し植栽樹種廿二種、本數五百廿餘萬本に達す、而して七ヶ所の苗圃に於て育成したる樹苗數は合計百六十五萬餘本にして經費二萬餘圓を費やせり。

效果——以上記述したるが如き方法を以て明治廿六年来三十ヶ年間防雪林の施設に努力せしが成林後の今日に於ては直接には列車運行の安全を招致し、間接には鐵道沿線に森林美を表はして一般の旅情を慰め、沿線住民に植林思想を鼓吹し、又一面には木材の產出により諸工事材料を供給し得て既に青森管内の如き哈んど細丸木の買入を要せざるに至れり、又防雪林完成の結果として従來築設したる雪除を存置するの要なきに至り東北本線中撤廢せしもの約16,770呎に達したり、而して將來仙臺鐵道管内一千餘町歩の防雪林が完成せらるゝ曉に於ては

同局に於ける除雪費は其收入を以て充當し得べきが故に防雪林經營は實に交通機關の安全を期し得るのみならず一の生産事業なりと稱し得べきなり。

第十二 國有林野特別管理保護

(一) 部分林

(1) 沿革

部分林制度は舊藩時代より行はれ南部藩の取分林、秋田藩の取立林、低田藩の五部一山等皆此制度により成立せる森林にして之等の部分林は、維新後迄繼續せしが故に地租改正の際官林内に自費植栽を行ひ未だ公認を編ざりしものをも併せて分收權を認められたり、然れども當時未だ一定の規則なかりしを以て明治十一年部分木仕付條例を發布し全國に亙り大に部分木の植栽を奨励せり、同廿三年存廢區分調査の開始せらるゝや不要存置林野のみに對し部分林許可を與ふることとし、且年限は八十ヶ年以内と定められたり。

明治卅二年國有林野法の發布せらるゝに及び國有林野部分林規則を設け造林者の權利義務其他の取扱に關し規定せられたるが同三十八年更に部分林設定標準を示されたり、今參考として舊藩時代に於ける部分林の稱呼を掲ぐれば次の如し。

一分稅山(黒石)、分一植立(水戸)、取分林(南部)、植分林(會津、高知) 百姓植立山(熊本)、五部一山(低肥、延岡)、植立林(仙臺、秋田、庄内、山形、羽田、秋元、相馬、白河、二本松、福岡、三春)、三部一山(低肥、延岡)、三ヶ二賣(仙臺)、取立林(秋田)、御竹藪(庄内、仙臺)、三ヶ二賣分山(仙臺)、半々賣分山(仙臺)、歩分林(徳島)、三ヶ一賣分山(仙臺)、植分山(福山、棚倉)、部一植立(水戸)、五歩指山(入吉)、部一山(嚴原、鹿兒島)、分一山(高鍋、佐土原)、等にして其分收部合は一官九民、二官八民、三官七民、一官二民、五官五民、二官一民、七官三民、四官六民、六官四民等あり各藩同じからず。

(2) 概況

大正十年に於ける部分林面積は四萬三千七百十八町歩にして之を前年に比すれば七百四十五町歩即二分を減少せり而して之れが面積の最多き地方は宮崎にして總面積の三割二分を占め、之に次ぐは鹿兒島の一割二分、茨城の八分とす、今大林區署地方別箇所面積を掲ぐれば次表の如し。

年次 又ハ地方	五官五民		四官六民		三官 箇所	
	箇所	面積	箇所	面積		
大正 8	3,075	5,563	398	4,359	8,143	
" 9	2,988	4,368	390	4,325	7,393	
" 10	2,750	4,250	384	4,448	7,197	
(大林區) (府縣)						
青 森	城手森	18	1,077	—	—	5
	宮岩青	1	—	—	—	—
	計	14	9	—	—	1,693
	計	33	1,085	—	—	1,698
秋 田	形田	13	18	49	174	53
	計	9	34	9	11	19
	計	22	53	58	185	72
東 京	新崎	—	—	—	—	1
	群千	—	—	—	—	2
	茨	—	—	—	—	21
	枳	—	—	—	—	11
	長	—	—	1	2	32
	福	—	—	—	—	3
	計	—	—	1	2	11
計	—	—	2	3	351	
大 阪	庫重	—	—	—	—	—
	賀取	—	—	—	—	—
	山	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
高 知	香愛	2	95	—	—	—
	計	2	95	—	—	—
熊 本	崎	17	55	1	2	1
	分	—	—	2	—	5
	賀	—	—	1	1	1,677
	本	117	67	4	16	—
	計	6	21	2	24	2,639
鹿 兒 島	宮	1,236	1,272	124	2,240	364
	兒	1,317	1,603	190	1,977	309
	計	2,553	2,875	314	4,217	673

七 民 面積	二 官 八 民		其 他		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
12,332	2,646	13,640	11,508	17,252	25,770	53,147
10,424	2,538	13,306	11,296	17,041	24,605	49,464
10,269	2,475	14,165	11,121	15,586	23,927	48,718
50	—	—	10	1,034	33	2,161
—	26	44	1	42	28	86
492	1,522	3,023	1,271	206	4,500	2,730
543	1,548	3,066	1,282	1,282	4,561	5,976
304	20	403	—	—	135	900
553	—	—	—	—	37	599
858	20	403	—	—	172	1,498
20	—	—	—	—	1	20
162	1	65	—	—	3	236
1,786	41	754	—	—	62	2,540
557	8	89	5	884	24	1,530
2,382	14	1,786	—	—	47	4,170
293	14	514	—	—	17	808
807	77	2,406	—	—	88	3,213
516	177	958	—	—	529	1,474
6,522	332	6,572	5	884	771	13,981
—	3	2	—	—	3	2
—	1	27	—	—	1	27
—	1	40	—	—	1	40
—	2	39	—	—	2	39
—	1	3	—	—	1	3
—	8	112	—	—	8	112
—	19	1,231	—	—	19	1,231
—	2	155	—	—	4	249
—	21	1,386	—	—	23	1,480
1	6	76	—	—	25	134
38	4	44	—	—	11	82
346	—	—	—	—	1,678	348
—	—	—	26	27	147	110
808	8	257	525	2,373	3,180	3,483
1,193	18	377	551	2,400	5,041	4,156
866	334	1,983	9,211	9,435	11,269	15,795
287	194	267	72	1,586	2,082	5,720
1,153	528	2,250	9,283	11,021	13,351	21,515

(2) 概 況

大正十一年に於ける大林區所管地方別保管林次の如し。

年 次 又ハ地方	社 保 安 林			寺 保 用 林			管 計			
	箇所	面積	社寺數	箇所	面積	社寺數	箇所	面積	社寺數	
大正 8	34	1,270	33	* 1 83	11,099	84	118	12,368	117	
9	54	1,740	54	130	12,836	130	184	14,576	184	
10	63	4,220	61	149	17,630	148	212	21,850	209	
11	75	4,534	73	154	17,883	152	229	22,337	225	
(大林區) (府縣)										
青 森	岩 城	2	199	2	4	128	4	6	327	6
	巖 手	—	—	—	4	591	4	4	591	4
	青 森	—	—	—	2	135	1	2	135	1
	計	2	199	2	10	854	9	12	1,053	11
秋 田	山 形	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	秋 田	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 京	新 湯	—	—	—	2	53	2	2	53	2
	崎 玉	1	28	1	3	63	3	4	90	4
	群 馬	—	—	—	1	331	1	1	331	1
	千 葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	茨 城	—	—	—	9	333	9	9	333	9
	長 野	—	—	—	1	21	1	1	21	1
計	1	28	1	16	801	16	17	828	17	
大 阪	京 都	20	414	18	9	1,050	9	29	1,464	27
	大 阪	—	18	—	6	772	5	6	789	5
	兵 庫	13	330	12	56	2,585	55	69	2,915	67
	奈 良	4	158	4	3	363	3	7	520	7
	三 重	2	4	1	2	40	2	4	44	3
	滋 賀	7	277	7	9	612	11	16	889	18
	福 井	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鳥 取	8	227	8	—	—	—	8	227	8
	山 根	—	—	—	1	120	1	1	120	1
	計	68	4,156	66	112	9,631	111	180	13,787	177
熊 本	—	—	—	2	91	2	2	91	2	
鹿 兒 島	大 分	—	2	—	1	4	1	1	6	1
	宮 崎	2	26	2	6	553	6	8	579	8
	鹿 兒 島	2	43	2	7	5,950	7	9	5,992	9
	計	4	71	4	14	6,506	18	18	6,577	18

第十三 木 材 規 格

(一) 各地方現行木材規格

(1) 秋田縣、能代市場

1. 製品の品位、名稱。

(イ) 製品名——四分板、六分板、八分板、一寸板、平割。

品位名稱——一等並、二等並、三等並、
一等小節、二等小節、三等小節、
一等無節、二等無節、三等無節、
赤一等並、赤二等並、赤三等並、
赤一等小節、赤二等小節、
赤一等無節、赤二等無節。

(ロ) 製品名——板割。

品位名稱——一等並、二等並、
一等小丸味、二等小丸味、
一等小節、二等小節、
一等小節小丸味、二等小節小丸味、
一等無節、二等無節、
一等無節小丸味、二等無節小丸味。

(ハ) 製品名——貫。

品位名稱——一等、二等、三等、四等、
赤一等、赤二等、
準赤一等、準赤二等(耳白のものに用ゆ)。

(ニ) 製品名——角材。

品位名稱——一等正角、二等正角、三等正角、
一等小丸味、二等小丸味、三等小丸味、
一等丸味、二等丸味、三等丸味。

(ホ) 製品名——小割。

品位名稱——一等、二等、三等、四等、
一等小節、二等小節、
一等無節、二等無節、
赤一等並、赤二等並、
赤一等小節、赤二等小節、
赤一等無節、赤二等無節。

(ヘ) 製品名——木摺。

品位名稱——一等、二等、三等、四等。

2. 主要品寸法品位名稱及仕譯標準。

(イ) 杉並四分板——長さ六尺及六尺三寸、厚さ二分五厘、幅四寸より一尺迄五分違上。

【品等区分】 一 等 並——厚さ正分、色合耳白、木理普通、節抜けざる程度の死節、抜節五、大流節は除く、割三寸以内齋疵透らざる程度のもの、腐は除外、蟲穴目障にならぬ程度、入皮抜ける恐れなきもの、中眞甚しからざるもの、反甚しからざるもの、面除外、選別幅四寸より一尺迄五分上り。

一 等 小 節——厚さ正分、色合耳白、木理稍良、節徑五分以内生節一、徑四分以内生節二、徑三分以内生節四又は五、抜ける恐れなき徑五分以内の死節一、割三寸以内、齋疵八寸以内のものにして位置により裏面に通らざるもの二三ヶ迄、腐除外、蟲穴表裏に透らざるもの、入皮見悪からざる小さなもの、中眞除外、反極小なれば見逃がす、面除外、選別幅四寸より尺迄五分上り。

一 等 無 節——厚正分、色合耳白、木理良、節(徑五分以内の生節又は抜ける恐れなき死節一つ)節なきもの背面に通らざるもの、割三寸以内、齋疵八寸以内のものにして位置により裏面に通らざるもの二三ヶ迄、腐除外、蟲穴著入皮中眞、面除外、反極小なれば見逃がす、選別幅四寸より尺迄五分上り。

二 等 並——厚さ目立たざる程度の異状は宜し、色合耳白にして多少の變色は宜し、木理普通、節一等並に合格せざる程度、割一筋の中は長さ半面、二筋の内は長さ $\frac{1}{4}$ 面、齋疵著しく集團せざるもの、腐缺陷せざる程度にて全面の幾部二斑を生じ又は更けたるもの、蟲穴しき集團、入皮甚しからざるもの、中眞の反面甚しからざるもの、選別幅同上。

二 等 小 節——目立たざる程度の異状は宜し、色合耳白、木理稍良、節一等品合格の大きなれど数の少々多きもの、割二等並に同じ、齋疵一等小節に合格せざる程度、腐二等並に同じ、蟲穴一等小節に合格せざる程度、入皮一等小節に合格せざる程度、中眞甚しからざるもの、反一等小節に合格せざる程度、面極少々、選別幅は同上。

二 等 無 節——厚さ目立たざる程度の異状は宜し、色合耳白、木理良、節二等無小が齋疵、入皮のため不合格のものは二等並に入る、三等並にも不合格のものは三等以下に下る、割二等並に同じ、齋疵一等無節に合格せざる程度、腐二等並に同じ、蟲穴一等無節に合格せざる程度、入皮一等無節に合格せざる程度、中眞、面、甚しからざるもの、反一等無節に合格せざ

る程度、選別幅同上。

三 等 並——厚さ稍甚しき異状をゆるす、色合耳白にして稍甚しき變色宜木理不良なるをも含む、節無制限但し甚しき大流節は除く、割一筋は長さ四尺迄二筋は長さ三尺以内、齋疵無制限、腐稍甚しき破損又は脱落によつて多少缺陷を生ぜるもの、蟲穴無制限、入皮稍甚しき入皮又は全面の幾部に多少缺陷あるもの、中眞、反、稍甚しきもの、面此か爲三等になるもの殆どなし、選別幅同上。

赤 一 等 並——赤味にして一等並と同品位なれども中眞大流節等の最も多きを常とす故に最も留意し多少斟酌するものとす。

赤 一 等 小 節——赤味にて一等小節と同品位なれども製品中の上位のものなれば色合其他に一層の注意を要す。

赤 一 等 無——赤味にて一等無節と同品位赤一等小節と同様の注意を要す。

赤 二 等 並——赤味にて二等並と同品位のもの。

赤 二 等 小 節——赤味にて二等小節と同品位のもの。

赤 二 等 無 節——赤味にて二等無節と同品位のもの。

赤 三 等 並——赤味にて三等並と同品位のもの。

四 等 並——厚さ甚しき異状を許し、色合耳白、甚しき變色を含む、木理甚しく不良なるをも含む、節無制限、割三等並に合格せざるもの、齋疵、蟲穴無制限、腐、入皮三等並に合格せざるもの、中眞三等並に合格せざるも割ればなれたるものは除く、面甚しき脱面なきは除かる、選別幅四寸より尺迄五分上り。

ツ 節——厚さ正分、色合耳白、木理稍良、節、徑六分以上一寸七分以内の生節一箇、徑一寸以内死節にて抜ける恐れなきもの一、位置によつて徑二寸位迄の生節一箇、割、齋疵、腐、蟲穴、入皮、中眞、反、面等一等小節に同じ、選別幅四寸より尺迄五分上り。

抜 一 ツ 節——厚さ、色合、木理、一つ節に同じ、節、徑七分以上二寸以内の死節三、抜節一箇、其他割、齋疵、腐、蟲穴、入皮、中眞、反、面等は一つ節に同じ、選別幅四寸より尺迄五分上り。

極 赤 並——厚さ正分、色合赤味稍良、木理兩側に柱目通る、節、餘り多からざることを、徑七分以上一寸七分位迄の節は四、五を限度とす、割五六寸以内、齋疵、蟲穴、入皮、中眞、反、面一等並に同じ、腐除

外、選別幅一尺。

極赤なみ——厚さ目立たざる程度の異状、色合赤味、木理、節、面、選別幅は極赤並に同じ、割尺三四寸以内、窩疵、蟲穴、入皮、反等は二等並に同じ、腐は除外し中眞は同二等並、二つに割れる恐れなきもの。

根空小節——厚さ正分、色合耳白、木理長さ半面内根空を現はす、節、窩疵、腐、蟲穴、入皮、中眞、反、面等は二等小節に同じ、割は三寸以内にして選別幅は九尺より一尺迄五分上り。

根空無節——厚さ、色合、木理、割、選別幅等は根空小節に同じ節、窩疵、腐、蟲穴、入皮、中眞、反、面等は二等無節に同じ。

變色小節——厚さ、割、選別幅は根空無節に同じ、色合は鐵槩木、時候等に由る色著き、木理良く、節、窩疵、腐、蟲穴、入皮、中眞、反、面等は二等小節に同じ。

變色無節——厚さ、面、選別幅等は變色小節に同じ、色合は變色小節に同じ、木理、節、割、窩疵、腐、蟲穴、入皮、中眞、反等は二等無節に同じ。

徳用板——厚さ甚しからざる異状あるものにして色合稍良、木理他に缺陷あれども三尺以上小節以上の品なること、選別幅四寸上尺迄一寸上り。

赤四等並——赤味にて四等並と同一品位のもの。

赤一ツ節——赤味にて一ツ節と同品位。

赤抜一ツ節——赤味にて抜一ツ節と同品位。

赤根空小節——赤味にて根空小節と同品位。

赤根空無節——赤味にて根空無節と同品位。

赤變色小節——赤味にて變色小節と同品位。

赤變色無節——赤味にて變色無節と同品位。

(ロ) **杉二間板割**——長さ十二尺五寸、厚さ六分五厘、幅五寸より尺迄一寸上り。

【品等区分】 **一等並**——厚目立たざる程度の異状、色合耳白、木理普通、節、生節徑二寸五分より三寸五分以内の流節三、四、死節徑一寸五分以内抜ける恐れなきもの、割長さ七寸以内、窩疵目立たざるもの、腐除外、蟲穴、裏に通らざるもの、入皮抜ける恐れなきもの、中眞、反、甚しからざるもの、面除外、選別幅五寸上尺迄一寸上り。

一等小節——厚さ、色合、割、窩疵、腐、蟲穴、面、選別幅等一等並に同じ、木理稍良、節は生節徑八分以内に、同じく六分以内四、五、死節徑六分以内抜ける恐

れなきもの、入皮見悪からざる小さきもの、中眞除外、反極少々。

一等無節——厚さ、色合、割、窩疵、腐、蟲穴、中眞、反、面、選別幅等一等小節に同じ、木理良、節、生節徑五分以内死節抜の恐れなきもの、全面に節なし、入皮除外。

一等小丸味——厚さ、色合、割、腐、選別幅等一等無節に同じ、木理普通にして節、蟲穴、入皮、中眞、反等は二等並に同じ、窩疵端にあるものは小丸味面と見做さる、面は厚さの三分一迄。

一等小節小丸味——厚さ、色合、割、窩疵、腐、面、選別幅等一等小丸味に同じ、木理稍良、節、蟲穴、入皮、中眞、反等一等小節に同じ。

一等無節小丸味——厚さ、色合、割、窩疵、腐、面、選別幅等一等小節小丸味に同じ、木理良にして、節、蟲穴、入皮、中眞、反等は二等無節に同じ。

二等並——厚さ甚しからざる異状、色合多少の變色差支へなし、木理多少の悪目は宜し、節、蟲穴、中眞、反等は二等並に合格せざる程度、割は全長の半分以上は除く、窩疵稍甚しきもの、腐大部分缺陷したるものは除く、入皮亦同様、面、小丸味よりも多少大なるものも含む。

二等小節——厚さ、色合、選別幅は前者に同じ、木理普通、節、窩疵、蟲穴、入皮等は二等小節に合格せざるもの、割三尺迄位、腐は多少容赦す、中眞、反は甚しからざるもの、面、厚さの1/3位。

二等無節——厚さ、色合、木理、割、腐、中眞、反、面、選別幅は二等小節に同じ、節、窩疵、蟲穴、入皮等は二等無節に合格せざるもの。

二等小節小丸味——厚さ、木理、腐、中眞、反、選別幅等二等無節に同じ、色合耳白、節は二等小節に合格せざるものも含む、割四尺位迄、窩疵二等小節より多少寛、蟲穴、入皮は小丸味一等小節に合格せざるもの、厚さ三分二以内。

二等無節小丸味——厚さ、色合、木理、割、腐、中眞、反、面、選別幅等は二等小節小丸味に同じ、節は二等無節に合格せざるものも含む、窩疵、二等無節より多少寛、蟲穴、入皮、小丸味一等無節に合格せざるもの。

(ハ) **杉二間貫**——長さ十三尺、十二尺五寸、厚さ六分、八分、六分五厘、五分、幅三寸五分、三寸八分、三寸六分、三寸。

【品等区分】 一 等 節——色は交りにて寸法に異状なきを本品とす、但し少々位の蟲喰、割、疵は用捨す。

二 等 並——色は交りにて厚さ三分の一以内の小丸味全面の幾分に寸法の備はらざるもの又は蟲喰、入皮、腐、割等のあまり甚しからざるもの。

三 等 並——色は交りにて厚さ三分の二以内の丸味全面幾分に寸法の備はらざるもの腐、入皮にて小部分に缺陷又は抜けたるものを本品とす、挽損しによる寸法多少異状は用捨す。

四 等 並——色交りにて三等に合格せざるもの但し腐、蟲喰、入皮等にて稍缺陷し又は兩側及片面(木表)の幾分に銅のかまらざる大丸味或は背板等のものと雖長さ完全なるものは本品に繰入る。

赤 一 等——赤味にして一等並と同一のものを本品とす、(三八の一八貫のみ)。

準赤 一 等——赤味にして赤一等と同一なるも蟲喰の稍甚だしきもの又白味の小部分残りたるを以て本品とす、(片面幅五分、長さ二尺位迄白交り宜し兩側は不可少くなければ兩側合計して宜し)。

一 等 小 節——色交りにて寸法に異状なく節は徑七分以内の生節一、徑五分以内の生節二、徑三分以内四、五、死節は抜ける恐れなきものにて徑五分以内が一。

一 等 無 節——全面に節なきもの。

二 等 小 節——一 等 小 節 と 同 様 なる も 厚 さ 三 分 一 の 小 丸 味 を 有 す る も の 。 多 少 の 割 、 腐 は 用 捨 す 。

二 等 無 節——一 等 無 節 と 同 様 なる も 厚 さ 三 分 一 の 小 丸 味 有 る も の 。

三 等 小 節——小 節 に して 三 等 並 と 同 様 の も の 。

三 等 無 節——無 節 に して 三 等 並 と 同 様 なる も の 。

(二) 杉二間小割——長さ十三尺、十二尺五寸、厚一寸一分、九分、一寸二分、幅一寸二分、一寸一分、一寸四分角、一寸六分角、二寸角。

一 等——色交りにて寸法に異状なきもの。

二 等——色交りにて厚さ三分の一以内の小丸味にて全長の幾分に寸法の備はらざるもの、但し少々位の蟲喰、反は用捨す。

三 等——色交りにて厚三分の二以内の丸味にて身の幾分に寸法不備なるもの、但し蟲喰、反、腐の折れる恐れなきものは用捨す。挽き損じによる分薄、分材は用捨す。

四 等——色交りにて三等に合格せざるもの、但し蟲

喰腐れの外全身に大部分の缺陷あるものと雖も長さに異状なきものは本品に屬す。

赤 一 等 並——赤味にて一等と同一品位のもの。
赤 一 等 小 節——赤味にて一等小節と同一品位のもの。
赤 一 等 無 節——赤味にて一等無節と同一品位のもの。

赤は一寸二分角以下にて選別するもそれ以上はなし。

一 等 小——交りにて徑五分以内の節二三迄、寸法に異状なし。

一 等 ム——交りにて寸法に異状なく節なきもの。

二 等 小——小丸味にて一等小節と同一のもの。

二 等 ム——小丸味にて一等無節と同一のもの。

(*) 杉二間規角——長十三尺、十二尺五寸、五寸角以下三寸角位各五分落。

【品等区分】 一 等——交りにて寸法に異状なきものを本品とす、但し四方の面の中一面位に蟲喰、腐あるも目障りならぬものは斟酌す。

二 等——交りにて四方面中二方面位迄厚さの一割内外の小丸味付きたるもの、但し蟲喰、腐、缺陷等の疵にて少々位のものは用捨すること。

三 等——交りにて四方面中厚さ三割内外の丸味付但し割、蟲喰、腐等のあまり甚しからざるもの。

(~) 建具材——長六尺三寸、六尺、三尺二寸、七分角、七分の九分、八分の七分、八分の一。

【品等区分】 一 等——二間小割に於ける一等小節以上の品位のもの。

二 等——二間小割に於ける二等小節以上の品位のもの。

三 等——色交りにして二等品の丸味稍大(厚さ三分の二以内)にして全身の幾分に寸法不備なるあり但し蟲喰、反、腐の折れる恐れなきものは用捨す。

四 等——交りにて三等品に合格せざるもの但し丸味、窩穴、蟲喰、腐の外全身に大部分の缺陷あるも長さに異状なきもの節あるもの。

(ト) 間木摺——長さ六尺、厚さ二分五厘、幅一寸二分。

【品等区分】 一 等——交りにて寸法に異状なきもの。

二 等——交りにて厚さ三分の一以内の丸味にて多少寸法備はらざるものを本品とす。

三 等——交りにて厚さ三分の二以内の丸味及蟲喰、腐、窩疵、等又は長さ一割以内の寸法不備のもの。

四 等——交りにて三等に合格せざるものにて長さに異状なきもの。

(2) 青森市場

1. ヒバ薄板。

名稱	長	厚	幅
並四分板	六尺	二分五厘	自四寸至尺一寸上
正三分五厘板	〃	三分五厘	〃
正四分板	〃	四分	〃
正五分板	〃	五分	〃

【品等区分】

上並——生節制限なし、死節徑五分迄一箇、窩疵二三箇迄、割兩木口三寸迄、一方五寸迄。

並——生節、窩疵制限なし、死節徑二寸迄二三箇、拔節徑二寸迄二三箇、割兩木口一尺一方二尺、腐長幅共十分の二迄、丸身小丸身差支なし。

次並——生節、死節、拔節、徑疵、割、腐、丸身等制限なし。

上無節——窩疵二三箇迄、割兩木口一、二寸一方三寸迄。

次無節——窩疵、腐、丸身制限なし、割並に同じ。

上小節——徑六分迄二箇、窩疵三分迄二箇、窩疵二三箇迄、割兩木口一、二寸一方三寸迄。

次小節——生節徑一寸迄二箇、死節徑六分迄二箇、拔節徑三分迄二三箇、窩疵制限なし、割並に同じ、腐並に同じ、小丸身差支なし。

2. ヒバ板割。

名稱	長	厚	幅
正六分板	十三尺	六分	自五寸至尺一寸上
正七分板	〃	七分	〃

【品等区分】

上並——生節制限なし、死節徑一寸迄二箇、窩疵四五箇迄、割兩木口五、六寸一方三寸迄。

並——生節、死節、窩疵、制限なし、拔節徑二寸迄二、三箇、割兩木口尺三寸一方二尺六寸迄、腐長幅共十分二迄、丸身小丸身差支なし。

次等——生節、死節、拔節、窩疵、割、腐、丸身制限なし。

上無節——窩疵四五箇迄、割兩木口五六寸一方一尺二三寸迄。

次無節——窩疵、割、腐、丸身並に同じ。

上小節——生節徑一寸迄二箇、死節徑六分迄二箇、窩疵四、五箇迄、割上無節に同じ。

次小節——生節徑一寸二、三分迄二箇、死節徑一寸迄二箇、拔節徑六分迄二、三箇、窩疵、割、腐、丸身は並に同じ。

3. ヒバ挽角。

名稱	長	厚	幅
正角	十三尺	自三寸至五寸(五分上)	自三寸至五寸(五分上) (二分以内の小丸身味の (視面八割位))
小丸身	〃	〃	〃 (視面八割位)
丸身	〃	〃	〃 (視面八割未滿)

【品等区分】

一 等——正角にして一面若くは二面小疵のもの。

二 等——正角ものは三面小疵のもの、小丸身一面又は二面小疵のもの。

三 等——正角ものは大疵のもの、小丸身ものは三角小疵又は大疵のもの、丸味ものは全部三等とす。

(3) 天龍市場

1. 杉薄板。

杉四分板——長自六尺五寸至六尺四寸、厚二分五厘、幅自四寸至一尺。

但し無地ものには厚さ多少の狂ひを許し、上並、次並ものには稍寸違ひのもの差支なく乙品は稍寸違ひのものにして三等品は亂寸ものにして普通商品とならざるものなり。

杉六分板——長さ自六尺三寸至六尺四寸、厚三分六厘、幅自四寸至一尺。

【品等区分】

上赤無地——色合優良にして木口割は各端二寸五分以内のものは差支なし、木理は下等のものなるも柁目なるへき制限なく、節其他の瑕疵なきもの、邊材を含まず。

次赤無地——色合黒きもの、又は黒赤交りもの、木口割は各端五寸以内のものは差支なし、心割は割れる虞なきもの、木理普通にして、節なく、窩疵其他の瑕疵なきもの。

赤小節——色合よきものにして節は一枚の面に直徑三乃至四分までのもの四五箇は差支なし、窩疵は浅く小なるものは差支なく、入皮、猿喰、脂壺は両面に表はれざる小にして浅きもの少しは差支なし。

シミ無きもの但し大さ節と同程度にて材質に悪變なきものは差支なし、木理普通にして腐、蟲穴、反り、丸身、邊材なきもの、木口割及心割は次赤無地に同じ。

無地——色合關係なく赤黒込みにして甚だしき黒色の斑あるものは上並に落すことあり、木口割は各端五寸内外のものは差支なし、心割は割れる虞なきものは差支なし、木理普通のものにして、節其他の瑕疵なきもの、邊材には制限なし。

上小節——色合は重きを置かず黒赤込み、節は赤小節に同じ、木口割は無地に同じ、心割割れる虞なきもの、窩疵は浅く小なるものは差支なし、入皮、猿喰、脂壺は両面に現はれざる

小さきものは差支なし、シミは赤小節に同じ、本理普通にして蟲穴、腐、反り、丸身無きもの、邊材制限なし。

上 並——色合制限なし、節制限なく小さき抜け節は差支へなし、木口割は兩端五寸前後迄は差支なし、心割割れる虞なきもの、齧疵浅く小さきものは差支なし、腐れ、丸身なきもの、蟲穴小なるもの少しは差支なし、入皮、猿喰、脂壺、兩端にあらはれざる浅きものにて小さきものは差支なし、シミ制限なし、本理普通にして反り甚しからざるもの、邊材には制限なし。

次 並——色合に制限なく、節に制限なきも大なる節あるものは取らず、木口割、心割は上並に同じ、齧疵は小なるものは差支なし、腐、蟲穴なきものにして、入皮、猿喰、脂壺等甚しからざるもの、シミ、本理、邊材には制限なし、反り甚しからざるものにして丸身小丸身。

乙 品——色合、節、齧疵、蟲穴、猿喰、脂壺、シミ、本理、反り、丸身、邊材等制限なし、木口割、心割は三尺位まで差支なし、腐は甚しからざるものにして入皮三尺以下は差支なし。

三等品——色合、節、割、其他の瑕疵凡て制限なし。

2. 杉ノ積。

	長	幅	厚
大積	十三尺	三寸七分	七分乃至六分五厘
中積	〃	三寸五分	六分
小積	〃	三寸一分	五分

【品等區分】(大積)

天——色合良好にして節、齧疵、其他の瑕疵なきもの、木口割は兩端三寸五分位差支なし、心割割れる虞なきもの、本理には制限なし、丸身、邊材等なきもの。

天星無地——色合よきものにして節なきもの、其他の要素は天に同じ但し小許の白木交る。

天星小節——色合よきもの、節は生小節制限なし、其他の要素は天に同じ。

龍無地——色合制限なし、節、腐、蟲穴、シミ、丸身等無きもの、木口割兩端各五寸位差支なし、心割、割れる虞なきもの、齧疵、入皮、猿喰は小なるものは差支なし、脂壺は制限なし、本理、邊材制限なし。

龍 節——色合、生節は制限なし、蟲穴、入皮は小さきものは差支なく、木口割其他の瑕疵、丸身、邊材等は龍無地に同じ。

龍星無地——色合、脂壺、シミ、本理、邊材は制限なし、節、腐、なきものにして、木口割は兩端各五寸位差支なし、心割、入皮、猿喰、反り等多少は差支なし、齧疵、蟲穴は小なるものは差支なし、丸身は厚さの二分の一までよし。

龍星節——色合、生節は制限なし、木口割其他の瑕疵及本理、反り、丸身、邊材等龍星無地に同じ。

川——色合、生節は制限なく、木口割、心割甚しからざるものにして齧疵は制限なし、腐甚しからざるもの、蟲穴、入皮其他の瑕疵及、本理、反り、丸身、邊材等制限なし。

備考——中積に在りては丸身を本位とし次の如く分ち他は大積に準ず。

一 等(龍)——丸身なきもの。

二 等(龍星)——厚さ二分の一までの丸身よし。

三 等(川)——大丸身にして丸身に制限なし。

小積に於ても然り丸身を本位として品等區分し其他の要素は杉中積と同じ。

3. 杉板割。

	長	幅	厚
關東向	一十二尺五寸	五寸乃至一尺(一寸上り)	六分、六分五厘、七分
關西向	一十三尺	五寸乃至一尺(一寸上り)	六分、六分五厘、七分

【品等區分】

極摺及極星——色合無關係、生節、脂壺、邊材無關係、木口割五寸以内、心割割れる虞なきもの、齧疵甚しからざるもの、腐、入皮、猿喰、シミ、反り、丸身なきものにして蟲穴小なるものを許し、本理は極目又は良好のものなるべし。

總じて板割は一般に優良材にして色合より甚しく目立たざる小節及僅かなる瑕疵を許し白木の僅少を許す、品等の區分は只丸身の有無により丸身厚さの二分の一以上なる時は板を落して極摺又は極星とす、厚さの二分の一まで丸身付。

乙 品——品質に依り之を普通品と乙品に區分し普通品として甚しきは乙品とす。

(4) 廣島市場

1. 薄 板。

	長	厚	幅
四分板	六尺四寸	二分七厘	自六寸五分至一尺五寸五分
六分板	〃	四分	自七寸八分至一尺二寸五分
八分板	〃	六分	〃
板割(正)	十二尺八寸	六分	自七寸八分至一尺三分
同(並)	〃	五分	〃
並一寸板	六尺四寸	八分	自七寸八分至一尺二寸五分
正一寸板	〃	九分	〃
一寸二分板	〃	一寸	自七寸八分至一尺五寸五分

【品等區分】(スギ板)

赤味無節——板全部心材にして色澤美麗なる節瑕なきもの。

赤味上小節——右同様板にして直徑四分以下の節一枚板表裏を返し五箇内外を有し瑕穢なきもの。

赤味小節——右同様材にして直徑五分以上一寸以内の節一枚板に付表裏を通し七箇乃至十三箇を有し疵なきもの。

白味無節 } 板全部邊材より成るものにして品等説明は赤味に同じ。
 白味上小節 }
 白味小節 }
 耳白無節 } 板の中央三分の二心材にして赤褐色を呈し兩側三分の一邊材よりなり節疵其他品等區分赤味に同じ。
 耳白上小節 }
 耳白小節 }

【品等區分】(ヒノキ、マツ、ツガ、モミ板) 其一

無節——無節無疵のもの割は兩端合して二寸迄。
上小節——徑三分以内の節三箇迄徑二分以内の窩孔二箇幅一分長七八分の脂壺二つ迄、割兩端合して三寸、僅少のシミはよし、其他の疵なきもの。
小節——徑五分以内の節五箇八分以内二箇徑三分以内の窩孔二つ幅一分五厘長一寸以内の脂壺二つ割は兩端合して三寸僅少のシミはよし其他の疵なきもの。
並上——徑一寸以内の節四、五箇、徑四分以内の窩孔三つ、幅二分長一寸五分以内の脂壺三つ、割は兩端合して一尺位迄、シミ、腐は目立たざる程度のもの。

並下——以上各品等に屬せざる大節疵もの一切。

【品等區分】(ヒノキ、マツ、ツガ、モミ板) 其二

極上無節——極上無節に該當する目合正しき節疵なきもの。
極上上小節——目合右と同一にして上小節に説明せる節を有し疵なきもの。

荒極無節——極上無節にして節疵なきもの。

荒極上小節——目合右と同一にして品等仕譯は極上に同じ。

並極——極上荒極等に該當する目合を有するものにて徑一寸以上の大節は一枚板の内に二三箇ある爲其板の品等非常に落ち極上荒極の上小節等位に入れ能はざるものと言ふ。

備考——ツガ、モミ、四分、六分板の間ものは極上を多く製作し得るを以て其の如き區分を行ふ、然し八分板以上のもの長二間ものは極上を得難きにより其の如く無節、上小節、小節、並上、下に區分す。

2. 積 (マツ、スギ)

	長	厚	幅
大積	十尺五寸及十四尺	六分	四寸一分
中積	十 四 尺	四分	三寸九分
並積	〃	〃	三分六分

【品等區分】

一等品——丸身は厚さの二割長さの五分以内のもの、節は徑五分以内

のもの七八箇迄、徑三分以内の窩孔又は拔節二箇迄、割は兩端合して二寸以内、其他瑕穢なきもの。

二等品——丸身は厚さの四割長さの二割迄のもの、節は徑一寸以下のもの十箇迄、徑三四分の窩孔又は拔節三箇迄、割兩端を合して一尺以内、其他瑕穢なきもの。

三等品——丸身は厚さの七割長さの五、六割迄のもの、節は大小数を問はず其他瑕穢あるもの。

3. 極木其他 (マツ、ツガ、スギ)

	長	厚	幅
極木(並)	六尺五寸 七尺五寸 十尺五寸 十四尺	一寸三分	一寸三分
十二割	〃		
二寸	〃	一寸八分	〃
三寸	七尺五寸 十尺五寸 十四尺	二寸八分	二寸八分

【品等區分】

一等品——丸身は長さの五分以内に角面の一割迄のもの、割疵等なきもの。

二等品——丸身は長さの五割以内に角面の三割迄のもの又一等品に該當するものにて割長さの一割迄又は稍著しき疵あるもの。

三等品——丸身長さの五割以上殆んど全長迄角面の六、七割迄のもの又は一、二等品に該當するものにて割疵等稍大なるもの。

(5) 名古屋市場

1. ヒノキ挽角。

	長	厚	幅
寸法	二十一尺 十五尺 十 尺	自四寸至五寸五分(五分上り) 三寸五分、四寸、四寸五分 三寸、四寸	厚に同じ 〃 〃

【品等區分】

無地——無節無疵にして完全のもの。

三方無地——一面に徑二分以内の生節二つ迄又は徑二分深さ一分位の窩孔長三寸幅一分深二分位の割微細なるシミあるものにて他の三面は無節、無疵のもの。

二方無地——一面及其反對の面に右の缺點あるもの他の二面は完全のもの。

下方無地——下方に右の缺點あるもの他の二面は完全のもの。

片無地——一面のみ完全のもの但し他の三面の缺點も極めて微細のもののみにてもし缺點稍大なるときは次位に下るなり。

上小節——徑四分以上の生節三面に各二つ以内あるもの但し一面だけは無節たること其他割シミ等の疵の小なるものに付ては節に準して計算す。

小節——徑七、八分迄の生節三面に各二つ以内但し他の一面は三分以内のもの二つか又は五分位のもの一つたること其他割シミ等の疵は節に準して計算し丸身は末口の方一尺以内に幅二分迄支障なし。

備考——以上は尾州産ヒノキにて心去りのもの。

2. ヒノキ押角。

	長	厚	幅
寸法	十三尺	三寸五分	厚に同じ
	〃	四寸	〃
	十尺	三寸五分	〃
	〃	四寸	〃

【品等区分】

無節——三方無節一方は三分以内の節二箇迄のもの疵なく丸身は一端一尺以内に幅三分迄のもの。

小節——一方に節なく三方に五分以内の節各二箇迄疵は微細のもの丸身は一端二尺以内に幅五分迄のもの。

並——小節は一方のみ其他は節を問はず多少の疵を含み、丸身は一端三尺以内に幅一寸迄のもの。

備考——押角は尾州産以外のヒノキにて心掛のものとする。

3. ヒノキ板頭。

	長	厚	幅
正六分板	十三尺	六分	自六寸至一尺
板割	〃	七分	〃

【品等区分】

無節——徑三分以下の生節二、三箇迄片面にのみあるもの丸身は長五寸以内にあり其他疵全くなきもの。

小節——徑一寸以下の生節三箇以内割三寸以内丸身厚みの二割長一尺以内のものにて疵なきもの。

並——大節、抜節其他多少の疵を有するも板の並品程度のもの丸身は稍多く厚みの五六割、長三四尺迄のもの。

4. ヒノキ柱。

	長	厚	幅
二寸角	十尺、十三尺、十四尺	一寸八分	厚に同じ
大柱	〃	一寸六分	〃

【品等区分】

一等柱——徑三分以内の節三、四箇迄但し二面無節丸身疵なきもの。

二等柱——徑四分乃至八分の節四、五箇迄但し一面は無節、丸身は一端に長さ一尺幅五分迄のもの。

三等柱——節及多少の疵あるもの丸身は長尺五寸幅七分迄のもの。

(6) 高知市場

1. スギ、ヒノキ、ツガ柱。

	長	幅及厚
一間物	七尺一二寸	三寸角、三寸五分角、四寸角。
八尺物	八尺乃至八尺四五寸	〃
丈物	一丈五六寸	三寸五分角、四寸角、四寸五分角。
二間物	十四尺一二寸	三寸五分角、四寸角、四寸五分角、五寸角。
二間半物	十八尺	四寸角、四寸五分角、五寸角。
三間物	二十一尺一二寸	四寸角、四寸五分角、五寸角、五寸五分角。
三間半物	二十四尺五六寸	五寸角、五寸五分角、六寸角。

【品等区分ノ一】

無地——生節其他の瑕なきもの。

小節——直徑五分以下の生節あるものにして死節其他の瑕なきもの。

大節——前記以外の生節丈のものにして其他の瑕なきもの。

疵——前記以外のものとする。

【品等区分ノ二】

四方晴——角の四面無節無疵のもの。

三方晴——角の三面無節無疵なる物にして一面に節あるもの及直徑五分以下の死節穴節一箇を有するもの。

二方晴——二面無節、無疵なる物にして他の二面又は直徑五分位の死節穴節一箇を有するものとする。

一方晴——一面無節無疵なるものにして他の三面に節又は其他の疵を有するものとする。

疵——前記以外の節疵あるものとする。

2. モミ、マツ、ツガ、スギ板頭。

	長	幅	厚
四分板	六尺六七分	自三寸一分至一尺三寸二分	二分五厘又は二分八厘
並六分板	〃	〃	四分
正六分板	〃	〃	六分
並一寸板	〃	自七寸二分至一尺三寸二分	八分
正一寸板	〃	〃	一寸

【品等区分】

無節——無節無疵なるもの。

小節——直徑五分乃至七分位の生節數箇を包含し又は一寸以上一寸二分の生節板の兩端に各二三箇あるものとする。

並——直徑七分以上一寸位の生節數箇又は死節抜節の直徑五分

迄のもの一箇又は一寸餘の生節一箇又は死節抜節の直径一寸位のものを兩端に二三箇あるものとす。
疵——前記以外の疵物を言ふ。

(7) 新宮市場

1. スギ、榿木、及横。

	長	厚	幅
大三寸	十三尺五寸、十尺、六尺五寸	一寸三分	厚に同じ
中三寸	〃	一寸一分	〃
寸八横	十三尺五寸、十尺	一寸八分	〃
四一横	十三尺五寸、十尺、六尺五寸	六分	三寸六分
大横	〃	五分	三寸四分
中横	〃	四分	三寸一分

【品等区分】

- 一等品——丸身、疵なきもの但し幅三分長二尺乃至三尺位迄の丸身を有するものは多少混入せしむることあり。
- 二等品——丸身付のもの疵あるもの。

2. スギ小舞。

	長	厚	幅
大小舞	十三尺五寸、十尺、六尺	六分	一寸七分
中小舞	〃	四分五厘	八分
並小舞	〃	四分	六分

【品等区分】

本品は込にて全部一等品と稱す。

3. スギ角物。

	長	厚 及 幅
摺角	十三尺五寸、二十尺	三寸角、三寸五分角、四寸角、四寸五分角、五寸角
〃	十尺、六尺五寸	二寸五分角、三寸角、三寸五分角、四寸角、四寸五分角、五寸角

【品等区分】

- 無節——無節、無疵のもの。
- 小節——徑八分迄の節四面合せて二、三箇あるもの。
- 一等品——丸身疵なきもの但し三四分位の丸身は一等品に加入することあり節は制限なし。
- 合等——節あるもの及幅二三分より一寸位迄長二尺乃至三尺位迄の丸身あるもの。
- 二等品——丸身付のもの及疵あるもの、(小節一等品の間一方、二方、三方、無地の品等を設くるもあり)。

4. スギ板類。

(イ)	長	厚	幅
正一寸板	十三尺	一寸	身五寸至二尺一寸(一寸上)
正八分板	〃	八分	〃
中板	〃	六分	〃

【品等区分】

- 無節——無節無疵のもの。
- 小節——徑六分以内の節二三箇迄のもの徑三分以内の窩孔、脂壺、入皮等にて著しく目立たざるものは一二箇迄、割れは兩端合して二寸迄はよし。

(ロ)	長	厚	幅
八分板	六尺五寸	六分	自三寸至一尺三寸(一寸上)
六分板	〃	三分五厘	自四寸至一尺四寸(〃)
四分板	〃	二分五厘	〃

【品等区分】

- 並——節大小を論せず抜節、窩孔、脂壺、入皮等は徑五分位迄のもの二三箇迄割れは兩端合して一尺以内とす。
- 二等品——腐、割、窩疵、其他丸身付等疵もの一切割は三尺迄丸身は厚さの五割長三四尺迄のものを含む。

- 無節——無節、無疵のもの。
- 小節——徑六分以内の節二、三箇迄のもの其他スギに同じ。
- 並——無節、小節以外のもの一切同前。

5. ヒノキ角物。

	長	厚 及 幅
摺角	二十尺	三寸五分角より七寸角迄(五分上)
〃	十三尺五寸	自三寸角至六寸角(〃)
〃	十尺	自二寸五分角至六寸角(〃)
〃	六尺五寸	自二寸五尺角至五寸角(〃)

【品等区分】

スギは摺板に同じ。

6. ヒノキ板類。

	長	厚	幅
六分板	六尺五寸	三分五厘	自四寸至一尺(一寸上)
四分板	〃	二分五厘	〃

【品等区分】

- 無節——無節無疵のもの。
- 小節——徑六分位迄の節二、三箇あるもの其他スギに同じ。
- 並——無節小節以外のもの同前。

7. ヒノキ横類。

	長	厚	幅
四一横	十三尺五寸、十尺、六尺五寸	六分	三寸六分
大横	〃	五分	三寸四分

中 積 — 四分 三寸一分
 【品等区分】

- 四一積 { 無節 — 無節無疵のもの。
 小節 — 徑二分位迄の節二、三ヶあるもの。
 並 — 節あるも丸身疵なきもの。
 三等品 — 丸身付及疵物一切とす。
- 大 積 { 小節 — 徑二三分位の節二三箇以内にて正角のもの。
 一等品 — 節あるも丸身疵なきもの。
 二等品 — 丸身付及疵物一切とす。
- 中 積 { 一等品 — 節あるも丸身疵なきもの。
 二等品 — 丸身付疵もの。

(8) 人吉市場

1. モミ四分板。

長六尺四寸、幅自四寸至一尺一寸(一寸上)、厚証物二分八厘板目三分
 【品等区分】

- 特 別 — イ、節、瑕理によるもの一無疵にして節殆ど見分け難き程の小なるもの端側に稀に存するものあり。
 ロ、木理に依るもの一証目真直にして且揃ひたるもの目幅一分二厘内外。
 ハ、心邊材に依るもの一制限なし。
 ニ、丸身に依るもの一丸身を含まざるを普通とす。
- 改 良 — イ、特別に同じ。
 ロ、証目は揃へるも少しく真直ならず目幅一分五厘乃至二分。
 ハ、特別に同じ。
- 良 証 — イ、節瑕疵によるもの特別に同じ但多少端側に落あるもの又は割れ疵あり。
 ロ、証目に屈曲ありて不揃な証目幅は二分以上。
 ハ、特別に同じ。
- 最 上 — イ、良証にして蟲疵、やけ疵等少しくあるもの及び板幅の内半分は証目半分は板目に近きもの。
 ロ、半証、追証に類するもの。
 ハ、心邊材の制限なし。
- 特 小 節 — イ、節は幅一分長五分位の楕圓形のもの二つ蟲小孔の端側一寸以内の部分に十箇あり。
 ロ、証目にして特別に同じ。
 ハ、制限なし。
- 稀 小 節 — イ、節は五分内外のもの二ヶを存す端側二寸以内の處に割れ疵あるものを混す。
 ロ、証目にして改良に同じ。
 ハ、制限なし。

小 節 — イ、節は五分位なれば三箇幅三分長九分位の楕圓形の大節ならば二箇位。

- ロ、半証にして最上に同じ。
- ハ、制限なし。
- 証 上 並 — イ、板半面位大節數ヶを存するも用途によりては切使に差支なき程度のものにして多少の疵物を交ゆ。
 ロ、証目にして前掲各品種以上の大節物。
 ハ、制限なし。
- 証 並 — イ、大節多く蟲喰又は割れ疵あるもの。
 ロ、証目にして証上並に同じ。
 ハ、制限なし。
- 無 節 — イ、疵節の程度は証目の特別に同じ。
 ロ、板目。
 ハ、制限なし。
- 上 小 節 — イ、節徑二分乃至三分位のもの二、三ヶにして疵なきもの。
 ロ、板目。
 ハ、制限なし。
- 小 節 — イ、節の徑五分乃至七分位のもの二三箇あるもの又上小節に入るものにして蟲疵の小さき物あるもの。
 ロ、板目。
 ハ、制限なし。
- 上 並 — イ、節徑八分、一寸位のもの三箇内外板の兩端一尺以内に割れたるもの。
 ロ、板目。
 ハ、制限なし。
- 並 — イ、上並以上の節ありてダケ節、割れ、蟲喰及び心掛りのもの。
 ロ、板目。
 ハ、制限なし。

2. モミ六分板。

長六尺四寸、幅自三寸至一尺三寸(一寸上)、厚四分五厘。

【品等区分】

- 改 良 — イ、節、瑕理によるもの一無節、無疵物但徑一分内外の小節一、二箇端側にあるものなり。
 ロ、木理板目。
 ハ、心邊材の区分なし。
 ニ、普通丸味を含ます。
- 小 節 — イ、徑三分位の節二、三ヶあるもの蟲喰物は絶対に除外、木理は板目にして、心邊材の区分なし、丸身は普通含ます。

上 並——ロ、節疵の程度四分板上並に同じ及前記小節に該當するも蟲喰あり。

ハ、木理、板目、心邊材區別なし、丸味は普通含まず。

並 ——イ、死節、及前記以上の疵あるもの、木理、心邊材の區分、ロ、丸味等前者に同じ。

3. モミ八分板。

長六尺四寸、幅自四寸至一尺五寸(一寸上)、厚六分五厘。

【品等區分】 死節及大疵のものを除き各品種のものを込み。

4. ツガ板。

	長	幅	厚
四分板	六尺四寸	モミ板に同じ	モミ板に同じ
六分板	〃	〃	〃
正五分板	〃	〃	五分
正六分板	〃	〃	六分
八分板	〃	〃	六分五厘
寸三分板	〃	〃	一寸二分

【品等區分】 四分板、六分板、寸三板は孰れも未口同種のモミ板に同じく正五分板、正六分板、八分板等は品等の區分をなさず。

(9) 延岡市場

1. モミ、ツガ四分板。

長六尺六寸、厚三分にして二坪を以て一束とす、一坪延幅の正寸左の通り。三寸板二十一枚、四寸板十六枚、六寸板十一枚、七寸板九枚、八寸板八枚、九寸板七枚、一尺三寸板五枚。

【品等區分】

極無節——節疵なきもの、木理極目。

極小節——徑一寸未満の節あるもの、〃。

極並——徑一寸以上の節あるもの、〃。

極疵——腐割入皮等の疵あるもの、〃。

極目無節——節疵なきもの、木理板目。

板目小節——徑一寸未満の節あるもの、〃。

板目並——徑一寸以上の節あるもの、〃。

板目疵——腐割入皮等の疵あるもの、〃。

2. モミ、ツガ並六分板。

長六尺五寸、厚四分。

【品等區分】 品等區分其他全部並四分板に同じ。

3. モミ、ツガ、並八分板。

長六尺五寸、厚六分にして一坪を以て一束とす、一坪延幅の正寸は四分板に同じ。

【品等區分】

無節——節疵なきもの、木理板目。

小節——徑一寸未満の節あるもの、〃。

並——徑一寸以上の節あるもの、〃。

疵——腐割入皮等の疵あるもの、〃。

4. モミ、ツガ、並一寸板。

長六尺五寸、厚八分にして一坪を以て一束とす、一坪の延幅正寸はモミ四分板に同じ。

【品等區分】 並八分板に同じ。

5. モミ、ツガ、正一寸板。

長六尺五寸、厚一寸、板目にして半坪を以て一束とす、一坪延幅の正寸下の如し、五寸板十三枚、六寸板十一枚、七寸板九枚、八寸板八枚、九寸板七枚、一尺三寸板五枚。

【品等區分】

並——死節、拔節、腐及五寸以上の目割等なきもの。

疵——死節、拔節、腐及五寸以上の目割等あるもの。

6. モミ、ツガ、寸三分板。

長六尺五寸、厚一寸二分にして品等取引單位等は正一寸板に同じ。

(10) 札幌市場

1. エゾ、トド、板類。

	長	幅	厚
並四寸板	六尺	自六寸至一尺	二分五厘
正三寸板	十二尺	自八寸至一尺	三分
正四寸板	〃	自六寸至一尺	四分
並六寸板	〃	〃	四分五厘
正五寸板	〃	〃	五分
正六寸板	〃	自七寸至一尺	六分
正七寸板	〃	〃	七分
正八寸板	〃	〃	八分
正一寸板	〃	自八寸至一尺	一寸
一寸二分板	六尺、九尺、十二尺	自三寸至一尺五寸	一寸二分
四分下見板	十二尺	六寸	四分、二分五厘
五分〃	〃	〃	五分、二分五厘
六分〃	〃	〃	六分、三分

【品等區分】

無節——節なし、無缺點とす、但し小なる脂壺の一ニケ及乾割の兩木口延寸の部分に限られたるはよし。

上小節——生節は直徑二分以下のもの六尺一面に二三ケまで脂壺の小なるもの二三ケは許す、又無節にして極小部分の變色及小徑の影節二三箇あるもの之を含む。

- 小 節——生節、直徑五分以下のものなれば五六箇迄直徑七八分節なれば二三箇までを許し又脂壺四五ヶあるもの及無節にして小部分の色變りたるもの之を含む。
- 並 上——生節は八分以下二三箇一寸位なれば二箇を許す、但し稍大なる生節あるも之れが幅の一方又は長さの兩木口何れかに偏し其他の部分に缺點なければ之れを採る其他のもの色變、脂壺は多量にあらざる限り之を許す。
- 並 ——生節を許し死節は拔節にあらずして小徑のものは許す、其他多少の窩孔あるもの脂壺を許す。
- 二 等——普通疵物なり。
- 等 外 品——普通品の刳材にして原形の儘使用し能はざる程度の品なり。

2. エゾ、トド、角材。

	長	幅及厚
三 寸 角	九尺、十二尺、十五尺	三 寸 角
三寸五分角	〃	三寸五分角
三寸八分角	〃	三寸八分角
四 寸 角	〃	四 寸 角

【品等区分】

- 無 節——四方無缺點但し兩木口に於ける二三寸の瑕疵は差支なし以下同じ。
- 上 小 節——無節の小なる缺點あるもの三面無節一面小節等之れを含む。
- 小 節——二面無節二面小節、一面無節三面小節等之に入る。
- 並 上——一面又は三面並節にして他の面が小節等以上なるものを含む。
- 並 ——節及多少の窩孔、脂壺、脂壺、色變等を許す。
- 二 等——疵物。
- 三 等——刳物。

(二) 工業品規格統一調査會

工業品規格統一調査會は大正十年四月二十五日勅令第百六十六號を以て公布せられ、其内木材に關する調査は其の第二部に屬し委員を設けて調査討究することゝなれり、而して之れに呼應して大日本山林會、大阪府山林會、愛知縣山林會、東京材木問屋同業組合、及秋田製板同業組合等に於ても各々木材規格統一調査委員會を組織して之れが調査研究に従事せり。今其の各調査委員會委員の職名又は職業及氏名を擧ぐれば次の如し、(順序不同)。

(1) 工業品規格統一調査會

職	氏 名	住 所
工 學 博 士	(長) 横 河 民 輔	芝高輪南町三〇
陸軍中將陸軍技術本部長	田 中 弘 太 郎	牛込區若松町一〇四
東京木材問屋同業組合長	長 谷 川 鏡 次	深川區吉永町四
東京帝國大學教授	右 田 半 四 郎	麻布區筭町一八二
鐵道省工務局長	後 藤 佐 彦	
內務技監	原 田 貞 介	
材木商(前同業組合長)	森 平 藏	大阪市西區北境川町一七八
帝國大學教授	佐 野 利 器	小石川區駕籠町一六〇
鐵道省官房研究所長	那 波 光 雄	
海軍艦政本部第四部長	鈴 木 圭 三	牛込區市ヶ谷仲ノ町一七
東京帝國大學名譽教授	廣 井 勇 男	小石川區表町五六
東京帝國大學教授	柴 田 能 作	名古屋市中區下堀川町六七
名古屋材木商工同業組合副組長	服 部 小 十 郎	秋田縣能代港町
秋田縣木材同業組合組長	菊 池 季 吉	

(2) 木材規格統一調査委員會

(イ) 大日本山林會

職	委 員 氏 名
帝室林野局業務課長	(長) 和 田 國 次 郎
東京帝國大學教授	右 田 半 四 郎
農商務省林産課長	渡 邊 全
東京木材問屋同業組合長	長 谷 川 鏡 次
長島木材株式會社長	長 島 吾 助
東京帝國大學農學部講師	西 垣 晋 作
農商務技師	石 原 清 逸
農商務技師	窪 田 圓 平
山林技師(東京大林區署)	宮 岡 秀 一
林業試驗場技師	杉 浦 麿 一

(ロ) 大阪府山林會(○印は小委員會委員)

職	委 員 氏 名	住 所
大阪材木商同業組合副組長、木材業	安 井 万 吉	西區京町堀通三丁目
同	藤 本 藤 兵 衛	西區幸町通四丁目

職	委員氏名	住 所
木材業	○井上信太郎	南區木津川一丁目
大阪木材市場株式會社々長、木材業	○濱恒次郎	南區木津川町一丁目
木材業	○清水益次郎	南區木津川町一丁目
富士九商店主	○富士田一郎	西區三軒家下ノ町
依松商店、木材業	○依藤次郎	西區北堀江三番町
南河內材木同業組合組長	越井醇三	南河內郡富田林町
木材業		
秋田木材株式會社大阪支店專務	清水榮次郎	西區泉尾町
浪速製材株式會社社長、木材業	○葛野友植	西區千島町
川崎合名會社代表社員	川崎善助	西區西道頓堀五丁目
川崎合名會社理事	○吉村貞采	西區西道頓堀五丁目
東洋木材防腐株式會社專務	江崎政忠	北區新川崎町御料地五號
日本木煉瓦株式會社專務	長尾 薰	西區千島町
帝塚園、實業	渡邊音吉	市外住吉村帝塚三九四
大林組	○鈴木甫	東區京橋三丁目
同上	富田義敬	同上
建築設計業	○木子七郎	東區十二軒町一九
森平藏支店支配人	○伊藤桑三郎	西區難波島町
堺材木組合組長	芳井俊夫	堺市熊野町西二丁
木材業	中谷憲三	堺市戎島二丁
府立西野田職工學校教諭	○酒井勇三郎	
大阪府警察部建築課長	池田 實	
大阪府內務部營繕課長	中村琢次郎	
大阪府產業部權度課長	關 菊治	
大阪府產業部工務課長	平佐惟一	
株式會社北村商店支配人	○今井饒一	丙區西長堀南通三ノ二一〇
木材業	○鹿島重藏	西區南堀江上通三ノ三一
山林技師(大阪大林區署)	○吉江 汪	
木材業	同 森 平藏	西區北境川町一七九
帝室林野局名古屋支局大阪出張所長、技師	同 大石良泰	

(八) 愛知縣山林會

職	委員氏名
愛知縣知事	(長) 太 田 政 弘
愛知縣產業部長	(副長) 前 田 慎 吾
木材商	長 谷 川 糾 七
同	服 部 小 十 郎
材總製作株式會社代表員	鈴 木 鈴 四 郎
木材商	吉 村 喜 兵 衛
同	加 藤 重 太 郎
飛州木材株式會社專務取締役	片 岡 房 次 郎
山岸製材株式會社專務取締役	山 岸 次 郎
木材商	大 口 勝 次 郎
濱木屋株式會社專務取締役	加 藤 清 吉
木材商	竹 內 與 七
同	加 藤 傳 右 衛 門
同	吉 村 松 太 郎
大臺林業株式會社專務取締役	水 谷 孝 吉
木材商	富 田 彦 吉
帝室林野局技師	津 村 昌 志
愛知縣技師、建築課長	津 田 敏 雄
愛知縣建築工師	酒 井 勝 助
愛知縣技師、林務課長	高 瀨 五 郎
愛知縣產業技師	關 一 馬
愛知縣技師	犬 塚 節 三

(二) 秋田縣山林會

職	委員氏名
秋田製板同業組合組長	(長) 菊 地 秀 吉
秋田大林區署山林技師	高 橋 久 治
秋田製板株式會社常務取締役	高 橋 太 惣 郎
藤田組長木澤製材所長	高 管 原 小 太 郎
秋田木材株式會社營業部長	花 川 八 太 郎
株式會社松本材木店社長	杉 本 國 太 郎
柳谷製材所主	柳 谷 豐 藏
金野製材所主	金 野 榮 治
湯淺製材株式會社專務取締役	豐 田 莊 太 郎
秋田縣山林會技師	塚 越 武 一

第十四 森林 經濟

(一) 本邦林産物需給状態

本邦に於ける林産物需給状態に就ては最近調査したる材料なきを以て曩に帝國森林會に於て次の如き趣旨及經過により調査したる大正八年の需給供給状態を爰に掲ぐることにせり、但し本調査は内地、北海道のみに於ける需給量にして臺灣、朝鮮、樺太、南洋等の新領土の分は之を含まず。

總旨——本邦に於ける林産物の需給状態及之れが趨勢を知るの緊要なるは勿論なるも我國には未だ信を措くに足るべき材料なきを以て林業關係者は常に臆測に據り企劃施設をなすが故に往々別策の艱難を來し延て林業の發達を阻害すること多しとせず、殊に近時木材の需要激増して森林伐採量著しく増加したるに拘らず造林面積は反て減少せしが如き状態にあり、従て現状の儘推移せむか頼て森林資源に潤涸を招き國民の日常缺くべからざる用、燃料の窮乏を告ぐるの虞なきにあらず是れ洵に我國民經濟上の一大問題に屬し需給調査は實に焦眉の急に迫れるものと謂ふべし、斯の如き調査は當然國家に於て行ふものなるべきも差向き帝國森林會の事業として相當根據ある調査を速成し以て一般林業經營上の參考資料に供せむとするにあり。

經過——以上之の如き趣旨に基き森林會は先づ林業上學識名望ある諸氏に委員を囑託して調査方法を講究し大正八年に於ける需給状態の調査に着手したり、然るに事創始の業に係るを以て其方法及算定の基礎等複雑にして材料の蒐集亦困難なりし結果大正九年著手以來三々年の星霜を経同十二年未始めて之が完成を見るに至れり、而して本調査に付ては委員諸氏の盡力は勿論、山林局、府縣林務當局、大日本山林會、地方山林會、小學校、大小林区署、鐵道省、各會社工場、組合、商店等より該資料の提供を仰ぎたるものなるが其詳細は「本邦林産物需給調査書」に譲り以下單に其結果のみに就き其概要を記述すべし。

(1) 需 要 量

大正八年、内地、北海道に於ける用材、薪炭材の總需要量は三億六千八百四十萬八千石にして其内薪炭材は二億九千八百六十六萬八千石、用材六千九百七十四萬石とす、即ち次表の如し。

總 需 要 量 (立木利用材積)

用途	樹 種			總量に對する%	平均一人當
	針葉樹	闊葉樹	計		
用 薪 炭 材	針葉樹	闊葉樹	計		
	53,499	16,241	69,740	19	1.22
	67,756	230,912	298,668	81	5.21
	65,897	129,515	195,412	—	—
小 計	1,859	101,397	103,256	—	—
總 計	121,255	247,153	368,408	—	—
總量に對する%	33	67	—	100	—
平均一人當	石 2.12	石 4.31	—	—	6.43

尙其内容に就き項を分ちて説述すべし。

(1) 薪 炭 材

薪炭材需要量は二億九千八百六十六萬八千石(立木利用材積)にして用材薪炭材總需要量の約八割一分を占め之を同年の全國人口五千七百餘萬人に割當つれば一人當約五石餘に相當す、此内針葉樹は六千七百七十五萬六千石、闊葉樹は二億三千九十一萬二千石なるが若し之等巨額の材量が森林として林立し且一町歩當り平均材積三百五十石(五十棚)を有するものとせば年々數千萬人の消費する薪炭材は凡そ八十五萬町歩に當り内地、北海道の森林總面積千九百餘萬町歩に對し其の4%5に相當する薪炭材を消費しつゝあるものと謂ふべし。

今各用途毎に材種別、消費量を示せば次表の如し。

材 種 別 消 費 量 (立木利用材積)

用途	薪 材			炭 材		計	平均一人當
	針葉樹	闊葉樹	粗 朶	白炭材	黒炭材		
家 庭 用	33,097	69,239	49,503	45,226	23,695	220,760	3.85
産 業 用	16,050	15,019	7,873	14,708	11,611	65,261	1.14
公 共 設 備 用	1,543	2,847	241	4,561	3,455	12,647	0.22
小 計	50,690	87,105	157,617	64,495	38,761	298,668	5.21
計	195,412			103,256			

又各用途毎に樹種別消費量を示せば次表の如し。

樹 種 別 消 費 量 (立木利用材積)

用途	針 葉 樹		闊 葉 樹			計		
	薪 材		薪 材		黒炭材			
	薪	粗 朶	薪	粗 朶				
家 庭 用	33,097	10,922	1,241	69,239	38,581	45,226	22,454	220,760
産 業 用	16,050	4,173	474	15,019	3,700	14,708	11,137	65,261
公 共 設 備 用	1,543	112	144	2,847	129	4,595	3,311	12,647
小 計	50,690	15,207	1,859	87,105	42,410	64,495	36,902	298,668
計	67,756			230,912				

又各用途毎に道府縣別消費量を示せば次表の如く北海道の二千五萬四千石を最大消費量とし福岡、東京之に亞ぎ其最小なるものを福井の二百二十萬六千石とす。

道府縣別消費量 (立木利用材積)

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計	道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
北海道	15,139	3,954	960	20,054	山形	3,819	1,135	306	5,253
福岡	11,081	3,400	707	15,188	秋田	4,631	307	233	5,172
東京	11,639	1,450	1,200	14,289	千葉	4,506	563	85	5,154
兵庫	8,457	2,503	430	11,391	和歌山	3,137	1,876	61	5,075
福島	7,338	3,282	222	10,842	長崎	3,527	512	790	4,829
熊本	7,567	2,308	303	10,178	三重	3,716	893	203	4,813
大阪	7,415	1,743	847	10,005	鳥根	2,676	1,942	104	4,721
長野	6,524	1,748	512	8,783	徳島	2,757	1,345	47	4,148
新潟	6,085	1,990	348	8,423	青森	3,330	393	239	3,962
鹿児島	6,940	1,233	184	8,356	鳥取	2,222	1,537	193	3,952
神奈川	6,996	653	445	8,094	宮崎	3,041	622	50	3,713
愛知	4,963	2,611	305	7,879	茨城	3,127	406	32	3,565
廣島	6,095	1,230	522	7,847	香川	1,535	1,843	176	3,553
静岡	4,556	2,654	104	7,314	佐賀	2,932	508	53	3,494
岩手	4,708	1,796	148	6,651	滋賀	2,528	614	80	3,222
群馬	4,309	2,057	186	6,552	沖繩	1,762	1,191	182	3,135
岐阜	4,352	1,971	104	6,428	石川	2,373	607	126	3,106
山梨	5,208	935	90	6,233	山梨	2,264	708	69	3,041
埼玉	4,573	1,454	128	6,156	高知	2,282	703	39	3,025
愛媛	3,358	2,373	340	6,070	奈良	1,297	1,299	387	2,982
京都	4,667	1,037	206	5,912	富山	1,714	616	90	2,420
大分	4,257	860	281	5,398	福井	1,503	592	111	2,206
岡山	4,797	457	122	5,377					
宮城	4,606	628	138	5,372	總計	220,760	65,261	12,647	298,668
栃木	4,455	722	157	5,334					

道府縣別消費量前表の如くなるが更に一步を進めて一人當消費量を算出し仔細に各地方の消費状態を比較するに鳥取の八石九分を最大消費量とし、之に亞ぐを北海道の八石五分、岩手、福島、熊本の七石九分、福岡の七石等とし其最小なるものを茨城の二石六分、富山の三石、福井、千葉、愛知の三石七分等とし平均五石二分に當る、即ち次表の如し。

道府縣一人當消費量 (立木利用材積)

道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當
鳥取	8.9	愛媛	5.8	香川	5.0	岡山	4.2
北海道	8.5	岐阜	5.7	兵庫	4.9	山梨	4.0
岩手	7.9	鹿児島	5.7	廣島	4.9	石川	3.9
福島	7.9	長崎	5.6	栃木	4.8	東京	3.9
熊本	7.9	山梨	5.6	山梨	4.8	大阪	3.9
福岡	7.0	徳島	5.6	静岡	4.6	長崎	3.9
鳥根	6.5	沖繩	5.5	京都	4.6	宮城	3.9
宮崎	6.5	奈良	5.3	愛知	4.6	愛知	3.7
和歌山	6.4	秋田	5.3	千葉	4.6	千葉	3.7
大分	6.3	青山	5.2	新潟	4.5	福井	3.7
群馬	6.0	山形	5.2	埼玉	4.4	富山	3.0
神奈川	5.9	佐賀	5.1	高知	4.3	茨城	2.6
				平均			5.2

以上は薪炭材總消費量に就き述べたるものなるが尙薪材と炭材とに分ち説明せむとす。

其一 薪材

薪材消費量は一億九千五百四十一萬二千石 (内針葉樹六千五百八十九萬七千石、闊葉樹一億二千九百五十一萬五千石) にして薪炭材總消費量の六割五分を占め、之を各用途より見れば家庭用は七割八分に當り、産業用二割、公共設備用二分に相當す、又全國總人口に對し平均一人當りを求むれば三石四分に當り、内家庭用二石六分五厘、産業用六分八厘、公共設備用は八厘なり、而して之等材量が森林として成立するものとせば其面積五十六萬町歩にして全國森林面積の3%に相當する森林を消費しつつあるものとす。其用途別消費量次の如し。

用途別需要量 (立木利用材積)

家庭用	産業用	公共設備用
151,839	38,942	4,631
總計	195,412	
總量に對する%	78	20
平均一人當	2.65	0.68

用途	需要量 (千石)
農業	3,762
林産	1,395
工業	573
窯業	11,629
化學工業	5,802
纖維工業	4,056
金屬工業	1,455
木工業	473
雜工業	78
其他	3,959
小計	1,291
商業	28,743
其他	93
總計	4,376

次に道府縣に於ける用途別需要量を示せば次表の如く北海道の千三百二十二萬二千石を最大消費量とし福岡、熊本、兵庫、鹿児島等之に亞ぎ最少きを福井の百二十五萬石とす。

道府縣用途別需要量 (立木利用材積)

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計	道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
北海道	10,650	2,126	446	13,222	兵庫	5,423	1,851	85	7,359
福岡	6,946	2,019	221	9,186	鹿児島	5,974	784	105	6,863
熊本	6,613	1,276	141	8,030	新潟	4,568	1,673	277	6,518

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計	道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
	千石	千石	千石	千石		千石	千石	千石	千石
福島	5,289	1,101	4	6,394	島根	2,087	1,288	25	3,400
廣島	4,914	746	163	5,823	神奈川	3,000	152	139	3,291
長野	4,396	968	160	5,524	宮崎	2,740	311	12	3,069
東京	4,742	396	375	5,513	秋田	2,809	144	90	3,044
岩手	3,792	1,290	39	5,121	鳥取	1,565	1,257	100	3,013
静岡県	3,238	1,683	85	5,006	京都	2,416	381	37	2,834
山梨	4,128	730	54	4,912	沖繩	1,603	1,095	58	2,756
大和	2,815	1,631	26	4,472	佐賀	2,348	325	12	2,685
愛媛	2,940	1,385	102	4,427	山形	2,235	300	100	2,635
愛知	2,400	1,911	106	4,417	高知	1,840	416	11	2,267
岐阜	2,790	1,566	25	4,381	奈良	1,966	124	48	2,138
岡崎	3,862	307	28	4,197	山梨	987	1,045	87	2,119
群馬	2,423	1,613	23	4,059	山梨	1,758	335	12	2,105
埼玉	3,533	437	40	4,010	滋賀	1,710	264	30	2,004
千葉	3,645	184	26	3,855	茨城	1,799	143	—	1,941
宮城	3,608	210	30	3,848	石川	1,501	383	19	1,903
大分	3,194	523	88	3,805	香川	1,085	629	22	1,736
栃木	3,254	404	31	3,689	富山	1,078	221	19	1,318
長崎	2,684	231	730	3,645	福井	951	273	26	1,250
三重	3,079	425	98	3,602					
徳島	2,247	1,288	11	3,546	總計	151,839	38,942	4,631	195,412

更に薪材消費量を當該道府縣の人口一人に割當つれば鳥取の六石八分を最大消費量とし、熊本、岩手、和歌山、北海道等之に亞ぎ最少きは茨城の一石二分にして平均三石四分に相當す、即ち次表の如し。

道府縣一人當消費量 (立木利用材積)

道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當
	石		石		石		石
鳥取	6.8	愛媛	4.2	高知	3.2	香川	2.4
熊本	6.2	福岡	4.2	三重	3.2	京都	2.2
岩手	6.1	佐賀	3.9	秋田	3.1	神奈川	2.1
和歌山	5.7	奈良	3.9	静岡	3.1	福井	2.1
北海道	5.6	群馬	3.8	埼玉	2.9	愛知	2.1
北宮	5.4	廣島	3.7	滋賀	2.9	大阪	1.7
沖繩	4.9	徳島	3.6	長崎	2.9	富山	1.6
徳島	4.8	新潟	3.5	青森	2.8	東京	1.5
鹿兒島	4.7	長崎	3.5	宮城	2.8	茨城	1.2
福島	4.7	栃木	3.3	千石	2.8		
山梨	4.7	岡山	3.3	山形	2.6	平均	3.4
大分	4.4	山梨	3.3	石川	2.4		
	4.4	兵庫	3.2	神奈川	2.4		

其二 炭 材

炭材消費量は一億三百二十五萬六千石にして薪炭材總需要量の三割五分に當る。之を各用途別より見れば家庭用六割七分を占め産業用は二割五分公

共設備用は八分に相當す、又全國總人口に對し一人當りを算出せば一人平均一石八分に相當し家庭用は一石二分、産業用は四分六厘、公共設備用は一分四厘なり、而して之等の材量が森林として林立するものとせば面積約二十九萬町歩即ち全森林面積の1.5%に相當す、即ち次表に示すが如し。

用途別需要量 (立木利用材積)

家庭用	産業用	公共設備用
千石	千石	千石
68,920	7,274	2,312
	217	3,000
	440	339
	144	1,184
	915	489
	1,238	253
	1,648	50
	2,722	390
	306	
	3,285	
	60	
	10,318	
	870	
	7,228	
計	26,319	8,016
總計	103,256	
總量に對する%	67	8
平均一人當	1.20	0.14

次に道府縣に於ける用途別消費量を示せば次表の如く東京の八百七十七萬六千石を最大消費量とし北海道、福岡、大阪、神奈川、福岡等之に亞ぎ最小なるを沖繩の三十七萬九千石とす。

道府縣用途別消費量 (立木利用材積)

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計	道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
	千石	千石	千石	千石		千石	千石	千石	千石
東京	6,897	1,054	825	8,776	山形	1,577	834	206	2,617
北海道	4,489	1,829	514	6,832	群馬	1,886	444	163	2,493
福岡	4,135	1,381	486	6,002	静岡	1,318	670	20	2,308
大阪	4,298	646	582	5,526	熊本	954	1,032	162	2,148
神奈川	3,996	501	306	4,803	埼玉	1,040	1,017	88	2,145
福島	2,048	2,181	219	4,448	秋田	1,822	163	143	2,128
兵庫	3,004	653	345	4,032	岐阜	1,563	405	80	2,047
愛知	2,023	1,226	203	3,452	廣島	1,181	484	859	2,024
長野	2,128	780	351	3,259	新潟	1,517	317	71	1,905
京都	2,253	655	160	3,078	青森	1,364	270	191	1,825

道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計	道府縣	家庭用	産業用	公共設備用	計
	千石	千石	千石	千石		千石	千石	千石	千石
香川	449	1,214	154	1,817	岡山	936	150	94	1,180
愛媛	958	462	233	1,653	富山	637	395	71	1,108
栃木	1,200	139	216	1,645	福島	552	319	85	956
茨城	1,328	263	32	1,623	山梨	566	281	92	939
大分	1,063	337	193	1,593	山梨	506	372	50	936
岩手	916	505	109	1,530	奈良	310	253	300	863
宮城	998	418	108	1,524	佐賀	584	183	41	808
鹿兒島	966	448	79	1,493	高知	443	286	28	757
鳥根	588	653	80	1,322	宮崎	296	310	38	644
山千	1,080	205	36	1,321	和歌山	322	245	36	603
千葉	861	379	59	1,299	徳島	510	57	35	602
滋賀	818	350	50	1,218	沖繩	159	96	124	379
三重	637	469	104	1,210					
石川	872	224	107	1,203	總計	68,921	26,319	8,016	103,256
長崎	842	282	60	1,184					

更に炭材消費量を當該道府縣の人口一人に割當つれば神奈川の三石五分を最大消費量とし福島、北海道、福岡等之に亞ぎ其最小なるものは沖繩の零石六分にして平均一人當一石八分に相當す即ち次表に示すが如し。

道府縣一人當消費量 (立木利用材積)

道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當	道府縣	一人當
	石		石		石		石
神奈川	3.5	鳥取	2.1	埼玉	1.5	新潟	1.0
福島	3.2	大分	1.9	栃木	1.5	高知	1.0
北海道	2.9	岐阜	1.8	山梨	1.5	長崎	1.0
福岡	2.8	山梨	1.8	奈良	1.5	千葉	0.9
神奈川	2.6	岩手	1.8	富山	1.4	徳島	0.9
福島	2.6	滋賀	1.7	廣島	1.3	和歌山	0.8
山形	2.4	兵衛	1.7	山口	1.2	沖繩	0.7
青森	2.4	熊手	1.7	佐賀	1.2		0.6
東京都	2.4	愛媛	1.6	茨城	1.2		
群馬	2.3	愛知	1.6	宮崎	1.1		
秋田	2.2	福石	1.6	宮崎	1.1	平均	1.8
大野	2.2	鹿島	1.6	三鹿	1.1		
	2.1	鹿島	1.5	鹿島	1.0		

(其三) 木炭消費状況

前記炭材消費量の算定は木炭消費量を基礎としたるを以て参考の爲め各地方に於ける木炭消費の概況を述べし。

内地、北海道に於ける白炭、黒炭の消費量は約十億二千九百萬貫なるを以て平均五貫を以て一俵とせば二億六百萬俵を消費するものなり、此内各家庭に於て消費する木炭は其六割六分即ち六億七千八百萬貫(一億三千六百萬俵)にして農林、水産、鑛、工、其他雜業に消費せらるゝ木炭は其二割六分即ち二億六千九百萬貫(五千四百萬俵)なり、而して殘餘の八分即ち八

千二百萬貫(千六百萬俵)は學校、官公署、軍隊、社寺、教會、病院、寄宿舎、火葬場其他に於て消費せらるゝものとす。

今前記木炭の消費量を全國五千七百餘萬人に割當つれば平均一人に付一ヶ年間に十八貫(三俵半)を消費する割合にして其内十二貫は家庭用に屬す。次に各道府縣別の木炭消費量に就ては聊か正確を期し難きも東京に於ける八千八百萬貫(一千八百萬俵)を最多とし之に亞ぐな北海道の七千三百萬貫(一千五百萬俵)、福岡の六千三百萬貫(一千二百萬俵)、大阪の五千二百萬貫(一千萬俵)とし最少きは沖繩の四百萬貫(八十萬俵)なり、今之を當該道府縣の人口一人當りを算出すれば其最大なるは神奈川縣の三十七貫、北海道、福島の三十一貫、福岡の二十九貫等にして其最小なるものは和歌山、徳島の八貫、沖繩の七貫等なり、以上の結果により大體木炭消費量の狀況を知り得たるを以て之を金額に見積るときは總量十萬二千百萬貫に對し一貫五錢とせば三億九百萬圓、一人當り平均五圓餘の巨額を消費することとなる、此内二億三百萬圓(一人當り四圓弱)は各家庭にて暖房炊爨として消費せられ、八千一百万圓は産業用、二千五百萬圓は公共設備用として消費せらるゝものとす、木炭の消盡も亦大なりと謂ふべきなり、其詳細は次表の如し。

道府縣別木炭消費量及一人當消費量 (單位千貫)

道府縣	人口	家庭用	産業用	公共設備用	計	總量に對する一人當
	千人					貫
東京	3,655	69,610	10,039	8,368	88,018	24.1
北海道	2,359	48,455	18,566	6,174	73,195	31.0
福岡	2,161	42,624	15,048	4,925	62,597	29.0
大阪	2,588	39,223	6,545	5,904	51,672	20.0
神奈川	1,360	41,977	4,852	3,103	49,932	36.7
福島	1,372	19,441	20,623	1,995	42,059	30.7
兵庫	2,313	25,943	5,922	3,074	34,939	15.1
愛知	2,144	19,811	12,329	1,921	34,061	15.9
長野	1,563	20,355	7,572	3,566	31,493	20.1
京都	1,298	21,046	6,102	1,625	28,773	22.2
静岡	1,597	13,626	11,501	217	25,344	15.9
山形	1,004	14,427	7,539	2,101	24,066	24.0
群馬	1,094	16,355	3,928	1,503	21,786	19.9
熊本	1,291	9,896	10,166	1,542	21,604	16.7
岐阜	1,119	16,190	4,199	805	21,195	18.9
廣島	1,595	11,829	5,432	3,639	20,900	13.1
埼玉	1,395	9,958	9,548	819	20,225	14.5
香川	711	4,510	13,191	1,837	19,538	27.5
秋田	967	15,893	1,436	1,376	18,705	19.3
青森	756	13,125	2,818	1,834	17,777	23.5
新愛	1,879	13,931	2,787	663	17,380	9.3
宮城	1,038	9,274	4,704	2,368	16,346	15.7
栃木	965	10,611	4,709	1,243	16,563	17.2
茨城	1,109	11,777	3,338	1,241	16,356	14.7
栃木	1,393	12,928	2,488	374	15,790	11.3
栃木	845	8,591	5,384	1,152	15,128	17.9

道府縣	人口	家庭用	産業用	公設備用	計	總量に對する一人當
	千人					貫
大分	860	9,820	3,221	1,962	15,003	17.4
鳥取	722	6,375	7,528	915	14,818	20.5
鹿兒島	1,466	9,241	4,630	781	14,652	10.0
千葉	1,385	9,107	4,337	699	14,143	10.2
山梨	1,120	11,160	2,411	426	13,997	12.5
滋賀	704	8,539	4,202	600	13,341	19.0
三重	1,113	6,699	5,433	1,133	13,266	11.9
石川	779	9,110	2,381	1,266	12,757	16.4
長崎	1,234	8,523	3,295	703	12,521	10.1
岡山	1,270	9,213	1,461	880	11,554	9.1
富山	801	6,238	4,157	706	11,101	13.8
山梨	637	5,269	3,747	591	9,606	15.1
福井	597	5,467	3,225	878	9,570	16.0
鳥取	444	5,643	3,032	820	9,495	21.4
奈良	565	3,324	2,987	2,778	9,088	16.1
佐賀	683	5,824	2,128	470	8,422	12.3
高知	715	4,789	3,135	334	8,258	11.5
宮崎	570	2,889	2,872	356	6,117	10.7
和歌山	791	3,234	2,383	347	5,964	7.5
徳島	741	4,937	527	328	5,793	7.8
沖繩	565	1,688	908	1,254	3,850	6.8
計	57,333	678,395	268,764	81,598	1,028,756	17.9
總量に對する消費割合%		66	26	8	100	
見込表數(一俵五貫)		一億三千六百萬俵	五千四百萬俵	千六百萬俵	二億六百萬俵	三億六分

(口) 用材

用材需要量は六千九百七十四萬石(立木利用材積)にして用材薪炭材の總需要量の約壹割九分を占め之を當年の人口五千七百餘萬人に割當つれば一人當平均一石二分に相當す此内針葉樹は五千三百十九萬九千石、潤葉樹は千六百二十四萬一千石なるが若し此材量が森林として林立し且一町步當平均材積三百五十石を有するものとせば凡そ二十萬町步に當り内地北海道の森林面積千九百餘萬町步に對し其の1%に相當する用材林を消費しつゝあるものと謂ふべし。

木材の用途は頗る廣汎に亘り人類生存上一日も必要缺くべからざるものなるは勿論なるが本調査に於ては最重要なる建築用材外三十種に就き一々其需要量を算出したるものにして前記薪炭材と異り或は丸太の儘使用せられしものあり或は板、角其他の形狀に加工され用ひられたるものありて其使用狀態頗る區々に亘るを常とす、斯く加工せられたる各種用材の製品材積は總額四千三百四十七萬七千石(輸移入材を加工したるもの及輸移出材全部を含む)に達し此内針葉樹は三千六百三十二萬八千石、潤葉樹は七百十四萬九千石なり、今各種用材に就き樹種別需要量を示せば次の如し。

樹種別需要量 (立木利用材積)

用途	針葉樹	潤葉樹	計	平均一人當
	千石	千石	千石	石
建築●用材	32,996	2,927	35,923	0.627
山用材	6,362	496	6,858	0.120
包装箱用材	2,828	265	3,093	0.053
樽桶用材	1,770	660	2,430	0.041
鐵道枕木用材	375	1,863	2,238	0.039
バネ用材	2,327	—	2,327	0.039
船舶用材	1,391	659	2,050	0.036
下駄用材	42	1,883	1,925	0.034
電柱(腕木支柱)用材	821	575	1,396	0.024
土木橋梁用材	748	494	1,242	0.022
家庭用器具用材	645	395	1,040	0.018
農具、稻架木用材	589	184	773	0.014
椎茸樽木用材	—	596	596	0.010
燐寸(軸木小箱)用材	145	428	573	0.010
漆器用材	132	392	524	0.009
車軸用材	197	287	484	0.008
紡績木管用材	—	435	435	0.008
軍需用品用材	170	235	405	0.007
經木(眞田折箱)用材	45	108	153	0.003
葬祭具用材	117	—	117	0.002
樟腦原木用材	—	111	111	0.002
木毛用材	62	—	62	0.001
鉛筆用材	37	5	42	0.001
水道木管用材	38	3	41	0.001
漁網浮木用材	40	—	40	0.001
運動具用材	18	21	39	0.001
曲木用材	—	32	32	0.001
度量衡用材	—	32	32	0.001
其他用材	2	12	14	—
其輪移出用材	246	253	722	0.013
	1,233	3,010	4,243	0.074
計	53,499	16,241	69,740	1.216

其一 建築用材

建築用材需要量は家屋材、建具材を合せ三千五百九十二萬三千餘石(立木利用材積)にして其九十二%は針葉樹を用ひ潤葉樹は僅に其八%を使用することは前表の如くなるが之等の材料には如何なる樹種を用ゆるやを調査せしに最近に於ては外材の輸入著しく激増し専ら米松、米杉等を使用するに至りしも大正八年頃には主に内地材たるスギ、マツ、トウ、エゾ、クリ等を重用せられたるものにして就中スギは總量の38%5を占め、之に亞ぐはマツ類にして33%4、モミ、ツガ、トウ、エゾ等は15%を使用せられたり。又家屋材と建具材とは如何なる割合に使用せられつゝあるやに就き研究するに總量の内家屋材は96%にして建具材は僅に4%に過ぎず而して建具材の家屋材に對する割合は家屋の大小、構造により差違あるは勿論なるも普

通家屋にありては家屋材の約五分一厘、特種家屋にては三分一厘、平均四分六厘内外の建具材を使用するものとす。

其詳細は次表に示すが如し。

樹種別需要量 (立木利用材積)

樹種	普通家屋			特種家屋			合計	總量に對する%		
	家屋材	建具材	計	家屋材	建具材	計				
針葉樹	スギ	9,333	876	10,209	3,525	109	3,634	13,843	38.5	
	マツ	8,505	149	8,654	3,255	101	3,855	12,009	33.4	
	トウ	3,739	202	3,941	1,396	43	1,439	5,381	15.0	
	エゾ	527	55	582	192	6	198	780	2.2	
	モミ	535	11	546	210	6	216	762	2.1	
	ツガ	137	4	141	52	2	54	195	0.6	
	その他	17	—	17	9	—	9	26	0.1	
	計	22,793	1,297	24,090	8,639	267	8,906	32,996	91.9	
	潤葉樹	ク	1,885	2	1,887	92	3	95	1,982	5.5
		ナ	546	—	546	22	1	23	569	1.6
ケ		187	—	187	9	—	9	196	0.5	
ヤ		161	12	173	8	—	8	181	0.5	
計		2,778	14	2,792	131	4	135	2,927	8.1	
總計	25,571	1,311	26,882	8,770	271	9,041	35,923	100.0		
内	家屋材								95.6	
	建具材								4.4	
建具材の家屋材に對する%			5.1			3.1			4.6	

次に以上の木材は如何なる方面に於て最多く需要せられつゝあるやを調査したるに北海道の需要量最多く東京、大阪、石川、兵庫之に亞ぎ、最少きは香川、宮崎、奈良、佐賀の各縣なり。

又道府縣に於ては如何なる種類の木材を家屋材又は建具材として使用せらるゝやに就き、先づ普通家屋に於て選定したる標準家屋を析解し其材料を調査したる結果北海道にてはトウ、エゾの需要旺盛にしてナラ、其他の潤葉樹之に亞ぎ殆んどスギ、マツ類を使用せず、然るに内地各府縣にありては數縣を除くの外概してスギを多く用ひ、マツ、トウ、エゾ、モミ、ツガ等之に亞ぐ、長野、岐阜、岡山、鳥根、廣島、大分、青森地方にてはマツの需要最多くしてスギ、之に亞ぐ、又福島地方にてはクリの使用最多くしてスギ、マツ等之に亞げり、尙東京、大阪、福岡、和歌山等にてはトウ、エゾ、モミ、ツガ、又愛知地方にてはヒノキ、東京、岡山にてはクリの需要比較的盛なるを見る。

以上の結果により大正八年に於ける各地方建築界發達の趨勢及之に要したる材料の一端を窺ふに足るべく其の詳細は次表に就て知るべし。

道府縣普通家屋樹種別需要量 (立木利用材積) (單位千石)

道府縣	スギ	マツ	ヒノキ	サハラ	ヒバ	モミ、ツガ、エゾ	其他	計	クリ	ナラ	ナラ	其他	計	總計
北海道	—	20	—	—	—	2,382	—	2,402	—	—	137	202	339	2,741
東京	650	551	37	1	9	251	33	1,532	120	11	12	39	182	1,714
大阪	461	390	26	1	6	178	23	1,085	85	7	8	28	128	1,213
石川	476	425	2	—	48	4	113	1,068	80	21	—	—	101	1,169
兵庫	538	509	42	—	—	50	—	1,139	15	10	—	8	33	1,172
岡山	350	442	14	—	—	21	—	827	296	13	—	24	333	1,160
福岡	384	326	22	1	6	147	19	905	72	6	7	23	108	1,013
福島	309	229	—	—	—	—	—	538	368	5	2	6	381	919
長野	123	480	—	—	—	—	235	838	63	6	—	—	69	907
岐阜	134	478	65	—	—	—	—	677	163	1	—	—	164	841
愛知	298	179	130	12	—	—	—	707	23	—	—	1	24	731
神奈川	242	205	13	1	3	—	—	94	12	—	—	—	67	637
静岡	372	239	—	—	—	—	—	611	—	2	—	—	2	613
熊本	231	195	13	—	3	—	—	90	11	—	—	—	65	609
宮城	377	111	8	—	—	—	—	499	77	4	—	2	83	582
京都	265	227	17	—	—	—	—	526	23	7	—	1	31	557
埼玉	297	231	2	—	—	—	—	530	13	4	—	—	17	547
富山	263	220	—	—	30	—	—	534	6	1	—	1	8	542
山口	199	168	11	—	3	—	—	468	37	4	4	12	57	525
廣島	83	407	—	—	—	—	—	491	21	1	—	—	22	513
青森	124	292	—	—	—	—	—	427	60	4	—	—	64	491
山形	347	79	12	—	—	—	—	438	38	10	—	2	50	488
愛媛	185	157	10	—	2	—	—	435	34	3	3	11	51	487
和歌山	245	1	2	—	—	—	—	216	—	2	—	16	18	482
秋田	270	162	—	—	—	—	—	450	—	—	—	—	—	450
鳥根	75	281	—	—	—	—	—	365	42	1	—	9	5	417
岩手	151	127	9	—	2	—	—	354	28	2	3	9	42	396
栃木	303	64	3	—	—	—	—	370	7	6	—	8	21	391
群馬	286	58	—	—	—	—	—	344	—	—	—	38	38	382
三重	192	74	62	—	—	—	—	384	—	2	—	1	3	387
大分	118	179	—	—	—	—	—	297	1	3	—	29	33	330
徳島	184	116	14	—	—	—	—	323	—	—	—	—	—	323
福井	153	112	1	—	—	—	—	268	30	6	—	13	49	317
千葉	205	74	—	—	28	—	—	307	—	2	—	—	2	309
新潟	206	45	—	—	—	—	—	272	—	3	—	19	22	294
高知	226	38	7	—	—	—	—	274	—	—	—	—	—	274
山梨	6	186	1	1	—	—	—	223	35	7	—	1	43	266
沖繩	101	85	6	—	1	—	—	237	18	2	2	6	28	265
茨城	200	64	—	—	—	—	—	264	—	1	—	—	1	265
長崎	134	111	8	—	—	—	—	258	—	—	—	—	—	258
鳥取	65	111	—	—	—	—	—	177	21	4	—	5	31	208
滋賀	123	65	10	—	—	—	—	201	2	—	—	—	2	203
群馬	74	39	—	—	—	—	—	113	8	1	—	2	11	124
佐賀	60	49	3	—	—	—	—	112	—	2	—	—	2	114
奈良	20	13	32	—	—	—	—	101	13	—	—	—	13	114
宮崎	53	4	—	—	—	—	—	88	—	—	—	2	2	90
香川	14	37	—	—	—	—	—	52	—	—	—	—	—	52
計	10,209	8,654	582	17	141	3,941	546	24,090	1,887	173	186	546	2,792	26,882

備考 家屋材、建具材内譯は前表の如し。

其二 鑛山用材及各種用材

鑛山用材其他各種用材に就き一々説述するは森林利用の内木材物理工藝の記事と重複の嫌あるにより茲に之を省く同記事に就て見るべし、但し其總括したる需要量は前表により明かなり。

(2) 供給量

茲に供給量と稱するは大正八年中伐採せる林木の總量を意味するものにして用材、薪炭材の總供給量は三億七千六百三十九萬一千石にして其内薪炭材は三億千六百二萬四千石、用材は六千三十六萬七千石なり、即ち次表の如し。

總供給量 (立木利用材積)

用途	樹種		計	
	針葉樹	潤葉樹		
	千石	千石	千石	
用薪 内	炭材	51,791	8,576	60,367
	薪材	41,205	274,819	316,024
	炭材	35,249	179,370	214,619
	薪材	5,946	95,449	101,405
總計	92,996	283,395	376,391	
總量に對する%	24.7	75.3	100	
平均一人當	1.62	4.94	6.56	

以下項を分ち其詳細を説述すべし。

(1) 道府縣供給量 (立木利用材積)

道府縣	用材		薪材		炭材		計
	針葉樹	潤葉樹	針葉樹	潤葉樹	針葉樹	潤葉樹	
	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石
北海道	7,378	2,540	445	10,544	—	4,515	28,622
青森	690	220	566	558	2	1,101	3,137
岩手	852	405	799	4,089	127	2,615	8,887
秋田	1,545	124	394	853	27	1,660	4,602
山形	437	95	169	1,000	27	941	2,668
宮城	310	79	93	1,357	—	917	2,757
福島	595	189	154	733	19	2,111	3,802
茨城	466	26	473	495	61	987	3,508
栃木	661	171	145	669	25	1,403	3,074
群馬	242	110	367	1,689	62	1,454	3,925
埼玉	287	14	25	211	3	692	1,232
千葉	512	7	287	1,383	47	679	2,914
東京	170	18	288	1,411	47	652	2,587
神奈川	203	28	113	574	17	383	1,318

道府縣	用材		薪材		炭材		計	
	針葉樹	潤葉樹	針葉樹	潤葉樹	針葉樹	潤葉樹		
	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	
新潟	718	63	17	2,966	3	3,282	7,049	
富山	108	31	296	725	6	690	1,856	
石川	440	54	124	2,139	28	2,689	5,474	
福井	360	47	8,758	44,038	1,429	21,239	75,871	
長野	1,359	102	269	1,082	22	967	3,800	
岐阜	784	160	108	1,906	12	1,408	4,377	
滋賀	458	21	1,086	919	101	802	3,387	
山梨	538	67	598	1,088	114	1,275	3,680	
静岡	1,634	423	395	2,472	37	1,281	6,242	
愛知	318	46	97	148	23	172	802	
三重	1,822	33	512	1,300	26	913	4,605	
京都	497	23	962	1,482	14	545	3,522	
大阪	3,130	153	2,400	7,608	1	89	13,382	
奈良	192	3	175	859	29	394	1,653	
和歌山	1,064	13	175	311	36	207	1,806	
鳥取	3,277	116	96	1,020	96	742	5,347	
島根	210	35	25	104	5	203	582	
岡山	731	110	1,115	2,270	124	1,369	5,719	
広島	501	177	1,756	2,500	147	1,753	6,834	
山口	2,161	163	1,286	1,505	421	2,369	7,904	
徳島	1,197	60	2,702	5,768	694	3,959	15,380	
香川	1,076	55	335	4,630	25	420	6,540	
愛媛	101	3	20	74	29	81	307	
高知	798	26	1,240	6,100	210	2,894	11,268	
大分	813	98	181	912	296	2,057	4,357	
福岡	2,440	497	540	2,603	88	1,410	7,578	
佐賀	718	15	228	1,089	37	633	2,720	
長崎	590	579	236	3,303	12	223	4,943	
熊本	291	32	2,776	33,664	76	967	37,906	
宮崎	932	109	1,766	3,274	209	2,967	9,257	
鹿児島	5,705	383	358	12,263	132	16,320	35,361	
鹿兒島	1,341	292	265	467	11	889	3,265	
沖縄	12	36	34	213	5	132	432	
計	51,164	8,049	35,249	179,370	5,956	95,449	375,237	
總計	59,213		214,619		101,405			
内	御料林	1,948	321	189	739	60	867	4,124
	國有林	5,995	2,000	421	4,197	69	9,873	22,556
	公有林	2,932	538	2,012	15,589	218	10,835	32,124
	社寺有林 私有林	350	122	319	442	20	220	1,473
計	39,939	5,068	32,308	158,403	5,589	73,653	314,960	

(2) 輪移入量

輪移入量として貿易表に掲げあるものは多く材積にて示されざるにより其量を知り難きも概ね次の如し。

種 目	針葉樹	闊葉樹	計	備 考
	千石	千石	千石	
パルプ用材	161	—	161	製品材積
船舶用材	98	36	134	〃
橋梁、建築用材	100	5	105	〃
車輻用具用材	68	4	72	〃
家庭器具用材	—	55	55	〃
下駄寸用材	—	50	50	〃
燐鉛軍其	5	—	5	〃
	2	1	3	〃
	3	15	18	〃
計	437	215	652	〃
概算立木利用材積	627	527	1,154	

(3) 需要供給量ノ比較

以上により需要量並に供給量を知り得たるが故に立木利用材積にて之を比較すること次の如し。

用途	樹種	需要量	供給量	需要量に比し供給量過不足	摘 要
用材	針葉樹	千石 53,499	千石 51,791	(-) 1,708	(-)は不足 (+)は過 本表中には輸移入出材全部を含む
	闊葉樹	16,241	8,576	(-) 7,665	
	計	69,740	60,367	(-) 9,373	
薪材	針葉樹	65,897	35,249	(-) 25,648	
	闊葉樹	129,515	179,370	(+) 49,855	
	小計	195,412	214,619	(+) 19,207	
炭材	針葉樹	1,859	5,986	(+) 4,097	
	闊葉樹	101,397	95,449	(-) 5,948	
	小計	103,256	101,405	(-) 1,851	
合計	計	368,408	376,391	(+) 7,983	

(4) 参 考

尙参考の爲め製紙原料木材需要量、並に木材パルプ生産量を掲ぐべし。

(4) 製紙原料木材需要量

木材産地	工場の所在地	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年見込	将来見込
内地材	内地	石 111,901	石 106,789	石 71,927	石 57,445	石 60,160	石 67,760
北海道材	内地	366,716	350,080	322,239	171,758	141,427	141,427
	北海道	1,607,622	1,642,431	1,803,150	1,931,504	2,001,084	2,001,084
	計	1,974,338	1,992,511	2,125,389	2,103,262	2,142,511	2,142,511
樺太材	内地	281,269	215,237	286,479	539,456	842,204	842,154
	樺太	1,350,475	921,551	1,417,163	1,771,187	1,853,333	3,121,233
	計	1,631,744	1,136,788	1,703,642	2,310,643	2,695,537	3,963,387
朝鮮材	朝鮮	210,377	228,240	189,245	—	—	240,000
西伯利材	内地	—	23,229	94,377	139,055	80,926	115,926
合計		3,938,360	3,487,557	4,184,580	4,610,405	4,979,134	6,529,584
(満洲材)	満洲	—	(37,600)	(133,501)	—	—	(276,000)

備考 南満洲の分は参考の爲括弧を附し記載せるも本邦産額總計には之を加算せず。

(ロ) 木材パルプ生産量

工場所在地	木材パルプの種類	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年見込額	将来見込
樺太	サルファイト	噸 72,060	噸 54,687	噸 83,449	噸 103,218	噸 111,125	噸 168,625
	クラフト	—	—	—	—	—	6,000
	計	72,060	54,687	83,449	103,218	111,125	174,625
北海道	サルファイト	40,945	46,416	49,385	52,877	53,822	53,822
	グラウンド	78,221	76,875	89,837	97,188	103,801	103,801
	計	119,166	123,291	139,222	150,065	157,623	157,623
内地	サルファイト	19,810	19,643	20,873	23,232	25,635	28,235
	グラウンド	47,828	41,893	48,444	61,591	82,819	88,447
	計	67,638	61,536	69,317	84,823	108,454	116,682
朝鮮	サルファイト	9,397	10,513	9,433	—	—	12,000
(満洲)	サルファイト	—	(1,860)	(6,566)	—	—	(13,600)

工場木材所在地	種類	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年見込額	将来見込
合計	サルファイト	142,212	131,259	163,144	179,327	190,582	262,682
	グラウン	126,049	118,768	138,281	158,779	186,620	192,248
	クラフト	—	—	—	—	—	6,000
	合計	268,261	250,027	301,425	338,106	377,202	460,930

- 備考 1. 前記将来の見込額中具體的數字を計上し難きものに對しては兼に調査せるものを其儘掲記せり而して單位以下の端数は四捨五入したるものなり次表原料木材に就ても之に準ず。
2. 南滿洲の分は参考の爲括弧を附し記載せるも本邦産額總計には之を加算せず。

(二) 林産物價格

林産物を木材、木炭、薪、其の他の副産物に分ち、其中に就き代表的重要な品種を選みて其の價格を調査し且指數を求め、之等價格騰落の趨勢を知るに便ならしめたり、以下項に分ち説述すること次の如し。

(1) 全國主要市場木材、薪炭、其他價格累年比較

明治二十年頃に於ける松杉角材一尺は一圓四五十錢なりしも世の進運に伴ひ漸次昂騰して大正九年には十二圓四十錢となり即ち九倍の價格となるに至れり、又其當時の板材は一坪に付き二十五、六錢なりしも大正九年には一圓三十五錢即ち約六倍の價格となり、木材を平均すれば七倍五分の騰貴に當る。

又薪は其當時一貫匁十一錢なりしも九年には五十五錢即ち五倍となり、木炭は當時二十九錢なりしも九年には三圓二十五錢即ち十一倍の價格となるに至れり。

次に米に就て見れば當時一石四圓七十錢なりしも九年には三十二圓二十錢即ち七倍の價格となり、當時一石十四圓なりし酒の如きも七十九圓即ち約六倍となり、又晒木綿の如きも一反三十錢内外なりしものが一圓二十錢即ち四倍に騰り、甲斐絹の如き一反二圓六十錢なりしもの九圓三十錢即四倍弱に騰れり、又石炭は當時一噸三圓四十錢なりしが九年には二十一圓七十錢即ち六倍餘の價格となるに至れり。

(イ) 價格表

品名單位			明治20	21	22	23	24	25	26
木材	松角材 杉角材 松六分板 杉四分板	尺角二間物一本	1.51	1.50	1.52	1.59	1.63	1.79	1.93
		同上上坪上	1.36	1.50	1.53	1.80	1.77	1.85	2.07
		同上	0.28	0.30	0.30	0.31	0.32	0.34	0.38
		同上	0.23	0.25	0.27	0.27	0.28	0.30	0.33
食料品	米清酒	同上	4.71	4.37	5.56	8.15	6.86	7.00	7.08
		同上	13.93	12.87	13.45	14.38	14.24	14.24	14.03
衣料	晒木綿	同上	0.31	0.31	0.32	0.32	0.30	0.31	0.31
		同上	2.58	2.57	2.74	2.71	2.67	2.60	2.98
燃料	石薪木炭	同上	3.36	3.86	4.20	4.20	4.38	3.86	4.54
		同上	0.11	0.11	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12
			0.29	0.31	0.35	0.36	0.35	0.38	0.43
品名單位			明治27	28	29	30	31	32	33
木材	松角材 杉角材 松六分板 杉四分板	尺角二間物一本	2.10	2.52	3.18	3.49	3.49	3.43	4.04
		同上上坪上	2.30	2.75	3.57	4.04	3.97	3.98	4.35
		同上	0.43	0.49	0.56	0.61	0.63	0.68	0.76
		同上	0.35	0.42	0.53	0.59	0.63	0.64	0.72
食料品	米清酒	同上	8.24	8.21	9.16	11.81	13.11	9.84	11.32
		同上	15.32	17.23	19.96	24.20	28.32	27.44	30.68
衣料	晒木綿	同上	0.30	0.30	0.32	0.37	0.35	0.36	0.37
		同上	3.05	3.67	3.94	4.46	4.56	5.31	5.13
燃料	石薪木炭	同上	4.92	4.90	5.21	6.91	7.03	5.80	6.35
		同上	0.14	0.17	0.19	0.24	0.26	0.24	0.25
			0.45	0.54	0.63	0.73	0.72	0.75	0.88
品名單位			明治34	35	36	37	38	39	40
木材	松角材 杉角材 松六分板 杉四分板	尺角二間物一本	3.62	3.74	3.50	3.48	3.66	3.75	4.12
		同上上坪上	4.05	4.43	4.08	3.27	4.04	4.33	4.63
		同上	0.69	0.63	0.60	0.58	0.64	0.63	0.73
		同上	0.64	0.61	0.60	0.59	0.63	0.65	0.74
食料品	米清酒	同上	11.47	12.07	13.68	12.89	12.66	14.44	16.02
		同上	31.48	32.38	34.30	35.19	37.61	38.65	41.09
衣料	晒木綿	同上	0.38	0.38	0.36	0.41	0.47	0.46	0.47
		同上	4.50	4.03	4.14	4.11	4.50	4.91	5.73
燃料	石薪木炭	同上	6.81	6.33	5.81	6.03	8.00	8.43	7.70
		同上	0.25	0.25	0.23	0.27	0.29	0.26	0.29
			0.84	0.82	0.77	0.82	0.78	0.80	0.95

品名	單位	明治41	42	43	44	明治45 大正元	大正2	3
木材	松角材 尺二間物一本	4.74	4.35	4.54	4.75	5.12	5.42	5.15
	杉角材 同上	5.58	5.46	5.57	5.74	5.96	5.87	6.14
	松六分板 同上	0.79	0.73	0.73	0.78	0.81	0.82	0.79
	杉四分板 同上	0.83	0.78	0.75	0.79	0.81	0.85	0.84
食料品	米清 酒 同上	15.24	12.54	12.93	16.85	20.37	21.01	15.46
	同上	43.20	43.49	39.55	44.55	47.28	50.34	48.08
衣料	晒木綿 同上	0.44	0.44	0.45	0.47	0.45	0.47	0.43
	甲斐絹 同上	5.38	5.01	4.57	4.62	4.66	4.76	4.42
燃料	石炭 一十噸	7.96	7.89	7.14	7.54	7.63	8.01	8.35
	薪木 同上	0.31	0.30	0.31	0.31	0.32	0.33	0.32
同上	同上	1.09	0.99	1.02	1.04	1.04	1.13	1.11

品名	單位	大正4	5	6	7	8	9
木材	松角材 尺二間物一本	4.58	5.65	8.18	—	—	—
	杉角材 同上	5.73	6.77	9.31	11.64	16.16	12.37
	松六分板 同上	0.76	0.86	1.23	—	—	—
	杉四分板 同上	0.76	0.83	1.16	1.37	1.51	1.35
食料品	米清 酒 同上	12.47	13.26	19.35	31.76	45.52	32.21
	同上	42.60	47.55	55.07	75.10	106.39	78.85
衣料	晒木綿 同上	0.41	0.51	0.76	10.2	1.70	1.16
	甲斐絹 同上	4.60	5.36	6.59	9.49	11.85	9.31
燃料	石炭 一十噸	7.83	9.04	16.08	22.62	26.35	21.68
	薪木 同上	0.31	0.31	0.40	0.54	0.70	0.55
同上	同上	1.10	1.11	1.68	3.96	4.11	3.25

(口) 指數表

品名	明治20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
木材	松角材	100	99	101	105	108	119	128	139	167	210
	杉角材	100	110	113	132	130	136	152	169	202	259
	松六分板	100	107	107	111	114	122	136	154	175	200
	杉四分板	100	109	117	117	122	130	143	152	183	230
木材平均	100	106	110	116	119	127	140	154	182	225	
食料品	米清 酒	100	93	118	173	146	149	150	175	174	194
	同上	100	92	97	103	102	102	101	110	124	143
衣料	晒木綿	100	100	103	103	97	100	100	97	97	103
	甲斐絹	100	100	106	105	103	109	116	110	142	153
燃料	石炭	100	115	125	125	130	115	135	146	146	155
	薪木	100	100	118	118	109	118	164	127	155	173
	同上	100	107	121	122	121	131	148	155	186	217
物價指數	100	104	109	113	106	111	115	122	131	141	

備考 本表は農商務統計による。

品名	30	31	32	33	34	35	36	37	
木材	松角材	231	231	227	268	240	248	232	230
	杉角材	297	292	293	320	298	326	300	240
	松六分板	218	225	243	271	246	225	214	207
	杉四分板	257	274	278	313	277	265	261	256
木材平均	251	256	260	293	266	266	252	233	
食料品	米清 酒	251	278	209	240	244	256	290	274
	同上	174	203	197	220	226	232	243	253
衣料	晒木綿	119	113	116	120	123	123	116	132
	甲斐絹	173	177	206	199	174	156	160	159
燃料	石炭	206	209	173	189	203	188	172	179
	薪木	218	236	218	227	227	227	209	245
同上	252	248	259	303	290	283	266	283	
物價指數	156	165	166	178	170	166	178	188	

品名	38	39	40	41	42	43	44	明治45 大正元	
木材	松角材	242	248	273	314	288	300	315	339
	杉角材	297	311	340	410	401	409	422	440
	松六分板	223	225	260	282	260	260	279	289
	杉四分板	274	283	322	361	339	326	340	352
木材平均	261	267	274	342	322	324	340	355	
食料品	米清 酒	269	307	340	324	266	275	358	432
	同上	270	277	295	310	312	284	320	339
衣料	晒木綿	152	148	152	142	142	145	152	145
	甲斐絹	171	190	222	209	194	177	179	181
燃料	石炭	238	251	229	237	235	213	224	291
	薪木	274	236	264	282	273	282	282	227
同上	269	276	323	376	342	352	359	369	
物價指數	207	210	226	219	209	214	222	—	

品名	大正2	3	4	5	6	7	8	9
木材	松角材	559	341	303	374	542	—	—
	杉角材	433	451	421	498	685	856	1,188
	松六分板	293	282	271	307	440	—	—
	杉四分板	370	365	330	361	504	596	657
木材平均	303	300	371	385	543	726	923	
食料品	米清 酒	446	328	265	281	411	674	966
	同上	361	345	304	341	395	539	767
衣料	晒木綿	152	139	132	165	245	329	548
	甲斐絹	184	171	178	208	255	268	459
燃料	石炭	238	249	233	269	478	673	784
	薪木	300	291	282	282	364	491	639
	同上	290	383	380	383	579	1,366	1,417
物價指數	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 東京市場木材及米價格累年比較 (自天保元年 至明治十二年)

東京市場に於ける天保元年一七年の杉四分板一枚は八厘七毛なりしが明治二十年一二十四年には五錢五厘即ち六倍餘となり、檜一尺に付五十八錢なりしもの二圓八十六錢即ち五倍に上り、又松一尺に付五十二錢なりしもの二圓二十九錢即ち四倍餘となり、六分板の如きも一枚一錢一厘なりしが騰りて四錢一厘となり、木材類を平均して約四倍六分の價格に騰貴せり、又米は當時一石一圓六十錢なりしが漸次騰貴して五圓七十錢即ち六倍六分の價格となるに至れり、其詳細は次表に示すが如し。

(イ) 價格表 (單位圓)

種類	年次	年次					
		自天保元 至同 7	自天保 8 至同 12	自天保 13 至弘化 3	自弘化 4 至嘉永 4	自嘉永 5 至安政 3	自安政 4 至文久元
杉	四分板一枚	0.0084	0.0098	0.0100	0.0112	0.0120	0.0096
檜	尺二角物	0.584	0.626	0.684	0.680	0.748	0.726
	尺二五間寸角物	0.130	0.122	0.136	0.132	0.120	0.126
	尺二四二間寸角物	0.086	0.074	0.096	0.092	0.100	0.092
松	尺二角物	0.524	0.554	0.594	0.604	0.656	0.566
	尺二六分板一枚	0.0113	0.0118	0.0124	0.0132	0.0156	0.0130
米	一石	1.585	1.785	1.461	1.575	1.975	1.880
種類	年次	年次					
		自文久 2 至慶應 2	自慶應 3 至明治 4	自明治 5 至同 9	自同 10 至同 14	自同 15 至同 19	自同 20 至同 24
杉	四分板一枚	0.0172	0.0238	0.0286	0.0366	0.0422	0.0550
檜	尺二角物	0.928	1.118	1.488	3.646	3.232	2.862
	尺二五間寸角物	0.176	0.204	0.254	0.594	0.724	0.594
	尺二四二間寸角物	0.130	0.138	0.176	0.470	0.360	0.336
松	尺二角物	0.758	0.966	1.336	2.658	2.764	2.286
	尺二六分板一枚	0.0188	0.0266	0.0326	0.0610	0.0518	0.0414
米	一石	3.299	7.001	5.450	8.040	6.675	5.667

(ロ) 指數表

種類	年次	年次					
		自天保元 至同 7	自天保 8 至同 12	自天保 13 至弘化 3	自弘化 4 至嘉永 4	自嘉永 5 至安政 3	自安政 4 至文久元
杉	四分板	100	113	115	129	138	110
檜	尺二角物	100	107	117	116	128	124
	尺二五間寸角物	100	94	105	102	92	97
	尺二四二間寸角物	100	86	112	107	116	107
松	尺二角物	100	106	113	115	125	108
	尺二六分板	100	104	110	117	138	115
木材平均		100	102	112	114	123	110
米		100	113	92	99	125	119
種類	年次	年次					
		自文久 2 至慶應 2	自慶應 3 至明治 4	自明治 5 至同 9	自同 10 至同 14	自同 15 至同 19	自同 20 至同 24
杉	四分板	198	274	329	421	485	632
檜	尺二角物	159	191	255	624	553	490
	尺二五間寸角物	135	157	195	457	419	391
	尺二四二間寸角物	151	160	205	547	419	391
松	尺二角物	145	184	255	507	527	436
	尺二六分板	163	235	238	540	458	366
木材平均		158	200	255	516	500	462
米		208	442	344	507	421	358

備考 本表は渡邊雅太郎氏調査、大日本山林會報所載。

(3) 東京木材市場標準價格 (自明治二十年 至大正九年)

東京木材市場に於ける標準價格は杉は明治二十年頃に比すれば大正九年には十倍となり、檜は十六倍に上り、松は九倍に騰貴し總平均に於て約十一倍餘の價格となれり、其詳細は次表の如し。

(1) 價 格

樹種	材種	產地	寸法品質	單位	明治	21	22	23	24	
					20					
杉	小角尾 大角尾 (大丸太)	尾新 新參	四寸角二間物 尺角又(尺) 上丸太二間物	一本 同 尺幅 一枚	0.2080	0.2090	0.2330	0.2400	0.2350	
					1.4590	1.9350	1.9270	1.8880	1.7870	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	0.0398	0.0426	0.0437	0.0442	0.0448
						0.0379	0.0390	0.0352	0.0357	0.0375
						0.0326	0.0365	0.0324	0.0327	0.0322
檜	小角尾 大角尾 (大丸太)	尾新 新宮	四寸角二間物 尺角又(尺) 上丸太二間物	一本 同 同	0.289	0.329	0.333	0.320	0.330	
					2.269	2.562	2.700	2.591	2.571	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	2.600	3.096	3.264	3.300	3.293
						0.2486	0.2690	0.2830	0.2580	0.2250
						2.5360	2.8860	2.5370	2.4540	2.4920
松	丸大 一寸板 六分板 敷居	武仙 總野 總	四五分二間物 尺角二間物 二間物 丸身無 四寸二間物	同 同 一枚 同 一挺	0.2100	0.2250	0.2200	0.2200	0.2200	
					0.0458	0.0498	0.0478	0.0459	0.0469	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	0.1520	0.1390	0.1330	0.1420	0.1420
						1.863	2.308	2.379	2.521	2.643
						1.875	1.651	1.483	1.466	1.457
樺	大角 大丸太	尾新 新宮	尺上二間物 尺角二間物	一本 同 同	1.235	1.525	1.390	1.605	1.638	
					3.181	3.263	3.258	3.458	3.271	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	1.235	1.525	1.390	1.605	1.638
						3.181	3.263	3.258	3.458	3.271
						3.181	3.263	3.258	3.458	3.271
杉	小角尾 大角尾 (大丸太)	尾新 新參	四寸角二間物 尺角又(尺) 上丸太二間物	一本 同 尺幅 一枚	0.5820	0.6220	0.6380	0.7770	0.7720	
					4.7240	0.5300	4.6650	5.6720	6.9840	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	0.0797	0.0918	0.0873	0.0997	0.1040
						0.0783	0.0765	0.0877	0.0964	0.0964
						0.0715	0.0718	0.0808	0.0880	0.0880
檜	小角尾 大角尾 (大丸太)	尾新 新宮	四寸角二間物 尺角又(尺) 上丸太二間物	一本 同 同	1.017	1.063	1.133	1.277	1.221	
					6.993	8.691	8.403	10.558	10.808	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	10.680	11.100	10.850	11.020	11.875
						0.4250	0.4650	0.5000	0.5170	0.4880
						4.2770	4.4950	4.3770	5.7750	5.4500
松	丸大 一寸板 六分板 敷居	武仙 總野 總	四五分二間物 尺角二間物 二間物 丸身無 四寸二間物	同 同 一枚 同 一挺	0.0776	0.1050	0.0939	0.1140	0.1270	
					0.2860	0.3000	0.3360	0.3360	0.3360	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	6.500	6.958	6.250	7.933	7.255
						4.500	4.713	4.675	5.202	4.969
						4.800	4.417	5.903	6.753	6.062
樺	大角 大丸太	尾新 新宮	尺上二間物 尺角三間物	一本 同 同	12.750	14.492	15.400	15.250	15.850	
					12.750	14.492	15.400	15.250	15.850	
	同同上 大貫板 中柿	盤野遠同 州、參州	同同 一 二	同同 一 二	同同 一 二	12.750	14.492	15.400	15.250	15.850
						12.750	14.492	15.400	15.250	15.850
						12.750	14.492	15.400	15.250	15.850

表 (東京木材商問屋組合調査、大日本山林會報所載)

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
2.2630	0.2550	0.2910	0.3540	0.4940	0.4480	0.5900	0.6100	—	—	—	0.5850
2.0660	2.0790	2.5500	3.1540	3.4250	4.5000	4.8000	4.2000	5.5000	5.0000	4.5000	4.7840
0.0537	0.0441	0.0590	0.0657	0.0768	0.0790	0.0810	0.0812	0.0962	0.0905	0.0934	0.0852
0.0416	0.0530	0.0418	0.0501	0.0626	0.0685	0.0724	—	—	—	—	—
0.0351	0.0402	0.0376	0.0433	0.0579	0.0580	—	—	—	—	—	0.0630
0.1170	0.1160	0.1360	0.1660	0.2070	0.2150	0.2470	—	0.2570	0.2500	—	0.2300
0.0487	0.0520	0.0578	0.0678	0.0828	0.0880	0.1170	—	0.1190	0.1050	—	0.1070
0.2450	0.2250	0.3920	0.3050	0.4450	0.4700	0.4380	—	—	—	—	0.5260
0.375	0.329	0.379	0.445	0.554	—	—	—	—	1.000	—	1.044
3.045	3.032	3.470	4.054	5.225	6.000	4.900	6.020	6.000	6.440	7.245	7.302
4.740	4.633	5.392	5.883	7.592	9.000	8.200	8.722	8.000	9.345	8.900	10.235
0.2580	0.2590	0.2990	0.3630	0.4010	0.4500	0.5700	0.4680	0.5000	0.5700	0.4400	0.4000
2.7080	2.6040	2.9700	3.2500	3.5380	3.8400	4.5500	4.0670	4.3830	4.5000	4.3200	3.7410
0.2310	0.2580	0.2800	0.3110	—	—	—	—	—	—	—	—
0.0528	0.0582	0.0622	0.0687	0.0845	0.1000	0.0872	0.0822	0.1026	0.0896	0.0825	0.0695
0.1570	0.1600	0.1930	0.1790	—	—	—	—	—	—	—	—
2.617	2.198	2.546	3.038	3.544	3.800	—	4.300	4.500	4.800	5.000	5.800
1.654	1.750	1.762	1.816	2.437	3.300	3.500	3.000	4.800	5.500	3.800	4.300
1.675	1.680	2.385	2.040	2.915	3.500	3.600	3.200	5.000	5.600	4.500	—
3.629	3.059	3.108	4.175	5.125	5.750	7.000	8.750	10.233	11.250	12.500	12.330
42	43	44	明治 大正元	大正 2	3	4	5	6	7	8	9
0.8270	0.9370	1.0000	0.9590	0.9550	0.9170	0.9310	0.9810	1.3620	1.7420	2.7330	3.8750
6.6700	—	5.8180	6.6600	6.5600	6.4300	6.2500	8.1600	9.7400	—	—	—
0.0913	0.0988	0.1100	0.1250	0.1280	0.1170	0.1010	0.1130	0.1610	0.2130	0.2750	0.3610
0.0841	0.0817	0.0900	—	0.0908	0.0826	0.0770	0.0806	0.1090	0.1570	0.1990	0.2840
0.0720	0.0728	0.0788	0.0770	0.0788	0.0708	0.0670	0.0718	0.0967	0.1290	0.1720	0.2310
0.2380	0.2810	0.2640	0.2510	0.2670	0.2630	0.2500	0.2540	0.3020	0.3390	0.5490	0.8050
0.1010	0.1060	0.1090	0.1040	0.1100	0.1040	0.0963	0.0983	0.1300	0.1510	0.2410	0.3120
0.5140	0.5270	0.6250	0.6030	0.6250	0.6000	0.5880	0.6450	0.8030	1.0210	1.5860	2.0890
1.192	1.310	1.430	—	1.485	1.482	1.505	1.486	1.861	2.454	3.888	5.350
10.208	10.500	10.650	11.800	11.692	10.500	11.000	11.100	12.300	16.700	22.617	32.167
11.242	11.800	—	12.500	12.383	11.625	12.883	12.779	17.804	29.954	37.983	44.792
0.554	0.528	0.558	0.559	0.597	0.600	0.587	0.575	0.616	0.838	1.425	2.367
4.933	5.000	4.742	5.089	5.317	4.932	4.870	5.556	7.469	10.189	12.313	17.646
0.483	0.508	0.516	0.556	—	0.567	0.556	0.605	0.832	1.270	1.669	2.334
0.109	0.115	0.112	0.127	0.124	0.113	0.110	0.136	0.182	0.253	0.338	0.499
0.286	0.299	0.311	0.323	0.347	0.339	0.313	0.335	5.525	0.713	0.864	1.253
6.460	5.911	5.232	5.410	5.750	5.442	5.043	5.343	10.433	13.367	15.997	24.792
4.482	4.850	5.597	6.250	6.127	5.193	4.960	5.659	8.620	11.233	13.467	15.583
5.158	5.560	6.277	7.140	6.983	5.803	5.510	6.286	10.743	14.350	15.783	18.175
12.208	12.892	16.167	18.200	17.842	14.700	12.150	12.583	18.092	25.000	25.416	37.833

(口) 指 數

樹種	材 種	產 地	寸 法 品 質	單 位	明治			
					20	21	22	
杉	小角大 大角(大丸太) 四分板上 同同大 中柿	尾新 參盤野 遠同遠 州、參	鷺宮州 城州 州上 州	四寸角二間物	一本	90	91	101
				尺角又は尺上九太二間物	尺中一枚	79	105	98
				並同同	同同	100	103	93
				香赤	一挺	97	109	96
				中	一把	95	96	105
檜	小角大 大角(大丸太) 同上	尾新 尾	鷺宮州	四寸角二間物	一本	88	100	101
				尺角又は尺上九太二間物	同上	87	98	103
				同上	同上	77	92	97
				同上	同上	97	105	110
				同上	同上	98	111	98
松	丸大 大一六 寸分	武仙 總野 總	州臺 州州 州	四五分二間物	同	97	105	110
				尺角二間物	一枚	98	101	101
				二間物	無	95	104	99
				四寸二間物	一挺	95	104	99
				同上	同上	106	95	95
樺	大丸太	尾新	州	尺上二間物	一本	78	97	100
樺	大角	新	宮	尺角二間物	同	117	103	93
樺	大角	同	上	同上	同	81	100	91
樺	大角大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上九太	同	同	95	97	100
					杉 平 均	90	97	99
					檜 平 均	84	96	100
					松 平 均	98	103	102
					總 平 均	91	99	99

樹種	材 種	產 地	寸 法 品 質	單 位	明治			
					37	38	39	
杉	小角大 大角(大丸太) 四分板上 同同大 中柿	尾新 參盤野 遠同遠 州、參	鷺宮州 城州 州上 州	四寸角二間物	一本	252	269	276
				尺角又は尺上九太二間物	尺中一枚	256	287	253
				並同同	同同	178	205	195
				香赤	一挺	—	207	202
				中	一把	—	213	212
檜	小角大 大角(大丸太) 同上	尾新 尾	鷺宮州	四寸角二間物	一本	309	323	344
				尺角又は尺上九太二間物	同上	267	331	320
				同上	同上	316	328	321
				同上	同上	165	181	195
				同上	同上	164	173	163
松	丸大 大一六 寸分	武仙 總野 總	州臺 州州 州	四五分二間物	同	165	181	195
				尺角二間物	一枚	164	173	163
				二間物	無	—	205	197
				四寸二間物	一挺	161	218	195
				同上	同上	—	200	—
樺	大丸太	尾新	州	尺上二間物	一本	272	291	262
樺	大角	新	宮	尺角二間物	同	282	295	293
樺	大角	同	上	同上	同	316	291	388
樺	大角大丸太	新宮、天城、仙臺	尺角二間物尺上二間上九太	同	同	880	431	458
					杉 平 均	220	233	226
					檜 平 均	291	328	329
					松 平 均	164	195	191
					總 平 均	247	257	252

表 (基數は明治20年—25年に於ける6年平均相場)

明治														大正													
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49				
104	102	114	110	126	153	214	194	255	264	—	—	—	—	336	334	358	407	433	415	413	397	493	425	590	754	184	1.678
103	97	112	113	138	171	186	244	260	228	298	—	—	—	308	379	362	—	316	361	356	349	399	443	528	—	—	—
99	100	120	118	132	147	171	176	181	—	215	271	244	259	232	232	204	221	246	279	286	261	225	252	359	475	614	806
94	99	110	117	111	133	166	181	192	—	—	—	—	—	241	262	214	217	235	229	235	211	199	213	288	415	527	751
97	96	105	120	112	129	173	173	221	—	—	—	—	—	221	223	213	251	236	224	238	235	223	227	270	303	490	791
104	97	105	104	121	148	185	192	221	—	—	—	—	—	229	227	231	231	238	227	240	227	210	215	284	330	526	681
101	—	106	114	126	148	181	192	256	—	—	—	—	—	263	265	233	239	283	273	283	272	266	292	363	462	718	945
102	119	111	102	105	138	201	213	198	—	—	—	—	—	388	371	362	398	435	—	451	—	457	452	569	746	1.182	1.626
97	100	114	100	115	135	168	—	—	—	—	—	—	—	403	412	389	400	406	450	446	400	419	423	469	637	862	1.226
99	93	116	132	132	155	199	229	187	—	—	—	—	—	226	351	332	349	—	370	366	344	366	378	526	885	1.123	1.324
98	97	140	159	159	174	224	266	242	258	263	276	263	—	201	190	216	205	217	218	232	234	228	224	240	326	555	921
100	88	100	101	116	141	156	175	222	132	195	222	171	158	222	210	190	192	182	196	204	190	187	214	287	392	473	678
94	96	104	100	114	125	136	148	175	156	163	173	166	144	219	245	218	229	232	251	251	255	251	273	375	572	752	1.051
99	—	104	116	126	140	—	—	—	—	—	—	—	—	237	264	227	239	254	264	258	235	229	283	378	526	703	1.037
95	97	110	121	129	143	176	208	181	171	213	186	172	145	210	235	200	209	208	226	243	237	219	234	367	499	604	880
93	99	110	112	135	125	—	—	—	—	—	—	—	—	332	304	270	247	219	227	241	229	211	224	437	560	668	1.038
196	111	110	92	107	127	148	159	159	176	188	201	209	243	326	311	281	304	350	391	383	325	310	354	539	706	843	1.038
92	91	104	110	110	114	153	207	219	188	300	344	238	269	444	399	339	366	413	470	459	382	363	414	707	944	1.038	1.196
160	111	110	111	157	134	192	230	237	211	329	368	296	—	454	472	363	384	481	542	531	438	362	373	539	744	756	1.126
103	97	108	91	93	124	153	171	208	260	305	335	372	369	257	272	253	268	278	281	286	271	259	285	371	446	653	896
103	101	110	112	121	146	184	196	217	224	251	231	226	222	372	378	361	382	397	418	421	398	414	418	521	756	1.056	1.392
98	99	123	118	136	155	197	247	215	244	246	275	270	299	218	229	210	215	221	231	238	230	223	245	329	463	617	914
96	—	106	110	124	135	156	177	193	170	192	194	170	149	291	297	271	288	299	314	318	294	284	306	426	561	744	1.018
100	—	111	110	123	140	177	197	210	209	246	256	246	241	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 東京薪炭標準價格

東京薪炭市場に於ける明治二十年頃の白炭は一俵に付十二錢乃至三十四錢位なりしが大正九年には一圓五十錢乃至一圓九十一錢即ち七倍餘となり、

(イ) 價 格

種類	品名	産地	品質	單位	明治20	21	22	23	24	25
白炭	新宮口備並 —— ——	新宮 同 天城	並同 同同 同同	一俵 同同 同同	0.338	0.360	0.335	0.265	0.295	0.355
					0.237	0.235	0.216	0.216	0.207	0.217
					0.117	0.193	0.172	0.166	0.155	0.185
黒炭	楡丸(船積物) 楡丸(汽車積物)	野州 同	中同 同同	同同 同同	0.148	0.155	0.173	0.161	0.166	0.200
					0.185	0.193	0.213	0.205	0.215	0.229
薪	松	常陸	並同	一俵	0.101	0.102	0.106	0.119	0.113	0.139
薪	們三本二 松五本 雜大 堅大	常陸 同 壬生 同	並同 同同 同同 同同	一俵 同同 同同 同同	0.0095	0.0114	0.0132	0.0129	0.0126	0.0132
					0.0080	0.0080	0.0085	0.0086	0.0084	0.0080
					0.0278	0.0299	0.0300	0.0289	0.0280	0.0289
					0.0407	0.0434	0.0437	0.0406	0.0409	0.0428

種類	品名	産地	品質	單位	治明37	38	39	40	41	42
白炭	新宮口備並 —— ——	新宮 同 天城	並同 同同 同同	一俵 同同 同同	0.563	0.628	0.691	0.801	0.801	0.700
					0.349	0.351	0.364	0.478	0.438	0.362
					0.323	0.333	0.345	0.455	0.406	0.355
黒炭	楡丸(船積物) 楡丸(汽車積物)	野州 同	中同 同同	同同 同同	0.301	0.324	0.321	0.405	0.513	0.428
					0.398	0.392	0.391	0.440	0.546	0.523
薪	松	常陸	並同	一俵	0.171	0.176	0.173	0.193	0.225	0.210
薪	們三本二 松五本 雜大 堅大	常陸 同 壬生 同	並同 同同 同同 同同	一俵 同同 同同 同同	0.0214	0.0230	0.0252	0.0277	0.0290	0.0327
					0.0090	0.0117	0.0112	0.0135	0.0166	0.0172
					0.0446	0.0493	0.0510	0.0540	0.0610	0.0656
					0.0638	0.0695	0.0730	0.0783	0.0875	0.0949

備考 本表は薪炭商報社調査、大日本山林會報所載。

(ロ) 指 數

種類	品名	産地	品質	單位	明治20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
白炭	新宮口備並 —— ——	新宮 同 天城	並同 同同 同同	一俵 同同 同同	104	111	103	81	91	109	102	109	153	185	173	141	151
					107	106	99	98	94	98	113	96	120	164	153	155	159
					71	117	104	101	94	112	121	120	150	178	184	192	179
黒炭	楡丸(船積物) 楡丸(汽車積物)	野州 同	中同 同同	同同 同同	89	93	104	96	99	120	109	110	129	149	149	146	146
					89	93	102	99	104	111	114	113	130	165	173	162	175
薪	松	常陸	並同	一俵	90	91	95	106	101	105	119	115	132	155	174	173	168
薪	們三本二 松五本 雜大 堅大	常陸 同 壬生 同	並同 同同 同同 同同	一俵 同同 同同 同同	79	94	109	107	104	109	110	108	122	125	150	161	146
					97	97	103	104	102	97	81	85	103	102	125	125	126
					96	104	104	100	97	100	104	101	117	119	138	150	148
					97	103	104	97	97	102	96	93	111	117	130	147	146
白炭平均					94	111	102	93	93	107	112	108	141	176	170	162	163
黒炭平均					89	92	100	101	101	115	114	112	130	156	165	161	163
木炭總平均					92	102	101	97	97	111	113	110	135	166	168	161	163
薪平均					92	100	105	102	100	102	98	97	113	116	136	146	141

備考 基數は明治十二年より二十五年に至る六ヶ年平均相場、又黒炭平均中には

東京薪炭標準價格 (續)

(明治20—大正9)

黒炭は當時十五錢乃至十九錢位なりしと九年には一圓十五錢乃至一圓八十六錢即ち十倍の價格となり木炭の總平均にては約八倍半に騰貴せり、又薪は一俵に付八圓乃至四圓位なりしと九年には六圓乃至二十七圓即ち約八倍に騰貴せり、次表の如し。

表 (單位圓)

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
0.330	0.354	0.498	0.600	0.561	0.457	0.492	0.736	0.572	0.646	0.607
0.250	0.211	0.262	0.362	0.339	0.342	0.351	0.434	0.345	0.352	0.345
0.200	0.198	0.247	0.294	0.303	0.316	0.296	0.409	0.323	0.333	0.323
0.182	0.183	0.215	0.248	0.249	0.244	0.244	0.271	0.301	0.294	0.292
0.236	0.223	0.268	0.341	0.358	0.336	0.362	0.371	0.404	0.423	4.413
0.131	0.129	0.148	0.174	0.195	0.194	0.188	0.218	0.197	0.191	0.165
0.0133	0.0131	0.0148	0.0151	0.0182	0.0195	0.0176	0.0197	0.0192	0.0208	0.02380
0.0067	0.0070	0.0085	0.0084	0.0103	0.0103	0.0104	0.0131	0.0117	0.0119	0.00955
0.0301	0.0293	0.0337	0.0345	0.0399	0.0434	0.0427	0.0437	0.0436	0.0461	0.04520
0.0401	0.0390	0.0466	0.0492	0.0547	0.0618	0.0612	0.0630	0.0615	0.0656	0.06500
43	44	明治44 大正元	大正2	3	4	5	6	7	8	9
0.606	0.541	0.548	0.650	0.752	0.645	0.594	0.945	1.500	1.688	1.914
0.352	0.410	0.418	0.470	0.408	0.386	0.420	0.662	0.971	1.038	1.292
0.335	0.335	0.398	0.449	0.387	0.354	0.419	0.633	0.978	1.138	1.541
0.425	0.435	0.462	0.513	0.438	0.406	0.432	0.580	0.835	1.147	1.552
0.473	0.501	0.518	0.564	0.521	0.541	0.558	0.643	0.994	1.303	1.856
0.218	0.225	0.237	0.268	0.231	0.230	0.248	0.308	0.334	0.535	0.961
0.0336	0.0277	0.0290	0.0318	0.0293	0.0292	0.0297	0.0348	0.0435	0.0649	0.0948
0.0156	0.0153	0.0164	0.0207	0.0188	0.0191	0.0209	0.0250	0.0316	0.0450	0.0616
0.0618	0.0626	0.0699	0.0725	0.0663	0.0679	0.0708	0.0809	0.0109	0.0142	0.2040
0.0874	0.0892	0.0970	0.1010	0.0883	0.0947	0.0997	0.0107	0.0150	0.0203	0.2660

表

33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	明治45 大正元	2	3	4	5	6	7	8	9
227	176	169	187	173	193	213	247	247	215	187	167	169	200	231	199	183	291	462	519	589
196	156	159	156	158	159	165	216	221	164	159	186	189	213	185	175	190	300	439	470	585
248	196	202	196	196	202	209	276	282	215	203	233	241	272	235	215	254	414	593	690	934
162	180	176	175	180	194	192	243	307	256	255	261	277	307	262	243	259	347	500	687	929
179	195	204	200	192	189	189	213	264	253	229	242	250	273	252	261	270	311	480	630	897
195	176	171	147	153	157	155	172	201	188	195	201	212	239	206	205	221	275	343	478	858
163	159	172	188	177	190	208	229	240	270	278	229	240	268	242	241	246	288	401	536	784
159	142	144	116	109	142	136	163	201	209	189	186	202	251	228	232	253	303	383	546	747
151	151	160	156	151	171	177	187	211	227	214	217	242	261	229	235	245	278	377	491	706
150	146	156	155	152	166	174	186	208	226	208	212	231	241	210	226	237	255	357	483	633
224	176	187	180	176	185	195	246	250	198	183	195	200	228	217	196	209	235	498	560	702
179	184	184	174	175	180	179	209	257	232	226	234	246	273	240	236	250	311	441	598	895
201	180	185	177	175	182	187	228	254	215	204	215	223	251	228	216	229	323	469	579	799
156	149	158	154	148	167	174	191	215	233	222	211	229	254	227	233	245	281	380	514	717

銀治炭を含む。

(5) 東京市場木材

(4) 價 額

樹種	材種	産地	寸法、品質	單位	大 正 十 年					
					一月	二月	三月	四月	五月	六月
杉	三五角尾	青 鷲	長 1 丈	一本	2.00				1.90	
	同	同	長 1 3 尺	同	1.50	1.30			1.20	
	同	同	同	同	1.10	1.00	1.30		1.10	
	大丸太	同	13尺以上尺上	石當り	16.00					
	四分板	秋 田	厚2分3厘、幅尺9 (上小節)	尺重一枚	0.95			0.90	0.83	0.73
	同	同	同 (小節)	面一枚	0.33	0.32			0.30	0.28
	大 貫	遠 州	長13尺5寸、幅3寸分、厚6分5厘	一 挺	0.58		0.51	0.50	0.48	0.44
	中 貫	同	長同上、幅3寸厚5分	同	0.35		0.33	0.30	0.29	0.27
	板 割	秋 田	幅尺厚6分5厘	一 枚	2.70				2.60	2.50
	同	同	長12尺5寸、幅尺、厚6分5厘	同	2.70				2.60	2.50
檜	大丸太	尾 州	14尺以上尺1上 (並材)	石當り	20.00					
	同	同	13尺以上尺上 (同)	同	18.00					
	三五角尾	尾 州	長 1 丈	一本	2.70					
	四分板	尾 州	幅尺、厚2分7厘 (小節)	一 枚	1.40					
松	大丸太	同	幅尺9、厚2分5厘 (上小節)	尺重一枚	1.15					1.00
	六分板	同	長13尺以上尺以上	石當り	11.00			11.50		
	檜 木	同	幅尺9、厚3分6厘	尺重一枚	0.48			0.45		0.40
	敷 居	同	長12尺5寸、幅1寸9分厚1寸9分	一 本	0.48			0.45		0.42
樺	大丸太	同	長同上、幅3寸6分、厚1寸5分	同	1.10			1.05		1.00
	大丸太	尾 州	14尺以上尺1上	石當り	7.00					
	同	同	13尺以上尺上	同	7.00					
	大 角	同	同	同	10.00					
檜	八分板	同	厚6分、幅込 (小節)	尺重一枚	0.95					
	平 割	同	厚1寸2分 (同)	同	1.90			1.70	1.50	
北海	丸 太	同	尺 2 以下	石當り	7.30			7.00	6.80	
	道 松	同	同	同	5.50			6.00	5.80	5.60
樺	大 角	同	13尺以上尺2以上	同	28.00					
	板 子	同	尺 以 上	同	30.00					23.00
檜	角	同		同	5.50			5.00		
	松	同		同	9.50					9.80
外	米 丸	同	尺 2 以下	同	6.00			6.30	6.00	5.80
	米 丸	同	同	同	12.50	11.00	11.30	10.50	10.00	9.50
	米 丸	同	尺 五 上	同	14.00	18.00	15.00	11.00	9.00	8.00
	米 丸	同	同	同	25.00	22.00			18.00	16.00

備考 本表は大日本山林會報所載による。

標準價格月別 (自大正十一年一月)

(至大正十二年八月)

表 (單位圓) 「/」は左同の意以下同じ

大 正 十 二 年													
一 年						大 正 十 二 年							
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
/	/	/	/	/	1.75	/	1.60	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	1.10	/	1.20	/	/	/	/	/
/	/	/	/	1.20	/	1.15	/	1.20	1.30	/	/	/	/
15.00	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	14.00
/	/	/	/	/	0.71	/	/	/	0.77	/	/	/	/
/	/	/	/	/	0.25	/	/	/	0.27	/	/	/	/
/	0.45	/	/	/	0.43	/	/	0.45	0.47	/	/	/	/
/	0.28	/	/	/	0.25	/	/	0.26	0.28	/	/	/	/
/	/	/	/	2.30	2.20	2.00	/	/	0.15	/	2.10	/	/
/	/	/	/	2.30	2.20	2.00	/	/	2.15	/	2.10	/	/
19.00	/	/	/	/	18.00	/	16.50	/	17.50	/	16.50	/	15.50
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	2.60	/	2.50	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1.60	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1.25	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	12.00	/	/	/	/	/
/	/	/	/	0.38	0.36	/	/	/	0.38	/	/	/	/
/	/	/	/	0.40	/	0.45	0.50	0.47	/	/	/	/	/
/	/	/	/	0.90	/	1.00	/	0.95	/	/	/	/	/
6.50	/	/	/	/	6.00	/	/	/	6.50	/	6.20	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	0.90	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1.30	/	/	/	/	/	/	/	/
6.50	/	/	/	6.00	/	/	6.30	6.50	/	/	6.00	/	/
5.40	/	/	/	5.00	/	/	5.20	5.50	/	/	5.00	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	30.00	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	5.50	/	/	6.50	7.00	8.00	/	8.50	9.00	/
8.50	/	9.00	/	10.00	/	/	9.50	9.00	/	/	8.50	/	/
5.80	/	/	/	5.20	/	/	5.40	5.80	/	/	5.30	/	/
9.00	9.60	9.80	9.50	10.00	/	/	10.30	12.00	13.00	/	14.00	12.60	11.50
7.50	7.70	8.00	/	/	/	/	/	/	/	/	7.50	7.00	/
/	18.00	21.50	23.00	/	/	/	22.00	/	/	/	/	20.80	20.00

(口) 檜 類

樹種	材種	産地	寸法、品質	單位	大 正			
					一月	二月	三月	四月
杉	三角	尾鷲	長 1 丈	一本	104	〃	〃	〃
	同	同	長 1 丈 3 尺	同	120	104	〃	〃
	同	同	同	同	96	88	114	〃
	大丸太	同	1.3 尺以上 尺上	石當り	103	〃	〃	〃
	四分板	同	厚 2 分 3 厘 (上小節)	尺重一枚	117	〃	〃	111
	大板	同	同 (小節)	面一枚	114	110	〃	〃
松	大丸太	尾州	14 尺以上 尺 1 上 (並材)	石當り	108	〃	〃	〃
	同	同	13 尺以上 尺上 (同)	同	100	〃	〃	〃
	三角	尾州	長 1 丈	一本	100	〃	〃	〃
	四分板	同	幅尺、厚 2 分 7 厘 (小節)	尺重一枚	99	〃	〃	〃
松	大丸太	尾州	幅尺 9 厚 2 分 5 厘 (上小節)	尺重一枚	106	〃	〃	〃
	大板	同	長 13 尺以上、尺以上	石當り	97	〃	〃	101
	角板	同	幅尺 9、厚 3 分 5 厘	尺重一枚	114	〃	〃	107
	敷	同	長 12 尺 5 寸、巾 1 寸 6 分、厚 1 寸 5 分	一本	109	〃	〃	102
松	大丸太	尾州	長 12 尺 5 寸、巾 3 寸 6 分、厚 1 寸 5 分	同	108	〃	〃	103
	大丸太	尾州	1.4 尺以上 尺 1 上	石當り	103	〃	〃	〃
	大角	同	1.3 尺以上 尺上	同	100	〃	〃	〃
	大板	同	1.3 尺以上 尺上	同	100	〃	〃	〃
北海道松	角太	北海道	厚 6 分、幅 込 (小節)	尺重一枚	100	〃	〃	〃
	丸太	同	厚 1 寸 2 分 (同)	同	119	〃	〃	106
檜	大角	北海道	尺 2 以下	石當り	108	〃	〃	〃
	角太	同	同	同	101	〃	〃	110
檜	大角	北海道	13 尺以上、尺 2 以上	同	100	〃	〃	〃
	角	同	尺 以 上	同	103	〃	〃	〃
檜	角	北海道		同	106	〃	〃	96
	角	同		同	103	〃	〃	〃
外國材	沿海州松	丸太	尺 2 以下	同	105	〃	〃	110
	米松	丸太		同	123	113	110	102
	米杉	丸太	尺 5 上	同	138	177	147	108
	米檜	丸太	同	同	120	105	〃	〃

備考 基數は大正十一年平均價格なり。

十 一 年												大 正 十 二 年							
五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月				
99	〃	〃	〃	〃	〃	〃	91	〃	83	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
99	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	88	〃	96	〃	〃	〃	〃	〃				
96	〃	〃	〃	〃	〃	105	〃	101	〃	105	114	〃	〃	〃	〃				
〃	〃	97	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	90				
102	90	〃	〃	〃	〃	〃	88	〃	〃	〃	95	〃	〃	〃	〃				
103	97	〃	〃	〃	〃	〃	86	〃	〃	〃	93	〃	〃	〃	〃				
100	92	〃	94	〃	〃	〃	90	〃	〃	94	98	〃	〃	〃	〃				
100	93	〃	97	〃	〃	〃	86	〃	〃	90	97	〃	〃	〃	〃				
103	99	〃	〃	〃	〃	〃	91	87	79	〃	85	〃	83	〃	〃				
103	99	〃	〃	〃	〃	〃	91	87	79	〃	85	〃	83	〃	〃				
〃	〃	98	〃	〃	〃	〃	93	〃	85	〃	90	〃	85	〃	80				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	97	〃	93	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	113	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	93	〃	〃	〃	〃	〃	116	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	105	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	95	〃	〃	〃	〃	90	86	〃	〃	〃	90	〃	〃	〃	〃				
〃	95	〃	〃	〃	〃	91	〃	102	114	107	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	98	〃	〃	〃	〃	88	〃	98	〃	93	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	〃	96	〃	〃	〃	〃	88	〃	〃	〃	96	〃	91	〃	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
104	101	96	〃	〃	〃	89	〃	〃	93	96	〃	〃	89	〃	〃				
106	103	99	〃	〃	〃	92	〃	〃	95	101	〃	〃	92	〃	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	97	〃	〃	〃	〃	〃	103	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	125	134	154	〃	163	173				
〃	97	91	〃	97	〃	108	〃	〃	102	97	〃	〃	91	〃	〃				
105	101	98	〃	〃	〃	91	〃	〃	94	101	〃	〃	92	〃	〃				
97	92	88	93	95	92	97	〃	〃	100	117	126	〃	136	123	112				
88	79	75	76	79	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	75	〃	69				
87	77	〃	87	103	111	〃	〃	〃	105	〃	〃	〃	〃	100	96				

(八) 平 均

種 別	月 次	大 正 十 一 年													
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
樹 種	針 葉 樹	杉	111	108	109	107	101	96	98	98	98	98	98	98	98
		檜	102	98	98	102	98	99	98	98	98	98	98	98	98
		松	107	98	98	103	98	100	98	98	98	98	98	98	98
		樅	104	98	98	103	99	97	97	98	98	98	98	98	98
		北海道松	105	98	98	109	105	102	98	98	98	98	98	98	98
	平均	107	106	106	105	101	98	97	97	97	97	97	97	95	
別	闊 葉 樹	樺	102	98	98	98	98	99	98	98	98	98	98	98	98
		檜	106	98	98	96	98	98	98	98	98	98	98	98	106
		松	102	98	98	98	98	97	91	97	97	97	97	97	108
		平均	103	98	98	100	98	98	96	96	96	96	96	96	103
材 種 別	大角大丸太	107	108	106	104	100	97	93	94	97	97	97	97	97	
	小角類	105	99	106	98	98	98	98	98	98	98	98	98	100	
	板	108	98	98	106	103	96	98	98	98	98	98	98	95	
	檜板	121	98	110	104	100	93	96	96	96	96	96	96	96	
	割木	111	98	98	102	99	97	98	98	98	98	98	98	92	
	樺木	109	98	98	102	98	95	98	98	98	98	98	98	91	
	敷居	108	98	98	103	98	98	98	98	98	98	98	98	88	
内國材平均		103	105	105	104	101	98	97	97	97	97	97	97	96	
外國材平均		121	125	117	106	94	87	85	89	94	95	95	95	95	
總平均		108	107	107	105	100	96	95	96	97	97	97	97	96	

次表は(6)の最後に示すべきものなるも餘白を藉りて茲に掲ぐることにせり。

(二) 東 京 市 場
(單位十貫匁)

品 名	價 格	前年12月を100としたる指數	品 名	價 格	前年12月を100としたる指數
紀州(新宮) 姥目大丸上	8.300	89	常陸門丸上	5.000	83
同 角備上	4.500	90	同 輪丸上	4.000	98
同 大津上	5.000	111	野州(汽車橋)門丸上	4.100	98
同(河津)門松	6.150	98	同 輪丸上	4.200	102
同(岩村)同	6.400	93	同 雜丸上	4.000	103

指 數 表

月 次	大 正 十 二 年								備 考
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	
91	89	88	90	94	98	98	98	93	十種平均
105	98	102	103	103	102	102	101	101	五種(十一年四月以後四種)平均
92	97	100	98	99	97	97	97	97	四種(十二年五月以後三種)平均
88	98	98	91	91	89	91	91	91	五種(十一年四月以後三種)平均
93	94	99	99	91	91	91	91	91	二種平均
102	94	96	96	95	95	94	94	94	二十六種(十一年四月以後二十三種)平均
102	125	134	154	163	173	173	173	173	二種平均
104	102	97	97	91	91	91	91	91	四種平均
96	97	100	104	101	101	98	98	98	十六種(十一年四月以後十三種)平均
97	94	91	94	95	95	95	95	95	四種平均
97	97	97	100	98	98	98	98	98	六種平均
88	97	92	98	98	98	98	98	98	二種平均
85	80	84	84	82	82	82	82	82	三種平均
95	102	114	107	98	98	98	98	98	三十種(十一年四月以後二十六種)平均
95	98	93	93	98	98	98	98	98	四種平均
95	94	96	99	98	98	98	98	98	三十四種(十一年四月以後三十一種)平均
95	101	103	102	98	98	98	98	98	四種平均
95	97	99	98	98	98	98	98	98	三十四種(十一年四月以後三十一種)平均

木 炭 相 場 (大正十三年一月分)
「東京薪炭問屋同業組合建」

品 名	價 格	前年12月を100としたる指數	品 名	價 格	前年12月を100としたる指數
東北(海岸線) 樺丸上	3.900	100	同 輪丸上	4.500	94
同 輪丸上	3.900	100	同(岩越線) 輪丸上	4.200	105
同 輪丸上	3.600	100	同 輪丸上	4.800	96
同(奥州物) 輪丸上	4.100	98	同 輪丸上	4.300	96
同 輪丸上	3.700	95	同(奥羽線) 輪丸上	4.500	90
			同 輪丸上	4.200	105

(6) 東京市場薪炭

(イ) 價 格

種類	品名	產地	單位	大 正				
				一月	二月	三月	四月	五月
白炭	桎梏丸 雜丸	新宮 兩羽方面 岩越方面 奥州方面 新宮	正味十貫	10.50	10.20	9.09		
				4.80	5.10	4.60	4.40	3.30
				4.80	5.30	4.80	4.30	3.60
				4.10	4.00	4.10	3.80	2.90
黑炭	桎梏丸 割丸 割丸 割丸	常陸方面 野州方面 奥州方面 野州方面 常盤方面	同	5.70	5.20	5.00	4.70	
				3.80	3.40	3.10	2.90	
				4.40	3.90	4.00	3.80	3.30
				4.00	3.80	3.90	3.50	3.00
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	4.00	3.80	3.50	3.40	
				0.13		0.12		
				0.07	0.06	0.10	0.09	
				0.08	0.07			
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	0.55	0.45		0.42	
				0.40	0.55			0.32

(ロ) 指 數

種類	品名	產地	單位	大 正				
				一月	二月	三月	四月	五月
白炭	桎梏丸 雜丸	新宮 兩羽方面 岩越方面 奥州方面 新宮	正味十貫	114	111	98		
				123	130	118	112	84
				116	128	116	104	87
				121	136	121	112	86
黑炭	桎梏丸 割丸 割丸 割丸	常陸方面 野州方面 奥州方面 野州方面 常盤方面	同	112	102	98	92	
				118	105	96	93	
				118	105	108	102	89
				118	112	115	103	88
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	114	108	100	97	
				118		109		
				88	75	125	113	
				133	117			
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	125	102		95	
				105	145			84

(ハ) 平 均

種類	月次	大 正 十 一 年											
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
白炭	平均	124	127	111	110	90	89	22	91	90	84		
黑炭	平均	117	128	110	101	87	97	98	99	92			
鍛冶炭	平均	114	108	100	97	103	96	95	96	94	88		
炭薪	平均	119	126	112	109	89	94	96	95	96	88		
薪	平均	114	111	121	117	104	99	94	92	85	75		
總平均		118	121	115	108	93	95	97	95	82	84		

標準價格月別 (自大正十一年一月)

表 (單位圓) 「薪炭商報所載」

種類	品名	產地	單位	大 正 十 二 年											
				一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
白炭	桎梏丸 雜丸	新宮 兩羽方面 岩越方面 奥州方面 新宮	正味十貫	8.90	8.60	8.33	7.80	8.10	8.05	7.80	7.20	7.35			
				3.60			3.40	3.50	3.60	4.00	4.30	4.10	4.00		
				3.50	3.80			3.80	4.00	3.80	4.50				
				2.80	3.10			2.90	3.00	3.10				3.85	
黑炭	桎梏丸 割丸 割丸 割丸	常陸方面 野州方面 奥州方面 野州方面 常盤方面	同	5.10			4.80	4.60	4.80	4.60	5.50	4.80	5.30		
				3.20			2.90	2.70	3.10	2.70	3.50	3.10	3.70		
				3.60		3.70	3.40	3.20	3.30	3.20	3.60	3.40	3.60		
				3.10	3.20	3.40	3.20	2.90	3.00	2.90	3.10	3.20	3.10	3.00	
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	3.40		3.11	3.20	3.00	2.60	2.40	2.60	2.40	2.80		
				2.80			2.60	2.40	2.60	2.40	2.80	3.00	2.70	2.50	
				0.11		0.10	0.09	0.03	0.09	0.11			0.10	0.09	
				0.08			0.05	0.09	0.07	0.07					
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	0.06					0.06	0.07					
				0.45		0.40		0.35		0.38	0.43	0.47	0.55	0.50	0.45
				0.35		0.30		0.25		0.33	0.35	0.37	0.40	0.39	0.35

表 「基準は大正十一年平均相場」

種類	品名	產地	單位	大 正 十 二 年											
				一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
白炭	桎梏丸 雜丸	新宮 兩羽方面 岩越方面 奥州方面 新宮	正味十貫	96	93	90	85	89	87	90	78	80			
				92			87	90	92	102	110	105	102		
				94	92				92	96	92	108			
				83	91				86	88	91			112	
黑炭	桎梏丸 割丸 割丸 割丸	常陸方面 野州方面 奥州方面 野州方面 常盤方面	同	100			94	90	94	90	108	94	104		
				99			90	84	96	84	108		96	115	
				97		99	91	86	89	86	97	91		97	
				91	94	100	94	85	88	85	91	94	91	88	
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	97			91	85			94	91	83		
				99			92	85	92	85	99	106	95	88	
				100			88	77	74	68	77				
				100			91	82	73	22	100			91	
薪	三本桎梏丸 二本桎梏丸 二本桎梏丸 大桎梏丸	野州 常陸 同 汽車積物 同	同	100			88	75	88						
				100			83		100	117					
				102		91	80		86	98	107	125	114	102	114
				92		79	66		87	92	97	105	103	92	105

指 數 表

種類	月次	大 正 十 二 年								備 考
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	
白炭	平均	86	91	94	95	89	93	98	96	五種(11年7月、12月、12年1月、12年5月)平均
黑炭	平均	86	87	91	86	100	97	93	96	六種(11年2月、11年5月)平均
鍛冶炭	平均	47	68	77						
炭薪	平均	85	87	90	89	97	94	95	95	十二種(11年2月、7月、12月、12年1月、12年5月)平均
薪	平均	82	88	93	100	97	95	97	97	十七種(11年2月、7月、12月、12年1月、12年5月)平均

(三) 林産物及林産關係品外國貿易

(1) 輸 入

(イ) 大正十二年總輸入量

大正十二年に於ける林産物及林産關係品の輸入總額は約一億三千五百萬圓にして之を大正十年の輸入額八千七百萬圓に比すれば四千八百萬圓約五割五分の増加を示し、之を大正十一年の輸入總額一億二千六百萬圓に比すれば約九百萬圓即ち七分の増加を示せり、今其内訳を表示せば次の如し。

大正十二年輸入表

品 目	單 位	數 量	價 額
林 産 物 及 林 産 製 品			
木 材			
花梨木、鐵刀木、紫檀類、 縹黑檀	斤	5,014,359	325,580
其 他	斤	8,183,524	538,507
小 計		13,198,883	864,087
チ ー キ	米突立方	7,599	1,183,163
パイン、フアー及シダー			
シダー	斤	624	92,158
其 他 (甲)	斤	90,462	4,554,850
其 他 (乙)	斤	2,053,406	73,094,844
小 計		2,144,492	77,741,852
桐	擔	355,026	3,775,992
ドノキ、アコヤナギ	斤	564,331	2,209,133
其 他	斤	—	825,170
小 計		—	86,599,397
藤	斤	5,863,706	956,799
コ 樹	斤	2,812,100	760,483
桂	斤	350,411	29,971
キ ナ	斤	1,281,912	734,555
丁 香	斤	177,405	79,995
沈 香	斤	9,892	19,513
白 檀	斤	47,424	12,971
五倍子其他タンニン材	擔	150,609	1,366,896
コ	斤	21,299	237,114
バ	斤	587,649	6,157,181
松	斤	267,969	1,802,041
漆	斤	1,870,421	2,492,247
生イロチヤラバー及ガタバーチヤム	斤	290,947	19,325,513
ア ラ ビ ヤ ゴ	斤	933,211	325,835
松 精	斤	278,256	192,799
桐 油	斤	428,555	88,217
阿仙藥其他のタンニンエキス	斤	91,620	1,414,185
ロ グ ウ ー ド エ キ ス	斤	854,326	364,402
コ ル ク 桧 及 輪	斤	510,690	261,681

品 目	單 位	數 量	價 額
木醋	一擔	—	433,469
製 石	斤	124,195	1,369,488
子	斤	570,698	276,153
品灰精油炭	斤	889,945	214,618
計		56,664,002	2,097,969
41,044,094			
林 産 關 係 品			
燐鉛	寸筆	976	295
アセトン	斤	—	295,570
酢酸	斤	825,235	356,447
ニト	斤	116,291	56,609
酸	斤	17,037	16,409
計		—	725,330
合 計			128,368,821

備考 本表中桂皮、丁香、沈香、白檀、松精油、桐油、木製品、椰子油、燐寸、鉛筆、アセトン、酢酸は六月中の輸入統計焼失の爲め—又本表の数字中には七、八月横濱輸入統計焼失の爲め算入せず。

今七、八月分の横濱輸入材を外國木材輸入協會調査其他より推定せば

月 別	パイン、フアー及シダー	其 他	計
7	2,643,711	239,289	2,883,000
8	3,443,522	312,900	3,756,000
計	6,037,233	552,279	6,639,512

即ち大正十二年木材輸入額(推定)は=93,233,909圓(但前表木材類の計を別に86,645,679圓と記せる統計あり之によれば93,285,191圓となる)

依て大正十二年輸入總額=135,008,333圓。

(ロ) 大正十二年パイン、フアー及シダー輸入状況

(農商務省山林局林産課調査)

大正十二年に於ける外國産木材の輸入總額は大藏省の調査によれば八千六百六十四萬餘圓に達せり、此内關東大震災の際原簿焼失し七、八兩月分に対する横濱港輸入額の一部不明なるが爲め其の部分のみは之を除外しあるを以て今假に外國木材輸入協會の調査其他を參酌して該兩月分を推定加算するときは總輸入額は實に九千三百二十八萬餘圓の巨額に達すべく、之を大正十一年の八千四百八十二萬餘圓に比較するときは約一割の増加となる。而して輸入材木の内容を觀るに花梨木、縹黑檀其他唐木類は八十六萬四千圓、チークは百十八萬圓、桐は三百七十七萬六千圓、白楊類二百二十一萬圓

其他八十七萬圓にして殊にパイン、フアー及シダーは七千七百七十四萬圓の巨額を示し、木材總輸入額の約八割九分強を占む、即ちパイン、フアー、シダーは實に其輸入の數量、樹種、用途より見て本邦の木材界に最も關係の大なるものなり今種々の方面から其輸入の状況を記述すれば次の如し。大正十二年に於けるパイン、フアー及シダーの輸入總額は大蔵省調によれば七千七百七十四萬千八百五十二圓、此の材積七百七十二萬百六十八石にして此内には七八兩月分の横濱輸入材を包含せざるを以て之を推定加算するときは價格八千三百八十二萬九千餘圓、材積八百二十七萬五千餘石に達し大正十一年に比すれば價格に於て約九百十二萬圓、材積に於て約十萬石の増加を示せり。

次に輸入材の産地に付て述べれば大正十二年に於ける輸入材の巨額は依然として北米材にして六百二十五萬七千五百八十九石（七八兩月分横濱輸入を推定加算すれば約六百八十萬餘石）に達してパイン、フアー、シダー全輸入量の約八%を占め、大正十一年に比し約十一萬石（七八兩月分横濱輸入を加算したるものに比し約六十六萬石）の増加となる。北米材に次で多量に輸入せられたるは露領亞細亞即ち沿海州にして百二十六萬九千石に達し、大正十一年の百八十六萬七千石に比し約六十萬石の減少を示し支那關東州材の輸入は前年に比して著しく減少せるものと謂ふべし。

大正十二年に輸入されたるパイン、フアー及シダーの材種別數量は丸太材及割材最も多く約三百九十二萬餘石に達し全量の約五十一%を占め之に次ぐは厚さ二百耗以上のもの即ち大角材、中角材にして約百八十八萬石即ち二四%、厚さ六五耗以下のもの即ち小角材、板子等は百五十八萬八千石即ち二〇%、厚さ六十五%以下のもの即ち四分板、床板、吋板等は三十二萬五千石即ち四%となる。

パイン、フアー及シダーの上下兩半期の輸入量の割合は其の年に依り相違ありて一定せざるも大正十年に於ては上半期二〇%、下半期八〇%、大正十一年には上半期五四%、下半期四六%なりしが大正十二年に於ては上半期三八%、下半期六二%にして大正十、十一年に於ける中間の状況を示せり。（七八兩月横濱輸入材を加算せしものにては上半期は四十二%、下半期は五十八%となる）

大正十二年震災前（一月以降八月迄）と震災後（九月以降十二月迄）との割合を見るに次の如くにして震災後の輸入量の如何に多かりしを知るに足るべし。

區分	七、八兩月横濱輸入を含むもの		七、八兩月横濱輸入を推定加算したるもの	
	數量	%	數量	%
震災前(八ヶ月前)	3,976,607	51.5	4,532,329	54.7
震災後(四ヶ月間)	3,743,567	48.5	3,743,567	45.8
計	7,720,168	100.0	8,275,896	100.0

大正十一年下半年よりパイン、フアー及シダーの輸入量は漸次減少の傾向ありて大正十二年一月以降震災前迄は一ヶ月の輸入高は三十萬石乃至五十餘萬石位なりしが十月より急激に増加して百十一萬石を越へ十一月には少しく減じて七十七萬石となりしが十二月に至り再び増加して百萬石を突破するに至れり。

大正十二年中パイン、フアー、シダー、月別、材種別、輸入表

月別	區分	單位	鉛筆用シダー	パイン、フアー及其他のシダー				合計	一石當り單價
				厚さ65耗以下	厚65×以上厚200耗以下	厚さ200耗以上	丸太材割材其他		
一月	數量	石	788	27,712	93,104	114,602	203,490	439,696	9.53
	價額	圓	37,399	344,101	876,223	991,125	1,940,778	4,189,526	
二月	數量	石	266	17,960	65,879	103,497	124,379	311,481	9.53
	價額	圓	20,174	315,662	558,333	880,598	1,185,598	2,960,744	
三月	數量	石	54	14,612	86,118	142,931	212,166	460,881	9.49
	價額	圓	2,373	256,441	800,837	1,245,706	2,068,943	4,374,300	
四月	數量	石	—	20,351	58,986	141,487	276,689	497,513	9.85
	價額	圓	—	342,313	607,086	1,361,040	2,590,757	4,901,196	
五月	數量	石	227	25,470	84,370	172,902	207,912	490,881	10.27
	價額	圓	3,673	441,146	874,416	1,513,308	2,210,155	5,042,698	
六月	數量	石	184	22,767	133,156	237,417	371,628	765,152	9.92
	價額	圓	5,859	416,101	1,474,384	2,175,308	3,521,885	7,593,537	
上半期小計	數量	石	1,519	128,872	521,113	912,836	1,401,264	2,965,604	10.21
價額	圓	69,378	2,115,764	5,191,279	8,167,464	13,518,116	29,062,001		
七月	數量	石	115	12,308	59,789	112,074	249,700	433,986	10.21
	價額	圓	3,650	205,143	135,489	1,103,744	2,385,538	4,433,564	
八月	數量	石	122	7,790	73,235	119,646	376,168	577,011	9.49
	價額	圓	3,563	139,599	726,314	1,197,276	3,411,363	5,498,115	
九月	數量	石	—	5,494	89,640	137,409	561,704	994,247	9.24
	價額	圓	—	85,551	997,783	1,402,867	4,856,092	2,342,293	
十月	數量	石	104	49,241	317,267	208,271	538,196	1,113,079	10.17
	價額	圓	3,563	551,889	3,378,017	2,226,777	5,160,171	11,320,617	
十一月	數量	石	144	50,364	188,543	148,562	387,799	775,412	10.91
	價額	圓	2,704	628,881	2,042,082	1,582,396	4,203,480	8,460,043	
十二月	數量	石	241	71,593	338,621	242,837	407,537	1,060,829	10.98
	價額	圓	9,300	828,023	3,986,199	2,412,213	4,409,484	11,645,219	
下半期小計	數量	石	726	196,790	1,067,145	967,799	2,521,104	4,954,564	10.07
價額	圓	22,780	2,439,085	11,265,844	9,925,272	24,426,128	43,699,851		
合計	數量	石	2,245	325,662	1,588,258	1,881,635	3,922,368	7,720,168	10.07
價額	圓	92,158	4,554,850	17,057,163	18,093,437	37,944,244	77,741,852		
一石當り單價	圓		41.05	13.98	10.74	9.61	9.67	10.07	

備考 イ、七八兩月に於ける横濱港輸入統計は大蔵省及横濱税關にて燒失せしを以て前表七八兩月の項には横濱港の分は含まず。

ロ、以上に依り外國木材輸入協會の調査其他を参照して七八兩月横濱港輸入数量及價額を推定すれば次の如し。

七八兩月 横濱港 輸入	数量 石	?	25,316	113,094	228,931	188,397	555,728
	價額 圓	?	485,295	1,257,605	2,346,441	1,998,892	6,087,233
合計	数量 石	2,245	350,978	1,701,352	2,110,556	4,110,065	8,275,896
	價額 圓	92,158	5,039,145	18,314,768	20,489,579	39,943,136	83,829,035

同上國別、材種別、輸入表

國別	材種 區分	單位	其他のバイン、フアー、シダー				合計
			鉛筆用 シダー	厚さ65 以上厚2 00耗以下	厚さ300 耗以上	丸太材割 材及其他	
支那	數量 石	—	29,065	29,520	11,481	46,572	116,638
	價額 圓	—	313,482	267,290	84,338	336,415	1,001,525
關東州	數量 石	—	16,374	893	8,108	17,522	42,897
	價額 圓	—	196,013	9,859	86,247	121,420	413,539
露領 亞細亞	數量 石	—	18,958	74,030	36,162	1,140,059	1,269,309
	價額 圓	—	154,574	615,948	294,220	8,646,547	9,711,289
北米 合衆國	數量 石	2,245	233,532	1,417,107	1,784,114	3,445,995	5,822,933
	價額 圓	92,158	3,512,603	15,396,840	17,240,066	26,250,616	62,492,286
英領 加奈陀	數量 石	—	19,036	59,119	41,749	254,638	374,591
	價額 圓	—	292,056	694,719	388,364	2,426,022	3,801,161
其他	數量 石	—	8,647	7,539	21	17,582	33,839
	價額 圓	—	86,122	72,507	202	163,221	322,052
合計	數量 石	2,245	325,662	1,588,258	1,881,635	3,922,368	7,720,168
	價額 圓	92,158	4,554,850	17,057,163	18,093,437	37,944,249	77,741,852

備考 イ、鉛筆シダーは長さ20程、幅7程、厚7耗以下に切りたるシダーをいふ。

ロ、一立方米突は3.6石として石に換算せり。

ハ、七八兩月に於ける横濱輸入材は統計燒失の爲め前表に算入せず。

七八兩月 横濱港輸 入材推定 量	數量 石	?	25,316	113,094	228,931	188,397	555,728
	價額 圓	?	484,295	1,257,605	2,346,441	1,998,892	6,087,233
總計	數量 石	2,245	350,978	1,701,352	2,110,556	4,110,765	8,275,896
	價額 圓	92,158	5,039,145	18,314,768	20,439,878	39,943,136	83,829,035

同上季節別輸入表

季節別	大正十二年(七八兩月横濱 輸入材を含ま ざるもの)		大正十二年(七八兩月横濱 輸入材を推定 加算せるもの)		大正十一年	
	數量	百分率	數量	百分率	數量	百分率
上半季	2,965,004	38%	3,521,332	42%	4,426,253	54%
下半季	4,754,564	62%	4,754,564	58%	3,846,359	46%
計	7,720,168	100%	8,275,896	100%	8,273,112	100%

(2) 輸出

(イ) 大正十二年總輸出量

大正十二年に於ける林産物及林産關係品の輸出總額は四千三百餘萬圓にし、之を大正十年輸出額四千六百萬圓に比せば約三百萬圓を減じ、大正十一年輸出額五千二百萬圓に比せば約九百萬圓の減少を示せり。其内譯次の如し。

大正十二年輸出表

品目	單位	數量	價額	品目	單位	數量	價額
林産物及林産製品				林産關係品			
鐵道枕木	石	148,159	916,019	行李鞆及籠	—	—	861,371
箱板樟板	—	—	2,579,153	竹製煙草用吸口及煙管其他	千個	97,372	143,547
機寸軸木	千束	168,494	2,512,301	小計	—	—	392,937
同種用雜木	擔	110,371	1,070,333	計	—	—	1,397,855
其他	—	—	4,046,695	安全製寸	千哥	14,464	10,196,155
小計	—	—	12,124,501	其他	哥	786	453,760
竹	材	—	885,204	小計	—	15,250	10,649,915
木	擔	7,170	35,695	漆器	一哥	—	1,184,358
椎	〃	7,919	1,643,625	鉛筆	哥	233,541	365,038
木	〃	28,296	1,199,847	小計	—	—	1,549,396
樟	〃	42,838	8,877,555	計	—	—	12,199,311
樟	腦油	14,832	330,305	合計	—	—	43,260,583
椰子	〃	1,751	33,801	備考	本表中には七八兩月に於ける横濱輸出統計燒失の爲め算入せず		
の柄及手打	打	670,746	819,879				
木	千束	419	147,600				
製	擔	46	452				
小計	—	—	3,564,858				
			17,538,916				

(四) 林業金融及森林火災保險

其一 林業金融

(1) 森林抵當貸附

森林を抵當とする金融は林業金融中の主要なるものに屬し。之れが衝に當

るものは主として勸業銀行(本店支店)農工銀行等なるも尙其他の普通銀行及貯蓄銀行、並に個人等の金融機關に於て取扱はる。

日本勸業銀行は明治二十九年四月十八日法律第八十二號に據り、翌三十年六月設立されたるものにして、其の業務の目的とする所は當初農工業の爲め長期低利の貸付を爲すにありしも、其の後明治四十四年三月勸業銀行法中より「農工業及び水産業の改良發達の爲めに資本を貸付するを以て目的とす」と云ふ文字は削除せられ、其後は農工業上の特別機關にあらずして、單純なる不動産銀行たるに至れり。然し右の變更ありたるも實質は依然として、農工業上特に農業の金融機關たることは今日に至るも變りなし。

勸業銀行の森林を抵當として貸付を開始せるは最近のことにして、大正十年七月初めて岐阜縣の某林業家に對して金十萬圓を貸付たり、而して勸業銀行は立木のみに對しては貸付けずして必ず其の土地をも含み且つ其の森林は火災保險に附するを要すこととせり。

農工銀行は明治二十九年法律第八十三號農工銀行法に依り、中央に於ける日本勸業銀行と相對して各府縣に設けられたるものなり、農工銀行も亦設立の當初に在りては、専ら農工業發達の爲め資金を貸付くるを以て目的としたるも明治四十四年三月日本勸業銀行と共に此目的に關する制限は除去せられ、法律上に於ては今や唯單純に不動産金融を以て其目的とするものと見るの外なきに至れり、然れども其の實質に於ては、今日と雖も、依然農工業改良發達の爲め資金を貸付くるを以て營業上の主目的たることは、日本勸業銀行と異なる所なし。

而して種々論議の後大正十年に於て農工銀行は勸業銀行に自由併合を許す法律を發布せられ我國各府縣に於ける一個づつの農工銀行を置くべき制度は改めらるゝこととなれり、爾來數地方の農工銀行は勸業銀行との間に併合の契約成立して、勸業銀行の支店と化し、今や其の併合統一の趨勢は事實に於て益々進行しつつあり。

(4) 金融機關特別貸付高

大正十一年末現在に於ける機關別貸付金高、件數、抵當面積及一件當り平均貸付金額は次の如し。

機關別貸付高表

森林抵當者	貸付金額	總額に對する百分率		一件當り平均金額	森林擔保面積
		件數	百分率		
勸業銀行	234,000.00	6	—	39,000.00	281.4
農工銀行及勸業銀行支店	10,544,364.53	6,528	9.7	1,615.25	52,157.3
普通貯蓄銀行	32,928,827.80	24,999	37.0	1,317.21	104,405.9
個人其他金融機關	14,705,019.89	36,033	53.3	408.09	43,636.4
計	58,412,212.22	67,566	100.0	864.52	200,482.0

備考 1. 個人其他金融機關に屬する分は推定額にして北海道、東京、大阪、神奈川、長崎、宮城、山形、沖繩の一道二府五縣を含ます。

2. 本表は立木のみに對する貸付をも含む。

3. 本表は大正十二年七月山林彙報臨時増刊「本邦林業金融事情」に據る。

4. 大正十二年末現在に於ける勸業銀行(本店のみ)の貸付金高、件數、一件當り平均貸付金額は次の如し。

貸付金額 1,705,500圓 貸付件數 28件
一件當り平均金額 60,875圓

即ち貸付金高に於ては普通貯蓄銀行其の首位を占め(總額の56%)件數に於ては「個人其他」が首位を占む(總件數の53%)而して一件當り金額に於ては勸業銀行の39,000圓を以て首位となす。

尙参考として一般不動産抵當貸付金高機關別表(森林抵當を除く)を左に掲ぐ。

一般不動産抵當機關別貸付高表

金融機關名	金額	總額に對する百分率
勸業銀行	198,046,000	9.3
農工銀行	220,928,000	10.3
北海道拓殖銀行	38,643,000	1.8
興業銀行	34,346,000	1.6
普通貯蓄銀行	609,554,000	28.5
保險會社	23,026,000	1.1
個人其他推定高	1,014,437,000	47.4
計	2,138,976,000	100.0

備考 1. 保險會社の貸付は全部工場、宅地又は建物に抵當とするものにして田畑に對しては貸付を行はず。

2. 一件當り金高は總平均に於て1,265圓、勸業銀行は12,065圓、農工銀行は3,177圓なりとす。

3. 本表金額は勸業銀行調査に係るものにして大正八年末現在高なり(「本邦不動産金融に關する統計的資料」に據る)。

今以上兩者を比較するに森林抵當金融に於ては僅に金額の25%に過ぎざりし「個人其他」が一般不動産抵當金融に於ては全額の47%強を占め、又森林抵當金融に於て56%強を占めたる普通貯蓄銀行は一般不動産抵當金融に於ては28%強を占む、而して總額に於て森林抵當金融は一般不動産抵當金融の2%7強に該る、但し一件當り平均高に於て前者は後者に及ばず。

(ロ) 府縣別貸付高

森林抵當金融の最も旺に行はるゝは和歌山、三重、兵庫、愛知、静岡、奈良等の諸縣にして其の融通の妙きは青森、高知、佐賀、福井、鳥取の諸縣なり、而して私有林野面積と貸付高との間には概して直接的關連なきものゝ如し。

府 縣 別 貸

地 方	勸業銀行本店		農工銀行若くは勸業銀行支店		普通貯蓄
	件数	金額	件数	金額	件数
東京	—	—	—	—	180
大 神 奈 川	—	—	49	102,973	845
神 奈 川	—	—	—	—	76
兵 庫	1	19,000	249	265,446	515
新 潟	—	—	99	143,300	1,427
埼 阜	—	—	—	—	—
群 馬	—	—	251	80,100	83
千 葉	1	250,000	1,689	407,610	420
茨 城	4	85,000	—	—	260
栃 木	—	—	—	—	608
群 馬	—	—	—	—	773
千 葉	—	—	249	465,300	781
茨 城	—	—	471	1,989,680	235
栃 木	—	—	859	3,791,400	715
群 馬	1	23,000	1,315	1,220,206	602
千 葉	9	328,000	124	96,340	6,051
茨 城	—	—	16	12,000	164
栃 木	—	—	189	202,519	168
群 馬	5	300,000	95	41,800	946
千 葉	—	—	2	20,229	344
茨 城	—	—	—	—	325
栃 木	—	—	25	19,500	20
群 馬	—	—	—	—	1,101
千 葉	—	—	3	1,800	5
茨 城	—	—	—	—	—
栃 木	—	—	—	—	1
群 馬	—	—	—	—	29
千 葉	—	—	—	—	295
茨 城	—	—	—	—	25
栃 木	1	47,500	—	—	93
群 馬	—	—	—	—	343
千 葉	—	—	29	54,268	369
茨 城	—	—	—	—	871
栃 木	—	—	5	5,956	32
群 馬	—	—	148	1,029,919	1,840
千 葉	2	147,000	80	407,379	3
茨 城	—	—	—	—	—
栃 木	—	—	556	135,165	3,848
群 馬	—	—	—	—	—
千 葉	1	100,000	—	—	45
茨 城	—	—	23	45,137	205
栃 木	—	—	—	—	63
群 馬	2	400,000	2	4,343	46
千 葉	1	6,000	2	2,000	95
茨 城	—	—	—	—	142
栃 木	—	—	—	—	—
群 馬	—	—	—	—	5
千 葉	—	—	—	—	—
茨 城	—	—	—	—	—
栃 木	28	1,705,500	6,528	10,544,365	24,999

付 高 表

銀行	個人金融機関		計		私有林野面積
	金額	件数	金額	件数	
663,141	?	?	180	663,141	44,103
1,061,008	441	258,153	1,333	1,422,134	123,666
324,917	—	—	76	324,917	32,827
927,843	?	?	765	1,212,289	70,761
2,571,666	1,030	3,377,786	2,557	6,092,752	239,521
—	?	?	—	—	399,405
119,840	1,528	201,870	1,862	401,810	217,290
179,658	1,948	357,840	4,059	1,095,108	77,293
262,548	600	450,000	864	797,548	172,861
137,230	459	78,820	1,067	216,040	142,599
928,425	1,584	295,570	2,357	1,223,995	175,728
2,087,256	95	13,480	1,089	2,566,036	211,922
1,423,589	24	86,700	720	3,499,969	166,330
2,059,908	596	273,295	2,170	6,124,604	206,500
4,289,827	1,153	204,350	3,071	5,837,383	127,401
4,575,170	1,599	462,835	7,783	5,472,345	280,513
64,146	343	77,980	523	154,126	114,032
209,509	632	132,710	989	544,828	100,428
208,686	663	111,422	1,709	661,908	366,782
909,170	518	257,360	864	1,186,759	287,539
249,802	—	—	325	249,802	121,512
3,800	1,456	200,030	1,501	223,330	463,512
1,308,797	15	15,008	1,116	1,323,805	456,703
2,760	24	26,850	49	31,410	127,139
—	—	—	—	—	145,237
2,000	105	54,700	106	55,700	204,226
43,999	344	107,450	373	151,449	228,143
74,360	312	56,805	607	131,165	143,613
95,223	1	405	36	95,628	61,722
65,070	31	4,911	125	117,478	78,942
146,007	2,079	393,254	2,422	539,261	352,939
356,081	1,037	243,813	1,432	654,162	245,002
653,568	1,630	547,250	2,501	1,200,818	375,997
41,156	652	260,815	689	307,927	205,744
5,289,826	2,611	3,960,538	4,597	10,280,277	223,911
52,610	4,494	805,200	4,579	1,272,189	215,719
—	707	126,700	707	126,700	54,079
486,959	3,770	189,042	8,774	811,166	197,910
—	18	34,797	18	34,797	264,829
214,318	451	309,115	497	623,433	117,107
363,709	1,760	389,409	1,988	798,255	168,682
29,177	48	18,436	111	47,613	53,144
12,400	602	200,700	652	617,443	148,836
67,275	230	50,200	328	125,475	133,004
102,315	461	69,421	603	171,736	154,188
—	—	—	—	—	28,457
264,000	—	—	5	264,000	—
32,928,828	36,033	114,705,020	67,588	59,883,712	8,480,754

- 備考 1.個人其他の分は推定額にして立木のみに対する貸付をも含む。
 2.勸業銀行本店は大正十二年末現在、其他は大正十一年度末現在なり。
 3.勸業銀行本店を除くの外は「本邦林業金融事情」に據る。

(ハ) 金 利

各金融機關別より觀たる森林抵當金融の平均金利は次表の如くにして「個人其他」の割一分六厘を以て最高率とし勸業銀行の七分八厘を以て最低率となす、森林抵當も大體に於て一般不動産抵當金融と其の傾向を一にするものなり。

金融機關別平均金利表 (大正十一年末調査)

金融機關	森林抵當	一般不動産抵當	備考
	(%)	(%)	
勸業銀行	0.780(年賦) 0.810(定期)	耕地 (森林と同率) 宅地建物 { 0.850(年賦) { 0.880(定期)	「本邦林業金融事情」に據る
農工銀行及勸業銀行支店	0.885	0.950(十年調)	
普通銀行	1.150		
個人其他	1.160	1.152(十一年調)	

府縣別勸業支店及農工銀行金利——金利の高率なるは宮崎(割四分)及和歌山(割二分六厘)にして山梨(割)、福島滋賀(九分三厘)岩手(九分一厘)兵庫、岡山、愛媛、三重(九分)等之に次ぐ、又低率なるは熊本(六分五厘)を第一とし岐阜(七分七厘)東京(七分八厘)等之に亞ぐ。

府縣別普通貯蓄銀行金利——金利の高率なるは山梨(割四分)を第一とし群馬(割三分五厘)鹿児島(割三分三厘)宮崎(割三分)和歌山(割二分八厘)等之に次ぎ又低率なるは福井、岡山、大分、北海道(割)を第一とし滋賀(割一厘)三重(割二厘)千葉(割五厘)等之に亞ぐ。

府縣別個人其他金融機關金利——金利の高率なるは栃木(割六分)を第一とし新潟、秋田、熊本、宮崎(割五分)山梨、鹿児島(割四分)福岡(割三分八厘)群馬(割三分五厘)等之に次ぎ、又低率なるは鳥根(四分九厘)を第一とし奈良(五分八厘)千葉(九分五厘)香川(九分)等之に亞ぐ。

府縣別森林抵當貸付金利表 (最高最低平均)

道府縣	貸付金利率(平均)			道府縣	貸付金利率(平均)		
	農工銀行及勸業支店	普通貯蓄銀行	個人其他の金融機關		農工銀行及勸業支店	普通貯蓄銀行	個人其他の金融機關
東京	0.78	1.13	?	兵庫	0.90	1.10	1.20
京都	0.80	1.18	1.05	長崎	—	?	?
大阪	—	1.11	—	新潟	0.80	1.15	1.50
神奈川	0.85	1.10	?	埼玉	0.85	1.15	1.03

道府縣	貸付金利率(平均)			道府縣	貸付金利率(平均)		
	農工銀行及勸業支店	普通貯蓄銀行	個人其他の金融機關		農工銀行及勸業支店	普通貯蓄銀行	個人其他の金融機關
群馬	—	1.35	1.50	富山	—	1.26	—
千葉	—	1.05	0.95	鳥取	—	1.20	1.20
茨城	—	1.25	1.15	島根	—	1.11	0.49
栃木	0.80	1.22	1.60	岡山	0.90	1.00	1.00
群馬	0.83	1.23	0.58	広島	—	1.10	1.00
三重	0.90	1.02	1.05	山口	0.80	1.06	1.00
静岡	0.88	1.07	1.25	和歌山	1.25	1.28	1.31
山梨	0.80	1.15	0.98	徳島	0.85	1.02	1.00
滋賀	1.00	1.40	1.40	香川	—	—	0.90
岐阜	0.93	1.01	1.01	愛媛	0.90	1.10	1.20
長崎	0.77	1.04	1.20	高知	—	—	0.84
宮崎	0.85	1.06	1.26	福岡	—	1.32	1.38
岩手	—	1.20	—	大分	0.85	1.00	1.00
福島	0.93	1.27	1.28	佐賀	—	1.10	1.20
青森	0.91	1.20	1.20	熊本	0.65	1.25	1.50
山梨	0.82	1.22	1.33	宮崎	1.40	1.30	1.50
秋田	—	—	—	鹿児島	—	1.33	1.40
新潟	—	1.20	1.50	沖縄	—	—	—
神奈川	—	1.00	1.15	北海道	—	1.00	—
石川	—	1.20	1.20	平均	0.885	1.15	1.16

備考 「本邦林業金融事情」に據る。

(二) 貸付期限

勸業銀行の貸付期限は法定最長期限としては五十年なるも(日本勸業銀行法第十四條)森林抵當貸付は實際十年乃至二十年にして十年を最多とす。其の他の機關に於ける貸付期限は一定の標準なく各區々なるも之を概観すれば農工銀行若くは勸業銀行支店に於ては最短一年最長三十年にして多くは二十年以下、殊に十年以下のもの多し。普通貯蓄銀行に於ては最短二ヶ月最長二十年に及ぶものもあるも多くは一年乃至五年なり。次に個人其他の金融機關に於ては最短六ヶ月、最長二十年なるも多くは一年乃至五年なり。

(2) 組合金融

(イ) 森林組合

政府は治水事業費の一部として森林組合設立奨励規則により森林組合の設立費を補助すると同時に組合の事業實行上必要なる低利資金融通の途を開くが爲明治四十四年七月林第三〇一二號を以て農商務、逓信、大藏三次官より各府縣知事、日本勸業銀行總裁、各府縣農工銀行監理官に通牒し日本勸業銀行直接貸付の利率は年五分三厘農工銀行代理貸付の利率は三萬圓未滿は五分八厘、三萬圓以上は五分三厘を以て貸付け事業成功の確實を期せり、爾して同時に林第三五九六號を以て山林局長より各府縣知事に對し低利資金の融通に依り一時に無謀なる事業計畫の實行に着手し其の成功を危くし

濫費浮華の弊を生ぜしめざる様留意せられたる旨を注意せり、其の後貸付金の利率に付ては爾後の經濟状態に鑑みて變更せられ、現在にありては三萬圓以上は五分四厘、三萬圓以内は五分九厘となれり。

大正十一年末現在森林組合数は三百三十二組合にして、其の多くは單に従來生立せる森林の施業又は保護施設を爲す施業、造林若くは保護組合にして多額の經費を要する土工關係森林組合は其の數二十四に過ぎず、従て低利資金の供給希望額の如きも比較的少く、今尙三十萬圓内外に止まる、而して大正元年度より十一年度に至る間に於て低利資金の供給を受けたるもの十四府縣二十六組合(貸付件數三十九)、金額二十七萬三千七百圓にして其内償還せられしものあるを以て大正十一年末現在貸付高は次表の如く二十一組合、金額二十二萬三千六百九十九圓にして一組合三萬圓以上の貸付は二組合に過ぎず、償還期限は三十箇年を最長とするも其の多くは二十箇年なり。

府縣別低利資金貸付現在高表 (大正十一年十二月末日現在)

府縣名	貸付組合數	貸付現在高	府縣名	貸付組合數	貸付現在高
京都	2	10,995.02	鳥取	1	2,000.00
大阪	1	3,939.00	和歌山	2	11,302.55
大垣	1	19,000.00	愛媛	2	5,973.72
群馬	1	1,387.79	高知	1	6,500.98
奈良	2	77,263.45	熊本	1	4,907.03
愛知	1	5,000.00	鹿兒島	1	3,061.68
岐阜	4	67,537.79			
富山	1	1,500.00	計	21	220,396.01

- 備考 1. 本表には大正十一年度分として貸付せるものを加算したり。
 2. 本表は「本邦林業金融事情」に據る。
 3. 本記事は後掲森林組合の次にも記載しあり。

尙日本勸業銀行第五十三期營業報告に依れば大正十二年末現在府縣別低利資金貸付現在高は次の如し。

府縣別低利資金貸付現在高表(大正十二年十二月末日現在)

府縣名	貸付組合數	貸付現在額	府縣名	貸付組合數	貸付現在額
京都	2	10,375.24	宮城	1	1,500.00
大阪	1	3,819.40	鳥取	1	1,896.19
大垣	2	19,000.00	和歌山	4	11,038.63
群馬	1	1,238.51	愛媛	1	1,500.00
奈良	4	76,899.96	高知	1	6,213.37
静岡	1	688.93	熊本	2	4,627.42
愛知	1	5,000.00	鹿兒島	2	2,895.56
岐阜	8	64,827.22	計	32	211,469.64

(口) 産業組合(信用組合)

産業組合は組合員の産業又は其經濟の發達を圖るが爲設立せらるる團體に

て中小産業者に缺くべからざる經濟機關なり、明治三十三年産業組合法の公布以來顯著なる發達を爲し其の數大正九年末に於て一萬三千四百四十二、組合員二百二十九萬人に達し益々發達するの状況にあり。

信用組合は産業組合の一にして、組合員に産業上必要な資金を貸付し一面には貯金の便宜を得せしむるを以て目的とす、而して信用組合及之を兼營するもの大正九年末に於て其の數一萬一千九百一、貸付金一億八千六百十八萬八千餘圓、貯金預り高二億二千四百三十二萬餘圓に達す。

而して本邦林業家の信用組合を利用しつつある程度は具體的に徴すべき資料を缺くも次表により其大勢を卜するを得べし、素より農林業者の区分は確然たるものにあらず、農業者にして林業に資金の運用を爲せるものあるべしと雖も大體に於て林業家の信用組合を利用しつつある程度は未だ充分ならざるが如し。

道府縣信用組合員及出資口數

地方	組合員數		總組合員數	出資口數		總出資口數
	農業	林業		農業	林業	
東京	15,245	71	27,977	54,348	353	123,801
京都	28,643	101	50,566	96,731	292	130,732
大阪	22,476	77	32,639	63,764	354	147,204
神奈川	10,674	—	13,099	23,603	—	35,674
兵庫	67,587	53	86,935	173,782	86	303,887
長崎	18,234	27	22,897	34,541	38	46,946
新潟	63,432	17	79,139	166,217	61	215,004
群馬	65,995	19	79,850	220,794	101	283,857
千代田	40,251	12	44,369	122,725	17	141,116
茨城	37,299	5	45,736	109,095	17	136,897
栃木	28,829	17	32,529	87,253	18	102,751
群馬	18,917	14	21,396	66,592	18	77,189
奈良	12,963	197	15,274	35,018	483	41,136
三重	41,776	181	50,452	97,829	405	119,258
静岡	53,319	—	61,005	156,884	—	191,509
山梨	41,653	753	49,985	121,266	3,049	152,364
滋賀	27,079	35	32,041	86,164	86	114,387
岐阜	39,258	151	47,602	96,104	412	120,311
長野	39,691	—	46,182	95,704	—	116,238
富山	79,101	70	84,707	182,566	109	98,468
石川	13,240	—	15,496	29,914	—	35,508
福井	26,210	19	31,809	76,367	22	100,418
山梨	21,348	—	25,371	45,346	—	59,092
青森	15,838	18	18,328	45,304	106	56,577
岩手	16,731	53	20,486	44,870	53	59,918
秋田	24,271	21	30,701	45,251	65	75,416
福島	22,336	45	25,355	53,203	94	62,379
宮城	24,573	8	27,853	67,848	23	76,936
山形	37,844	3	44,301	100,718	11	122,494
福島	30,229	25	35,343	78,773	30	92,267
鳥取	61,766	39	99,896	123,286	49	165,120

地方	組合員數		總組合員數	出賣口數		總出賣口數
	農業	林業		農業	林業	
岡山	68,419	4	81,101	139,937	13	178,841
廣島	73,018	27	86,029	137,779	46	177,696
山口	70,316	18	66,062	124,621	37	187,009
和歌山	22,361	189	30,566	63,025	502	96,049
徳島	17,305	66	22,524	33,543	93	47,816
香川	34,706	7	43,668	82,002	1	110,643
愛媛	42,206	11	59,917	99,874	17	130,603
高知	18,173	7	21,431	56,054	65	68,331
福井	58,825	4	74,622	142,882	4	186,373
大分	20,859	—	23,283	38,192	—	43,289
佐賀	12,593	—	14,603	24,816	—	29,823
熊本	29,474	1	32,349	64,815	1	77,978
宮崎	34,501	31	39,974	73,958	42	84,293
鹿児島	100,669	5	107,639	104,199	6	208,063
沖縄	12,746	—	13,610	40,189	—	42,790
北海道	20,948	24	27,003	27,003	64	70,395
計	1,693,472	2,416	2,041,984	4,173,733	7,248	5,444,856

備考 1. 總組合員數及總出賣口數は農業林業以外の職業のもの等全部を總計したるものなり。2. 本表は「産業組合要覽」(大正十一年十二月)に依る。

其二 森林火災保險

我が國に於ける森林火災保險は靜岡縣中泉町川島瀧藏氏が十數年前より國家の森林政策の立場より事業創始の必要を力説し大に世論の喚起に勉めたり其の後岐阜縣大垣人金森吉次郎氏は金融問題の立場より森林火災保險制度の必要を唱導せり、政府當局も種々の便宜を與へ此機運の熟成に努めたる結果東邦火災保險株式會社は大正九年十二月三日森林火災保險營業の認可を主務官廳より受け大正十年一月七日營業開始の披露を爲すに至れり、金森吉次郎氏は營業開始後直ちに十萬圓の契約をなし、我國最初の森林保險契約者となれり。

其の後大正十二年六月東邦火災保險株式會社の姉妹會社なる帝國火災保險會社も森林火災保險營業を開始せるが同社は東邦火災保險株式會社に對して再保險を爲せる外現在にては直接の契約は未だ殆んど無きが如し、尙中央火災保險株式會社及び東京海上保險株式會社は森林保險營業を計畫中なるが未だ營業開始の運びに至らず。

今參考の爲東邦火災保險株式會社森林火災保險業務要項によりその要點を摘記すれば次の如し。

保險の目的——一般の造林。但天然林及樹齡十ヶ年未満の造林を除く。
 保險金額——保險契約者の希望に由るは勿論なるが常に保險目的物の見

續價額に對して其の七割を超過せざるものとす、見積價額は其所在地に於ける時價を標準として之を定む。

保險期間——普通、一ヶ年。 長期、一ヶ年以上五ヶ年未満。
 保險期間は總て一ヶ年を以て通例とす、但時宜に依り長期の契約を爲すべしとあるべし。

保險料率——次表の如し。

森林火災保險料率表 (保險金一千圓に付壹ヶ年)

大林区別	道府縣別	樹齡別 林況別	三十一年生以上		自二十一年生至三十年生		自十一年生至二十年生				
			純樹林	針葉樹林	純樹林	針葉樹林	純樹林	針葉樹林			
北海道地方	北海道、樺太		10.0	10.0	15.0	14.0	14.0	21.0	19.0	19.0	28.5
青森地方	青森縣、岩手縣(二戸郡田山村を除く)宮城縣(刈田郡七ヶ宿村大字湯原の内字稻子山を除く)秋田縣の内(鹿角郡七瀨村大字上向(物草澤を除く)北秋田郡早口村大字早口字早口澤の内小字登川、丁間澤、沼ノ澤、逆澤)		7.5	7.5	11.5	10.5	10.5	10.0	14.5	14.5	22.0
秋田地方	秋田縣(鹿角郡七瀨村大字上向(物草澤を除く)北秋田郡早口村大字早口字早口澤の内小字登川、丁間澤、沼ノ澤、逆澤を除く)山形縣(西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村を除く)岩手縣の内二戸郡田山村		6.5	6.5	10.0	9.0	9.0	13.5	12.5	12.5	19.0
東京地方	東京府、福島縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、宮城縣の内刈田郡七ヶ宿村大字湯原の内字稻子山、山形縣の内西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村、新潟縣、長野縣、山梨縣、静岡縣		4.5	5.5	8.5	7.0	8.5	13.0	9.0	11.0	16.5
大阪地方	大阪府、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、岐阜縣、愛知縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、鳥根縣、鳥取縣		3.5	4.5	7.0	4.5	5.5	8.5	5.5	7.0	10.5

(五) 林業勞
(1) 道府縣林業

大林區署別	道府縣別	樹齡別 林況別	三十一一年生以上			自二十一年生至三十年生			自十一年生至二十年生		
			純葉樹林	針葉樹林	混生林	純葉樹林	針葉樹林	混生林	純葉樹林	針葉樹林	混生林
高知地方	高知縣、德島縣、愛媛縣、香川縣		3.5	4.5	7.0	4.5	5.5	8.5	5.5	7.0	10.5
熊本地方	熊本縣、福岡縣、大分縣(大野郡小野市村、重岡村を除く)、佐賀縣、長崎縣		3.5	4.5	7.0	4.5	5.5	8.5	5.5	7.0	10.5
鹿兒島地方	鹿兒島縣、宮崎縣、大分縣の内大野郡小野市村、重岡村、沖繩縣		3.5	4.5	7.0	4.5	5.5	8.5	5.5	7.0	10.5
(臺灣)地方	(臺灣)		3.5	4.5	7.0	4.5	5.5	8.5	5.5	7.0	10.5

備考 帝國火災保險株式會社の料率も本表と同一なり。
而して我國に於ける森林火災保險契約の目的は勸業銀行等より金融を受けむが爲めにして現在の保險契約者は何れも勸業銀行等より資金の融通を受け居れり今大正十二年末現在の契約高を示せば次表の如し。

東邦火災保險株式會社森林火災保險契約高 (大正十二年末現在)

府縣	契約數	面積	保險金額	保險料	樹種及樹齡	備考
北海道	11,222	30,130	140,000	2,174.30	闊葉樹 30-300	
新潟	1	400	03,000	15,000	82,50 樺 150-200	
群馬	4	29,100	03,77,000	1,008.95	杉、檜 16-60	一契約60,000圓に對する面積不明。
埼玉	1	76,941	13,260,000	2,264.29	杉、檜 12-150	
神奈川	1	31,672	23,19,000	161.50	杉、檜、松 35-80	
静岡	10	356,181	19,343,100	4,367.78	杉、檜 10-35	二契約保險金額111,000圓に相當する面積は不明につき計上せず。
愛知	2	?	40,000	250.00	?	
岐阜	5	590,010	14,300,000	2,875.14	杉 4-30	
鳥取	1	12,330	7,47,500	401.33	杉、檜 20-30	
徳島	2	432,390	00,117,000	1,021.50	杉 10-25	
福岡	1	?	100,000	700.00	?	
熊本	2	73,290	00,400,000	2,800.00	杉 50-90	263,000に對する面積を加算せず。二契約11,000圓に對する面積、樹種不明
宮崎	3	269,880	00,17,000	123.50	樺 25-40	
朝鮮	1	99,080	2,000	30.00	松20、樺30、栗40	
合計	35,353	13,291,877,000	18,230,79			七契約分の面積不明につき平均面積は之を除外して算出せり。
平均契約均	126,251	53,646	520,88			
平均保險料率			9.71			

種別 地方	性及年齢別											
	男					女					幼年	合計
	老年	成年	少年	計	老年	成年	少年	計				
東京	575	8,171	364	9,110	70	2,136	102	2,708	7	11,825		
京都	716	8,432	603	9,801	96	1,879	200	2,175	20	11,996		
大阪	186	2,520	546	3,252	34	526	116	676	55	3,983		
神奈川	297	2,854	102	3,253	5	217	12	234	10	3,497		
兵庫	1,040	12,182	1,000	14,222	157	1,707	216	2,080	37	16,339		
長崎	588	6,763	585	7,936	152	3,265	278	3,695	231	11,862		
新潟	1,662	11,669	1,251	14,582	197	3,415	327	3,939	12	18,533		
埼玉	741	4,988	871	6,600	57	137	61	255	75	6,930		
群馬	405	5,768	1,109	7,282	75	713	215	1,003	120	8,405		
千葉	1,428	10,783	949	12,710	254	1,674	127	2,055	40	14,805		
茨城	1,130	5,963	494	7,587	189	1,783	260	2,232	4	9,823		
栃木	792	7,036	948	8,776	94	2,003	232	2,329	34	11,139		
奈良	1,103	10,955	717	12,772	78	1,466	84	1,628	14	14,417		
三重	1,595	12,290	1,025	14,910	340	3,260	343	3,943	149	19,002		
愛知	411	3,762	373	4,546	58	1,097	161	1,316	85	5,547		
静岡	1,531	14,387	1,664	17,584	170	1,960	228	2,358	226	20,168		
山梨	1,048	6,799	1,136	8,983	163	1,618	443	2,224	24	11,231		
滋賀	960	13,922	1,200	16,082	240	7,200	480	7,920	60	24,062		
岐阜	1,732	16,861	2,177	20,770	365	3,779	708	4,852	131	25,753		
長野	1,323	13,360	1,298	15,980	130	1,786	192	2,108	145	18,232		
宮城	661	8,494	828	9,983	98	2,234	251	2,583	85	12,651		
福島	798	8,702	930	10,430	306	2,734	418	3,458	30	13,918		
岩手	2,026	17,803	2,417	22,246	310	5,128	1,267	6,705	379	29,330		
青森	1,059	19,899	1,994	22,950	218	8,328	1,087	9,623	368	32,951		
山形	1,402	17,975	1,196	20,573	246	4,982	416	5,644	39	26,256		
秋田	859	30,642	1,638	33,139	73	9,193	1,028	10,294	344	43,777		
福井	465	3,984	321	4,770	76	1,208	179	1,463	21	6,254		
石川	1,001	7,218	513	8,732	64	1,447	139	1,650	20	10,402		
富山	345	5,001	462	5,808	10	1,017	126	1,153	—	6,961		
鳥取	315	3,453	387	4,155	158	875	211	1,244	12	5,411		
島根	2,181	12,410	1,063	15,659	196	3,023	382	3,601	30	19,290		
岡山	553	5,102	301	5,956	31	300	52	383	4	6,343		
広島	826	8,946	1,448	11,220	109	2,044	656	2,809	66	14,095		
山口	1,412	9,275	1,108	11,795	251	2,580	280	3,111	54	14,960		
和歌山	1,838	11,228	2,211	15,277	241	3,331	462	4,040	12	19,329		
徳島	856	5,839	907	7,602	184	1,667	292	2,143	197	9,942		
香川	378	2,333	421	3,132	24	320	112	466	—	3,598		
愛媛	1,743	8,344	437	10,524	—	1,492	—	1,492	—	12,016		
高知	1,528	9,183	1,346	12,057	231	2,462	283	2,976	107	15,140		
福岡	1,495	8,467	1,469	11,431	155	1,579	234	1,968	68	13,467		
大分	1,042	12,046	1,532	14,620	226	2,435	225	2,886	25	17,531		
佐賀	146	2,990	143	3,279	9	760	126	895	40	4,214		
熊本	862	16,094	3,566	20,522	259	7,517	1,747	9,523	—	30,045		
宮崎	2,078	12,527	1,510	16,115	206	4,226	584	5,016	92	21,223		
鹿兒島	1,184	8,982	1,507	11,673	1,256	2,870	411	4,537	50	16,260		
沖繩	224	3,451	680	4,355	204	2,658	1,601	4,463	228	9,046		
北海道	1,322	26,445	1,680	29,447	217	2,690	416	3,323	579	33,349		
計	47,859	466,305	50,027	564,191	8,288	121,131	17,770	147,139	4,329	715,709		
百分率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
	6.69	65.15	6.99	78.82	1.16	16.92	2.48	20.57	0.6	100.00		

働者現況

労働者数 (大正十年三月道府縣調査)

地方	種別	就業別			備考
		定備	臨時	小計	
東京	京都	739	873	10,213	(1) 本表は雇傭期間の長短に拘らず賃金を得て林業(林産物加工中工場経営に属するものを除く)の勞役に雇傭せらるるを例とする者の人頭数を示す。
大阪	奈良	712	2,371	11,234	
神奈川	兵庫	204	683	3,779	
茨城	新潟	99	170	3,398	
群馬	栃木	566	2,165	13,608	(2) 定雇とは半歳以上引續き雇傭せらるるものとす。
埼玉	千葉	323	388	11,539	
茨城	栃木	682	3,727	14,124	
群馬	千葉	396	939	5,595	
茨城	栃木	476	1,676	6,253	(3) 老年とは満六十歳以上、成年とは満十六歳以上六十歳未満、少年とは満十四歳以上十六歳未満、幼年とは十四歳未満とす。
埼玉	千葉	476	1,141	13,184	
茨城	栃木	739	895	8,139	
群馬	千葉	951	2,637	7,551	
茨城	栃木	1,550	4,988	7,879	(4) 専業とは専ら林業労働に従事する者、兼業とは他の業務の傍ら林業労働に従事することある者とす。
埼玉	千葉	879	4,019	14,104	
茨城	栃木	355	811	4,781	
群馬	千葉	2,091	2,478	15,599	
茨城	栃木	646	1,319	9,260	
埼玉	千葉	703	1,473	22,880	
茨城	栃木	2,125	3,460	20,168	
群馬	千葉	2,300	3,306	12,627	
茨城	栃木	518	1,088	11,045	
埼玉	千葉	1,843	2,760	9,315	
茨城	栃木	2,580	2,358	24,392	
群馬	千葉	751	1,964	30,236	
茨城	栃木	1,058	3,205	21,993	
埼玉	千葉	1,588	3,146	39,043	
茨城	栃木	117	573	5,564	
群馬	千葉	248	757	9,397	
茨城	栃木	190	365	6,406	
埼玉	千葉	534	788	4,089	
茨城	栃木	320	1,282	17,632	
群馬	千葉	214	543	5,586	
茨城	栃木	1,088	1,345	11,662	
埼玉	千葉	472	1,115	13,373	
茨城	栃木	1,626	3,914	13,789	
群馬	千葉	271	528	9,143	
茨城	栃木	275	158	3,165	
埼玉	千葉	640	1,299	10,077	
茨城	栃木	1,219	2,748	11,173	
群馬	千葉	260	1,938	11,263	
茨城	栃木	1,209	1,086	15,236	
埼玉	千葉	138	191	3,835	
茨城	栃木	1,249	3,727	25,069	
群馬	千葉	2,077	4,724	14,422	
茨城	栃木	784	1,645	13,831	
埼玉	千葉	257	490	8,299	
茨城	栃木	2,912	5,777	24,660	
計		41,462	89,037	585,210	74,247
百分率		5.78	12.45	81.77	94.22

(2) 三野地方林業労働者賃金累年比較 (一人一日)

地明ケ 植付 下刈(蔓切) 枝打 間伐 皆伐 皮剥 木馬 修羅 肩出 管上 管流 筏流 杉種 子採 丸太磨	明治	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
	43	44	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
地明ケ	0.65	0.65	0.75	0.75	0.75	0.65	0.70	0.85	0.95	2.00	2.00	1.95	2.20	1.95
植付	0.60	0.60	0.70	0.70	0.70	0.60	0.65	0.80	0.90	1.50	2.00	1.95	2.20	1.95
下刈(蔓切)	0.60	0.60	0.75	0.70	0.70	0.60	0.65	0.80	0.90	1.50	2.00	1.95	2.20	1.95
枝打	0.75	0.75	0.80	0.85	0.85	0.75	0.80	1.00	1.20	3.00	3.00	2.50	2.50	2.50
間伐	0.70	0.70	0.80	0.80	0.80	0.70	0.75	1.00	1.20	2.50	3.00	2.50	2.50	2.30
皆伐	0.80	0.80	0.90	0.90	0.90	0.80	0.75	1.00	1.20	2.50	3.00	2.50	2.50	2.30
皮剥	0.60	0.60	0.70	0.70	0.70	0.60	0.65	0.80	0.90	2.00	2.50	2.25	2.50	2.30
木馬	1.50	1.50	1.70	1.70	1.70	1.50	1.60	2.00	2.50	5.50	5.00	4.50	4.50	4.50
修羅	0.70	0.80	0.80	0.80	0.80	0.70	0.75	0.95	1.10	2.50	2.00	2.75	2.75	2.25
肩出	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.80	0.85	1.10	1.20	3.00	2.50	3.75	3.75	3.75
管上	0.70	0.80	0.80	0.80	0.80	0.70	0.75	0.95	1.10	2.50	2.00	4.50	4.50	4.50
管流	1.00	1.10	1.10	1.10	1.10	1.00	1.10	1.50	1.80	4.00	3.00	3.25	3.25	4.00
筏流	1.00	1.10	1.10	1.10	1.10	1.00	1.05	1.50	1.80	4.00	3.00	2.50	3.50	2.15
杉種	1.00	1.10	1.10	1.10	1.10	1.00	1.05	1.50	1.80	4.00	3.00	2.50	3.50	2.15
子採	1.00	1.10	1.10	1.10	1.10	1.00	1.05	1.50	1.80	4.00	3.00	2.50	3.50	2.15
丸太磨	0.60	0.60	0.70	0.70	0.70	0.60	0.65	0.80	0.50	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00

備考 大正九年迄は「本邦林業労働者現況」に據り、大正十年以後は北村林業部の回答に據る。

(3) 國有林事業労働者現況

(1) 賃金累年比較 (一人一日)

種別	年次	大林區別							平均
		青森	秋田	東京	大阪	高知	熊本	鹿兒島	
柿	大正 7	1.00	1.53	1.66	2.22	2.15	1.67	1.87	1.81
	" 8	2.20	2.18	2.20	2.57	2.51	2.36	2.30	2.30
	" 9	2.13	2.09	2.09	2.98	2.83	2.08	2.40	2.37
	" 10	1.79	1.72	1.65	2.34	2.69	1.73	2.10	2.00
夫	" 11	1.93	1.75	—	2.43	2.67	1.83	2.10	2.12
	" 12	—	—	—	2.63	—	1.65	2.00	2.09
	" 7	1.20	1.62	1.66	1.84	1.24	1.19	1.28	1.43
	" 8	1.86	1.97	2.25	2.14	2.44	1.91	1.56	2.02
炭	" 9	1.70	1.80	2.53	2.30	1.67	1.71	1.90	1.75
	" 10	1.49	1.61	2.33	1.96	1.77	1.73	1.60	1.78
	" 11	1.50	1.25	—	2.11	1.75	1.77	1.60	1.66
	" 12	—	—	—	2.41	—	1.60	1.60	1.87
運材人夫(荷馬車曳)	" 7	4.18	4.21	4.07	4.32	2.35	3.32	3.80	3.75
	" 8	4.44	3.86	5.80	4.44	3.18	5.65	5.30	4.67
	" 9	4.54	5.80	4.38	5.87	3.56	4.63	4.70	4.78
	" 10	5.03	5.25	4.30	4.94	4.64	4.32	4.20	4.67
" 11	4.80	4.79	—	5.38	4.13	4.09	3.80	4.50	
" 12	—	—	—	5.90	—	4.00	3.60	4.50	

大林區別		青	森	秋	田	東	京	大	阪	高	知	熊	本	鹿	兒	島	平	均
種別	年次																	
運材人夫 (ト口曳)	大正 7	1,53	1,85	2,09	2,13	1,99	2,51	1,99	2,01									
	8	1,96	2,33	2,83	2,72	3,15	3,71	2,67	2,77									
	9	2,38	2,41	2,87	2,72	3,17	2,39	3,00	2,71									
	10	2,13	2,34	2,70	2,33	3,92	3,01	2,80	2,75									
	11	2,35	1,92	—	2,57	3,20	2,75	2,70	2,58									
12	—	—	—	3,05	—	2,05	2,69	2,72										
造林人夫(男)	7	0,65	0,79	1,09	1,14	0,95	0,88	0,76	0,89									
	8	1,06	1,11	1,41	1,52	1,17	1,23	1,43	1,22									
	9	1,23	1,39	1,37	1,92	1,37	1,37	1,20	1,41									
	10	1,20	1,07	1,32	1,47	1,41	1,26	1,10	1,26									
	11	1,20	1,07	—	1,67	1,35	1,27	1,08	1,27									
12	—	—	—	1,76	—	1,25	1,08	1,34										
造林人夫(女)	7	0,42	0,47	0,65	0,78	0,61	0,53	0,49	0,56									
	8	0,78	0,65	0,98	0,94	0,68	0,84	0,66	0,79									
	9	0,83	0,71	0,99	1,01	0,93	0,88	0,80	0,88									
	10	0,77	0,65	0,90	0,96	0,91	0,85	0,75	0,83									
	11	0,83	0,69	—	0,99	0,86	0,87	0,75	0,83									
12	—	—	—	1,08	—	0,85	0,75	0,89										
苗圃人夫	7	0,46	0,52	0,50	0,75	0,50	0,56	0,54	0,49									
	8	0,69	0,48	0,80	0,87	0,67	0,78	0,80	0,77									
	9	0,85	0,71	0,84	1,60	1,21	0,97	0,70	0,98									
	10	0,69	0,53	0,81	1,41	1,27	0,79	0,70	0,89									
11	0,72	0,58	—	1,45	1,25	0,80	0,68	0,91										
12	—	—	—	1,73	—	0,80	0,68	1,07										

備考 大正八年迄の分は「本邦林業労働者現況」に據り、大正九年度以降の分は各大林區の回答に據る。

(口) 労働者生活費

本調査は關西及東北地方に於て斫伐事業(作業定夫、補夫、運材夫、製炭夫、筏組夫、筏乘人夫)、造林事業(造林定夫、苗圃定夫、一般人夫)、土木事業(土工夫、大工、木挽)等に從事するものを凡て平均したるものにして即ち次表に示すが如し。

一ヶ月收支表

地	方	平均家族數	收					計
			林業労働及其他労働	家族労働	田收	畑穫	雑收入	
大阪大林區	紀州方面	4.8	64,24	12,65	4,74	3,18	84,81	
	山陰方面	4.4	52,50	15,29	20,95	8,86	97,60	
	山陽方面	4.1	43,65	15,02	13,87	2,66	75,20	
	北陸方面	4.1	52,08	13,19	15,17	4,47	84,91	
	近畿方面	5.0	45,60	21,91	21,92	7,67	97,10	
	飛彈方面平均	4.5	52,36	14,14	11,15	9,47	87,12	
大阪大林區平均	4.5	51,74	15,34	14,63	6,05	87,79		
秋田大林區	山形、秋田平均	6.2	45,57	16,09	21,66	3,74	87,06	

地	方	支							被服及装身具	雑費	計	月收に対する支出割合
		食費										
		米	麦	味噌	油	砂糖	副食物	其他				
大阪大林區	紀州方面	42.51	2.98	1.01	7.59	54.09	7.40	15.07	76.56	89		
	山陰方面	35.39	2.85	1.16	8.29	47.69	17.58	12.28	89.55	91		
	山陽方面	33.97	2.78	.77	6.80	44.32	8.10	18.41	70.83	94		
	北陸方面	35.57	2.52	.87	6.91	45.89	8.56	18.75	73.18	87		
	近畿方面	42.05	9.66	.67	8.46	52.84	7.79	32.88	93.51	94		
	飛彈方面平均	36.60	3.23	.65	5.61	46.13	12.76	22.78	81.67	94		
大阪大林區平均	37.68	2.67	.85	7.28	48.48	10.36	22.03	80.87	92			
秋田大林區	山形、秋田平均	44.64	2.23	.93	8.22	56.02	9.48	17.87	83.37	96		

備考 大阪大林區の分は大正九年五月、秋田大林區の分は大正九年一月調とす。

(ハ) 疾病負傷死亡者數 (大正八年中)

大林區署	事業種類	林業労働者總人數	疾病者數	負傷者數	死亡者數	合計	千人に対する		
							疾病者數	負傷者數	死亡者數
青森	斫伐事業従業者	6,115	110	109	2	221	18	18	—
	造林事業従業者	42,677	153	108	9	270	4	3	—
	計	48,792	263	217	11	491	5	4	—
秋田	斫伐同上	11,489	193	133	12	338	17	12	1
	造林同上計	38,933	93	65	1	158	2	2	—
	計	50,422	285	198	13	469	6	4	—
東京	斫伐同上	4,024	322	76	17	415	80	19	4
	造林同上計	43,811	361	58	15	434	8	1	—
	計	47,835	683	134	32	849	14	3	1
大阪	斫伐同上	3,390	141	120	5	266	42	35	2
	造林同上計	20,469	283	42	4	329	14	2	—
	計	23,859	424	162	9	595	18	7	—
高知	斫伐同上	6,910	1,031	203	15	1,249	149	29	2
	造林同上計	12,566	658	47	1	706	52	4	—
	計	19,476	1,689	250	16	1,955	87	13	1
熊本	斫伐同上	2,189	232	39	2	273	106	18	—
	造林同上計	24,347	245	80	—	325	10	3	—
	計	26,536	477	119	2	598	18	4	—

大林區署	事業種類	林業勞働者總人數	疾病者數	負傷者數	死亡者數	合計	千人に對する		
							疾病者數	負傷者數	死亡者數
鹿兒島	斫伐事業 從業者	2,724	242	92	8	342	89	34	3
	造林事業 從業者	21,352	552	62	3	617	26	3	—
	計	24,076	294	154	11	959	33	6	—
合計	斫伐同上	36,841	2,271	772	61	3,104	62	21	2
	造林同上	204,155	2,344	462	33	2,839	11	2	—
	計	240,996	4,615	1,234	94	5,943	19	5	—

- 備考 1. 林業勞働者總人數は雇傭期間の長短に拘らず頭數に依り調査し及直營事業等並に請負事業に係るものの全部に就き調査せるものとす。
2. 疾病負傷は國有林事業のため發生せるものなると否とを問はず雇傭中に起れるものは總て調査せるものとす。
3. 疾病負傷は之に依り休業するに至りたる程度のものに就き調査せるものとす。
4. 斫伐事業從業者には伐木造林のため運材及炭燒等に從事せるものをも包含せるものとす。

(二) 共済組合員給與率

大正八年度共済組合員一千人中、公傷、疾病及死亡したるものの給與人員率を示せば次表の如し。

組合員種類別、職別

組合員種別	組合員職別	公傷給與	疾病給與	死亡給與	計	
甲種	雇 巡 給 小 職 定 其 他 計	員	3,29	52,72	6,59	62,60
		視	—	55,56	—	55,56
		仕	—	41,67	—	41,67
		使	12,50	43,75	6,25	62,50
		工	65,79	118,42	—	184,21
		夫	11,17	37,86	6,83	55,87
		他	56,83	32,79	3,28	92,90
計	19,80	43,03	5,63	68,46		
乙種		65,54	61,80	1,89	74,90	
丙種		—	—	—	—	
平均		24,91	44,89	5,15	74,90	

勤務箇所別

勤務箇所	公傷給與	疾病給與	死亡給與	計
大林區署	3,20	55,83	4,79	63,90
小林區署	10,76	44,38	8,74	63,89
製材所	43,10	77,59	—	120,69
斫伐事務所	51,93	44,83	3,90	100,71
其他事業場	10,36	27,20	2,59	40,15

第十五 森林財政

(一) 帝國歳入歳出

政府の會計年度は四月一日に始まり翌年三月末日に終る、一會計年度所屬の出納に關する事務は翌年度七月末日迄に悉皆完結せしめ決算を行ふ、租稅其他一切の收納を歳入として一切の經費を歳出とし總豫算を編成し毎會計年度の經費は其年度の歳入を以て支辨し他の年度に流用を許さず、而して各省大臣は毎年度經費要求書を編成し前年九月末日迄に大藏大臣に送付す同大臣は總豫算を編成し帝國議會に提出す、追加豫算は必要缺くべからざる經費及法律又は契約に基く經費に不足を生したる場合に提出さるものにして又豫算中に第一豫備金、第二豫備金を置き前者は避くべからざる豫算の不足を生したる必要の費用に充つるものとし此費途は豫め毎年勅令にて定められ支出を要するときは大藏大臣の承認を経之を會計検査院に通知す、後者の支出には勅裁を仰ぎ大藏大臣其事故、金額を會計検査院に通知し官報に登載するものとす。

(1) 一般會計

(1) 既往各年度歳入歳出

年次	歳入				歳出			
	經常部	臨時部	計	人口一人當り	經常部	臨時部	計	人口一人當り
明治20	74,815	14,236	85,326	2,25	66,492	12,961	79,453	2,16
〃 30	124,223	102,167	226,390	5,24	107,695	115,984	233,679	5,18
〃 40	492,287	364,797	857,084	17,46	398,568	203,333	602,401	12,27
大正6	763,675	321,198	1,084,873	19,63	437,821	297,303	735,024	13,12
〃 7	911,579	567,536	1,479,115	25,56	490,167	526,868	1,017,035	17,89
〃 8	1,063,120	745,512	1,808,632	28,08	502,785	669,542	1,172,328	21,51
〃 9	1,302,335	798,317	2,000,652	35,56	714,944	645,034	1,359,978	24,18
〃 10	1,314,209	751,499	2,065,709	36,91	844,660	641,646	1,489,836	36,60
〃 11	1,428,206	659,139	2,087,345	23,21	891,277	533,432	1,429,689	24,80
〃 12	1,252,926	123,246	1,376,172	24,52	991,585	384,587	1,376,172	24,52
〃 13	1,178,752	114,060	1,292,812	23,01	*980,293	312,528	1,292,821	23,01
〃 13	1,214,888	83,948	1,298,837	22,88	1,028,156	270,680	1,298,837	22,88

備考 大正九年度以前は決算額、十、十一年度は現計、十二、十三年度は豫算(*は實行豫算、十三年度は内示豫算)なり、以下同し。

(口) 大正十二年度歳入歳出豫算

歳入		歳出			
		大正十二年度		大正十三年度	
款	千圓	千圓	所管		
			經常部	臨時部	
經常部	租稅收入	743,593	711,937	皇室費	4,500
	紙收官有	80,480	79,350	外務省	17,084
	官業及官收	342,761	332,346	內務省	41,491
	財產其他	86,096	91,254	大藏省	280,700
	計	1,252,926	1,214,888	陸軍省	181,415
		*1,178,752		海軍省	125,183
				司法省	27,662
				文部省	71,123
				農商務省	29,086
				逓信省	213,335
臨時部	公債募集	30,100	—	總計	991,585
	前年入	62,061	63,917		1,376,172
	其他	31,199	20,031		1,298,837
計	*114,069	83,948			
總計	1,376,172	1,298,837			
	*1,292,821				

備考 *は実行豫算、十三年度は内示豫算なり。

(ハ) 一般會計所屬繼續費

所管	總額	既往支出額	十二年度支出額	十三年度以降支出額
	千圓	千圓	千圓	千圓
外務省	700	200	170	330
內務省	670,949	228,813	48,497	293,638
陸軍省	882,058	326,518	18,152	537,591
海軍省	2,141,204	1,524,223	141,763	475,216
司法省	8,567	3,968	1,478	3,121
大藏省	45,005	14,030	3,986	26,983
文部省	69,960	30,458	8,232	31,269
農商務省	115,388	94,689	4,845	15,854
逓信省	428,062	178,690	32,085	217,286
總計	4,361,896	2,501,389	259,212	1,601,296

摘要 農商務省主管の内治水事業費として總額 8,328千圓、既往支出額 3,881千圓、十二年度支出額 443千圓、十三年度以降支出額 4,003千圓計上せられたり。

(2) 特別會計

(イ) 大正十二年度歳入歳出豫算

所管	費目	歳入	歳出	所管	費目	歳入	歳出
		千圓	千圓			千圓	千圓
外務省	在外專管居留地	501	30	海軍省	海軍工廠資金	62,590	62,607
大藏省	造幣局	132,500	50,370	海軍省	海軍火藥廠	7,578	6,878
	同資金部	28,842	33,133	海軍省	海軍燃料廠	22,447	21,578
	印刷局	9,903	8,457	文部省	東京帝國大學	8,198	8,198
	專賣局	268,390	166,137		同資金部	280	481
	大藏省預金	60,111	55,733		京都帝國大學	3,753	3,753
	子教育基金	16	—		同資金部	303	497
	國債整理基金	1,073,924	1,073,927		東北帝國大學	2,498	2,498
	臨時國庫證券	29,610	29,390		同資金部	82	178
	收入	133,900	133,900		九洲帝國大學	2,879	2,879
	公債金	349	69		同資金部	51	179
	賠償金	7,969	3,364		北海道帝國大學	3,233	3,233
	國有財產整理	146,006	146,006		同資金部	29	336
	資金	2,933	2,933	官立大學	5,191	5,191	
	朝鮮總督府	19	130	同資金部	145	525	
	朝鮮醫院及濟生院	99,883	99,883	同資金部	13,278	13,278	
	同資金部	3,000	3,000	同資金部	1,214	1,551	
	臺灣總督府	15,809	15,809	農商務省	製鐵所	62,936	71,289
	臺灣官設鐵道	18,098	19,098		米穀需給調節	40,161	40,161
	用品資金	4,248	4,248	逓信省	簡易生命保險	29,056	13,273
	關東廳	60,115	60,113	鐵道省	帝國鐵道資本勘定	191,919	200,919
樺太廳	6,269	6,266	同用品勘定		221,098	221,098	
南洋廳	889	889	同收益勘定		533,976	414,057	

備考 本表は十二年度実行豫算編成の計數なり、次表亦同じ。

(ロ) 特別會計所屬繼續費

所管	總額	既往支出額	十二年度支出額	十三年度以降支出額
	千圓	千圓	千圓	千圓
朝鮮總督府	418,580	221,900	22,345	174,334
臺灣總督府	100,475	78,423	7,574	14,478
關東廳	14,254	5,869	2,362	6,021
樺太廳	37,921	18,428	4,480	15,011
東京帝國大學	7,803	4,187	1,551	2,061
京都帝國大學	1,485	110	310	1,065
東北帝國大學	500	270	105	125

所 管	總 額	既往支出額	十二年度支出額	十三年度以降支出額
九州帝國大學	3,096	2,561	385	160
北海道同上	3,177	2,216	703	258
簡易生命保險	2,995	—	1,106	1,828
帝國鐵道	2,704,239	1,213,624	200,908	1,289,707
計	3,194,053	1,547,591	241,892	1,511,064

(3) 参 考

(4) 各地方國有林收支比較
國有林收支並職員表

地方別	國有林面積	大正9.10.11年度三ヶ年平均			大正13年1月現在職員表			
		收入	支出	差	高等官	判任官	森林主事	計
内地	4,267,615	32,350,163	15,425,571	10,924,592	133	1,430	1,239	2,842
北海道	3,539,163	4,669,450	2,652,278	2,017,172	21	314	237	572
臺灣	2,356,549	3,427,982	4,161,439	(-) 733,457	16	118	114	248
朝鮮	9,476,863	3,670,033	4,042,885	(-) 372,852	26	251	240	517
樺太	3,327,337	2,784,099	1,505,469	1,278,630	5	73	57	135
計	23,968,527	46,901,727	27,787,642	19,114,085	201	2,236	1,877	4,314

備考「内地」は七大林區署の計、(一)は收入に比し支出超過。

(口) 大正十三年度殖民地實行豫算

各殖民地に於ける大正十三年度實行豫算は四月十一日閣議に於て決定せられたる趣なるが之を第四十八議會に提出せし豫算と比較せば次の如し。

朝鮮總督府

部	歳 入		歳 出	
	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較
經常部	98,777	▲ 3,848	100,963	▲ 4,571
臨時部	34,439	▲ 3,764	32,251	▲ 3,042
計	133,215	▲ 7,612	133,215	▲ 7,612

臺灣總督府

部	歳 入		歳 出	
	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較
經常部	83,139	—	75,061	▲ 1,277
臨時部	7,246	▲ 965	15,132	▲ 130
計	90,376	▲ 965	90,193	▲ 1,147

關東廳

部	歳 入		歳 出	
	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較
經常部	10,211	—	11,922	▲ 1,814
臨時部	5,506	▲ 933	3,171	▲ 303
計	15,718	▲ 933	15,093	▲ 1,618

樺太廳

樺太廳豫算は歳入及歳出額共に17,584千圓にしてこれを第四十八議會提出豫算に比すれば歳入及歳出共に2,820千圓の減少である。

南洋廳

部	歳 入		歳 出	
	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較	本年度實行豫算	第四十八議會提出豫算比較
經常部	1,428	—	2,760	▲ 48
臨時部	2,930	▲ 245	1,438	▲ 357
計	4,359	▲ 245	4,198	▲ 406

備考 前表中△は増、▲減を示す。

(二) 地方廳勸業費及

(1) 内地、

(イ) 大正十二年度勸

地方	農業	蠶業	畜産	林業	水産
東京	169,153	138,065	59,321	22,918	17,784
京都	318,860	137,883	47,176	* 1,845	41,250
大阪	228,001	3,019	6,639	14,808	2,170
奈良	—	—	—	—	—
兵庫	421,956	134,580	170,782	142,299	20,961
長崎	98,030	54,952	16,660	51,952	101,637
新潟	709,617	187,761	96,892	141,475	121,749
埼玉	166,609	318,880	12,770	104,062	600
群馬	177,162	210,599	70,434	64,748	1,615
千葉	457,446	93,625	54,764	29,083	254,096
茨城	618,906	126,513	21,022	32,167	78,146
栃木	418,852	58,156	—	320,067	—
奈良	154,921	59,844	1,472	30,378	—
三重	353,715	189,328	31,643	98,446	75,427
愛知	636,548	256,262	—	361,851	148,332
静岡	294,195	184,102	26,741	97,143	154,702
山梨	93,495	167,224	11,474	466,889	1,000
滋賀	151,960	83,383	6,787	139,721	50,040
岐阜	348,664	158,117	36,598	171,519	9,207
長野	238,248	562,987	56,952	201,005	2,447
宮城	237,710	89,828	23,179	* 145,403	73,981
福島	474,351	313,523	59,262	150,979	121,724
岩手	160,449	60,409	103,148	148,537	42,193
青森	331,540	52,408	45,686	34,044	106,866
山形	287,788	205,477	31,082	114,851	25,945
秋田	554,147	108,119	72,087	104,601	77,140
福井	178,055	59,193	43,125	77,928	47,255
石川	296,729	56,401	21,898	127,456	167,058
富山	418,790	45,191	20,327	58,652	32,686
鳥取	160,384	120,433	35,166	223,613	21,677
島根	168,862	132,388	69,279	87,789	65,306
岡山	454,756	89,068	89,690	302,170	32,441
広島	261,664	114,648	46,162	94,904	41,511
山口	367,311	68,034	56,182	120,649	77,606
徳島	127,653	80,457	17,183	78,078	4,477
香川	217,916	111,826	18,675	87,163	25,487
愛媛	230,877	30,020	13,258	71,067	36,200
高知	366,956	106,578	23,777	101,371	52,024
高知	168,708	97,085	13,208	81,640	57,716

林業費歳出豫算

北海道

業費豫算及歩合

商	工	其他	計	歳出 豫算總額	歳出豫算 に對する 勸業費%	歳出豫算 に對する 林業費%
* 153,356						
119,647	156,769		837,313	30,786,969	2.2	0.7
77,251	—		720,667	7,466,356	1.9	1.3
168,201	35,186		458,024	23,584,848	1.9	0.1
—	—		—	—	—	—
184,864	116,006		1,197,478	15,063,529	8.0	0.9
23,254	137,158		483,643	4,719,458	10.0	1.1
145,441	185,535		1,588,470	11,832,633	13.4	0.7
136,307	278,147		1,017,375	12,493,090	8.9	0.8
62,866	116,166		715,257	5,438,180	13.0	0.1
—	46,704		934,548	6,462,480	14.0	0.4
—	—		—	—	—	—
45,074	209,581		1,131,409	5,125,461	22.0	0.6
10,227	—		806,285	9,211,278	8.7	3.4
41,621	33,791		322,026	—	—	—
68,935	37,755		825,249	7,080,707	11.6	9.7
116,708	101,174		1,620,875	—	—	—
52,389	91,609		900,881	8,900,162	10.0	1.0
45,973	34,954		821,009	3,510,620	13.5	3.4
149,000	37,734		618,631	2,746,456	22.5	19.6
49,284	854,077		1,627,466	8,889,969	18.0	2.2
134,594	53,156		1,297,389	10,292,013	12.6	1.9
—	—		—	—	—	—
18,715	21,062		651,187	5,685,631	10.3	8.1
—	—		—	—	—	—
39,541	142,010		1,301,391	7,639,429	20.0	2.7
118,438	116,894		750,068	3,422,747	21.9	4.3
52,555	25,801		651,900	3,940,000	16.0	6.0
104,556	139,376		909,075	5,205,880	17.4	2.2
260,281	40,299		1,216,674	5,267,390	23.0	2.0
152,595	32,731		590,882	4,358,080	13.5	1.7
120,683	43,215		833,440	4,302,555	19.7	2.9
122,884	68,490		766,998	4,985,527	15.4	1.2
55,688	11,389		628,350	2,936,603	21.4	7.6
—	—		—	—	—	—
78,934	28,675		631,233	4,015,905	15.7	2.2
141,469	196,610		1,303,204	6,536,281	20.0	4.6
141,267	296,482		996,638	7,633,628	13.0	1.2
134,046	47,716		871,444	7,322,628	12.0	1.6
29,773	44,624		420,845	4,237,110	9.9	1.8
72,807	5,490		529,364	4,506,717	1.17	1.9
48,772	4,577		434,771	3,698,102	11.8	1.9
90,657	87,356		828,719	5,409,928	15.3	1.8
32,091	13,633		464,081	3,771,365	12.0	2.5

地方	農業	蠶業	畜産	林業	水産
福岡	622,591	69,539	18,145	118,687	61,544
大分	384,662	96,525	108,084	114,648	128,914
佐賀	350,605	25,565	13,983	39,895	39,202
宮崎	—	—	—	—	—
鹿兒島	← 319,351 →	—	—	96,606	—
沖繩	238,061	65,175	78,621	50,745	144,519
北海道	85,994	4,529	50,642	27,781	41,305
	1,435,476	41,003	254,953	1,095,276	95,075

備考 栃木縣農業費中には畜産業費を含む、宮崎縣(319,351圓)は農商課、

(口) 大正十二年

地方	府縣模範林費	基本財産林造成費	林野調査費	公有林野費	保安林費	荒廢地復舊費	治水砂防費
東京	—	—	—	10,000	—	—	—
京都	7,055*	16,737	—	2,650	—	25,000	—
大阪	—	—	—	1,321	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	34,476	—	—	36,760	—	27,532	—
長崎	4,010	—	—	33,771	150	—	—
新潟	1,885	—	—	12,832	—	47,158	9,677
埼玉	6,503	24,390	—	6,135	—	21,370	28,700
群馬	2,899	—	—	7,147	—	9,184	—
千葉	8,731	—	—	4,936	—	1,225	2,500
茨城	70	64	—	1,424	—	6,592	3,900
栃木	8,451	2,480	5,894	12,149	—	74,424	9,573
群馬	—	—	—	—	—	8,100	—
長野	11,593	—	—	27,601	—	2,693	—
山梨	17,220	—	—	—	—	69,591	195,149
静岡	—	23,351	70	7,450	—	7,770	—
山梨	* 347,103	—	—	5,313	—	37,761	—
滋賀	2,779	—	—	—	—	—	—
岐阜	3,211	31,495	—	12,592	9,734	24,921	—
長野	15	150	—	31,362	—	47,728	—
富山	—	23,389	47,901	48,400	—	41,500	—
石川	—	—	—	10,000	16,544	—	13,255
福井	2,770	—	—	47,736	4,832	43,150	15,000
山梨	51,545	—	9,519	16,819	—	11,700	—
長野	4,238	—	1,400	9,918	—	6,406	—
山梨	23,512	—	700	15,169	—	23,745	3,275
山梨	—	—	6,240	—	—	9,199	—
山梨	20,867	—	—	4,200	—	4,800	17,616
山梨	—	—	1,634	6,746	—	15,178	5,566
山梨	588	10,682	4,405	5,430	—	19,500	886
山梨	8,190	—	70	113,023	—	44,402	24,285
山梨	—	12,620	5,970	18,851	—	12,822	3,186

(342)

商工其他計	歳出 豫算總額	歳出 豫算總額	歳出 豫算總額	歳出 豫算總額	歳出 豫算總額
90,819	—	981,325	10,679,274	9.1	1.1
40,149	27,193	898,173	5,664,579	16.0	2.0
32,205	8,452	509,907	2,926,013	17.4	1.4
—	—	—	—	—	—
64,440	9,949	415,957	3,513,717	12.0	2.8
7,177	51,949	751,510	5,274,766	14.0	1.0
222,335	—	269,377	1,687,037	16.0	1.6
		3,144,138	12,910,309	24.3	8.0

耕地整理課關係の豫算を合せたる額なり。*は特別會計。

度林業費豫算

林業補助費	林業改良費	副業奨励費	地方森林會費	山林會補助費	其他林業費	合計
—	6,102	—	169	1,000	5,644	22,918
14,500	—	—	346	—	31,956	98,244
12,248	—	—	339	900	—	14,808
—	—	—	—	—	—	—
19,998	—	—	—	3,000	20,533	142,299
11,765	—	—	556	1,700	—	51,952
16,110	—	—	—	3,000	50,813	141,475
15,497	500	—	—	800	257	104,062
10,930	—	—	—	1,580	43,938	64,748
10,133	—	—	261	500	—	29,083
26,628	677	—	397	—	2,657	32,167
6,858	10,894	340	247	—	21,525	320,067
—	5,850	2,300	226	—	2,000	30,378
32,216	—	—	554	1,000	19,155	68,446
8,490	560	—	484	1,000	46,181	361,841
34,044	—	—	598	850	48,004	97,143
—	—	—	—	500	39,389	466,389
31,515	—	1,600	447	500	23,706	139,721
59,766	1,500	—	338	500	15,513	—
37,496	—	1,200	599	400	120	201,005
94,928	—	1,458	351	500	40,676	186,712
4,210	—	—	461	800	32,020	150,979
6,598	51,307	—	549	500	—	148,537
—	—	—	—	2,000	13,022	37,044
27,247	—	—	314	1,000	48,136	114,851
5,000	—	—	307	3,800	57,808	104,601
2,800	750	3,168	260	—	25,185	77,928
14,500	1,756	—	327	500	90,737	127,456
5,000	—	1,403	105	800	—	58,652
—	—	—	450	—	26,730	223,613
—	—	—	861	1,000	32,479	87,789

(343)

地方	府縣模範林費	基本財産林造成費	林野調査費	公有林野費	保安林費	荒廢地復舊費	治水砂防費
岡山	1,554	—	—	12,924	4,200	39,250	149,358
山梨	9,642	—	—	36,098	—	25,500	—
山口	21,390	—	2,447	24,997	—	40,500	—
和歌山	692	8,630	4,184	30,990	—	21,529	—
徳島	10,200	10,920	4,987	8,990	—	24,383	—
香川	1,170	—	—	12,752	—	40,849	—
愛媛	3,519	—	6,563	1,147	—	—	23,460
高知	36	35,678	3,965	5,983	—	11,180	—
福岡	—	9,815	1,605	12,000	—	68,229	—
大分	6,295	551	—	15,105	—	46,639	—
佐賀	2,030	—	—	—	—	900	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	21,534	3,210	—	12,725	45	5,570	—
鹿兒島	507	887	7,332	3,389	—	5,000	—
沖繩	←13,656→	—	2,706	5,056	—	—	—
北海道	344,692	—	9,965	684,874	—	23,000	—

備考 京都…基本財産林造成費中 16,737圓は恩賜記念林造成費。
 山梨…同上中 347,103圓は同上
 大分…同上中 551圓御即位記念林造成費。
 鹿兒島…同上中 887圓は御大典記念林造成費。
 沖繩…同上及模範林費中 413圓は明治慈善資金造林費。
 岩手…林業改良費中には木炭検査所費 51,307圓を含む。

(2) 臺

(1) 大正十二年度

地方	農業	蠶業	畜産	林業	水産
臺北州	48,069	5,000	14,026	80,310	33,663
新竹州	43,125	—	9,070	17,467	9,494
臺中州	50,564	4,000	7,400	140,521	3,620
臺南州	139,598	—	34,108	73,718	30,318
高雄州	48,428	—	12,438	74,347	26,370
臺東廳	29,455	—	4,278	22,296	565
花蓮港廳	1,680	—	2,679	20,231	750

林業補助費	林業改良費	副業奨励費	地方森林會費	山林會補助費	其他林業費	合計
44,855	—	—	410	1,000	48,619	302,170
5,820	15,843	210	511	1,280	—	94,904
8,500	—	—	415	800	21,600	120,649
—	6,385	495	455	630	4,088	78,078
10,490	2,417	—	—	425	14,352	87,163
5,426	—	—	513	500	9,857	71,067
37,171	—	14,573	497	1,600	12,841	101,871
11,693	9,149	—	475	500	2,981	81,640
12,260	300	—	934	1,000	12,544	118,687
25,648	—	—	229	800	19,379	114,646
21,785	—	600	212	800	13,568	39,895
—	—	—	—	—	—	—
18,646	—	—	420	1,500	32,956	96,609
18,241	11,298	—	379	2,852	860	50,745
6,073	—	—	290	—	—	27,781
31,745	—	—	—	1,000	—	1,095,276

林業奨励費中には木炭同業組合補助を含む。

その他中には、林業費、林業技術員費、郡役所費、病蟲害驅除豫防費、林業試験場費、營林事業費、椎茸同業組合費、造林管理費、縣債利子、林野取締、土地買入、雜費等各地方に於ける區々の費目に應じ他費目に入らざるものを含めたり。

灣

勸業費豫算

商	工	其他	計	歳出豫算總額	歳出豫算に對する勸業費%	歳出豫算に對する林業費%
38,537	—	—	220,205	3,444,319	6.0	2.3
5,170	—	—	84,326	1,567,720	5.3	1.1
26,472	—	—	233,577	2,636,486	8.8	5.3
12,804	21,557	—	312,103	3,316,804	9.0	2.2
28,802	—	—	190,385	2,274,797	8.3	3.2
—	—	—	56,594	1,183,023	4.2	1.8
—	25,314	—	50,654	2,291,533	2.2	0.8

(口) 大正十二年

地方	特別經營 造林費	造林費	林野 取締費	保安林費	砂防 造林費
臺新臺高臺花	—	1,684	—	10,579	7,782
北竹州	2,167	—	—	—	10,000
州州州	—	14,071	44,624	9,832	5,500
州州州	—	—	27,182	2,943	11,670
州州州	—	—	—	—	8,172
東州州	885	—	9,030	735	592
蓮港	3,277	—	—	670	672

備考 臺東州……其の他は有用植物獎勵費。林産物處分費中には森林調
花蓮港……其の他には特別經營費、森林作業費、森林調査及林産

(3) 朝

(イ) 大正十二年度勤

地方	農業	産業	畜産	林業	水産
京畿道	133,038	86,809	40,000	78,315	5,597
忠清北道	70,299	43,162	41,710	82,734	—
忠清南道	140,959	104,838	48,864	110,222	20,350
全羅北道	267,319	75,622	47,148	103,507	9,713
全羅南道	311,470	95,855	55,131	92,397	74,273
慶尙北道	261,630	96,017	79,553	80,400	58,008
慶尙南道	296,941	72,903	68,845	67,126	61,755
黄海道	133,162	65,942	56,344	41,491	22,309
平安南道	95,627	61,577	13,100	41,491	2,250
平安北道	?	?	?	69,198	10,642
江原道	106,465	71,057	45,848	64,443	39,672
咸鏡南道	66,836	16,301	—	84,861	3,702
咸鏡北道	72,855	21,575	52,437	69,783	18,132

(口) 大正十二年

地方	道模範 林費	基本財産 林造成費	砂防 設備費	林野整理 調査費	治水及荒廢 地復舊費
京畿道	11,325	—	—	—	—
忠清北道	1,741	11,498	22,406	—	2,106
忠清南道	14,426	—	41,852	—	—
全羅北道	14,284	—	30,154	6,419	4,810
全羅南道	16,391	—	—	—	—
慶尙北道	16,754	—	—	—	—
慶尙南道	26,444	2,153	—	—	—
黄海道	8,355	—	—	—	—
平安南道	13,991	—	—	—	—
平安北道	17,551	—	—	26,125	—
江原道	4,000	—	—	—	60,443
咸鏡南道	5,418	—	10,000	31,174	—
咸鏡北道	39,305	—	—	50	—

備考 其の他中には各地方廳の費目に應ずるもの例へば人件費、林業費、

度林業費豫算

樟林 作業費	民地造林 獎勵費	民林監督 獎勵費	林産物 處分費	林産物改 良増殖費	其の他	計
34,715	—	7,960	2,990	—	—	80,310
—	3,000	—	—	2,300	—	17,467
49,613	630	9,551	6,600	—	—	140,521
20,711	3,917	5,795	1,500	—	—	73,718
—	1,630	—	—	1,350	63,195	74,847
6,563	1,712	—	1,010	—	1,769	22,396
800	—	2,173	—	—	12,638	20,231

査費を含む。區分不可能。

處分費等 2,900圓並に判任給 9,738を含む。

鮮

業費豫算及歩合

商	工	其	他	計	歳出 豫算總額	歳出豫算 に対する 勸業費%	歳出豫算 に対する 林業費%
5,000	88,774	436,533	2,584,578	17.0	3.0		
5,621	39,129	282,709	803,211	35.1	10.3		
17,072	60,178	502,483	1,378,850	36.4	7.9		
28,220	—	532,529	1,428,228	37.2	7.2		
10,366	4,632	644,124	1,675,479	38.4	5.5		
77,969	48,574	702,151	2,010,286	35.0	4.0		
90,803	11,962	670,335	2,001,906	33.5	3.3		
3,075	105,896	428,217	1,689,231	25.0	2.4		
135,027	118,481	467,553	1,341,019	35.0	3.0		
3,196	—	83,036	1,224,586	4.7	3.5		
23,937	1,607	352,129	?	32.0	18.0		
22,710	125,884	320,294	1,260,171	32.0	2.0		
8,965	5,220	248,968	1,058,198	23.5	6.6		

度林業費豫算

森林 保護費	苗木費	植樹 獎勵費	林業補助 獎勵費	其の他 林業費	計
—	—	25,724	—	41,266	78,315
—	21,048	—	—	23,935	82,734
803	17,056	—	5,000	31,085	110,222
—	—	47,840	—	—	103,507
—	12,464	44,392	16,150	—	92,397
—	18,824	160	12,340	38,322	80,400
—	—	4,124	—	34,405	67,126
—	13,338	—	110	16,688	41,491
—	12,820	—	500	—	27,311
—	7,265	—	1,400	16,857	66,198
—	—	—	—	—	64,443
14,356	8,863	—	—	15,050	84,861
—	15,817	—	—	14,611	69,783

製炭修習費、林野副業指導費、技術品費等を含む。

(4) 權 太

森林収入は特別會計として全部本島政務費に充當せらる、大正十一年度決算によれば森林収入は其首位を占め森林費は其の五分の一に過ぎず従て之れが減收を來す場合は本島財政上至大の影響を招ぐに至るべきを以て特に其詳細を掲ぐ。

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
經常部	6,528,482	臨時部	12,025,145
森林收入	2,264,413	事務費	323,279
郵便電信收入	839,443	繕繕土木費	720,319
鐵道收入	1,157,124	拓殖費	924,787
醫院收入	145,885	平和紀念博覽會出品費	24,926
水産試驗收入	4,449	船調災害應急費	78,072
官有物拂下料	71,501	災害復舊費	117,781
雜收	100,494	官行研伐費	3,018,068
印紙收入	192,613	築港修設費	2,316,305
諸免許及手数料	302,706	鐵道建設費	2,423,310
		同改良費	1,694,238
		電信電話改良費	71,483
		道路開鑿費	97,879
		船舶修築費	99,305
		國勢調査費	43,279
		警察署火災復舊費	27,669
		鐵道水害應急費	19,909
		郵便局火災復舊費	24,588
合 計	18,047,588		
國有林 17,452	區劃測量費 17,580	殖民地撰定費 1,433	
被害諸費 29,155	殖 民 費 33,660	森林經營費 117,911	
內譯 豫防費 69,618	勸 業 費 120,066	調 査 費 17,063	
	採 炭 費 71,650	補 助 費 545,424	

第十六 林業關係租稅

茲に林業關係租稅と云ふは山林若くは林業の負擔に屬する租稅の謂にして我國現行法につき之を分てば、國稅及び地方稅の二とす、而して國稅には地稅及び所得稅並に關稅あり、又地方稅には、府縣稅と市町村稅とあり、以下項を分ち其詳細を説述すべし。

(一) 山林地租(國稅)

(1) 意義及沿革

地租の意義——地租は毎年土地より生ずる收益に對し毎年賦課する租稅にして理論上より云へば收益なるものは總收入より土地純收益即ち、收益を生ずる土地に投ぜられたる資本の利子、勞銀、企業利潤等を引去りたる殘額ならざるべからず、然るに實際に於ては土地純收益を知ること困難なる場合多きを以て多くは、土地總收入と純收益との中間收入による即ち、我國にては農地にありては總收入より種子代、肥料代、及び租稅を控除し、山林にありては栽植、伐採、運輸の費用を控除するに過ぎず。

沿革——地租は我國に於て最も古く發達し且つ重要なる地位を占めたるものにして今日の地租は、遠く封建時代の莊園に對する小作料にその端を發し引續き徳川時代に至れるが、明治維新後政權朝廷に歸するや傳統永く各地方區々の發達をなしたる租稅制度を改革し、全國均一の法令を設けんとせし朝綱未だ全く張らず、人心尙安定に歸せざりしを以て特殊の事情あるものを除き暫く舊慣に依り徵收することとせり。

然るに前述の如くの外各藩の租稅は封土の異なるに從ひ頗る區々にして政府に於ては租稅徵收上頗る煩雜を極め又納稅者側より見れば負擔の公平を失し不都合尠からず、明治四年廢藩置縣を機とし全國劃一的租稅の制度を布かんことを企て遂に明治六年七月二十七日太政官布告第二七二號を以て地租改正條例の發布を見るに至れり、今その要點を掲れば次の三項に屬す。

1. 課稅の標準は從來土地收穫(物質的)なりしを土地價格と改めたり、但し右地價は土地の賣買相場、借地料に非ずして、土地收益より還元したる價格を用ゐたり。
 2. 收納物件は以前は米穀等の土地產物なりしをすべて金錢と改めたり。
 3. 租稅負擔の程度は舊幕時代に於ては表面上總收穫を五公五民の割合に分つ事となり居たるが種々の寛法ありて實際は三公七民の割合になりしなり、然るに本條例に依り凡て地價の百分の三となし負擔は幾分輕減せられたり、尙百分の三は最高稅率にして同條例第六章に依れば他日他の租稅收入の増加に伴ひ百分の一まで低下すべき事を規定せり。
- 猶、本條例と同時に「地租改正規則」及び「地方官心得書」を布告せられ爾來官民共に銳意之が實施に努め漸く明治十四年に至り概ね、地租改正事業を達成する事を得たり。

又地租改正條例に於ては時價に依り地價の修正を行ふべき規定なりしも其の實行頗る困難なりしを以て明治十七年に及び愈々地價に大修正を加ふべしとの議ありしが當時尙之を斷行する事困難なる事情あると同時に、一方地租改正條例の外地租に關し種々の單行法發布せられ、其の間不統一多かりしを以て寧ろ別に地租に關する完全なる新法規を制定するを可なりとする者多く、明治十七年三月十五日太政官布告第七號を以て『地租條例』を公布せり、是れ現行法の根基をなすものなり、爾後屢々部分的改正を經現行法に及べり、今其の改正の重なるものに就き要點を掲げれば次表の如し。

年 月	法 律	改 正 の 要 領
明治二十二年十一月	法律第三十號	地租條例に於て地價と稱するは土地臺帳に掲げたる價額を云ふ
同 三十一年十二月	同 三十二號	田畑地價修正
同 三十四年 四月	同 三十號	不 明
同 三十六年 六月	同 十二號	不 明
同 三十八年 三月	同 三十三號	不 明
同 四十一年 三月	同 三十六號	不 明
同 四十三年 三月	同 二 號	稅率の改正
大正三年 三月	同 十八號	稅率の改正
同 年 同 月	同 十九號	不 明
同 八年 四月	同 四十六號	開墾年期、餘下年期、地價、据置年期、新開負擔年期、最長年期を一定す

(2) 現行法の要綱

納稅義務者——原則としては土地所有者たるべき事勿論なりと雖現行法によれば土地所有者と同様の利益を受くるもの即ち質權者及び存続期間百年以上の地上權を有する者は土地所有者に代りて納稅義務者となる(第十三條)。

地租稅源——地租の稅本は農業、林業其他凡ての生産業にして稅源は之等生産業に依り直接、間接に得らるる土地純收益なり、然れども稅稅の實際は土地總收益と純收益の中間のものなる事前述の如し。

明治十四年地租改正事務局のなせる地租改正報告書に依れば

「山林原野の年々收利あるものの調査は大約耕地に同じ、然れども山林は二三十年乃至五六十年に一度の收益を得るものなるを以て其の生育すべき地力を度り、凡そ何年間に成木し且其の成木の價値を若干と假定し、其の内より栽植及び伐採運輸の費用を引去り其の殘額を成木年間に割り當て之を其の地一歳に於ける收益と見做せり、」

とあり、即ち之を以て見れば收益は理論上の土地純收益に非るものなる事を知るに足る。

課稅標準——課稅標準は土地臺帳に掲ぐる地價に據る、但し現今用ゐら

るる地價は明治六年地租改正條例の發布に依り地租改正事務局の調査決定したるものとす、而して山林地價は明治八年發布地租改正條例細目第五章地價調査に於ける第四條の規定の方針に従ひたるものにして今同條全文を掲げれば次の如し。

「山林は現在の立木の代價を除き其の地味に應じ立木賣買代價を生植の年より伐採の年まで平均割付致し下草、松露、松茸を得るものは年々收益の有無多少を酌量し鑑定人の見込及從來賣買代價をも參酌し、其内費用を引去り地價調査すべし、但し萱野、秣場、竹藪等も本條に準ず」

以上の規定に基き地租改正事務局にては、前項の如く一歳の收益を求め之を利率にて除したるものを以て地價と決定せり。

如斯く今日土地臺帳に用ゐらるる地價は極めて古きものにして(但し市街宅地、田畑等は爾後部分的に改正せられたり)今日の實際地價とは懸隔甚しきものあるは言を俟たず、尙土地臺帳に記載せらるる面積は、實際面積と一致せず、多くは遙に少きを常とす、土地臺帳の修正事業は極めて必要とする處なるも、之を行ふに就ては巨額の費用を要するを以て未だ實行せられず。

稅率——明治六年地租改正條例に於ては稅率は土地の種類を問はず一律に百分の三なりしが明治四十三年の改正に依り宅地、田畑、其他土地の三者に區別する事となり、其後屢々變更せられ現行に於ては次の如くなれり。

田 畑 百分の四箇半。
宅 地 百分の二箇半。
其他の土地 百分の五箇半。

即ち山林は地價に對し百分の五箇半の稅率を以て課せらる、而して之等地租額は年の豊凶により増減せられざるものとす(第二條)。

課稅物件——地租の課稅物件たる土地は之を分ち有租地並に免租地となし後者には地租を課せず、有租地は更に分ちて第一類地及第二類地となす、山林は牧場、原野、池沼等と共に第二類に屬す。

而して之等の地類は自然又は人爲に依り變化、變更せらるるを以て地租條例に於ては次の四の場合を規定せり。

1. 地目變換 同類地中の地目變更を云ふ、例へば原野を山林となすが如し。
2. 地類變換 第一類地を第二類となす場合を云ふ、例へば田畑を山林となすが如し。
3. 開 墾 第二類に勞費を加へ第一類地となす、地類變換を特に開墾と云ふ。

4. 荒地成 天災に依り有租地が其の地形を變じ免租地となるを云ふ、次に免租地にも二種類あり、即ち無期免租地及び有期免租地となす、前者は第四條に規定せられたるものにして保安林は之に屬す。有期免租地としては荒地、新開地の如く地租條例の規定に依るもの(第十六條)と其他の法律に依るものとあり、例へば砂防法に依り一定の行爲を禁止又は制限せられたる土地(明治三十二年八月十六日勅令三七四號)及び森林法第十二條に據る造林地等の如し。

尙地租條例の規定に依れば低價年期地あり、即ち開墾年期地、餘下年期地、地價据置年期地及び地目變換をなす爲めに開墾に等しき勞費を要する土地(第十六條)等之に屬す。

參考附表——次の如し。

有租地表

年次	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	
田畑	面積	5,206,095	5,241,603	5,271,736	5,321,725	5,333,965	5,373,704
	地價	1,229,146,000	1,224,741,039	1,229,150,302	1,239,042,916	1,236,427,035	1,236,709,709
	筆數	57,739,484	55,081,368	55,277,067	55,489,059	55,596,287	55,597,499
宅地	面積	385,885	385,674	386,762	387,523	389,205	391,079
	地價	650,181,467	651,530,243	653,633,947	656,787,754	660,544,421	664,405,285
	筆數	16,254,536	16,288,252	16,340,849	16,419,698	16,513,612	16,610,122
山林	面積	7,827,987	7,914,572	7,906,721	7,993,179	7,983,947	8,024,518
	地價	26,333,695	26,547,563	26,585,477	26,739,031	26,676,337	26,716,837
	筆數	1,443,140	1,451,776	1,453,257	1,458,263	1,454,852	1,456,354
原野	面積	1,285,411	1,295,087	1,302,435	1,308,112	1,307,442	1,317,319
	地價	2,717,922	2,734,703	2,750,927	2,767,782	2,761,305	2,773,753
	筆數	149,276	150,161	150,977	151,694	151,345	151,772
其他	面積	74,049	73,812	74,440	75,269	75,491	77,193
	地價	3,183,442	3,200,212	3,200,898	3,280,365	3,291,338	3,332,259
	筆數	162,808	163,636	162,952	166,596	166,944	168,286
總計	面積	14,839,426	14,910,747	14,942,094	15,085,807	15,089,949	15,183,813
	地價	1,911,562,526	1,903,753,781	1,915,332,031	1,923,517,848	1,929,700,436	1,934,027,648
	筆數	75,749,244	73,135,193	73,385,102	73,685,310	73,883,040	73,984,034

免租地表

年次	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	
公有、公共有地、公用、公共用地	面積	—	—	—	—	12,570	
	筆數	—	—	—	—	215,707	
府縣、鄉村社地	面積	—	—	—	—	1,412	
招魂社地	筆數	—	—	—	—	14,716	
墳墓地	面積	—	—	—	—	23,987	
	筆數	—	—	—	—	1,378,265	
用惡水路、沼池、堤塘、井、溝	面積	—	—	—	—	55,789	
	筆數	—	—	—	—	949,575	
鐵道用地、軌道用地、運河用地	面積	—	—	—	—	4,620	
	筆數	—	—	—	—	246,565	
保安林	面積	—	—	—	—	595,618	
	筆數	—	—	—	—	331,979	
砂防地	面積	—	—	—	—	15,472	
	筆數	—	—	—	—	5,092	
公園地	面積	—	—	—	—	1,000	
	筆數	—	—	—	—	3,777	
道	面積	—	—	—	—	4,825	
	筆數	—	—	—	—	456,489	
其他	面積	—	—	—	—	310,192	
	筆數	—	—	—	—	43,977	
總計	面積	633,888	651,159	953,060	959,440	983,597	1,025,490
	筆數	3,227,635	3,251,890	3,449,603	3,540,441	3,598,534	3,646,142

年租地表 (其の一)

年次	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	
荒地	面積	80,988	114,109	96,786	76,167	66,397	67,307
	筆數	14,177,740	18,792,170	15,381,858	11,645,343	10,152,652	11,113,922
低價地	面積	485	465	1,388	442	430	395
	筆數	66,122	63,203	69,279	57,323	55,822	51,549
開墾地	面積	200,628	204,806	202,972	199,197	190,734	182,304
	筆數	1,212,972	1,239,573	1,229,490	1,176,455	1,113,690	1,081,545
開拓地	面積	6,557	7,793	7,522	7,356	6,908	6,583
	筆數	14,695	14,188	13,677	15,151	15,567	15,091
新開地	面積	15,165	15,050	14,039	14,707	14,730	14,667
	筆數	112,596	99,939	103,947	106,664	107,027	104,602
地目變換地、据置地	面積	8,453	8,631	8,603	8,767	8,781	8,483
	筆數	1,170,153	1,216,557	1,202,083	1,213,241	1,225,031	1,171,508

年租地表 (其の二)

年次	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	
耕地整理地、据置地	面積	158	319	865	1,264	1,563	1,736
	筆數	28,506	44,034	190,152	212,156	203,621	224,352
耕地整理新開地	面積	—	—	—	—	109	391
	筆數	—	—	—	—	409	546
造林地	面積	9,095	12,671	15,704	19,516	31,526	22,324
	筆數	30,383	42,558	49,640	67,438	75,462	79,358
地租輕減地	面積	2,605	3,223	3,745	4,475	4,915	5,194
	筆數	3,479	3,479	3,481	3,481	3,480	3,483
東京市區改正條例第五條下附地	面積	62	61	61	61	68	68
	筆數	2,507	2,482	2,478	2,478	2,478	2,454
合計	面積	325,068	267,383	351,422	330,957	314,726	307,739
	筆數	16,706,681	21,418,393	18,142,300	14,393,228	12,847,972	13,743,455

(二) 山林所得稅(國稅)

(1) 意義及沿革

所得稅の意義——所得稅は各國租稅の中樞をなす重要なものにして、經濟主體の純所得に課稅せんとするものなり、然るに元來所得なるものに就ては、經濟學及び財政學上明確なる定義なく、各國所得稅法に因て見ると之が一般的説明をなしたるものなし、我國に於ても亦同し。

併し我國立法者の意思を推するに、所得とは「一定期間に一經濟主體の所得に歸すべき繼續的純收入」なりとなすが如し、但し繼續的とは收入の確實一定せる事を云ふものにして其の所得流入の態様を指すものに非るべし、何となれば山林收入の如き間斷作業を營むものにおいて、十數年乃至數十年を隔て不規則に得らるゝものなるが故に之を以て繼續的収入となす事能はざるによる、然るに我國課稅の實際は間斷作業たる連年作業たるを問はず課稅せらるゝが故に繼續的純收入とはその收入源につき云ふものと解し得べし。

所得稅の沿革——我國に於ける所得稅は明治二十年三月一般財政上の必要時に海軍擴張費用を得む爲め勅令第五號を以て制定せられたるに屬する、其の概要を述べれば次の如し。

1. 純綜合課稅主義にして現行法の如く法人には課稅せず、個人の總所得につき綜合して課稅せり。
2. 所得二百圓未滿のものには課稅せず、二百圓以上のものに就き次の方法にて所得稅を算出す。
 - イ、公債、社債の利子、非營業貸金、預金の利子、株式配當、俸給、年金、恩給、割賦賞與金は其の全額。
 - ロ、前項以外の所得は收入金額より必要經費を控除したるもの前三年の平均高を以て算出す。

(以上を以て見れば山林の所得はロ、項に依り課稅せられしものなり。)

3. 稅率は所得を五階級に區分し、各階級毎に一定の比例稅率を以て課す。
4. 納期は其の年九月及び翌年三月の二期となす。
5. 非課稅所得は現行と大差なきにより略す。
6. 各地方行政廳にて執行し特に獨立機關を設けず。
7. 各郡區役所管轄内に所得稅調査委員會を設く。

爾後數次の改正を経て今日に及べるが、その主なるものを掲げれば次の如し。

明治三十二年二月法律第十七號改正 日清戰役後財政上の必要に迫られ、從來の制度に根本的改正を施したり、今其の要點を掲げれば。

1. 納稅義務者範圍の確定。

2. 從來は個人のみには課稅せるを改め現行法の如く法人の所得、公債社債の利子、個人の所得の三種に分ち課稅することとせり。

3. 稅率に就ては第一種(私人)、第二種(公債、社債の利子)は單一比例稅率とし、第三種個人の所得は階級比例稅率とせり。

4. 非課稅所得の種類の改正。

5. 第三種所得の計算法。

山林の所得は特定の規定なく總收入金額より必要の經費を控除したる豫算年額を以て課稅せらる。

6. 執行官廳を稅務官廳に移す。

7. 各稅務所轄内に所得調査委員會を設け委員は複選法に依り定む。

明治三十四年四月法律第十七號 本改正に依り山林の所得は前年の所得に依る事となれり、但し本法に於ける「山林の所得」は現行法の如き意味のものなりや否や判明せず。

明治三十七年四月法律第三號 非常特別稅法にして稅率の増徴をなしたるなり。

明治三十八年一月法律第一號 同じく戰時非常特別稅法にして稅率の増徴なり。

明治三十八年二月法律第九號 明治三十七年以降政府發行の國債證券の利子及貯蓄債券法に依り發行の貯蓄債券利子を免稅することとせり。

明治三十八年三月法律第三十四號 調査委員制度に關する改正、納期の改正。

明治四十二年三月法律第七號 公債政策上、國債利子を總て免稅することとせり。

大正二年四月法律第十三號 本改正は稍々重大なるものあるを以て次に其の要點を列記すべし。

1. 從來の課稅最低限界三百圓を四百圓に引上ぐ。
2. 小額所得者の負擔を特に輕減する爲め所得額千圓以下の者に對し五十圓乃至百五十圓を控除し殘額に課稅す。
3. 俸給、給料等勤勞所得に對し其の一分を控除し殘額に課稅す。
4. 第三種所得の稅率を引下げ非常特別稅法に依る増徴を整理す。
5. 第一種所得の稅率にも改正をなし、個人所得と權衡を圖れり。
6. 稅率は從來階級比例主義なりしを超過累進稅率に改めたり、(但し法人中株式、株式合資會社に對するものは單一比例稅とす)。
7. 産業獎勵の意味を以て勅令により指定したる重要物産の製造業に對し開業の年及其の翌年より三年間免稅の規定を設く。
8. 納期を現行法の如く四期に分つ。

猶又山林の所得は本改正に依り従来「山林所得」とありしを「山林伐採の所得」となしたり、但改正の趣旨は立木を伐採せる場合にのみ課税すべき事を明言したるものに非るが如し、然るに納税者は右條文の趣旨を伐採せる場合にのみ課税するものと解し立木の儘賣却したる場合は納税義務なしとして屢々訴訟を提起する者ありたり。

大正六年七月法律第一號（軍事救護法）。

同 年同月法律第十五號（農業倉庫業法）。

同 年同月法律第二十七號（製鐵業奨勵法）。

大正七年三月法律第五號 本改正は稍々大なる範圍にわたるを以て其の要點を掲げれば次の如し。

1. 稅率の改正整理。
2. 課稅最低限界の引上げ（従來四百圓のものを五百圓に改む）。
3. 小所得者の負擔輕減。
4. 納期の改正。

大正九年七月法律第十一號 軍備擴張の爲め財政上の必要と従來の所得稅法は其の課稅組織に不備缺點あるを以て課稅の公平と負擔の權衡を圖る爲め大改正を行ひたり。

本改正に依り山林に關する所得は従來「山林伐採の所得」とありしを「山林の所得」と改め稅率適用に際し山林所得と其他の所得を區分することとなれり。

（其他の事項省略）。

大正十二年四月法律第四十五號 信託法制定に伴ひ信託財産より生ずる所得につき課稅すべき改正を加へたり。

大正十二年四月法律第四十一號 保險料金控除に關する改正。

（2） 所得稅現行法の要綱

納稅義務者——一定の所得あるものにして、所得稅法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有するものを以て納稅義務者となす、然るに現行法は所得の種類を分つて三種となし其の一種は法人の所得、第二種及第三種所得は個人の所得となす、故に納稅義務者は個人のみならず法人にも及ぶものとす。

課稅標準——課稅標準は所得なることは勿論にして所得の種類を分ちたる結果、其の種類に依り各別に之を決定す、第一種の所得は更に超過、留保、配當、清算所得に分ち夫々所得額決定の方法を定む、第二種所得は支拂を受くべき金額を以て直ちに所得となし、第三種個人の所得は之を六種に區別し夫々所得額を算出決定す。

山林の所得は「前年の收入金額より必要の經費を控除したる金額」を以て算出す（第十四條第三號）るものにして即ち其の年度の豫算額に依り徵收さるるものに非ず前年度に於ける實際の所得額を以て決定せらるるものなり、而して單に「山林の總收入」とあるを以て其の收入が立木の賣却に依ると伐採木の賣却に依るとを問はず、又正規の伐採に依ると臨時異常の伐採に依る（例へば風害木、雪害木、虫害木處分等不可抗力に依る臨時收入）とを問はず、又主伐收入たると間伐收入たるとを問はず、凡て所得として計上せらるるものとす。

猶總收入より控除すべき必要の經費に就ては施行規則第七條に一般的規定あるのみにして、山林所得につき特別の定めなしと雖同條の示すところに依れば、造林費、管理費、伐木、運搬、加工費其他林地に係る諸公課等は當然控除さるべきものなり。

猶造林費、管理費の利子は之を費用として控除すべしと云ふものあるも當局者は之等は費用に非ずして林業の所得なるが故に控除すべきものに非ずとの見解を有す、然るに若し該資金を他より借入れ造林したる場合に於ては事實經費たる事に疑なきが故に理論上當然控除すべきものなるも、當局は之に對し實際取扱上、造林費、管理費等が借入金なるや否やを知ること困難にして且つ別に資本利子税なきが故に之等の利子は如何なる場合と雖も所得となし之を必要經費として控除せずと解しつゝあり。

又立木竹を土地と共に賣却したる場合に於て其の總賣上代金より土地代金相當額を除外すべきことは云ふ迄もなく又他人より買取たる山林の立木竹を伐採轉賣したる場合に於ては其の買入原價を必要經費として總收入より控除すべきものとす。

稅率——稅率は所得の種類に依り一定せず、第一種即ち法人の所得は超過累進率及び比例稅率を併用し、第二種の所得は比例稅率に依り第三種所得は超過累進率を適用す。

而して第三種所得に就ては第二十三條に依り山林の所得は之を其他の所得と區分し各別に稅率を適用せらる、是れ現行法が従來と異なる點にして其の趣旨によれば山林の所得は他の一般の所得と其の性質を異にし長期間に亙れる所得の累積したるものなるを以て之を一般所得と分離し各別に稅率を適用し稅率の累進に依る負擔の重加を緩和せんとするにあり、例へば茲に山林以外の所得千圓、山林所得二千圓、合計三千圓を有するものありとせば従來の課稅法に依れば三千圓に對し七十二圓を納稅せざるべからざるも現行法に依れば山林以外の所得千圓に對する六圓、山林所得二千圓に對し三十一圓、合計三十七圓を納付すれば足る。

(3) 内 地 所 得 額
北 海 道 累 年

年 次	第 一 種 所 得			第 二 種 所 得	
	納税人員	所得額	所得税	所得額	所得税
大正八年	31,734	1,436,188,267	110,271,638	52,098,262	1,297,923
同 九 年	27,292	1,759,819,240	130,162,853	197,624,883	8,357,406
同 十 年	88,248	1,461,960,334	94,830,234	201,478,858	14,329,965

第 三 種 所 得 額
大 正 十

所 得 額 別	山 林 以 外 の 所 得				
	納税人員	所得額	一人當所得額	所得税額	一人當税額
八百圓以下	66,688	40,713,136	611	203,464	3.1
千圓以下	429,102	308,347,263	719	1,700,492	4.0
千五百圓以下	483,561	436,489,614	903	3,683,367	7.6
二千圓以下	193,533	239,377,941	1,237	3,156,733	16.3
三千圓以下	164,049	277,521,166	1,692	5,432,574	33.1
五千圓以下	122,533	312,718,776	2,552	9,116,030	74.4
七千圓以下	42,890	158,469,374	3,695	6,148,871	143.4
一萬圓以下	29,327	142,840,806	4,257	6,956,822	237.2
一萬五千圓以下	18,668	122,985,932	6,588	7,534,269	403.6
二萬圓以下	8,275	74,086,328	8,953	5,416,913	654.6
三萬圓以下	7,253	85,029,428	11,861	7,428,593	1,024.2
五萬圓以下	4,881	83,678,053	17,144	8,934,006	2,302.0
七萬圓以下	1,522	38,153,123	25,068	4,779,189	3,140.0
十萬圓以下	933	29,255,554	31,356	4,122,448	4,418.5
廿萬圓以下	954	47,086,551	49,357	7,721,967	8,094.3
五十萬圓以下	285	32,014,276	112,331	6,279,633	22,033.8
百萬圓以下	39	10,826,069	277,591	2,385,972	61,178.7
二百萬圓以下	1	1,072,423	1,072,423	249,520	249,520.0
計	1,574,494	2,440,665,913	1,550	91,250,863	58.0

大 正 十 一

八百圓以下	84,089	50,470,240	600	252,221	3.0
千圓以下	472,977	344,083,840	727	1,901,827	5.1
千五百圓以下	580,558	527,314,666	768	4,460,219	7.7
二千圓以下	241,982	298,930,228	1,235	3,944,522	16.3
三千圓以下	205,490	347,159,810	1,689	6,805,367	33.1
五千圓以下	151,251	384,736,691	2,542	11,220,827	74.2
七千圓以下	52,688	194,634,019	3,693	7,556,657	143.4
一萬圓以下	37,065	180,503,441	4,869	8,800,691	237.7
一萬五千圓以下	24,739	161,033,096	6,509	9,858,304	398.5

及 所 得 稅
比 較

第 三 種 所 得			合 計		
納税人員	所得額	所得税	納税人員	所得額	所得税
1,337,485	1,479,558,815	38,569,801	1,419,219	2,958,645,344	195,139,362
1,314,701	1,872,656,099	55,187,441	1,341,993	3,830,110,213	193,625,705
1,575,807	2,516,432,220	94,356,917	1,603,887	4,269,871,412	203,527,119

及 所 得 稅 內 譯 表
年 度 (其 一)

山 林 の 所 得					山林以外の所得に對する山林所得百分率	
納税人員	所得額	一人當所得額	所得税額	一人當税額	人員	所得税
55,199	15,618,516	282	77,979	1.4	%	%
4,687	4,119,861	884	22,798	4.9	83	38
5,968	7,135,562	1,196	61,408	10.3	1	1
2,979	5,042,924	1,693	67,398	22.6	2	2
2,770	6,537,123	2,360	130,551	47.1	2	2
1,965	7,250,693	3,690	213,314	108.6	2	2
854	4,672,647	5,603	182,213	218.5	2	3
651	5,156,706	7,921	252,473	387.8	2	4
414	4,631,429	11,187	283,338	684.4	2	4
189	3,058,381	16,182	224,204	1,186.3	2	3
150	3,448,169	22,988	302,466	2,016.4	2	4
93	3,173,325	34,122	340,379	3,660.0	2	4
34	1,951,787	57,406	244,882	7,202.4	2	5
11	917,280	83,389	129,909	11,809.9	1	3
12	1,484,636	123,720	245,400	20,450.0	1	3
4	717,268	179,317	131,870	33,717.5	1	2
1	850,000	850,000	192,466	192,466.0	3	8
—	—	—	—	—	—	—
75,961	75,766,307	997	3,106,046	40.9	5	3

年 度 (其 二)

81,648	23,581,391	289	117,752	1.4	%	%
6,417	5,594,258	872	30,894	4.8	97	23
7,982	9,480,226	1,188	80,935	10.1	1	2
3,965	6,655,702	1,679	88,465	23.1	1	2
3,629	8,533,811	2,357	170,278	46.8	2	2
2,495	9,111,465	3,652	268,035	107.4	2	3
1,012	5,634,430	5,568	218,542	216.0	2	2
756	5,962,569	7,887	291,566	385.7	2	3
445	5,009,424	11,257	307,392	690.8	2	3

二萬圓以下	11,341	8,169,734	7,204	7,184,820	633.6
三萬圓以下	10,005	112,009,116	11,201	9,763,390	976.3
五萬圓以下	6,850	113,251,482	16,533	12,087,313	1,764.9
七萬圓以下	2,476	57,517,492	23,230	7,199,272	2,907.6
十萬圓以下	1,624	50,673,642	31,203	7,143,033	4,308.4
廿萬圓以下	1,331	64,892,523	48,754	10,755,235	8,086.6
五十萬圓以下	481	51,202,461	106,450	10,040,685	20,874.5
百萬圓以下	79	13,817,320	174,902	3,013,581	38,159.2
二百萬圓以下	5	2,453,867	490,773	582,476	116,495.3
四百萬圓以下	5	4,849,475	969,895	1,254,774	250,954.8
計	1,885,033	3,057,703,143	1,622	123,825,214	65.7

大 正 十 二

八百圓以下	79,209	48,558,828	613	242,672	3.1
千圓以下	496,714	357,423,854	720	1,970,248	3.8
千五百圓以下	567,413	516,663,248	911	4,361,613	7.7
二千圓以下	234,702	294,873,375	1,256	3,886,200	16.6
三千圓以下	302,806	348,354,466	1,718	6,820,742	33.6
五千圓以下	149,020	385,496,296	2,587	11,242,871	75.5
七千圓以下	53,901	201,542,815	3,739	7,824,800	145.3
一萬圓以下	37,496	184,353,563	4,930	9,000,541	240.0
一萬五千圓以下	24,945	162,025,350	6,495	9,897,374	396.8
二萬圓以下	11,086	96,729,514	8,725	7,086,637	639.2
三萬圓以下	9,926	113,523,719	11,437	9,892,043	996.6
五萬圓以下	6,520	108,930,149	16,681	11,625,418	1,780.3
七萬圓以下	2,524	59,288,078	23,489	7,413,365	2,937.2
十萬圓以下	1,452	45,101,832	31,062	6,366,779	4,384.8
二十萬圓以下	1,334	65,950,342	49,338	10,856,695	8,138.4
五十萬圓以下	482	46,425,388	96,318	9,102,499	18,884.9
百萬圓以下	50	10,202,439	204,049	2,230,086	44,601.7
二百萬圓以下	10	3,886,128	388,613	929,152	92,915.2
四百萬圓以下	2	3,288,002	1,644,001	895,007	447,503.5
計	1,879,602	3,053,117,386	1,624	121,644,742	64.7

(4) 現行山林所得稅に關する問題

現行法による山林の課税は我林業界に反對意見あり毎議會に改正法律案を提出するも未だ兩院を通過せず問題の大要次の如し。
 現行法は前述の如く未だ伐期に達せざる立木を土地又は地上權と共に賣却したる場合にも課税せらるる規定なり、然るに斯の如き課税は元來所得稅の根本義に反するのみならず徵稅の實際上種々なる不都合を生ずるものなり何となれば所得稅は其の性質として資産より收得せる果實に課税すべきものにして資産そのものに課税するものに非ず、然るに未だ伐期に達せざる立木は未熟の果實にして、之に課税するは即ち資産元本を侵すものなり、依て現行法は所得稅の根本義に反するものと云はざるべからず、猶又現行法を徵稅の實際上より觀察するに次の如き不都合あり、即ち立木と土地とを賣却せる場合に於て其の價を各別に評價せざるべからず、之れ實際上頗る困難なるのみならず、稅務當局者は常に立木價を多額に見積り過重の租稅を徵收するに努むべく、又大面積の山林を買入れたる者が之を分割賣却せる場合の如き其の買入原價を知る事困難なるを以て山林家は不當の課稅を受くべし、又山林を買ひ入れてより長年を経過して課税せらるる際其買入原價を證明する事困難なるを以て其間脱稅、通稅の弊を惹起すること多し、現行法は理論上並に實際上不都合なる點甚多しと。
 次に現行法に於て問題とせらるるは山林所得に對する稅率なり、稅率は現

186	2,982,955	16,037	219,080	1,177.8	2	3
152	3,487,952	22,947	304,539	2,003.5	2	3
95	3,222,655	33,923	344,536	3,626.4	1	3
23	1,321,609	57,461	166,725	7,248.9	1	2
19	1,398,231	73,591	197,085	10,373.0	1	3
17	2,345,129	137,949	389,900	22,935.3	1	4
3	742,473	247,491	140,667	46,889.0	1	1
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
108,835	95,064,280	874	3,336,361	30.7	6	3

年 度 (其 三)

65,455	18,720,935	286	93,475	1.4	83	39
4,772	4,161,667	872	22,984	4.8	1	1
5,900	7,000,148	1,186	59,703	10.1	1	1
2,814	4,709,882	1,674	62,423	16.7	1	2
2,530	6,003,912	2,373	119,756	47.3	1	2
1,720	6,273,799	3,648	183,825	106.9	1	2
651	3,683,982	5,659	143,514	220.5	1	2
453	3,587,283	7,919	174,607	385.4	1	2
259	3,051,983	11,784	186,981	721.9	1	2
148	2,164,116	14,622	158,166	1,068.7	1	2
106	2,402,780	22,668	211,032	1,990.9	1	2
65	2,144,079	32,986	230,109	3,540.1	1	2
21	1,196,696	56,986	150,753	7,179.0	1	2
6	414,788	69,131	58,640	9,773.3	1	1
14	2,088,562	149,183	354,119	25,294.2	1	3
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
84,913	67,604,612	796	2,210,092	26.0	5	2

行法に依れば第三種所得は山林の所得と山林以外の所得を區分し各別に稅率を適用することとなり從來に比すれば負擔の過重を緩和するに至れるも元來山林所得なるものは一般所得と其性質を異にし山林の所得は年々の生長量即ち所得を永年蓄積し伐期に於て多年蓄積せる所得を金錢所得として實現するものなり、從て一般所得にありては毎年の所得に對し毎年課税せらるるに拘らず、山林所得は多年間累積せる多額の所得を一年間の所得として課税せられ他に比すれば過重の租稅負擔をなし其間頗る不公平なるものあり、依て山林所得は其他の所得と區分し、各別に稅率を適用するの必要あるのみならず更に進んで山林所得に對し特別なる公正の稅率を設けざるべからずと謂ふにあり。

以上の如く現行法は租稅理論及び實際上、不合理且不都合なる點あるを以て、全國林業有志家相集り山林所得稅法研究會を組織し之が改正の實際運動に努め議會に改正法律案を提出したり猶大日本山林會及帝國森林會に於ても以上の趣旨に基き別記の如き建議を農商務大臣及大藏大臣に提出せり。
山林所得稅法改正建議 我國現行の所得稅に關する法令中山林所得の課稅上當を得ざる點ありて之が爲め負擔の公平を失すとの非難を聞くこと屢々なり斯の如きは獨り我林業の發展を阻礙するのみならず延ては國土保安上に影響を及ぼすの虞れなしとせず依て本會等前來之が調査研究を行ひたる結果別紙意見書の通り所得稅法中及施行規則中改正の要あるを認めたり。

大正十一年十二月九日

大日本山林會々長林學博士 川瀨善太郎
帝國森林會々長男爵 武井守正

農商務大藏兩大臣宛

山林所得稅に關する意見書

(主旨)第一、山林の所得は山林以外の所得と之を區別し其所得の原因たる竹木の年齢にて之を除したる平均額に對する稅率を適用して稅額を賦課すること。

第二、現行所得稅法施行規則に左の規程を設くること。

- 一、所得稅調查委員及審査委員に府縣廳森林關係の吏員、若くは林区署官吏數名及地方森林事業に經驗あるもの數名を加ふること。
- 二、稅務署に立木賣買臺帳を備へ立木、若くは土地附立木を賣買せる毎に其立木價を登録し、當該立木が伐採せらるゝまで之を保存すること。

(第一項の理由) 現行法に於て山林所得稅の稅率を一般所得と同率となし其間何等の區別をなさざるは林業所得の特質を顧慮せざるの稅法なりと云はざる可らず、蓋し山林の所得なるものは數十年間林業を経営して始めて之を得べきものなり、即ち當初竹木の成立より伐採に至る間、年々の生長量を蓄積して伐採の際一時に收得すべきものにして之を普通の所得、例へば農業所得の如きものに比し公平を保たんとする爲めには立木、若くは伐採木により收得したる總所得額を其竹木の年齢にて除したる額、即ち平均年所得に對する稅率を以て總所得稅額を算出するを至當とす但し其平均年所得額が所得稅の負擔額以下なる時は之を最低稅率によりて計算すべきものとす。

(第二項の理由) 舊所得稅法に依れば山林の所得は竹木を伐採利用せる場合に限り課稅すべき規定なりしに現行法は之を改め伐採による否とに拘はらず苟も立木の所有權移轉ある毎に、例へば未だ伐期に達せざる未熟の立木を土地と共に、又は立木のみ賣却せる場合にも課稅せんとするものなり、斯の如き課稅法は課稅上種々煩雜なる疑義を生じ之が爲め實際に於ては頗る不當なる課稅をなし、又逋稅脱稅を誘致する弊害を生ずること少からず、即ち土地と立木とを賣却するに當り之を各別に評價する場合、立木を過重に評價せらるゝこと多く林業家は常に不當なる課稅を受け又大面積の山林を買入れ之を一小部分宛伐採、若くは賣却する場合、或は之を他の立木と併せて賣却する場合等に際し其買入代價を算定すること頗る困難にして殊に立木を買入れてより十數年又は數十年を経過して之を賣却伐採する場合の如きは其買入代價を明確に證明すること困難なるが爲め林業家は屢々二重課稅を受くる結果となり又逋稅脱稅を圖るものあるも之を防止すること殆ど不可能なり、故に現行法は法の表面を以てすれば中間賣却者に課稅するにより課稅を公平及普遍の原則に適應するが如きも實際に於ては租

稅徵收上幾多の疑義煩雜を生じ反て不當課稅並に逋稅脱稅を誘致する結果となる、依て前記の如く所得稅調查委員並に審査委員中に特に森林技術家を加ふることとし又立木の賣買價格を證明する爲め臺帳を具ふることとせば課稅技術上の疑義、煩雜、不當課稅の弊を除くことを得べし。』

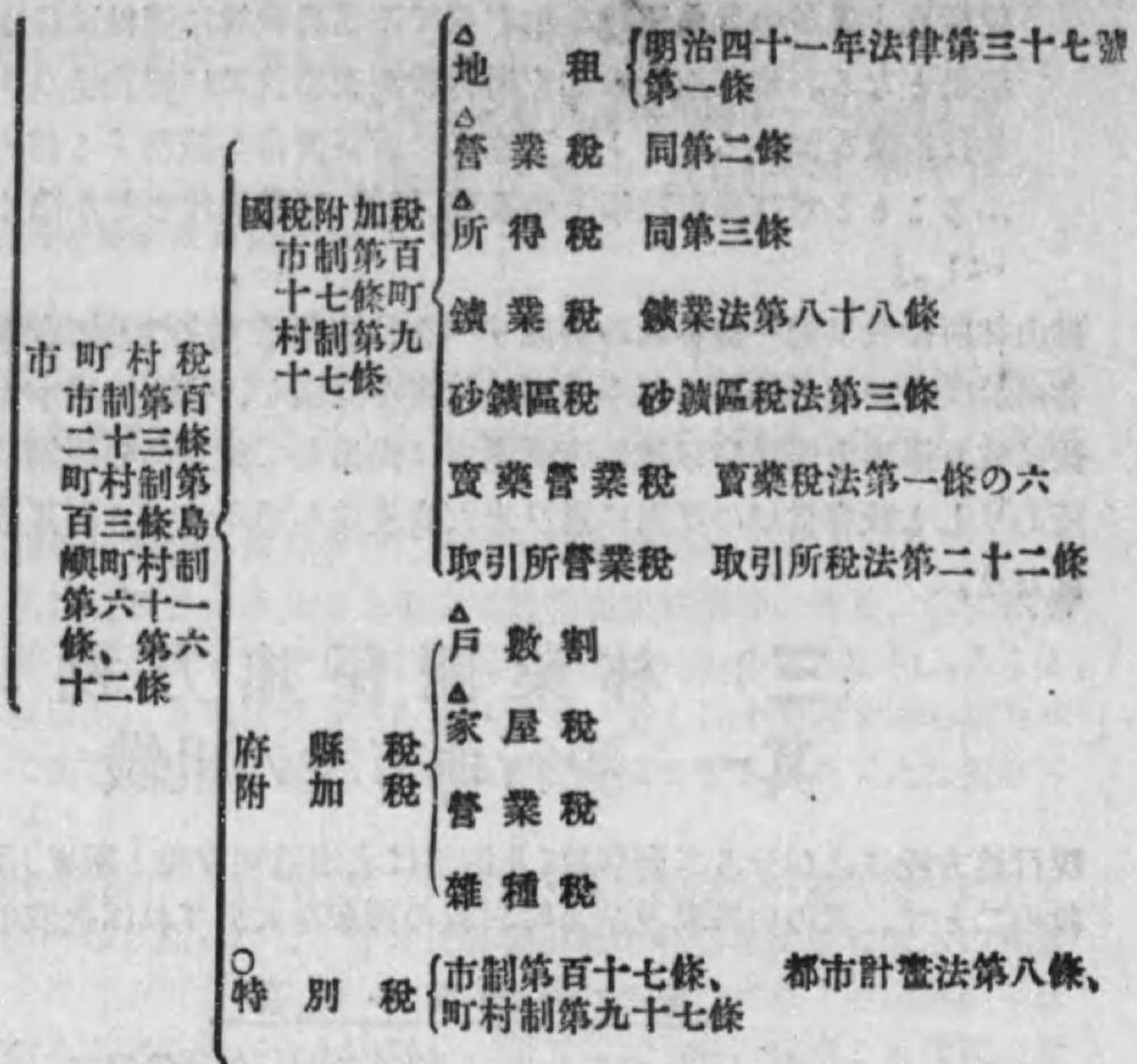
猶山林所得稅其他一般林政を研究すべき目的を以て生れたる帝國林政研究會に於ても前述の趣旨に基き改正法律案を立案し、代議士岩本平藏氏の後援に依り第四十四議會以後毎帝國議會に提出して鋭意其の通過に努力する所ありしも政府當局の反對に遇ひ未だ貴族院を通過せざるは甚遺憾とする處なり。

(三) 林業關係地方稅 其一 現行地方稅の組織

現行地方稅は之を分ちて府縣稅(北海道は北海道地方稅と稱す)及び市町村稅の二とす、其の府縣稅及び市町村稅の種類を大別すれば次表の如し。

地方稅體系一覽表

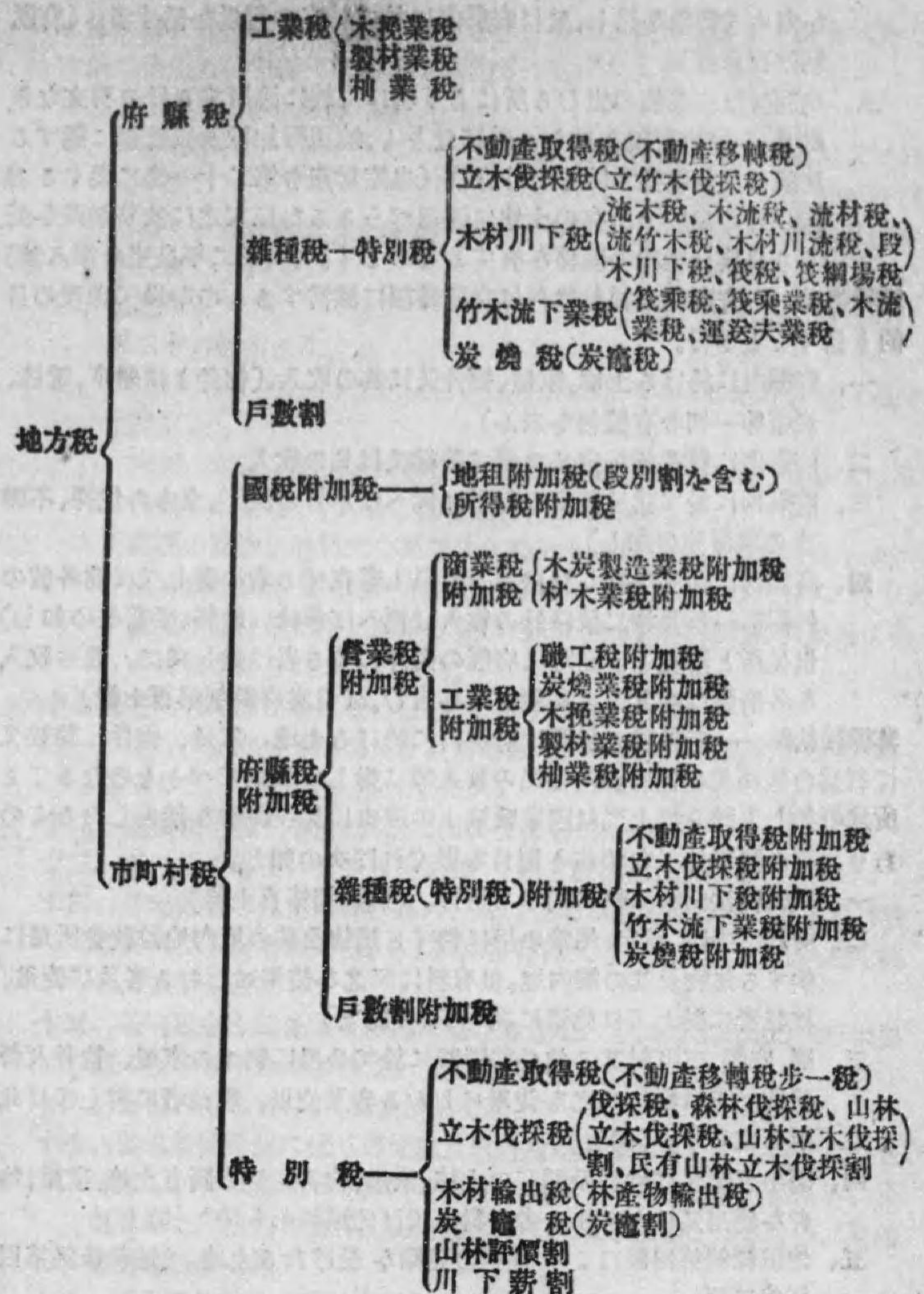
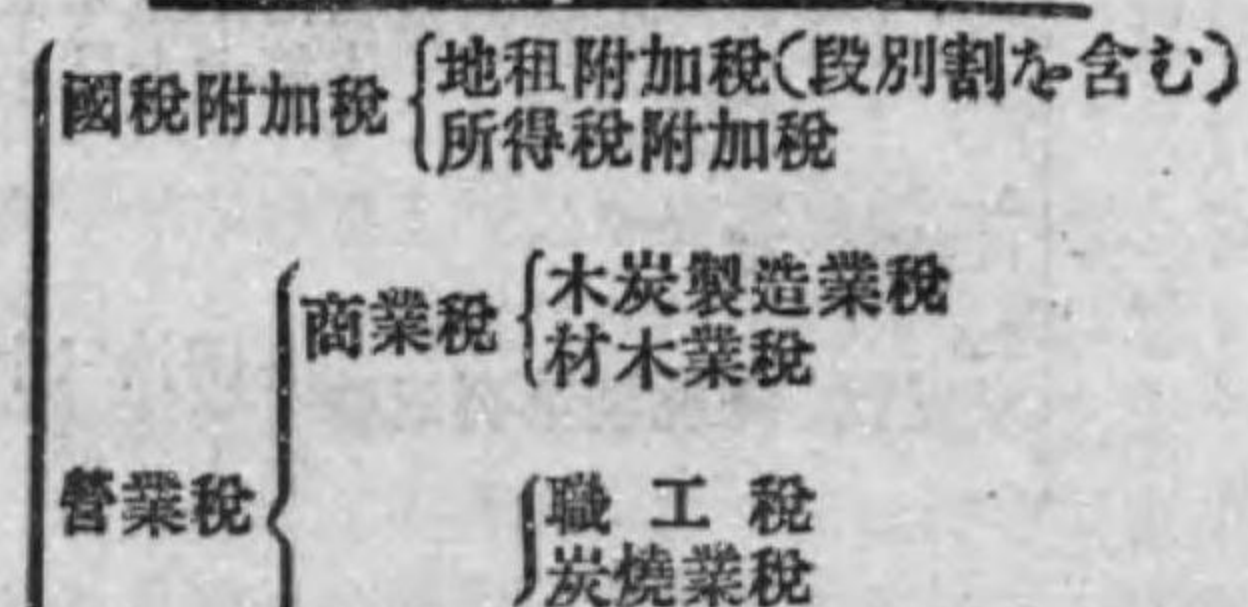
府縣稅 府縣制第百三條第百四十一條北海道地方費法第二條及北海道地方稅	國稅附加稅	△地租	明治四十一年法律第三十七號(地方稅制限に關する件)第一條	{ 罹災救助基金法第四條
		△營業稅	同第二條	同
		△所得稅	同第三條	同
		△鑛業稅	鑛業法第八十八條	
		△砂鑛區稅	砂鑛區法第三條	
		△賣藥營業稅	賣藥稅法第一條の六	
		△取引所營業稅	取引所稅法第二十二條	
		△營業稅	明治十三年太政官布告第十號第一條	{ 商業 { 明治十三年太政官布告第十七號第一條
			六號第一條	{ 工業 同
				{ 一般(料理店業) 明治十三年太政官布告第十七號第二條
地方稅	雜種稅	同	{ 特別稅 明治十三年太政官布告第十七號第九條	{ 都市計畫法第八條
		△戶數割	同	
		△家屋稅	府縣制第百三條	{ 明治三十三年勅令第二百七十六號



備考

- 印を附したるものにして新設増額及變更をなす場合は内務、大藏兩大臣の許可を受くるを要す、△印を附したるものにして制限を超過する場合は内務、大藏兩大臣の許可を受くるを要す。
- 北海道地方税には本表の外△、段別割、○、一水産税の二種あり（北海道地方費法第二條）。
- 島嶼町村の税目は内務大臣及大藏大臣の許可を経て府縣知事之を定む（島嶼町村制第六十一條）。
- 市町村に於て本表の外間接國稅の附加税を賦課せんとするときは内務大臣又は大藏大臣の許可を要す（市制第百六十六條町村制第百四十六條）（北海道一級町村制第百十一條同二級町村制第五十八條）。
- 北海道の町村に於ては直接北海道地方税二分の一を超過する附加税を賦課し又は間接北海道地方税に附加税を賦課するときは北海道廳長官の許可を要す（一級町村制第百十二條二級町村制第五十九條）。

林業關係地方税體系一覽表



其二 府縣稅(北海道地方税を含む)

納稅義務者——府縣稅納稅の義務は個人たると法人たるとを問はず、左記各項の一に該當する者は總て納稅の義務を有するものとす。

- 一、府縣内に住所を有する者、又は住所を有せざるも府縣内に滞在すること三ヶ月以上に及ぶ者。(府縣制第百四條百五條)
- 二、府縣内に住所を有せず又は三ヶ月以上滞在することなしと雖、府縣内に於て土地家屋物件を所有し、使用し、若は占有し、又は營業所

を定めて營業を爲し、又は府縣内に於て特定の行爲を爲す者。(府縣制第百六條)

- 三、皇族は皇室典範の定むる所により特に皇族に適用する旨の明文なき限り、一般府縣税を納むる義務なきも、地租附加税及段別割に關する法規は皇族賜邸を除くの外皇族(皇室財産令第二十一條に掲ぐる皇族以外の皇族)所有の土地に適用せらるるを以て之に依り賦課を受くる皇族は納税の義務を有するものとす。(大正二年皇室令第八號)

課税物件—府縣税の課税物件は左記各項に該當するものを以て課税の目的と爲すことを得。

- 一、府縣内に於ける土地、家屋、物件又は其の收入。(物件とは船車、電柱、炭竈等一切の有體物を云ふ)
- 二、府縣内に營業所を定めて爲す營業又は其の收入。
- 三、府縣内に於て爲す特定の行爲。(例へば木材の流下、立木の伐採、不動産の取得等の如し)
- 四、府縣内に住所を有し又は三ヶ月以上滞在する者に対しては前各號の外尙第一號及第二號以外の收入。(例へば俸給、給料、手當等の如し)但住所と滞在とが同時に府縣の内外に渉る者に対しては、其の收入を各府縣に平分して課税標準を定む。(但書府縣制第百七條)

非課税物件—府縣税の賦課は府縣内に於ける土地、家屋、物件、營業又は行爲の關係其他府縣内住民の收入等に對して賦課すべきものなること所述の如しと雖公益上又は國家政策上の理由に基き課税を禁止したるものあり、其の課税外となすべき種目を擧ぐれば次の如し。

- 一、所得税法第十八條に掲ぐる所得。(府縣制第百十條)
- 二、神社、寺院、祠宇、佛堂の用に供する建物及其の境内地並教會所用に供する建物及其の構内地。但有料にて之を使用せしむる者及び使用、收益者に對しては此限に在らず。(同上)
- 三、國、府縣、市町村其他公共團體に於て公用に供する家屋、物件及營造物。但有料にて之を使用せしむる者及使用、收益者に對しては此限に在らず。(同上)
- 四、國の事業又は行爲及國有の土地、家屋、物件。但し國有土地、家屋、物件を使用又は占有する者に対しては此限にあらず。(同上)
- 五、地租條例第四條により地租の免除を受けたる土地。(地租條例第四條第二項)
 1. 國、府縣、郡、市町村、其他勅令を以て指定せる公共團體に於て公用又は公共用に供する土地。但有料借地は此限に在らず。
 2. 府縣、郡、市町村、其他勅令を以て指定せる公共團體が公用又は公共用に供すべきものと定めたる其所有地。但命令の定むる期間内に公用又は公共用に供せざるときは此限に在らず。
 3. 府縣社地、鄉村社地、招魂社地。但し有料借地は此の限に在らず。
 4. 墳墓地。5. 用悪水路、溜池、堤塘、井溝。6. 鐵道用地、軌道用地、運河用地。7. 保安林。8. 公衆の用に供する道路。

第一號又は第二號の土地を所有者以外の者が使用收益する場合に於て其の使用者に對して府縣税を課するは妨げなし。

- 六、水道用地。(水道條例第五條)
- 七、砂防法に依り一定の行爲を禁止、又は制限に依り地租の免除又は輕減を受けたる土地。但地租の輕減を受けたる土地に付ては地租輕減と同一の割合に依り府縣税を輕減すること。(明治三十二年八月勅令第三百七十四號)
- 八、私立學校用地にして地租の免除を受けたる土地。(大正八年四月法律第三十八號第三條)
- 九、私立學校用に供する左記該當の建物。(大正八年六月地方主税兩局長通牒)
 1. 大正八年法律第三十八號第一條第一號並第二號に掲ぐる學校の用に供する建物。(賃借に係る建物は之を除く)
 3. 前項の建物が免租地の區域内にあるときは賃借に係る建物を除きたる他の全部又建物が免租地の區域にあらざるものに付ては、大正八年法律第三十八號第二條に掲げたる範圍の建物の内賃借に係る建物を除きたる他の建物。
- 十、造林免租年期中の土地。(森林法第十二條第三項)
- 十一、造石税を課する酒類又は其の酒類の造石數、若は造石税を標準と爲すもの。(酒造税法第三十五條)
- 十二、相續税に對する附加税。(相續税法第二十六條)
- 十三、第二種所得税に對する附加税。(地方税制限法第三條)
- 十四、住宅組合の住宅建設、購入、若は住宅用地の取得に對する建物建築税又は不動産取得税。(不動産移轉税又は歩一税を含む)(住宅組合法第十一條)
- 十五、住宅組合と組合員との間に於ける住宅、若は其の用地の所有權移轉に對する不動産移轉税。(同上)(同上)
- 十六、郵便専用の物件。(郵便法第七條)
- 十七、製鐵業獎勵法に依り營業税及所得税を免除せられたる製鐵事業者に對し、其の免除せられたる部分に相當する資本金額、從業者、營業用の工作物若は物件、使用動力又は收入を標準とするもの。(製鐵業獎勵法第七條)
- 十八、所得税法第十七條に依り國税所得税を課税せざる北海道、府縣、郡市町村其他命令を以て指定せる公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條の規定に依り設立したる法人の所得に對しては府縣税を賦課せざる規定を缺くと雖是等の者の所得に關しては、所得税法改正等の沿革により其の所得が如何なる原因に依り生じたるを問はず總て課税せざるを至當とす。
- 十九、前各項の外北海道地方税に於ては尙左記各號に該當するものの段別割又は戸數割は課税せざるものとす。
 1. 土地の民有に歸したる翌年より二年間は段別割を課せざること。

(北海道地方費法第三條)

2. 北海道移住民にして主として耕作又は牧畜の事業に引續き従事し移住の日より三年を經過せざる者に対しては戸數割を課せざること。(北海道地方費法第六條)

(1) 國稅附加稅 (段別割を含む)

附加稅は本稅を客體とし其の稅額に一定の率を乘して賦課するものを謂ひ、段別割は各地目別の段別を基礎とし其の段別に對し一定の率を乘して賦課するものを謂ふ。

一、附加稅賦課の稅目及其の制限率。

1. 府縣稅として賦課することを得べき國稅附加稅は地租、營業稅、所得稅(第二種所得稅を除く)礦業稅、砂鐵區稅、取引所營業稅、賣藥營業稅の七國稅に對する附加稅なり。(明治四十一年三月法律第三十七號地方稅制限に關する件)

此の内林業に關係あるは地租附加稅(段別割を含む)及び所得稅附加稅の二なり、其の制限率次の如し。(以下此の二つに就てのみ記し他は省略す)

地租附加稅のみを課するとき	北海道、府縣(沖繩縣を除く)	宅地——地租	百分の三十四
		其他の土地	百分の八十三。
	沖繩縣	宅地——地租	百分の二十八。
		其他の土地	百分の六十六。

段別割のみを課するとき——一段歩に付毎地目平均一圓。

所得稅附加稅(第二種所得稅を除く)——所得稅 百分の三六。

罹災救助基金貯蓄の爲、地租、所得稅(第二種所得稅を除く)營業稅の附加稅を徵收する場合に於ては前號制限外尙各本稅の千分の十三以内の附加稅を課することを得るものとす。(罹災救助基金法第四條)

3. 都市計畫法第四條又は第六條の費用に充つる必要あるときは前各號制限の外左の制限の範圍内に於て特別稅として課稅することを得。(都市計畫法第八條)(地方稅制限法第七條)

地租割——地租 百分の十二半以内。

國稅營業割——營業稅 百分の十七以内。

營業稅雜種稅又は家屋稅——各府縣稅 十分の四以内。

4. 前各號に於ける制限内の課稅は上級官廳の許可を要せず府縣會の議決に依り直に課稅することを得るものとす。
5. 段別割は土地臺帳の地價に不權衡あり又は本稅の賦課を受けざる土地に對し賦課するものにして地租附加稅に代ふるに段別割のみを課するか又は地租附加稅と段別割とを併課するかは地方の狀況に依り選擇差支なきものとす。

二、地租附加稅と段別割の併課。

地租附加稅と段別割とを併課する場合に於ては左記制限の範圍内に於て課稅を爲すものとす、若し課稅が其の制限を超過するときは制限外の課稅となるを以て此場合には段別割、地租附加稅制限外課稅に關する取扱に依る。

(制限)段別割の總額は、當該地目の總地租額に對し附加制限率を乘じて算出したる金額と、實際賦課せんとする附加稅額との差額を越ゆることを得ざるものとす。(地方稅制限法第一條)

三、制限外の課稅。

1. 制限外の課稅は特別の事情ある場合に限り許すものにして國稅附加稅中制限外の課稅を許す稅目は地租附加稅、段別割、營業稅附加稅、所得稅附加稅の四種なり。(地方稅制限法第五條)
2. 制限外の課稅を許す場合及び其の程度は左記各號の區分による。(同上)

イ、特別の必要ある場合に於ては各制限率の百分の十二以内に於て制限外の課稅を爲すことを得るものとす。

ロ、前號の課稅を爲すも尙左に掲ぐる費目の支出を要するときは前號の制限を超過して尙制限外の課稅を爲すことを得るものとす、此場合は賦課率に制限なしと雖負擔の過重に涉らざる程度に止むるは勿論とす。

一、内務、大藏兩大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還費。

一、非常の災害に因る復舊工事費。一、水利費、一、傳染病豫防費。

3. 制限外の課稅は地租、營業稅、所得稅の各賦課が法定の制限に達したる場合にあらざれば之を爲すことを得ざるものとす。但地租附加稅と段別割を併課したるとき又は段別割のみ賦課し地租附加稅の課稅を爲さざるときは其の一地目に對する賦課が制限に達したる場合に於ては地租附加稅又は段別割は制限に達したるものと看做す。(地方稅制限法第五條第三項)

4. 制限外の課稅を爲さんとするときは府縣知事は其の事由を具し内務、大藏兩大臣に稟請し許可を受くることを要す。(地方稅制限法第五條一、二項)

四、課率。

1. 各稅目の賦課率は特別の事情なき限り可成制限率に對する割合は同一ならしむるものとす。
2. 同一稅目の課率は府縣内均一に賦課するものとす。但府縣内の一部に對し特に利益ある事件に關しては不均一の賦課を爲すは妨げなし。
3. 地租附加稅は宅地と其他の土地との課率が制限率に對する割合同一ならざるときは不均一課稅となるものとす。
4. 課率は便宜厘位に止め厘位未滿の端數は之を四捨五入して定むるも妨げなし。

6. 段別割の法定制限率は各地目の平均額同一なりと雖其の實際に於ける賦課率は各地目毎の地益に比例して之を定め課税に不権衡なからしむるを要す。従て田畑と山林原野等の地益異なるものに對し同一の賦課を爲すが如きは之を避けざるべからず。

五、國稅附加税の現況。

道府縣稅の國稅附加税中森林に關係あるものは地租附加税、所得稅附加税なることは前述せるところなり、然れども此等は林業に關係ありとは云へ、一般的のものなれば其の概略を記述するに止むべし。

1. 總額(北海道及各府縣)(大正十一年度豫算額)

地租附加税——76,607,237圓。(北海道廳は此外に段別割1,015,527圓あり)

所得稅附加税——4,958,642圓。

尙參考の爲道府縣歲入總額を記せば次の如し。(數字は大正十一年度地方財政概要による)

稅收入——219,007,637圓。(一人當3913)

稅外收入——116,560,816圓。

歲入總計——335,568,453圓。

2. 課率(本稅一圓當課率)(大正十一年度地方財政概要による)

年 度	地租附加税		所得稅附加税	年 度	地租附加税		所得稅附加税
	宅	地 其他			宅	地 其他	
大正元年度	173	427	51	大正6年度	183	452	57
大正2年度	166	407	49	大正7年度	202	498	62
大正3年度	165	407	50	大正8年度	226	557	74
大正4年度	169	417	52	大正9年度	329	810	105
大正5年度	176	433	53	大正10年度	472	1,140	51

備考 大正九年度迄は決算による。

大正十年度は豫算による。

大正十一年度は當初豫算による。

道府縣	地 租 附 加 税			所得稅附加税	
	宅	地	其 他		
北海道		307		749	36
東京	市部	310	都市計畫 (125)	830	36
	郡部	572	都市計畫 (125)	1,396	60
京都	市部	612		1,493	65
	郡部	330	一定地域	929	40
大阪	市部	408	一定地域	996	43
	郡部	401	其他地域	973	41

大正十一年度道府縣課率(當初豫算による)

道府縣	地 租 附 加 税			所得稅附加税	
	宅	地	其 他		
神奈川		462		1,129	59
兵庫		564		1,378	59
長崎		404		986	43
新潟		560		1,366	59
埼玉		540		1,319	57
群馬		537		1,310	57
千葉		439		1,072	46
茨城		378		922	40
栃木		573		1,399	61
奈良		408		995	61
三重		493		1,204	52
愛知	市部	528	都市計畫 (40)	1,289	56
	郡部	498	都市計畫 (3)	1,215	53
静岡	市部	554	都市計畫 (40)	1,352	59
	郡部	572	都市計畫 (3)	1,398	61
山梨		417		1,016	45
滋賀		524		1,280	60
岐阜		573		1,399	61
長岡		581		1,418	62
富山		531		1,296	57
石川		459		1,120	48
福井		525		1,280	56
山形		534		1,305	57
秋田		536		1,308	57
福島		461		1,125	48
青森		514		1,255	51
岩手		550		1,344	54
宮城		410		1,000	43
鳥取		509		1,245	54
徳島		453		1,106	57
香川		490		1,195	51
高松		488		1,192	52
愛媛		507		1,239	54
高知		506		1,382	60
徳島		486		1,187	51
香川		487		1,189	52
高松		417		1,020	44
愛媛		430		1,050	45
高知		543		1,325	58
徳島		397		969	42
香川		407		994	43
高松		503		1,228	54
愛媛	市部	445	市部	1,085	47
高知	大島	463	大島	1,129	49
徳島		314		739	40
香川		487		1,181	52

(2) 戸 数 割

戸数割は明治十一年地方税規則に依りて創設せられたりと雖、爾來課税上に一定の標準なく其の賦課方法等は各府縣區々に亘り納税義務者の負擔公平ならざるものあり。屢々修正の議起りしも種々なる事情の爲統一せる規定を見ること能はざりしが、漸く大正十年十月勅令第四百二十二號を以て戸数割規則を制定せられ課税上に一定の標準を設け大正十一年度より實施することとなれり。

戸数割は二段課税の方法を採り、府縣は各市町村の負擔額を定め市町村に配當して然る後各個の賦課をなすべきものにして、其の課税標準は納税義務者の資力による、其の資力は各人の所得額及び住家の坪数を基礎とし尙之に資産の状態等を斟酌して算定するものとす。

而して市町村に配當せられたる戸数割總額中住家の坪数に依り課すべきものは其の總額の十分の一、納税義務者の資産の状態を斟酌して課すべきものは其の總額の十分の二を超ゆることを得ざるものとす。故に戸数割に於ては所得額により賦課額を算定する金額大部分を占むることとなる。

戸数割納税義務者の資力算定の標準たる所得額計算方法中山林所得に關するものを擧ぐれば次の如し。

一、山林の所得は前年に於ける總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依るものとす。(施行細則第三條第二號) 即ち山林所得は年々樹木の生育を見積り之を所得として計算すべきものにあらず、立竹木を伐採し又は土地と共に讓渡したる場合に於て所得を計算するものにして年度開始の日の屬する年の前年の實績に依るものとす、山林所得計算上に付注意すべき事項を掲ぐれば次の如し。

1. 必要經費は立竹木の植栽後伐採又は讓渡する迄に要したる一切の經費を計算するものとす、但其の經費の既往年分に對する金利は借入金を以て諸經費を支辨せるものに付ては其の支拂利息は必要經費として控除すべきは勿論なるも自己資金を以て支辨せるもの金利は必要經費中に計算すべきものにあらず。
2. 立竹木を土地と共に賣却したるときは其の賣却總代金より土地の代金を控除して計算するものとす、又他より買入れたる山林の立竹木を伐採又は轉賣したるときは其の買入代金は必要經費として計算すべきものとす。
3. 立竹木の賣却代金を數年に跨り取得する契約あるものに對しては各年の取得金額により所得を計算するものとす、此場合に於ける必要經費は各年の取得金額に按分して計算するものとす。
4. 山林の所得は主要産物たる立竹木は勿論各種の副産物と雖總て前年の實績に依り計算するものとす。

二、以上の計算方法は所得税法に於ける山林所得の計算と全く同一なり。山林所得税に就ては學理並實際上種々の議論あり、毎々議會の問題となれるが戸数割に於ける山林所得の算出方法に就ても亦同様なり。

大正十一年度の豫算によれば府縣稅戶數割の總額は 46,235,467 圓にして、課率(納税者一人當)は次の如し。

府縣戶數割課率 (大正十一年度地方財政概要に據る)

道	府	縣	課率	道	府	縣	課率	道	府	縣	課率	
北	海	道	3,300	靜	岡		5,820	山	歌	口	5,500	
東	京	{市部	—	山	梨		6,118	和		山	5,637	
京		{郡部	7,870	滋	賀		6,882	德		島	8,114	
大		{都部	7,758	岐	賀		5,730	香		川	6,250	
阪		{市部	3,450	長	阜		6,891	愛		綴	7,979	
神		{郡部	3,450	宮	野		5,031	高		知	4,163	
奈		川	5,224	福	城		5,904	福		岡	4,814	
兵		津	4,445	岩	島		5,000	大		分	7,030	
長		崎	5,152	青	手		6,300	佐		賀	5,780	
新		揚	7,088	山	森		5,950	熊		本	5,740	
崎		玉	5,114	秋	形		5,900	宮		時	6,900	
郡		馬	5,839	福	田		7,328	鹿	兒	島	5,013	
千		藁	5,700	石	井		6,721	沖		{市部	4,780	
支		城	4,160	富	川		5,140			{郡部	3,903	
那		木	6,530	島	山		4,786			平	均	5,728
奈		良	6,348	岡	取		5,019					
三		重	5,865	廣	根		6,870					
愛		{市部	—		山		4,954					
知		{郡部	5,428		島							

(3) 營業稅及雜種稅

營業稅及び雜種稅は國稅營業稅の最低限以下に屬し國稅の賦課を受けざるもの其他一般國稅として課税の目的と爲さざるものに對し各地方の状況に依り課目課額を定め賦課するものを謂ふ。

賦課項目——營業稅及雜種稅として賦課することを得べき種目は次の如し。(明治十三年四月太政官布告第十七號第一、第二條)

1. 營業稅——商業、工業。
2. 雜種稅——(料理屋以下十七號まで課税種目を掲げあるも、林業上關係を拂ければ省略す)

前記營業稅、雜種稅列記の税目に付きては府縣は府縣會の議決に依り地方の状況に應じ課税すべき課目及其の税率を定め上級官廳の許可を要することなく任意賦課することを得べし。

大正十一年度の課税課目に依れば

- イ、商業稅は六十八種稅額 6,951,312 圓 なるも林業に關係あるものは極めて尠し、即ち
 - 木炭製造業——鹿兒島縣一縣のみ。課率は生産係數一俵に付一錢、稅額 16,055 圓 なり。
 - 材木業——唯一縣のみ(縣名不明)。稅額 133 圓 なり。
- ロ、工業稅は七十二種稅額 2,927,417 圓 にして林業に關係あるものは次の如し。

課目	税額	道府縣數	備考
職工	1,141,693	41	此の内に製材職工木税職等を含むものあり。 長野縣(竈一ヶにつき二圓五十錢)福井縣(同、六圓五十錢)宮崎縣(木炭製造業。木炭一俵につき一錢五厘、松炭一俵につき五厘)福井縣、牛馬力一圓八十錢の課率 福岡縣、製材機一臺につき三圓 本表は大正十一年度地方財政概要及び大正十二年五月内務省地方局備付書類に據る。
炭燒業	63,691	4	
木挽業	4,454	1	
器械精製、製粉、製材業	2,408	1	
製材業	264	1	
水車業	86	1	
楠業	4	1	

ハ、前述の雜種税は明治十三年四月太政官布告第十七號第二條に掲げたるもの二十七種税額 16,778,454圓 なるも林業に直接關係あるものなし。
特別税の新設又は變更——前項營業税、雜種税種目の外尙地方特別の課税を必要とするものあるときは内務大臣及大藏大臣の許可を受け特に課税を爲すことを得べし、其の許可を受けたる特別税にして變更又は課率を増加せむとするとき亦同じ。(明治十三年四月太政官布告第十七號第九條)

此の特別税大正十一年度に賦課せるところに依れば八十八種、總額 25,402,718圓 にして不動産取得税、立木伐採税、木材川下税、竹木流下業税、炭燒税等林業に關係あるもの尠なからざれば項を新にして詳述すべし。

課税の制限——1. 土地、營業、所得に對しては左記各號に定むる課税を爲すの外府縣税を賦課することを得ざるものとす、但特別法令に依り特に課税を許したるものに付ては此限にあらず。(地方税制限法第一、二、三、七條)

- イ、土地に對しては地租附加税又は段別割。
- ロ、營業税を納むる者の營業に對しては營業税附加税。
- ハ、所得税を納むる者の所得に對しては所謂税附加税。

2. 府縣に於て賦課すべき營業税及雜種税の課目課額は府縣會の議決に依り之を定め毎年度内務大臣及大藏大臣に報告するものとす。(明治十三年四月太政官布告第十七號第四、五、八條)

(4) 林業關係雜種税

(イ) 不動産取得税。(不動産移轉税を含む)

不動産取得税は其の府縣内に於ける不動産の取得行爲に課する特別税にして、左記各號に該當するに非ざれば新設又は繼續することを得ず。

- 一、地租、所得税、營業税附加税は既に明治四十一年法律第三十七號第五條第一項の制限まで課税したること、但同條第二項に該當する費用あるときは之に依り相當の程度まで課税したること。
- 一、鐵業税附加税は既に極度まで課税したること。

一、戸數割(家屋税を含む)は既に一戸平均一圓五十錢を超へたること、但特別の場合に於ては此限度以下なるときと雖特に許可せらるゝことあるべし。

一、課率は千分の七以内なること、但特別の場合に於ては千分の十二まで許可せらるゝことあるべし。

一、存続期間は五ヶ年以内なること。

一、家督相續及遺産相續に因る取得に對しては課税せざること。

大正十一年度當初豫算に於ける不動産取得税の課率及び税額次の如し。

不動産取得税表(課率は内務省地方局備付の書類に據り、税額は大正十一年度道府縣雜種税一覽による)

道府縣	課率 (千分の一)	税額	道府縣	課率 (千分の一)	税額
北海道	7	176,468	山形	10	124,925
東北	7	144,687	秋田	10	73,484
東京	8	93,515	福井	10	58,720
大分	5	55,000	石川	7	59,679
神奈川	12	188,657	富山	8	93,225
兵庫	12	75,098	鳥取	8	28,117
長崎	7	67,763	根山	10	71,300
新加	7	99,365	廣島	12	144,000
埼玉	10	118,504	山口	10	122,403
千葉	(不明)	115,480	和歌山	9	78,230
茨城	10	112,234	徳島	8	98,379
栃木	10	98,186	香川	(不明)	64,806
奈良	12	101,300	愛媛	10	66,771
三重	12	107,509	高知	12	108,000
愛知	16	40,371	福岡	(不明)	36,156
静岡	10	267,835	大分	12	169,932
山梨	10	213,559	佐賀	8	133,047
滋賀	10	46,086	熊本	10	62,000
岐阜	10	50,349	鹿兒島	8	89,078
長岡	12	146,634	鹿兒島	12	61,649
宮城	12	145,200	鹿兒島	12	100,169
福島	10	90,710	鹿兒島	7	15,000
岩手	12	107,599	合計	2	4,633,367
青森	9	50,000			
	(不明)	59,132			

(ロ) 立木伐採税。

立木伐採税は樹木伐採の行爲を目的とする課税にして之が課税は立木を伐採する者に對して賦課するものとす。但自己所有の立木を伐採し自家用に供するものは課税外とせる府縣多し。(山口縣にては立竹木伐採税と云ふ)又立木伐採の行爲と伐採したる木材の川下行爲とは其の間行爲に區別あるべしと雖、同一木材に對し各別に賦課するは重複の嫌あるを以て、立木伐採税と木材川下税とを同一木材に併課するは妥當ならず。奈良縣、和歌山縣

にては流木税(木材川下税)の賦課を受くるものは課税せずと規定せり。又公共團體の伐採及び一定價格以下のものを課税外とせる府縣多し。課税標準は明確に規定せる府縣と漠然と單に「伐採價格」と規定せる府縣とあれど多くは伐採立木の賣買價格又は見積價格によるものの如し。次に縣稅賦課規則中立木伐採税に關係ある條文の二三を例示して參考に供せん。

和歌山縣稅賦課規則(抄)

第三條 縣稅ハ總テ前納トシ年稅、月稅、日稅、隨時稅(木材川下稅、立木伐採稅、捕鯨稅、狩獵稅、不動産取得稅、建物建築稅、遊興稅)ノ四種トシ賦課期日ニ於テ納稅義務ヲ有スル者ニ賦課ス

第四條 (第四項)

日稅隨時稅ハ納稅義務發生ノ日ヲ以テ賦課期日トス但シ認許又ハ登記ノ日ニ依ル

第三十條ノ二 立木伐採稅ハ立木ヲ買受ケ又ハ讓受ケ伐採シタル者ニ對シ其ノ價格ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス但シ一廉ノ價格十圓未滿ノモノ及木材川下稅ノ賦課ヲ受ケルモノニ付テハ此ノ限リニアラス

三重縣稅賦課方法。(抄) (明治四十年二月三重縣令第十號)

第三章 營業稅、雜種稅。

第五條 營業稅、雜種稅ハ課目課稅ノ定ムル所ニ依リ營業若ハ特定ノ行爲ヲ爲シ又ハ物件ヲ所有若ハ使用スル者ニ對シ左ノ區分ニ依リ之ヲ賦課ス
一、年稅ハ每期四月一日、十月一日現在ニ依リ課率ノ半額。二、月稅ハ其ノ月初日現在ニ依リ課率ノ全額。三、日稅ハ其ノ日數ニ應シ課率ノ全額。四、前各號ニ掲ケルモノノ外ハ其ノ時々課率ノ全額。

第十六條 左ニ掲ケルモノハ營業稅又ハ雜種稅ヲ賦課セス。(一——二十四、二十六、二十七省略)

二十五、左ニ掲ケル立木伐採。

府縣郡市町村其ノ他公共團體、神社、寺院及公益團體ニ於テ爲スモノ、自家用ノ爲ニスルモノ。自家所有ノ立木ヲ伐採シタルトキ但シ所得稅ノ賦課ヲ受ケヘキモノニ限ル。賣買見積價格千圓未滿ノモノ及樹齡二十年未滿ノ間伐。

第六章 追徵。

第二十一條 稅金ヲ滯脱シタル者ヲ發見シタルトキハ之ヲ追徵ス。

大正十一年度三重縣營業稅雜種稅課目課額(著)

(大正十一年三月三重縣令第十號)

雜種稅、立木伐採稅——賣買見積價格百分ノ一、二。

大正十一年度立木伐採稅課算 次表の如し。

大正十一年度立木伐採稅表 (內務省地方局備付の書類及び大正十一年度府縣雜種稅一覽に據る)

府縣	課率 (百分の一)	稅額 (圓)	備考
群馬	10	20,000	大正十一年度より施行。價格300圓未滿のもの、樹齡15年未滿の間伐には課税せず。
奈良	12	54,000	大正十一年三月増率許可。大正十年度實算17,973圓、未口5寸未滿のもの、薪炭材及び流木稅の賦課を受くるものは此の限にあらず。
三重	12	5,682	大正十一年二月増率許可。公共及公益團體の伐採、自家用の爲めにするもの、自家所有の立木を伐採したるとき(但し所得稅の課税を受くるものに限る)、賣買見積價格千圓未滿のもの、及び樹齡20年未滿の間伐は課税せず。
長野	10	10,000	大正十一年三月新設許可。
宮城	10	20,000	大正十一年三月新設許可(?)
福島	10	19,000	大正十一年度變更許可。十年度實算18,807圓、自家用立木伐採者には賦課せず。
鳥取	10	4,100	大正十年三月新設。公共團體 社寺の伐採、自家用に供するもの、價格300圓未滿のもの、薪炭用のものは課税せず。
山口	10	26,153	(十二年度豫算) 大正十二年度より新設。自家用伐採及び300圓以下のものは課税せず。
和歌山	10	16,000	立木を買受け又は讓受け伐採したるものに賦課す、但し一廉の價10圓以下のもの、及び木材川下稅の賦課を受くるものは此限にあらず。伐採の目的を以て立木を取得し三ヶ月以内に著手し間斷なく伐採するものは課税せず。大正十一年三月新設。
宮崎		19,916	大正九年度變更許可。公共團體又は公益團體の伐採、自家用の爲めにするもの、一口の伐採50肩未滿のものは課税せず。
計		194,551	

(ハ) 木材川下稅。(流木稅、木流稅、流材稅、流竹木流、木材川)

木材川下稅は道府縣により、其の名稱を異にするも、管流又は筏流をなす竹木を目的としてその所有者に賦課するものなり。課税標準及び課率は府縣により課税物件によりて一様ならず、左に道府縣別にその大要を掲記すべし。

大正十一年度木材川

道府縣	名稱	課税物件	課税標準	課税率
北海道	流木税	薪炭用材 其他	1石	30
			1石	60
京都	筏税	材木筏 竹板筏 管流林木	1乘	4,000—500
			同上	1,000—150
			同上	1,250—70
奈良	流木税	材	100才	136—170
			材	100才
三重	木材川下税	管流木材 管流木材	坪1才	500—800
			100才	250—400
静岡	流木税	管流木材 薪炭材	100才	30
			平1坪	70
山梨	流木税	木材	1棚	150
			立積1坪	800
岐阜	木材川下税	管流木材 木(薪炭材)	1尺	80
			1間	50
			平1坪	150
岩手	木流税	木枕薪 材木	1尺	70
			10挺	60
青森	木流税	木薪炭 材材	1石	20
			1棚	20
福井	筏税	木材	1乘	800—300
			材材	1本
富山	流材税	用枕薪 材材	1挺	20
			1間	150
鳥取	筏税	杉松檜 其他	1聯	1,200
			1聯	800
岡山	流竹木税	木材	平1坪	100
			100才	30
和歌山	木材川下税	木板	100才	85—111
			平1坪	10
徳島	筏税	丸太及角材 竹及板筏	100才	710
			平1坪	150—250
高知	筏税	木材、竹、薪 (筏流)	1乘	100
			木材(管流)	1本
宮崎	木材川流税	枕木造材 其他造材	1肩	10
			1肩	20
計				

下 税表 (内務省地方局備付書類及び大正十一年度道府縣雜種税一覽に據る)

税額	備考
195,296	大正十年三月増率許可。
15,087	{ 川筋によりて四區域にわけ税率を異にす、茲にはその範圍を示すこととせり。
75,000	{ 大正十一年増率許可。十年度實算 30,367圓、流下する川筋並に産地の縣内外によりて三通の税率に區別す。
12,268	{ 大正十一年増率許可。一度川下税を課せられたる木材は課税せず。
?	{ 但し富士川流下材にして山梨縣にて課税せられたるものは半額とす(大正元年十二月)、現在行はれて居るや否や不明なり。
3,873	大正十年度變更許可。大正十年度實算 2,895圓。
4,021	{ 大正九年三月變更許可。一間とは縦6尺、横6尺を云ふ。
986	
13,044	
9,400	大正十年三月増率許可。
411	{ 大正九年三月増率許可。大正十一年度實算 1,670圓
1,075	筏の長さによりて税率を種に分つて課税す。
3,529	{ 大正九年三月變更許可。用材は長さに従つて税率を三通に區別す、薪材は長さ3尺5寸以上は用材と見做す。
158	{ 大正十年度變更許可。筏は竹は100束、其他は長さ24間を以て1聯とす。
967	大正十年度實算 914圓。
89,635	{ 大正十一年三月増率許可。川筋により又他縣より流下せるか否かにより税率を異にす。
13,453	{ 大正十一年三月増率許可。大正十年度實算 13,943圓、管流材をも含む、竹及板筏は川筋により税率を異にす。
2,180	{ 大正九年三月變更許可。木材、竹は長さ1丈4尺幅6尺を以て1乘とす、薪は100束高5尺幅2丈5尺迄を1乘とす、木材の大きさにより税率を5種に區別す。
70	{ 大正九年三月變更許可。縣外にて伐採したる木材にして縣内の河流に於て流下するものに賦課す。
440,453	